

① 広島における陪審裁判― 実証的研究のための資料探究 ―

広島控訴院管内で行われた陪審裁判・第一編

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田 修（企画編集責任者）・以下（共同研究者）

緑 大輔・加藤 高・紺谷浩司

目次

解題―広島における陪審裁判―

一 はじめに

二 陪審法制定への歩み

三 陪審法施行の準備

四 広島における陪審裁判の実際

1 陪審評議に付せられた事件数

2 陪審公判一覧表

3 陪審裁判についての新聞報道

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月三日判決

- ② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」 昭和三年一月三〇日判決
  - ③ 「府中町の女髪結殺し事件」 昭和四年二月二〇日判決
  - ④ 「落合村の恨みの放火事件」 昭和四年三月一八日判決
  - ⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」 昭和四年四月二七日判決
  - ⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」 昭和四年六月五日判決
  - ⑦ 「木ノ江町の女房斬り事件」 昭和四年七月三〇日判決
  - ⑧ 「福山市の女給の殺人未遂事件」 昭和五年五月一九日判決
  - ⑨ 「福島町の実兄殺し事件」 昭和六年三月一六日判決
  - ⑩ 「段原町の一〇銭からの殺人事件」 昭和六年三月二八日判決
  - ⑪ 「呉市の放火事件」 昭和九年三月一六日判決
- 4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の間歴
- 五 新聞報道に見る陪審裁判の不振
- 六 おわりに

平成17・18年調査活動記録―広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会―

【資料一】 広島における陪審裁判―「刑事判決書」―……………（以上「第二九卷第二号」）

【資料二】 広島における陪審裁判―『中国新聞』の記事―……………（以下「第三〇卷第一号」）

【資料三】 広島における陪審裁判―『芸備日日新聞』の記事―……………（以上「第三〇卷第一号」）

【資料四】 問書・説示……………（以下「第三四卷第一号」）

- ① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月二三日判決
- ② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」 昭和三年一月三〇日判決

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二七日判決

【資料五】陪審制度実施の感想

- 1 判事・検事の感想
- 2 弁護士感想

【資料六】司法省陪審宣伝並各地法況

- 1 「法律新報」昭和三年三月一日
- 2 「法律新報」昭和三年三月二五日
- 3 「法律新報」昭和三年四月五日
- 4 「法律新報」昭和三年四月一日

解題——広島における陪審裁判——

一、今回、ここに収録されているものは、広島における陪審裁判の施行に至る状況と、施行後の状況に関する資料群である<sup>(1)</sup>。

周知のように、二〇〇九年までに「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法）が施行される予定である。そのため、裁判員が参加した公判の運用のあり方について、関心が高まっている<sup>(2)</sup>。かような状況下において、大正時代の陪審法の制定経緯や運用状況について知っておくことは、われわれが今後直面しうる問題状況を予測する際に一定の意味を持ちうるであろうし、また制度の長所・短所を推し量る際の一つの参考になろう。本研究会が、その名称にもかかわらず、大正期・昭和初期の陪審法にかかわる資料を紹介するのも、このような問題意識による<sup>(3)</sup>。

二、（一）まず本資料は、「陪審法制定へのあゆみ」において、簡潔に陪審法制定の経緯が説明されるとともに、広島弁護士会側がどのように陪審制度設置に対し接していたかが、新聞記事その他を基礎資料として紹介している。ここでは、広島においても陪審制度の設置が、「急務」だと認識され、また刑事事件のみならず民事裁判への導入をも志向していたことががわられる。同時に、議会での演説内容や成立した陪審法の解説を紙面に掲載していたことから、陪審法に対する関心が広島の地元メディアにおいても強かったことが確認できよう。

（二）次いで、「陪審法施行の準備」の項においては、陪審法制定後に一般市民に対して制度への関心を喚起する様子が紹介されている。特に、広島においてどのような広報活動が行われたのか、その詳細が「中国新聞」「芸備日日新聞」「法律新聞」などから明らかになっている。そこから、当時の陪審法の広報活動は、地方においても法曹家・文化人・メディアが参加し、その内容として、裁判劇が度々催され、また活動写真の上映や模擬裁判、絵葉書の配布（当時は絵葉書も陪審制度の開始を伝える有力な媒体だったのであろう）など、多様なものであったことがわかる。もっとも、同時にその広報をめぐっては、広島弁護士会から「皮相なる宣伝方法を改めて、真摯適切ならしむるを要す」との決議を当時の司法大臣に対して為している。このことは、広報内容のあり方についても、積極的に弁護士会がコミットしようとしていたことを推測される。また同じ機会に、陪審法廷における座席の位置について、当時裁判官の隣にあった検察官の位置を批判し、検察官と弁護人とを「対等の位置」にすべきことを決議しており、座席位置が陪審員の心証に与える影響にも注意を払っていたことががわられる。検察官・弁護人の間で公平に審理するための

空間づくりを意識していたといえるであろう。

(3)「広島における陪審裁判の実際」においては、統計資料から全国の陪審公判の審理件数が紹介されるとともに、広島における事件の詳細について、判決日および判決内容が一覧として示されている。特に、第一審で確定したものも含めた上で、個々の事案について有罪時の量刑および検察官による求刑が昭和四年以外の時期も含めて資料として発表されたケースは、管見の限り見当たらない<sup>(4)</sup>。この点で、この資料には意味があると思われる。もつとも、通常の刑事事件と比べて、とりわけ量刑の軽重が陪審制度において特徴があったかどうかについては、軽々に判断することはできない。この点についてはなお慎重な分析が必要である。

さらに、公訴罪名が殺人もしくは殺人未遂であったところを、殺意を認定できないものとして、傷害致死もしくは傷害としているケースが、広島においても四件確認できる（なお、殺人もしくは殺人未遂で起訴された件数は六件である）。このように殺人や殺人未遂で起訴された事案において、陪審が殺意を認定しない事案が多かったことは、昭和四年時には全国的な傾向として存在していたことが指摘されている<sup>(5)</sup>。本資料によって、昭和四年以降も、少なくとも広島においては、母数となる件数自体が少ないものの、殺意を認定しない判断が続いたことが示されている。このような傾向について佐藤龍馬は、未必の故意という法概念が「素人」の陪審員には理解しにくいという可能性を指摘しつつ、他方で陪審員の見解の方が社会的に「妥当」な見解である可能性も指摘している<sup>(6)</sup>。また、本資料に収録されている新聞記事によれば、検事長が、やはり未必の故意という概念が陪審員に「浸透」しなかったのではないかと、との感想を披瀝しつつ、そこが陪審法の「妙味」

だと評している<sup>(7)</sup>。このような現象が、陪審員の法的概念への理解力の問題であるのか、当事者や裁判所の説明能力の問題なのか、あるいは証拠からの事実認定の問題なのか、慎重な検討が必要などころではあるし、本資料がただから即断することは困難である。本資料の新聞記事からも読み取れるが、当事者間の争点形成を受けて設定された補問（公判に付された犯罪構成事実の有無を答申する主問と同様に、陪審員が答申を求められる）についても、その内容は択一的な認定を想定した設問から、間接事実の認定について逐一尋ねるものまで様々な形がみられる（陪審法七九条参照）。そのため、補問の設定の仕方によって議論の組み立て方が左右され、ひいては結論が左右された可能性も否定できない<sup>(8)</sup>。しかしながら当時の記事を読む限り、「殺意」を慎重に認定すべきだというコンセンサスが陪審員の中に存在していたということはできそうである。そして、真摯な議論が存在していたからこそ、陪審法の「妙味」だという評価がなされたのではあるまいか。他方で、このことは、裁判員制度においても、陪審制度と同様に問題となりうることを示唆する。すなわち、職業裁判官が評議の際に裁判員に対して説明や議論の進行を進めることが想定される以上、評議のあり方、設問の構成の仕方は、陪審制度同様の影響を及ぼす可能性が充分にあるといえよう。

本資料の収録順とは前後するが、本資料は広島で行われた陪審裁判の刑事判決書を収録している（上告事件については、上告審である大審院判決も収録している）。陪審法九七条では、陪審の答申を採択して裁判所が判決を言い渡す場合には、①陪審の評議に付した旨の記載、②有罪判決時には罪となるべき事実と法令の適用と刑の加重減免事由についての判断、③無罪判決時には犯罪構成事実を認めない旨または被告人が罪とならない旨の判

断を、示すよう求めている。これを受けて、第一審の有罪判断を示す判決書は、争点についての判断やその理由は具体的には示されない形で、犯罪事実および刑の加重減免事由を簡潔に示すスタイルをとっている。主問や補問についての答申を受けて判決書が作成されたものと推測される(新聞記事で示された補問と照合すると、その対応関係が読み取れる)。評議そのものには裁判官は関与しない以上、判決書としては資料のような記述が限界だったであろう。

また、併せて、広島陪審公判を担当した裁判官、検察官、弁護士の氏名も一覽で示している。これらは郷土史分析の際の資料として、あるいは各法律家の個人史分析の際に意義を持つであろう(この点については、本資料の「4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の閲歴」を併せて参照されたい<sup>(9)</sup>)。

さらに、広島で扱われた陪審公判については、本資料は新聞報道と、刑事判決書を収録している<sup>(10)</sup>。本来ならば、予審終結決定書や公判調書などがあれば、より公判の様子を具体的に把握することが可能であろうが、判決書しか発見できない以上、事案の詳細を知る方法は限られてくる。そこで、本資料紹介では、当時の新聞報道を以って事案の概要や公判の様子を少しでも把握できるようになっている<sup>(11)</sup>。当時の新聞記事には、裁判長の説示や訊問の様子なども掲載されている。なお、陪審法では「裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ」被告人に対して「訊問」をでき、また陪審員も裁判等の許可を受けて被告人や証人などに対して「訊問」をできたため(陪審法七〇条)、記事ではその様子が活写されている。記事からは、当時の職権主義的な訴訟構造にも起因するのであるが、裁判長が積極的に「訊問」を活用していたことがうかがわれる。また、陪審公判に付された事案が少なかつたせ

いもあるが、陪審公判に対して当時の地元紙が強い関心を示していたといえよう。

(4) 「新聞報道に見る陪審裁判の不振」においては、主に広島陪審公判による陪審制度の分析記事が紹介されている。従前より指摘されている陪審制度の問題点と重なる点も多いが、ここでは特に、被告人による陪審の辞退が多いことが繰り返し指摘されている。他にも、芸備日日新聞昭和五年六月二四日付の記事「陪審法の不人気に司法当局も悩む」などは、陪審制度が十分に活用されない理由を列挙して指摘し、また同紙昭和四年二月二六日付「陪審制度裁判の精神を没却」は、治安維持法事件が陪審の対象となっていない点を批判する見解を紹介している。

また、地元紙ではないものの、本資料中で興味深い指摘をしているものとして、広島弁護士、秦良一の手による、「陪審法の欠陥」(法律新聞昭和六年八月三日)を挙げられる(秦良一については、本資料「4 陪審法を担当した判検事・弁護士の閲歴」参照)。ここでは、陪審制度に対する四つの改善提案が為されている。陪審員の選定方法の改善、裁判長の説示の廃止、再陪審条項の削除、証拠物や証拠書類の陪審への交付の禁止である。とりわけ、最後の提案中で、予審訊問調書を評議において陪審員が読むことによつて、被告人側の主張の効果が大きく減殺されることを指摘し、「余程の重大問題」だと主張している。そして、「法定での証拠調べにおいて予審訊問調書を扱うこととし、法定で入念に議論すべき旨を主張している。この問題は、現在の刑事裁判制度に置き換えるなら、予審訊問調書の問題は、例えば検察官面前調書の扱いと類似した側面があるといえよう。特に裁判員制度において、検察官面前調書の証拠としての採用を広く認めることが生じれば、陪審制度のときと同様の議論が生じることになる。」

ここに挙げられている新聞記事群は、陪審制度が抱えた問題や、当時の関係者の認識の一端を示すものであり、いくつかの点は裁判員制度にもかかわりうるものといえる。

三、以上、本資料紹介の概要と、そこから読み取りうる事柄について述べてきた。広島における陪審制度の運用状況や刑事判決書、関与した法曹の閲歴をまとめた形で史料として示すことは、より立体的に陪審制度の運用状況を考える礎として、また裁判員制度の運用を考える際の材料の一つとして、一定の意味をもちうるものであろう。

本資料単独で何等かの明確な帰結を導くことは難しいが、それはさらなる調査・検討を踏まえていく必要があるだろう。この点については、別の機会にゆずる。(文責 緑 大輔)

(1) 陪審法の詳細については、例えば、最高裁判所事務総局刑事局監修『昭和初期における陪審法の運用について——』(司法協会、一九九五年)、三谷太一郎『政治制度としての陪審制度』(東京大学出版会、二〇〇一年)、東京弁護士会『陪審裁判・旧陪審の証言と今後の課題』(ぎょうせい、一九九二年)などに詳しい。

(2) ごく近時の文献のみを挙げれば、例えば、酒巻匡ほか「裁判員裁判における審理等の在り方(上)」(3)『ジュリスト』一三二〇号(二〇〇六年)一五九頁以下、一三二三号(二〇〇六年)一〇〇頁以下、一三二六号(二〇〇七年)一四二頁以下、三島聡ほか「小特集・裁判員制度における評議——裁判官と裁判員のコミュニケーション」(法律時報七九卷一号(二〇〇七年)一〇七頁以下など。

(3) 今回の資料紹介において、とりわけ検事・弁護士の閲歴は、増田修会員(広島弁護士会)の精力的な調査によってまとめられたものであり、広島での陪審裁判の様子を生き生きと描き出し、様子を知ることができる点で資料的に価値があるといえよう。また、刑事判決書は、増田修会員、紺谷浩司会員(広島大学名誉教授・西南学院大学教授)、加藤高会員(本学名誉教授)、緑大輔による調査の上、増田会員・紺谷会員による写真撮影および入力作業を経て活字となったものである。

(4) 昭和四年の公訴罪名、判決罪名、宣告刑などを調査した結果を示すものとして、法曹界「全国陪審公判結果一覧表」法曹会七巻一〇号(一九二九年)三三〇頁以下[最高裁判所事務総局刑事局監修・前掲注(1)二一九頁以下に収載]。

(5) 佐藤龍馬「陪審裁判事件統計」法曹界雑誌七巻一〇号(一九二九年)三三三頁以下[最高裁判所事務総局刑事局監修・前掲注(1)一二二頁以下に収載]。

(6) 同前。

(7) 本資料「3 陪審裁判についての新聞報道」の「①「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」の記事を参照。

(8) 陪審員が答申を求められる設問の内容(主問、補問の出し方)によって、「有罪、無罪の全く異なる結論の答申が出る可能性がある」という指摘もある。また、裁判長の説示についてもいろいろと評価が分かれていたといわれる。以上につき、渡邊衛「陪審制と参審制」団藤重光ほか編『佐伯千仞先生還暦記念祝賀・犯罪と刑罰(下)』(有斐閣、一九七八年)一四一頁以下、一四七頁参照。本資料は、設問の内容の多様性について、浦辺の指摘を具体的に示すものといえる。新聞記事からは、主問および補問以外にも、裁判長が説示において、より詳細に問題設定をしていたケースがあったこともうかがわれる。

(9) なお、「4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の閲歴」の「⑫榎田忠美」の項において、検事として陪審公判に立会った経験から、「捜査の端緒経過を漫然取捨することなく率直に記録上明らかにし、捜査の公平冷静を一般大衆より疑はれざるやう」備えおかなければ、陪審員の心証に影響を与えたとの指摘を紹介している。このことは、裁判員制度においても、検察官面前調書などのあり方、ひいては取調べ状況の立証との関係では、重要な示唆があるように思われる。

(10) 刑事判決書は、本資料紹介【資料一】を参照のこと。

(11) なお、陪審公判の進め方については、「3 陪審裁判についての新聞報道」の注において、「陪審裁判の進行順序」(「法律新聞」昭和三・九・二八)に簡潔に示されている。併せて参照されたい。また、山崎有信編『陪審裁判・殺人未遂か傷害か』(法律新報社、一九二九年)には、当時の実在の事件を素材に、陪審裁判の詳細が示されている。調書類や公判での尋問等も詳しい。

一 はじめに

昭和五五（一九八〇）年一二月一〇日、広島弁護士会一〇〇周年を記念して、新人丁堀会館で開催された「座談会『戦前の弁護士たち』」によると、従来、広島弁護士会において知られていた、昭和初年に行われた広島における陪審裁判に関する情報は僅かで、おおよそ次の通りである。

- ① 陪審法の施行の前提として、民間への宣伝を弁護士会に委託されて、広島でも陪審劇をしたことがあるが、弁護士高辻朋房、同田坂戒三、同下向井貞一らが参加した。
- ② 陪審による事件は、広島ではおそらく「広瀬町の美人仲居殺し事件」一件だけで、田坂戒三が弁護士をした。
- ③ 昭和七年頃には、陪審裁判は有名無実となっており、中国弁護士会で、陪審制を廃止せよという決議をしたことがある。
- ④ 広島地方裁判所で行った陪審模擬裁判の写真が、一葉残っている。  
そこで、本資料紹介は、残存する『芸備日日新聞』、『中国新聞』ならびに刑事判決原本（広島地方検察庁保存）などにより、広島における陪審裁判の実態を調査し、陪審裁判研究の資料として記録するものである。

〔注1〕「座談会『戦前の弁護士たち』」（広島弁護士会『会報』第30号・創立一〇〇周年記念特集号、昭和五六年二月）は、『広島弁護士会史』（広島弁護士会・昭和六年七月）の資料編「先進（物故）会員を偲ぶ―座談会―」に収録された。出席者は、神田静雄、下向井貞一、白川彪夫、高辻朋房、田坂戒三、森山喜六で、司会者は椎木緑司、秋山光明、その外に人見利夫会長、関本隆副会

長、外山佳昌広報委員会委員長らが参加した。『会報』第30号の表紙には、陪審法廷の絵（昭和二七年三月神田周造画、広島高等裁判所蔵）が印刷されており、二四頁には、広島地方裁判所における陪審模擬裁判の写真が掲載されている。

なお、前掲『広島弁護士会史』は、戦後編であって、明治・大正・昭和戦前編については、原爆により資料が焼失したので、現在のところ編集の予定はない。

〔注2〕各地の陪審裁判の実情については、次の論考がある。

- ① 浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究―経験談による実態調査を中心として―』司法研修所調査叢書第9号（司法研修所・昭和四三年三月）
- ② 熊谷弘「新聞報道を通じてみた東京地裁最初の陪審裁判―その審理の素描―」（『判例タイムズ』229、昭和四四年三月）
- ③ 知原信行「陪審制度―京都の動きを中心として」（『京都弁護士会々報』193、昭和五八年一月）。後に、京都弁護士会会史編集委員会・編『京都弁護士会史』明治大正昭和戦前編（京都弁護士会・昭和五九年一月）に収録
- ④ 林正宏「仙台の陪審裁判について」（『判例タイムズ』630、昭和六二年五月）
- ⑤ 橋本誠一「陪審裁判」（『在野』法曹と地域社会』法律文化社・平成一七年三月）。初出『法政研究（静岡大学）』第6巻第1号、平成一三年八月

なお、陪審法実施を記念して発行された、『法曹会雑誌』第7巻第10号・陪審法実施記念号（法曹会・昭和四年一〇月）、および「陪審と新訴訟に対する全国法曹の声」（『法曹公論』377・陪審法施行三周年・新訴訟実施二周年記念号、昭和六年一〇月）にも、各地の陪審裁判の実情が報告されている。

〔注3〕陪審裁判の実録としては、旭川の弁護士山崎有信が、弁護士として臨んだ陪審公判における審理の全記録を、『陪審裁判殺人未遂か傷害か』（法律新報社・昭和一一年四月）と題して出版している。

〔注4〕我が国で実施された陪審裁判の概要を把握するには、最高裁判所事務総局刑事局・編『我が国で行われた陪審裁判―昭和初期における陪審法の運用について―』（最高裁判所事務総局・平成七年二月）が参考になる。これには、「第六編 法令等」に、制

定時の陪審法・一部改正、陪審法施行関係の勅令、陪審法施行規則、地方裁判所支部と陪審裁判に関する司法省令・大臣訓令、陪審員資格に関する勅令・司法次官通牒、陪審員に対する待遇関係の勅令・大臣訓令・司法次官通牒、陪審法の停止に関する法律・一部改正などが、収録されている。

なお、陪審法が実施された頃の「六法」としては、現代法制資料編纂会・編『昭和八年版六法全書』（国書刊行会・昭和五九年一月）がある。

（注5）第二次世界大戦前の広島控訴院・広島地方裁判所（当時の検事局を含む）が保有する裁判記録・帳簿類は、庄原区裁判所などに疎開されていたので、アメリカ軍の原子爆弾投下による被爆を免れた。その大要は、数野文明「原爆とアーカイブズ」（『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇・第1号、平成一七年三月）および広島市・編『広島原爆戦災誌』第三卷（広島市・昭和四六年一〇月）を参照されたい。

（注6）『芸備日日新聞』（以下、「芸日」と省略）は、澤原悟郎氏寄託（呉市総務部市史文書課提供）原紙のコピー版を、呉市中央図書館において閲覧・謄写した。『中国新聞』（以下、「中国」と省略）は、広島県立文書館所蔵のコピー版を閲覧・謄写した。

## 二 陪審法制定への歩み

1 陪審制度に弁護士界の方から積極的に意見を出したのは、明治三三（一九〇〇）年四月七日、日本弁護士協会の評議員会第三〇例会に「陪審制度ヲ設クルノ件」として磯部四郎と三好退蔵から提出された議案を、始まりとする。この議案は、花井卓蔵の提議を容れ、提出者の成案を徴して、更に討議に付することに決定された（『日本弁護士協会録事』第31号、明治三三年四月）。明治三三（一九〇〇）年三月現在の評議員名簿には、広島からは安倍萬太郎、森田卓爾が掲載されているが（『日本弁護士協会録事』第30号、明治三三年三月）、彼らは、評議員会第三〇例会に

は出席していない（前掲『日本弁護士協会録事』第31号）。

そして、明治四二（一九〇九）年一月一日、日本弁護士協会臨時大会において、我が国情に適する陪審制度を設けるよう、決議がなされた。この大会には、広島からは森田卓爾、高田似壠が出席した（『日本弁護士協会録事』第137号、明治四二年二月）。

2 陪審制が立法過程に投入されたのは、明治四三（一九一〇）年二月の第二六議会に、当時野党であった政友会が提出した「陪審制度設立ニ関スル建議案」が、衆議院を満場一致で通過したときである。この建議案は、原敬のイニシアティブで提出されたものであった。

大正七（一九一八）年九月、原内閣が成立すると、原敬は陪審制の立法化に着手したが、平沼騏一郎検事総長らは、刑事訴訟法改正案中に織り込むことが必要であり、単独に提案することは不得策であると勧告したので、一旦は刑事訴訟法改正作業の進展を待つこととした。しかし、大正八（一九一九）年五月二〇日、原敬は、閣議に特別法の形で陪審制を立法化することを提議し、閣議の了承を得て、同年七月八日、内閣に臨時法制審議会を設置した。

広島においても、大正八（一九一九）年四月五日、広島弁護士会は、同年四月一九日から岡山において開かれる、広島控訴院管内六県弁護士大会に提出する議題の第一番に「刑事裁判に関し陪審制度を設くるの急務なるを認む。」ことを決議している（『芸日』大正八・四・七）。そして、この議題は、同年四月一九日、岡山市会議事堂において開催された広島控訴院管内弁護士大会で、可決された（『山陽新報』大正八・四・二〇）。

（注）『山陽新報』（大正八・四・二〇）は、大正八年四月一九日、岡山市会議事堂で開催された広島控訴院管内弁護士大会について、

大会出席者、大会決議の内容、志方控訴院長の挨拶、懇親会の状況などを、写真付きで、かなりのスペースを取って報道している。この「山陽新報」は、高原勝哉弁護士（岡山弁護士会）に、岡山県立図書館でマイクロ・フィルムを閲覧し、謄写してもらったものである。なお、同様な記事は、「法律新聞」（大正八・四・二八）にも出ている。

3 日本弁護士協会は、大正八（一九一九）年一月一日、陪審制度実行に関する件を主題として臨時総会を開き、「当局ヲ督励シテ、其（注、陪審制度）実現ヲ速カナラシメントヲ期ス。」という決議を可決し、実行委員として在京会員一〇〇名を指名し、全国各地方弁護士会長を陪審制度実行地方委員に推挙した（『日本弁護士協会録事』第246号、大正八年二月）。

広島弁護士会も、大正八（一九一九）年一月二日、臨時総会を広島地方裁判所弁護士控室において開き、陪審制度の採否についての件は満場一致で採用し、また、我が国民の醇風美俗に副うべき民法改正補修を要する点を調査して司法大臣に申報する件は、別に調査委員を置き、同時に陪審制度問題も併せて調査することに決した。調査委員会には、岡咲禮太郎会長が、森田卓爾、高田似壠、田上諸藏、香川秀作、藤田若水、池田寛作、麓巖、吉田眞策、岡田陸藏、横山金太郎、松井繁太郎、野間傳吉、岡咲禮太郎を指名した（『芸日』大正八・二・四）。『芸備日日新聞』は、これら委員の談話を「陪審制度民法改修の研究」と題して、七回にわたり連載した（『芸日』大正八・二・五、九、大正二・一〇、二二）。

大正九（一九二〇）年三月九日、広島弁護士会は、法務大臣から諮問された陪審制度採否問題について、数次審議の結果、次の綱領を決定し答申した（『芸日』大正九・三・一〇）。

一 陪審制度は、刑事裁判及民事裁判に之を採用すること。刑事裁判の陪審の範囲は左の如し。

死刑、無期又は短期一年以上の懲役若くは禁錮に該当する事件及び政治に関する事件は、総て陪審に附すべきこと。

前項以外の刑に該当する事件の裁判は、被告人、法律上代理人又は弁護人の請求により陪審に附すべきこと。

民事裁判の陪審は、当事者の請求により陪審に附すべきこと。

二 陪審員は、市町村の公民にして年齢満三十歳以上の男子中より、市町村の公民に於て選挙すること。

三 裁判に干与すべき陪審員の数は、十二名以上とし、其評決は三分の二以上の同意を要すること。

四 陪審裁判は、第一審を以て事実終審と為すこと。

五 陪審裁判の審理は、検事及弁護人に於て、証人に対し直接審問を為すことを得せしむること。

4 大正八（一九一九）年七月八日に設置された臨時法制審議会には、同年一〇月二四日の総会で、陪審制の立法化を具体的に検討する主査委員会が設けられて審議された。そして、大正九（一九二〇）年六月九日、主査委員会が可決した大綱に基づいて、同年六月二一日倉富勇三郎・花井卓藏・江木衷の三者によって「陪審制度ニ関スル綱領」が起草された。この綱領は、同年六月二八日、臨時法制審議会委員総会に付され、全会一致で可決された。

大正九（一九二〇）年七月二八日、司法省に陪審法調査委員会が設置され、臨時法制審議会から答申された「陪審制度ニ関スル綱領」に基づいて、政府は枢密院および帝国議会議に提



出すべき陪審法案の起草に着手した。同年一月三日および四日の陪審法調査委員会において、司法省案が決定されたが、ほど全面的に「陪審制度ニ関スル綱領」に依拠したものであった。

こうして、大正一〇（一九二一）年一月一日、陪審法案は、枢密院に諮詢されが、反対論が強く審査は進まず、そうこうしているうちに同年一月四日、原敬は兇刃に斃れた。しかし、陪審法案は、後継の高橋是清政友会内閣によって原の遺産として承継され、枢密院側の修正要求を大幅に取り入れた諮詢案修正案が、大正一一（一九二二）年二月二十七日枢密院本会議で可決された。枢密院の承認を得た陪審法案は、直ちに開会中の第四五議会に提出された。憲政会代議士横山金太郎（弁護士・広島弁護士会）は、従弟の憲政会代議士横山勝太郎（弁護士・東京弁護士会）と共に、陪審法案委員会委員として法案審議に当たった。陪審法案は、同年三月一日同委員会において可決され、同年三月一三日の衆議院本会議で可決された。その衆議院本会議において、横山金太郎は「陪審法案に対して警告的に賛成する」という名演説を行なった。しかし、貴族院では、陪審法案に絶対反対の若槻礼次郎らの議事引き延ばしにあい、会期切れのため審議未了に終わった。

ところが、廃案となった陪審法案は、大正一一（一九二二）年六月、高橋内閣瓦解後に成立した、加藤友三郎内閣によって再び取り上げられ、同年二月二〇日枢密院本会議で再度の承認を得て、再度帝国議会で提出された。衆議院では、大正一二（一九二三）年三月二日法案は可決され、貴族院では、若槻礼次郎による陪審法案反対の長時間演説や、それに対する花井卓藏の賛成演説などがあり、同年三月二一日深更、可決された。

その間、広島においては、臨時法制審議会、枢密院、帝国議会で陪審法案が審議される経過について、逐一新聞報道されている。なかでも、『芸備日日新聞』は、第四五議会の衆議院本会議における横山金太郎の演説要旨を八回に分けて連載している（芸日）大正一一・三・二九〜三二、大正一二・四・二〜二六。そして、同紙は、陪審法が成立すると直ぐに、陪審法の解説を二回に分けて、簡潔に分かり易く紹介している（芸日）大正一二・三・三〇〜三二）。

陪審法は、大正一二（一九二三）年四月一八日公布され、昭和三（一九二八）年一月一日施行された。しかし、昭和一八（一九四三）年四月一日公布された「陪審法ノ停止ニ関スル法律」により、その施行を停止されたまゝとなっている。

（注1）陪審法が、政治過程に投入されてから、成立するまでの経過については、三谷太一郎『近代日本の司法権と政党―陪審制成立の政治史―』（塙選書86、塙書房・昭和五年九月。後に、三谷太一郎『政治制度としての陪審制 近代日本の司法権と政治』、東  
京大学出版会・平成一三年九月に収録）に依拠した。

（注2）主査委員会の委員は、一木喜徳郎（枢密顧問官、主査委員会委員長）、横田国臣（大審院長）、倉富男三郎（帝室会計審査局長官）、富谷銈太郎（東京控訴院長、美濃部達吉（東京帝国大学法学部教授）、磯部四郎（貴族院議員・弁護士）、花井卓藏（衆議院議員・弁護士）、鶴澤總明（衆議院議員・弁護士）、江木衷（弁護士）、原嘉道（弁護士）の一〇名であった。

（注3）「陪審制度ニ関スル綱領」（全三八カ条、および枢密院に諮詢された「陪審法案」（司法省案）は、『陪審法案帝国議会へ提出ノ件』（国立公文書館所蔵、「請求番号」本館2A-015-09・枢D00467100）に収録されている。なお、枢密院における主要な修正点は、林頼三郎「日本陪審法沿革史の一節」（『法曹公論』343、昭和三年一〇月）に纏められている。

（注4）陪審法案が枢密院に諮詢されたのは、「枢密院官制及事務規定」（明治二二年勅令第二二号）に定める諮詢事項である「憲法ニ附属スル法律」に該当すると考えられたからである。諸橋襄「陪審法と枢密院の審議」（『帝京法学』第13巻第1号、昭和五七年一月）参照。

(注5) 第四五議會に提出された「陪審法案」は、『帝國議會 衆議院議事速記録』41・第四五回議會下(東京大学出版会・昭和五七年六月、四五五頁)、第四六議會に提出された「陪審法案」は、『帝國議會 衆議院議事速記録』42・第四六・四七回議會上(東京大学出版会・昭和五七年七月、一八四頁)に収録されている。

(注6) 第四五議會における横山金太郎の演説は、前掲『帝國議會 衆議院議事速記録』41(六八〇頁)に収録されている。また、前田英昭「憲政壇上を飾った名演説 横山金太郎「陪審法に警告的賛成をする!」」(『国会画報』第44巻第2号、平成一四年二月)にも紹介された。金太郎は、陪審法案には、裁判長による陪審員の答申の更新条項(第九五条)、納税額による陪審員の資格制限(第二二条)などがあって不完全ではあるが、国民の司法参与を開いたという点から、不完全な点を改正するように警告して賛成した。

(注7) 横山金太郎・同勝太郎(兩名とも広島県庄原市出身)は、第四五議會陪審法案委員会の委員を務めた(『帝國議會 衆議院委員會議録』32・第四五回議會2、臨川書店・昭和六〇年六月、五〇九頁)だけではなく、第四六議會陪審法案委員会の委員でもあった(『帝國議會 衆議院委員會議録』36・第四六回議會三、臨川書店・昭和六一年四月、一九一頁)。

横山金太郎は、明治元年一月一日出生・昭和二〇年九月二五日死亡、明治二三年五月広島法律学校卒業、明治二四年七月東京法学院卒業、明治二四年二月代言人試験及第、明治二六年五月から弁護士、明治二八年一〇月任官し、明治三二年一〇月までの間、西条区裁判所判事・台湾総督府法院判官などを歴任、明治三二年一月弁護士再登録、明治四一年五月から昭和一一年二月までの間は広島県郡部選出の衆議院議員(ただし、明治四五年五月の第一回総選挙は落選)、昭和一〇年二月から昭和一四年二月までは広島市長であった。その系譜は、増田修「広島法律学校沿革誌」(『修道法学』第28巻第1号、平成一七年九月、三一八頁)を参照されたい。

横山勝太郎の閥歴・評伝は、黒澤松次郎「故横山勝太郎君」(石井敬三郎外三名・編『現代弁護士大観』第一巻、丸万商店・昭和七年一二月。後に、『日本法曹界人物事典』第九巻、ゆまに書房・平成八年一月に収録)を参照されたい。

(注8) 貴族院における、若槻礼次郎の陪審法案に対する反対演説は、『帝國議會 貴族院議事速記録』43・第四六・四七回議會下(東

京大学出版会・昭和五七年八月、六四一頁)に収録されており、その骨子は若槻礼次郎『若槻礼次郎自伝 古風庵回顧録 明治・大正・昭和政界秘史』(読売新聞社・昭和二五年三月)に纏められている。

(注9) 若槻の陪審法案反対演説に対する駁論でもある、大正一二年三月二二日の貴族院における、花井卓藏の賛成演説は、前掲『帝國議會 貴族院議事速記録』43(六六一頁)、および花井卓藏『訟庭論草 満鉄事件を論ず 附陪審法に就て』(春秋社・昭和五年八月)に収録されている。

花井卓藏は、広島県三原市出身、明治元年六月二日出生・昭和六年一二月三日死亡、明治二三年一二月代言人となり、明治二六年五月から昭和四年六月まで弁護士、明治三二年八月から大正九年二月までの間は広島県郡部選出の衆議院議員、大正一一年六月から昭和六年一二月の間は貴族院議員(勅撰)であった。その評伝は、小林俊三「花井卓藏(稚翠)」(『私の会った明治の名法曹物語』、日本評論社・昭和四八年一〇月)を参照されたい。

### 三 陪審法施行の準備

司法省は、大正一五年度陪審法施行準備方針として、「講演会開催」、「配布文書の作成」、「新聞雑誌の利用」、「活動写真の利用」、「陪審法施行準備員の嘱託」、「ラヂオ放送」、「遣外法官等に対する嘱託」、「大学其他の学校との連絡」について、次の通り決定した(中国大正一五・六・二八)。

第一「講演会開催」 全国地方裁判所および同検事局に、具体的企画を立てさせ、本省は一般的標準を支持するに止める。(一) 裁判所および同検事局に、その管内において講演会を主催させる。(イ) 区裁判所および同検事局にあつては、管内の市町村長もしくはその代理者を、適当な機会に区裁判所または便宜の場所に招致し、

陪審法の大意を説明し、更に説明冊子を交付して、各自関係市町村に配布させる。

(ロ) 地方裁判所および同検事局は、公会堂、小学校その他公共集會場または劇場等を使用して、講演会を開催し、一般会衆を来聴させ説明冊子を配布する。講演には、所長、検事正が率先してこれに当たり、庁員または弁護士、学者等の中より適当な者を選びこれを委嘱する。なお、臨機本省より書記官を派出する。(二) 他官庁その他公私の団体(例えば、官公吏所練習教育会、講習会、在郷軍人会、青年会等)において、陪審法の講演を希望する場合には、近接裁判所もしくは検事局の職員または本省書記官を派出し講演をさせる。右の機会を多くするため、本省より諸官省庁、府県に通牒を發し、右の希望ある場合には、近接裁判所もしくは検事局または本省に申し出るよう通告する。

第二「配布文書の作成」 陪審法の内容に関する説明書は、昨年度、二種合計二百八十万部を印刷したので、今年度は、更にこの種のものを作成する必要がある。よつて、本年度は、裁判ならびに陪審の本質について、簡明直截に説明した小冊子を作成し、適宜配布するのに務める。右の外、講演会のポスター、陪審標語挿入の絵葉書、陪審標語の捺印等の作成方につき攻究する。

第三「新聞雑誌の利用」 新聞、雑誌の寄稿、談話掲載等の方法により、陪審法の精神および陪審法の大意を、広く一般に周知させる。この点については、本省々員が主として、これに当たる。

第四「活動写真の利用」 興味本位に流れず、陪審裁判の手續き進行の模様を撮影した、上品な映画を作成するのは望ましいが、今年度は予算が十分でないのと、陪審

法廷、書式等が未だ確定していないので、この種の企画は来年度に延期し、本年度は、陪審廷を現出する既成の映画を購入し、講演会の参考資料として観覽させる。

第五「陪審法施行準備員の嘱託」 裁判所、検事局および本省の職員は、進んで陪審法施行の準備に尽瘁すべきは勿論であるが、右の外、所長、検事正より適当なものを嘱託して、これに当たらせる。

第六「ラヂオ放送」 次官もしくは刑事局長等において、學術講演として、陪審法の大意を放送する。

第七「遣外法官等に対する嘱託」 外国の陪審制度を視察して帰朝した法官等に、外国参考書の翻訳その他の事務を委嘱する。

第八「大学その他の学校との連絡」 大学その他の学校と連絡を保持し、学生・生徒に陪審制度を会得する機会を与え、訴訟演習または厳正な方法で模擬裁判をするような場合には、裁判所、検事局または本省より適当な援助をする。

大正一五(一九二〇)年三月三〇日、司法省では、『陪審制度の話』、『陪審裁判とはどんなものか』というパンフレットを、各二〇〇万部印刷し、全国市町村役場、在郷軍人会、青年団、大中の諸各学校、社寺、教会、警察署、府県市町村會議員などにもれなく配布した。同年四月からは、六大都市には司法省から直接書記官を出張させ、地方裁判所所在地では所長、検事正が講師となつて、その所管内の判検事、弁護士を集め講習会を開き、次に、この判検事、弁護士が講師となつて適当な場所で講習会を開き、将来陪審官となるべき市町村長または地方有力者に一般的知識の注入をするという段取りで、追々は活動写真隊を巡廻させて陪審裁判の型を教えることとした(「芸日」大正一五・四・一タ刊)。

活動写真については、大正一五（一九二六）年三月、司法省は、日本フィルム協会に陪審フィルム製作を依頼して、欧米各国陪審の状況フィルムを蒐集し、宣伝用にそれを編集した。第一は、メトロ会社製作『赤熱の十字架』より取り、第二は、パテー社製作『母の罪』から取り、第三は、米国物『ブロークラウ』から取ったもので、何れも陪審制度を筋も面白く、而も分かり易く写したもので、複製し各地の裁判所に配布するという（『芸日』大正一五・八・二四夕刊）。そして、昭和二（一九二七）年一月には、司法省は、日活に依頼して陪審制度の劇映画を作成することにした。それは、益田甫原作・畑本秋一脚色『ある女の死』（一般公開された題名は、『屍は語らず』）と題する犯罪ロマンスで、監督阿部豊、主演岡田時彦、瀧花久子、助演山本嘉一郎らであった（『芸日』昭和二・一一・二三）。

（注1）陪審法の実施に際して、その外にもどのような準備がなされたかについては、大原昇「陪審法の実施準備に就て」（『法曹雑誌』第7巻第10号、昭和四年一〇月）がある。

（注2）パンフレット『陪審制度の話』は、『法律新聞』（大正一五・四・一三）に掲載されている。

（注3）映画『屍は語らず』は、京都にあった日活大將軍撮影所において作成され、昭和三年一月から、全国の日活系映画館で上映された（前掲・知原信行「陪審制度―京都の動きを中心として」参照）。

（注4）昭和二年七月二八日午前二時から、第一回「陪審法実施委員会」が、司法大臣官邸会議室において開会された。この委員会には、在朝・在野法曹から構成されていた。原嘉道司法大臣の挨拶に続き、鶴澤總明が委員長に選ばれた。鶴澤は、陪審裁判上最も難関である法廷の構造問題を議題として提案したが、議論百出して意見が一致せず、正午散会して、法相の午餐会に出席したという（『芸日』昭和二・七・二九）。

（注5）昭和三年七月二六日から三二日まで、各地方裁判所判検事を司法省に招集して司法官会議を開催するが、同月二八日には、全国の弁護士会長を招き、陪審事務に関する打合わせをすることになった（『芸日』昭和三・七・二四）。

広島における陪審法施行の準備については、『芸備日日新聞』、『中国新聞』などの報道を見ると、次の通りである。

1 大正一四（一九二五）年一月五日、岡山市会議事堂において開催された、広島控訴院管内弁護士大会において、「陪審法の実施までには、其趣旨を徹底的に国民に周知了解せしむる要があるが故に、大に宣伝の要あり。司法省にては、相当宣伝費ある筈なるに、今の如き宣伝の仕方にては、甚だ心細し。依て、各弁護士会と協会して、熱心宣伝に務むべく、其費用も相当支出せられんことを要望す。」という決議事項を含めて、一〇数項目の司法制度に関する決議がなされた（『法律新聞』大正一四・一一・二五）。

2 広島市では、大正一四（一九二五）年一月八日から四日間、寿座において陪審制度裁判劇が開演された。この裁判劇は、青年法律家川村金次郎を主幹とし、東京新派男女俳優連、文士、大学生、新聞記者からなる陪審法研究会が、東京を出発して、各地で研究資料として公開してきたものである。演目は、○金と男に捨てられし可憐なる乙女の罪、孝女の犯罪、○某市大工場に起った労働争議の真相、○花柳界に於て全国的に大問題となった惨殺事件（某花柳界の重大事件、芸妓の犯罪）であった（『芸日』大正一四・一一・八、『芸日』大正一四・一一・一〇）。

3 大正一五（一九二六）年七月六日から、広島市寿座において、日本文化協会の率いる模擬裁判劇を開演した。この時は、東都の新劇界の権威である文化座の男女数十名が事実問題をとりえて前提劇を演じた。そして、文化協会の新聞記者、法律家、大学生、および広島市法曹界の権威横山金太郎、松井繁太郎、香川秀作、森保祐昌、井上博らをはじめ数十氏の賛助を得て、模擬裁判劇を演じ、陪審制度宣伝応援のため奮起した少壮弁護士平野春一、大町和左吉、田坂戒三その他数名がその裁判劇に出場して熱弁を揮った。陪審制度宣伝劇の芸題としては、○最近某所に起こった大事件、○恋愛と金権に絡まる美人の犯罪、○女教員の哀れな嬰兒殺し、○土々呂焼の悲惨事件、○白痴娘の妹殺しなどである（芸日「大正一五・七・六」芸日「大正一五・七・八」）。

4 尾道市においては、大正一五（一九二六）年九月二七日から三日間、偕楽座で川村金次郎一行の手によって、陪審制度裁判劇「美人の犯罪」が上演された。この劇には、尾道支部裁判所中場彌太郎監督判事や尾道弁護士協会も後援者に加わった。入場料は、一五五五銭のところ、中国新聞尾道支局の割引券持参の者は、四〇銭で入場できた（中国「大正一五・九・二七」）。

5 大正一五（一九二六）年一月六日、広島市の広島高等工業学校講堂で開催された広島控訴院管内弁護士大会において、松山弁護士会から「陪審法施行に付、司法省の宣伝方法は遺憾なしとせず。映画其他の方法を以て積極的にせられんことを望む。」という議案が提出され、可決されている。この大会では、山口弁護士会からは、「陪審制度の施行を大正二〇年まで延期すること。」という議題も提出されたが、否決された。また、山口弁護士会からは、「陪審法廷に於ける検事、弁護士の席を対等とすること。」も提議されたが、岡山弁護士会の「法廷に於ける弁護士席の設備に付き相当の考慮を煩わしたきこと。」という議案と併せて、「刑事法廷に於ける設備に付き相当の考慮を煩はすこと。」と修正し可決された（中国「大正一五・一一・六〇七」）。

6 昭和二（一九二七）年になると、広島地方裁判所および検事局主催で、同年二月一八日午後五時から寿座において、陪審制度の宣伝を行った。先ず、大審院刑事部長板倉松太郎判事が陪審制度について講演し、次いで、列国の制度を視察して帰広したばかりの大原利文広島控訴院判事が実地視察談をして、最後に、司法省で製作した欧米各国の陪審制度の実地公判から製作した活動写真を上映した（芸日「昭和二・二・一五」）。

7 昭和二（一九二七）年三月七日、広島弁護士会陪審制度調査委員会（富島暢夫、香川秀作、松井繁太郎、米田権之助、池田寛作、土井与一、田中豊、貞広角治）は、司法省の諸諮問案について審議し、次のような決議をし、同月一四日江木翼法相に申告した（芸日「昭和二・三・一五」）。

第一 陪審制度に要する法廷其他の設備は、裁判の威厳を保持するに足るべきを要し、実施を急ぐために姑息な方法に出ずべきものに非ざるを考慮すべし

第二 検事と弁護士は、対等の位地に置くことを要す

第三 従来の皮相なる宣伝方法を改めて、真摯適切ならしむるを要す（注、この項には、傍聴人

陪審員等につき最も適切なる研究資料を具述してあるというが、新聞には掲載されていない。

右は、必要欠くべからざるものにして之を完成せんとせば、勢ひ相当の期間内陪審法実施を延期するを可と信ず。

8 昭和二（一九二七）年五月二八日公布の勅令第一四四号に基づき、全国市町村長は、同年九月一日現在の陪審員候補者名簿の作成に着手した（芸日「昭和二・六・三」。広島市では、同年九月末には陪審員資格者名簿が完成し、一〇月一日から一八日まで、市内天神町清岸寺市役所庶務課分室で一般の縦覧に供することになった。一〇月末には、広島市の有権者六、二八九名の中から、一四七名の陪審員候補者を抽選で選ぶ予定であるという（芸日「昭和二・一〇・二」）。

（注）広島県立文書館には、旧深安郡山野村（現福山市）における、陪審法施行期間中の「陪審員資格者調査票」（自昭和二年至同六年、自昭和七年至同十一年、自昭和十二年至同十五年の三冊）、「陪審員資格者名簿原本」、「陪審員候補者名簿副本」、「陪審員候補者選定録」、ならびに「陪審関係法規及通牒綴」、「陪審員関係書類綴」が保存されている。

9 昭和三（一九二八）年九月三〇日、広島地方裁判所陪審法廷で、本物の判事（裁判長宮脇幸治判事ほか二名）検事（樞田忠美検事）、陪審員、弁護士（松井繁太郎広島弁護士会長、池田寛作常議員会議長）が参加して、被告人、証人には裁判所書記が扮し、陪審法に基づく模擬裁判が行われた。模擬事件は、昭和二年八月一日、加茂郡原村のアメリカ戻りの中年男梅本三次（仮名）が、芸妓和歌と馴染んだすえ、同郡八本松の料亭で和歌を絞殺し、自宅に逃げ帰って二人のわが子を

絞殺した殺人事件（求刑懲役二五年、判決懲役二五年）から、わが子を殺した点を除いて、モデルにしたものである。模擬裁判では、陪審員の答申により、自殺幇助として懲役三年の求刑があり、懲役二年・執行猶予三年の寛大な判決となった（芸日「昭和三・九・一五夕刊」、「芸日」昭和三・九・三〇夕刊、「芸日」中国「昭和三・一〇・一」、「芸日」中国「昭和三・一〇・二夕刊」）。

（注）この模擬裁判のモデルとなった事件は、「芸日」（昭和二・八・二二夕刊、昭和二・八・二二、昭和三・一・一七、および「中国」（昭和二・八・二二夕刊、昭和二・八・二二〜二三、昭和三・一・一七）に詳しく報道されている。

10 昭和三（一九二八）年一〇月一日の「司法記念日」、広島地方裁判所において午前九時から、市内の有力者、市内陪審員候補者、弁護士、各官衙の代表者、市内各専門学校・中学校長、各新聞社長、銀行頭取・支店長、在広両院議員、郡・市会議員その他、約五五〇名を招待して、新築の陪審法廷、陪審員宿舍などを公開した。記念に菓子と陪審法廷の絵葉書が贈られた。同日四時から、広島控訴院において、判検事、書記、公証人、弁護士ら約一〇〇名が祝賀会を催した（中国・「芸日」昭和三・一〇・二夕刊）。

（注）昭和三年一〇月一日、陪審法実施の日に天皇陛下が東京地裁・東京控訴院・大審院へ行幸され、勅語を賜ったのを記念して、一〇月一日を「司法記念日」と定めた。しかし、昭和一四年一月一日、「裁判所構成法」実施五〇年記念日に、天皇陛下が大審院を始とする法衙に行幸され、勅語を賜ったので、この年から一月一日を「司法記念日」に変更した（「法律新聞」昭和一四・一・一・三）。現在の「法の日」（一〇月一日）は、最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会の進言により、昭和三五年六月に閣議決定されたが、これは陪審法施行を記念した「司法記念日」に由来する（『自由と正義』第11巻第10号、昭和三五年一月参照）。

11 福山市においては、昭和三（一九二八）年一〇月六日・七日、陪審制度普及会主催で、福山区裁判所、福山弁護士団、警察署、市役所の後援の下、福山市大黒座で、陪審制度模擬裁判を行った。その裁判資料は、「芸妓君香の二人殺し」で、模擬裁判には、福山の弁護士藤井定一（裁判長役）、同石藤好輝（検事役）、同河村善吉（弁護士役）、同佐藤房松（陪審員指導役）ら、および陪審員有資格者一二名が出演した。そして、昼の部では福山区裁判所井上勘太郎判事、夜の部は吉武泰夫監督判事の陪審法に関する講演があった。第一日の六日には、聯隊四〇〇名、中学校一五〇名、師範一五〇名、高女三〇〇名、門田女一五〇名、増川女五〇名が午後から観劇した（「中国」昭和三・一〇・八）。

12 呉市においては、昭和三（一九二八）年一月二日から三日間、広島県連合保護課・呉保護感化樹徳会主催の陪審制度裁判劇が、呉日日新聞社・中国新聞社呉支局・芸備日日新聞社呉支局後援の下に、劇場呉座で開演された。在呉弁護士総出演で、東京新自由劇団木村吉之助一党が、資料劇「薄命な女の犯罪」五幕、「妹の為に予備水兵の殺人」五幕を演じた。会費は、五〇銭であった（「芸日」昭和三・一一・一八夕刊、「芸日」昭和三・一一・二二）。

13 昭和三（一九二八）年一月一日から、広島市新天座において、陪審裁判劇「美人の放火事件」が開演された。東都新進幹部女優が特別出演し、観客は陪審員として判断するという。後援は、広島弁護士会有志、広島各新聞社である。七日からは、更に「広瀬町の美人仲居殺し事件」を上演した。広告記事切抜き持参の者は、特別に三〇銭で入場できた（「芸日」昭和三・一一・二二）。

日「中国」昭和三・一二・一八夕刊、「芸日」昭和三・一二・二七。

#### 四 広島における陪審裁判の実際

##### 1 陪審評議に付せられた事件数

全国的に見ると、陪審の評議に付せられた事件数は、合計四八四件（注、法定・請求・更新の合計）である。

年度別に見れば、昭和三（一九二八）年三二件、陪審法施行（昭和三年一月一日）の翌年である昭和四（一九二九）年中が最も多く一四三件であるが、昭和五（一九三〇）年には半減して六六件、昭和六（一九三一）年六〇件、昭和七（一九三二）年五四件、昭和八（一九三三）年三六件、昭和九（一九三四）年二六件、昭和一〇（一九三五）年一八件、昭和一一（一九三六）年一九件、昭和一二（一九三七）年一五件と漸減して、昭和一三（一九三八）年は四件、昭和一四（一九三九）年は四件、昭和一五（一九四〇）年は四件、昭和一六（一九四一）年は一件、昭和一七（一九四二）年は二件に過ぎない。

この間の法定陪審事件受理件数は、二五、〇九七件（刑法犯、その外に特別法犯五二件）であつて、法定陪審事件中、実際に陪審の評議に付せられたものは四四八件、請求陪審に至つては一二件と問題にならないほど少ない。

次に、昭和三（一九二八）年から昭和一五（一九四〇）年までの間に陪審の評議に付せられた事件の終局結果を、地方裁判所別に見ると次の通りである。広島では、有罪一〇件、無罪一件、合計一一件である。

裁判所	有罪	無罪	更新	合計
徳島	一	〇	〇	一
和歌山	一	〇	〇	一
大津	二	〇	〇	二
奈良	三	〇	〇	三
神戸	八	一	〇	九
大阪	三一	一	二	三四
京都	六	〇	〇	六
新潟	一五	四	〇	一九
長野	五	一	〇	六
甲府	五	〇	〇	五
静岡	一〇	一	〇	一一
前橋	五	〇	〇	五
宇都宮	四	三	〇	七
水戸	四	一	一	六
千葉	二〇	六	〇	二六
浦和	二	〇	〇	二
横浜	二三	一〇	三	三六
東京	四七	一〇	四	六一
合計				

裁判所	有罪	無罪	更新	合計
盛岡	二	二	一	五
山形	一	〇	〇	一
福島	一	〇	〇	一
仙台	六	九	一	一六
那覇	二	〇	〇	二
宮崎	七	〇	〇	七
鹿児島	二	〇	〇	二
熊本	六	一	〇	七
大分	一八	四	一	二三
福岡	九	二	〇	一一
佐賀	七	〇	一	八
長崎	五	一	〇	六
松山	六	一	〇	七
松江	四	〇	一	五
鳥取	五	一	一	七
岡山	一三	〇	〇	一三
山口	九	二	〇	一一
広島	一〇	一	〇	一一
合計				

高松	高知	名古屋	安濃津	岐阜	福井	金沢	富山
二	三	一四	四	五	四	二	二
〇	〇	四	〇	〇	一	一	〇
〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇
二	三	一八	四	六	六	三	三

秋田	青森	函館	札幌	旭川	釧路	樺太
一二	三	三	九	四	四	二
七	一	〇	一	〇	〇	〇
二	〇	〇	一	〇	二	〇
一一	四	三	一	四	六	二

(注1) 年度別の「法定請求陪審事件受理総件数」は、岡原昌男『陪審法ノ停止ニ関スル法律』について、『法曹会雑誌』第21巻第4号、昭和一八年四月)を参照されたい。

(注2) 地方裁判所別の陪審評議に付せられた事件の終局結果は、前掲『我が国で行われた陪審裁判―昭和初期における陪審法の運用について―』(二三六～二三七頁)を参照されたい。

## 2 陪審裁判の結果一覧表

広島における陪審裁判については、広島地方検察庁が保存する刑事判決原本、『芸備日日新聞』および『中国新聞』の記事により、次の「陪審公判一覧表」の通り、一一件実施されたことが分かる。しかし、広島地方裁判所には、「陪審公判始末簿」が残っていないので、年度別の法定陪審事件受理件数、その処理の内訳(自白、辞退、陪審)などは、正確には分からない。



	判決日	公訴罪名	判決結果
⑪	昭和9・3・16	(現住建造物) 放火	(現住建造物) 放火・懲役12年・未決勾留60日算入
⑩	昭和6・3・28	殺人	傷害致死・懲役5年
⑨	昭和6・3・16	殺人	傷害致死・懲役4年
⑧	昭和5・5・19	殺人未遂	傷害・懲役1年
⑦	昭和4・7・30	殺人未遂	殺人未遂・懲役3年
⑥	昭和4・6・5	強盗傷人	強盗傷人・懲役3年6月
⑤	昭和4・4・27	(現住建造物) 放火	無罪
④	昭和4・3・18	(現住建造物) 放火未遂	(非現住建造物) 放火未遂・懲役2年
③	昭和4・2・20	殺人	殺人・懲役13年
②	昭和3・11・30	窃盗殺人	窃盗殺人・懲役8年
①	昭和3・11・23	殺人未遂	傷害・懲役1年

	被告人名	裁判官名	検察官名	弁護人名
⑤	OT秀雄	宮脇幸治・河邊義一・高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
④	STセツ	宮脇幸治・河邊義一・高林茂男	樫田忠美	江藤直作
③	NM岩吉	宮脇幸治・河邊義一・本田等	樫田忠美	林飛隆善
②	NI義一	宮脇幸治・河邊義一・本田等	樫田忠美	森保祐昌・秦良一・田坂戒三
①	ST武夫	宮脇幸治・河邊義一・本田等	樫田忠美	石川正義

	被告人名	裁判官名	検察官名	弁護人名
⑥	HY金作	宮脇幸治・河邊義一・高林茂男	樫田忠美	永井貢
⑦	MO好一	宮脇幸治・本田等・高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
⑧	OZミツコ	小玉平太郎・酒巻良一・高林茂男	樫田忠美	米田規矩馬
⑨	NM豊三郎	小玉平太郎・數馬伊三郎・高林茂男	樫田忠美	森保祐昌・秦良一
⑩	NG長造	小玉平太郎・梅原松次郎・高林茂男	樫田忠美	森保祐昌・水田謙一
⑪	MI雅留	福田豊市・辻富太郎・近藤完爾	和田順之	高橋武夫

(注1) 求刑は、①懲役1年6月、②懲役8年、③懲役15年(殺人・懲役9年、傷害・懲役10月の前科二犯)、④懲役3年、⑤懲役3年6月、⑥懲役4年、⑦懲役2年、⑧懲役7年、⑨懲役7年、⑩懲役7年、⑪懲役15年

(注2) ②③⑩は上告、②(弁護士秦良一・森保祐昌)昭和四年五月三日破毀自判・懲役8年、③昭和四年五月二日上告棄却、⑩(弁護士高橋武夫・三浦強一)昭和九年六月一四日上告棄却

(注3) 陪審員に支給した旅費・日当・宿泊費(答申までの開廷日数)は、①四五二円六〇銭(1日)、②六〇二円九八銭(3日)、③四二二円五二銭(1日)、④四四六円〇〇銭(1日)、⑤六二六円〇四銭(3日)、⑥四九六円二二銭(1日)、⑦(1日)、⑧(1日)、⑨(1日)、⑩(1日)、⑪(2日)、その他は不明。「全国陪審公判結果一覧表」(前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号、三三〇頁)参照。

(注4) ②⑤の「説示」は、司法省刑事局・編『陪審説示集』(司法省刑事局・昭和四年一〇月、三三二頁・三四四頁)参照。

(注5) ①②の「問書」「答申」は、「問書集」(前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号、四一七〜四一八頁)参照。①の問書は、陪審員に対し、「主問」二殺人予備(被害者MK房一)、「主問」二殺人未遂(被害者ST勘一)、「補問」傷害(殺人未遂「然らず」の場合)、「主問」二殺人予備(被害者MK房一)、「主問」二殺人未遂(被害者ST勘一)、「補問」傷害(殺人未遂「然らず」の場合)について答申を求められた。答申は、「主問」一然らず、「主問」二然らず、「補問」然り、であった。この答申は裁判長により採択された。しかし、判決書には「主問」一然らずの採択により、殺人予備は無罪となったことが、記述されていない。

(注6)②の上告審判決は、「法律新聞」(昭和四・九・二五、四頁。後に、稲葉慶和・編『資料で見る陪審法判例集』、学術選書・平成二二年八月に収録)に掲載されている。『大審院刑事判例集』第八卷(法曹会・昭和二六年二月)に収録された判決文は、破毀自判した理由が省略されている。

### 3 陪審裁判についての新聞報道

ここでは、前項の「陪審公判一覧表」に掲載した①から⑩の陪審公判について、新聞報道の概要を紹介しよう。『中国新聞』の記事を中心とし、『芸備日日新聞』の記事で補った。

(注)昭和三年九月一六日午後零時半より、第一東京弁護士会および帝国弁護士会は、司法省と連絡して、東京控訴院管内における判検事ならびに書記、弁護士、東京府下における陪審員候補者二千数百名、都下の日刊新聞社、法律関係雑誌社等、所謂玄人筋のみに対し、模範的陪審模擬裁判を実演し、以て陪審員制実施上に資する所あらしめようと、駿河台の明治大学講堂において、大々的にしかも極めて如実に実演した。これには、在京の判検事、書記、弁護士、陪審員が参加した。その際、次のような内容の「陪審裁判の進行順序」という印刷物を配布した。各地の陪審裁判の進行も、この順序とほぼ同じなので、紹介しておこう(「法律新聞」昭和三・九・二八)。なお、この陪審模擬裁判では、花井卓蔵が弁護士として無罪の弁論をしており、その速記録が、前掲・花井卓蔵『訟庭論草 満鉄事件を論ず 附陪審法に就て』に収録されている。

「陪審裁判の進行順序」

公判前の手続(不公開)

#### 第一 公判準備手続

陪審裁判は、一切の証拠を直接、且一挙に公判廷に顕出せしめて、陪審の判断を求め、審理の延期続行は務めて避くるを要す

るが故に、公判の開始前、完全なる公判準備手続が勵行せらるゝことを以て要諦と為す。本件に於ても、此の趣旨に従ひ前に公判準備期日を開き、当事者双方の申出又は職権に因り、本裁判に必用なりと思料せらるゝ証拠に付、公判廷に於ける取調を決定し、多数の証人を召喚せり。

#### 第二 陪審構成の手続

公判の開始前、当日呼出を受けて出頭したる三十六名の陪審員中より、除斥、失格、忌避等の手続を経て、結局当事者双方に異議なき陪審員十二名を、抽籤に依りて順次決定し、之を本陪審の構成員と為し、最後に尚一名の異議なき当籤者を抽出して、補充陪審員と為せり。

公判の進行順序(公開)

#### 第一 開廷準備

裁判所書記は、定刻前出廷し、廷丁を指揮して、左の準備を為すこと。

(一) 傍聴人の入廷、(二) 被告人の入廷、(三) 陪審員の入廷

着席は、当籤の順番に従ひ、席次は前列を先にし後列を後に、同列に在りては判事席に最も近き座席を基準とし順次遠に及ぶものとす。

(四) 弁護人の入廷、(五) 検事の入廷

#### 第二 裁判官の臨廷

臨廷の際、警鈴を以て其の予告あるべく、此の時満廷総起立すること。

右は、開廷の儀礼として、厳肅なる気分を法廷に漂はせ、裁判に対する信頼の念を高めしむるに著しき力あり。

#### 第三 裁判長は陪審員に対し、心得を諭告し、然後、宣誓の式を行ふ事。

宣誓は、総員起立の中に裁判長宣誓文を朗読し、陪審員をして之に署名せしむるに依りて行はる。

#### 第四 審理開始の宣言

裁判長は、被告人に氏名、年齢、職業、住居、本籍、出生地等を訊問し、人違に非ざることを確めたる上、此の宣言を為すと。

第五 検事の公訴事実陳述（注、予審終結決定書に基づいて陳述する。）

第六 被告人の弁解

第七 被告人に対する事実の訊問

第八 証拠調の開始

但し、開始前犯罪の構成事実に関する争点を指摘し、陪審員に対し予め証拠調に対する注意を促し置くこと（簡明を要す。冗長に亘るべからず）。

一、証人尋問

（一）乃至（七）（注、各証人名は省略）

二、証拠書類の読聞け

（一）被告人第一回予審訊問調書、（二）予審判事第一回検証調書及附属図面同、（三）第二回検証調書

三、証拠物件の開示

押収第一号乃至第五号

第九 証拠調の終了

但し、終了前被告人をして証拠調に対する弁解を為さしめ、利益なる証拠あらば更に提出し得る旨を告ぐることに關する事実。

第十 検事の意見陳述

但し、犯罪構成上及法律上の問題に限る。

第十一 弁護人の意見陳述

但し、犯罪構成に關する事実及法律上の問題に限る。

第十二 被告人の最後の陳述

第十三 裁判長の説示及発問

第十四 問書の作成及交付

裁判長は、問書に署名押印して、陪審に交付すること。

第十五 陪審の評議

陪審員、問書の交付を受けて評議の為に退廷、評議室に入ること。

評議に關し、遵守すべき事項は、

一、先ず、陪審長を互選すること。

一、陪審長は、評議の進行整理を担任すること。

一、問に主問と補問とあるときは、先ず主問に付評議し、補問を後にすること。

但し、主問に付「然り」と決定したるときは、補問の評議を要せず、「然らず」と決定したるときは、補問に付評議すること。

一、陪審員は、互に意見を交換して十分に評議を練ること。

一、評議中、更に裁判長の説示を求むる必用起りたるときは、公判廷に於て其の申立を為し得ること。

一、陪審長は、評議の熟したるとき、各員をして順次問に対する意見を表示せしめ、最後に自己の意見を表示すること。

一、問に対する意見は、事実を認むる場合（即肯定）に「然り」と表示し、認めざる場合（即否定）には「然らず」と表示する（一）。

一、問に対し「然り」との意見を表示せる者七人以上、即過半数なるときは「然り」と決定し、過半数に達せざるとき、即六人以下なるときは「然らず」と決定すること（故に六人と六人なるときは「然らず」と決定すべし）。

一、答申は、之を問書に「然り」又は「然らず」と記載し、陪審長署名捺印して、之を裁判長に提出すること。

一、陪審員は、評議の内容顛末に付、秘密を厳守すること。

一、陪審長、評議を終りたるときは、其の旨を裁判長に通知すること。  
第十六 陪審の答申と其の発表

裁判長は、公判廷に於て陪審長より答申書を受取り、閲覧の上書記をして問及之に対する答申を朗読せしむること。  
第十七 陪審の解散

裁判長は、陪審員に対し、任務終了の旨を告げ、随意退廷を許すこと。

第十八 答申採否の合議

裁判長は、陪席判事と合議し、陪審の答申を採択すべきや否やを決定すること。

第十九 陪審の答申不当にして、採択すべからざるとき

此の場合は決定を以て事件を更に他の陪審の評議に付する宣告を為す。

第二十 事実否定（然らずとの）の答申を採択する場合

此の場合には、直ちに判決を以て、無罪を言渡す。

第二十一 事実肯定（然りと）の答申を採択する場合

此の場合には、答申の事実を基礎とし、適用法令及刑の量定に付、第二段の弁論に入る。

但し、法令適用又は量刑に関し必用あるときは、申立に依り又は職権を以て、弁論前その取調を為すことを得。

(一) 検事の意見陳述、(二) 弁護人の意見陳述、(三) 被告人の最終の陳述、(四) 弁論終結及判決の言渡。

第二十二 判決の言渡には、

- 一、有罪無罪を問はず、陪審の評議に付して、事実の判断を為したることを示すこと。
- 一、有罪の言渡には、罪となるべき事実及適用法令を示すこと（証拠説明は不要）。
- 一、無罪の言渡には、犯罪構成の事実を認めざることを、又は被告事件罪とならざることを示すこと。
- 一、有罪の判決を言渡したるときは、被告人に対し、書面を以て五日以内に上告を為し得ることを告知すること。

### ① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月三日判決

この事件は、沼隈郡□□村字□□部落、農業ST武夫（二〇歳）が、無理解な世人から貧乏人として侮辱されていたところ、昭和三年九月二十九日、同村氏神八幡神社の御輿かつぎ慰勞宴で飲酒酩酊して、村人MK房一と口論となり、お前の如き口端に乳のついている貧乏人の出る幕ではないと罵られたので、憤怒のあまり自宅から持ち出した日本刀で、房一を斬りつけようと捜し廻る途中の道路上において、従兄のST勘一（四四歳）から遮られ、血迷った武夫は、勘一を斬りつけて重傷を負わせたもので、殺人未遂か傷害か問題になる事件であり、かつ、武夫の家族は病人や子供ばかりで、彼の逮捕後は赤貧に墮ち、部落民の同情金でようやく糊口をしのいでいるという事情もあって、好個の陪審事件であった。

この事件は、広島最初の陪審裁判として、昭和三年一月二三日、広島地方裁判所で開かれた。宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに、初陪審員の腕試し的事件なので、今村控訴院長、南谷検事長、古森検事正、伊藤裁判所長、中村警察部長、その他お歴々も臨席しですこぶる大がかりであった。

この日朝から押し寄せた公判ファンの群衆で、裁判所の庭は埋まり、傍聴券がもらえた五〇余名が傍聴席にギッシリと詰め込まれたが、傍聴券がもらえずにすぐ帰るものも多く、一方呼び出された陪審員は、紋付羽織で詰めかけ、開廷の午前九時までに三三名出席、三名欠席という好成绩であった。

陪審員の顔ぶれは、百姓を第一に、指物師、鍛冶屋、洋服屋、銀行・会社員、職工、八

百屋、金貸というところで、いづれも相当の年配である。県下の全郡各地から呼び上げたところに、裁判長の苦心が見える。午前九時四〇分、判事席後方の扉が開き係官、陪審員が臨席すると、人込みを分けて被告人のS T武夫が連れ込まれる。

かくて、非公開の中に三三名の陪審員につき、抽選により正陪審員一二名の選定に入つたが、被告人からも弁護人からも、一名の忌避者をも出さず、一二名の正陪審員と補充員二名を選ぶ。この間、約三〇分で法廷手続きを終り、一〇時二〇分を以ていよいよ「民衆裁判」の幕が切つて落とされた。

裁判長を正面にして、右側の上下二段に居並んだ陪審員は何れも、重大な責務に緊張して硬くなっている。

先ず、裁判長は、陪審員席に向つて、その責務の重かつ大なることを、諄々と説いたうえ、「この事件に対しては、この法廷において取調べたことのみに基づいて、公正無私に情実利害を離れ、また、被告人に対する好き嫌いその他後難など考えず、最も正しい心で、事実の真相を公平に判断しなくてはならぬ。評議の顛末の口外の如きは、法律を以て難く禁ぜられている。」など、細々と注意を述べ、一同起立のうちに、「公平忠実にその職務を行う。」旨の宣誓をさせ、次いで、検事は公訴事実を述べ、裁判長は被告人に向い、「何かいうことはないか。」とたゞし、被告人は朴訥げな口調で、「勘一に斬りつけたことは、間違ひありませんが、殺そうという気はなかつたのがス。酒に酔うてやったもんですケナ。」とオロ／＼声でいひ放つと、検事は再び立つて、「本件は、連続犯として、房一に対する殺人予備事件の点も審理して頂きたい。」と述べるや、陪審員席はやゝ色めいて目を見はり聞き耳を立てる。

酒量の点につき、裁判長の訊問に対し、被告人は、「どれほど飲んだか知らぬが、酔っていた。」と答え、また、房一と口論したことや貧乏人と罵倒されたことについて、「口論はしたが、何をいったかは覚えぬ。たゞ罵られたので腹が立った。」と述べ、掴み合ひした点も、「ヨク覚えぬ。」と答え、「家に帰つて、日本刀を抜身で持ち出した記憶はあるが、どういふ気で持ち出したのか覚えぬ。房一を斬る考えがあつたのか否かも、酔うていたので分からぬ。房一を斬つてやるといったそうですが、自分では覚えません。」と、重要な点はみな「覚えぬ。」といつてしまふので、裁判長はいろ／＼と突込んで訊ねるが、やはり被告人は、「勘一に阻止されたことも覚えぬ。斬りつけたことは後で知つたが、どう思つて斬つたのか、自分ではわかりません。」と答え、検事廷や予審では「腹が立ち気が立つていたので、殺す意思で斬つた。」と申立てゝいると、裁判長に突込まれて、「それは、嘘です、間違ひです。前後不覚に酔うていたので、何も分からなかつた。」と否認する。

陪審員は、裁判長から被告人の申立てについて、「何かお訊ねになることはありませんか。」といわれても、一同顔を見合せて黙っている。これで、訊問を終り、証人調べに入るに際して、一一時半、休憩に入る。陪審員は、控室で缶詰になりながら、昼食をすませ、午後零時半から再開、証人七名の調べに移つた。

第一の証人本郷村O D矢一（三九歳）は、「九月二九日の祭の酒宴で、武夫は私にも話しかけたが、酒に酔払うて言葉もハッキリせず、足はヨロ／＼させていました。日頃は、温順な青年です。」と、被告人に有利に証言し、

次に、喧嘩の相手M K房一が証人に立つて、「I I喜一方での酒宴の後、U N与一方で、

また私と武夫と会って口論した。けれども、喧嘩にならぬ間に他人に分けられてしまいました。武夫は、酒に酔うて足も千鳥足になっていたが、平素は温和しい男です。」と、これも有利に証言。

また、被害者のS T勘一も証人として、「武夫が裸で日本刀をもって駆け出したので、止めに行ったら私を斬りつけた。私を斬って、武夫はボンヤリ立っていました。」と述べた。

その他の証人も、「武夫は、平素柔順な方で、別に他人と喧嘩口論もせず、凶行当日は随分酒に酔っていた。」と証言した。

証言は、いずれも被告人に有利だが、その間に陪審員から質問を試みた者はなく、一同たゞ黙々として耳を傾け、中には筆記している熱心家もいた。

証人調べが終わって、裁判長は証拠調べをなし、「予審の調べで、被告人は、邪魔をする者は皆、殺すつもりだったと述べている。」と読み聞かせ、証拠の日本刀を示すや、このとき、被告人は再び予審での申立は嘘だと力説し、かくて、事実調べを終わる。

次に、樫田検事は立って、犯罪の事実および法律の問題につき、意見を述べ、「本件の被告人は、法廷で殺意を否認しているが、事実においては、酒に酔うた上で、貧乏ゆえ侮辱されたので立腹のあまり、房一に対して咄嗟の間に殺意を起したもので、この点は検事廷や予審で被告人も自白していたのであるから、殺人予備として有罪である。次に、勘一を斬った点についても、被告人は殺意を否認しておるが、日本刀を振りかざして斬れば、相手が死ぬかも知れぬと思って斬ったのだから、殺人行為である。しかも、本件の被告人は、最初には邪魔者だから、殺すつもりだったと殺意を認めていたもので、今になって覆

しておるが、殺人未遂罪であることは明白である。陪審員諸君は、被告人を可哀そうと思つて、同情から事実を曲げて見ることはないように。」と、一時間余にわたり有罪論をなした。

代わつて、石川弁護士は、検事と反対の説を唱えて、「本件は、単なる傷害事件に過ぎない。殺意があつたものではない。」と論じた。

この間、陪審員一同は、検事や弁護士の顔を見つめて、耳を立て、聞き、「もつと大きい声を出して下さい。」と、弁護士に注文した者もあったが、四時休憩に入る。

五時再開。天井のシャンデリヤが、点ぜられて明るく法廷を輝かしている。裁判長の陪審員に対する説示に移つて、宮脇裁判長は、事実の關係と証拠の要領および法律上の論点につき説明し、「本件で事実上の問題となるのは、第一の房一に対する殺人予備の点では、被告人が房一を殺すつもりで、日本刀を持ち出したか否か、また、殺すつもりで捜し廻つたか否かであり、第二の勘一に対する殺人未遂の点では、被告人が殺意をもって斬りつけたか否かにある。刑法によると、殺人予備罪は二年以下の懲役、殺人未遂罪は三年以上の懲役または無期、死刑となつており、減刑もできるが、もし殺意なくして斬りつけた場合には、傷害罪となる。」と説き終つて、問書を作成し、これを陪審員に交付し、陪審員一同は退廷した。時に午後六時。これより、陪審員は、評議室に入って、陪審員長を選挙し、いよく左の如き主問および補問について、「然り、然らず」と答申をなすべく、重大な評議を始めた。

(主問一)被告人は、MK房一を殺害する意思を以て、自宅から日本刀を取り出し、房一の在りかを捜し廻つたものか。

(主問二) 被告人は、S T 勘一を殺す意思をもって斬りつけたが、他人に止められて殺意を果さなかったものか。

(補問一) 被告人は、勘一を殺害する意思なくして、斬りつけ傷を負はせたものか。

陪審員の会議は、かなりの議論があった模様で、五〇分で終りを告げ、午後六時五〇分再開。陪審員の答申の結果は、主問第一については「然らず」、第二についても「然らず」、補問については「然り」とあり、すなわち、殺人予備の点は無罪、殺人未遂の点は殺意なしとし、傷害罪なりと認定したものであったが、これで、陪審員の任務は終り解散した。そして、裁判長は合議の結果、この答申を採用することに決し、傷害罪との認定のもとに、更に続行することになった。

第二次の審理に入り、証人として被告人の両親が家庭の貧困な事情を述べた後、検事は懲役一年六ヶ月を求刑し、弁護士は執行猶予論があつて、合議のうえ宮脇裁判長は、被告人に対し「懲役一年に処す。」との判決を言渡して閉廷した。時に八時半。

三月二三日、広島地方裁判所で行われた、S T 武夫にかゝる殺人予備および殺人未遂事件の陪審公判は、広島における初陪審裁判なので、陪審員の成績如何は注目され、その失敗が懸念されていたが、陪審員一同は熱心に審理に参与し、評議においても激しい議論の後、主問第一および第二を否認して、補問を肯定し、単なる傷害事件なりと答申したなど、一般からは大成功だと見られているが、これについて公判に臨席した専門家の感想を叩いて見た。

今村広島控訴院長は、「先ず、陪審員候補者諸君が、権利義務を理解され、真面目に真相を捉えようと傾聴していられたことは感心で、想像以上に陪審員が理解と緊張をもって

いたのに、私は敬意を表するものだ。今後も、あの真面目さで、職責を諒解して出てくれれば、陪審法は大成功である。裁判に対する感想としては、あの事件は、傷害か殺人かという簡単なものであったが、陪審法が要求する順序が、初めての公判だから型にとらわれて、今一步という物足りなさが感じられた。手続においては完全に、検事の弁論も行届いたものであったが、陪審員に真相をつかませるには、もっと言葉の用い方など工夫が必要である。裁判長も弁護士も型において整うていたが、真の成功にはなお一步というところであった。陪審員の評決の不適は、もっと記録を見ねば何ともいえぬが、非常な見当違いでないことは、確かである。しかし、法律論では、犯罪についての普通人の考えている意思と法律上の意思とは違っているので、普通人は結果を希望していなければ、意思があつたといわぬが、刑法上では希望がなくとも結果が来ることを認識しておれば、意思を認める。すなわち、希望主義ではなく認識主義であつて、相手が死ぬかも知れぬと知って斬れば、殺意があることになる。今度の評決も、普通人の考えで判断したのではないかと思われる遺憾があつた。こゝが、事件のヤマなのだから、陪審員に心証を得せしめる方法において、余程苦心せねばならぬ。この点で、物足りなさがあつたが、これを除くと、成功だったといふことができる。」という。

南谷検事長は、「陪審員が、二名欠席したのみで、三四名みな出席したことは、まづ陪審法の勝利であつた。また、相当の服装を整え、真摯に責任を感じて出られたこと、法廷で終りまで倦まず調べを傾聴されたことも、国民の理解を立証するもので、私を感激させた。それから、検事としては、事件そのものを陪審員諸君に了解させるため、通俗的に分かり易く意見を述べる工夫の必要を感じた。法律では、未必の故意といって、必ずしも人

を殺す意思がなくとも、相手が死ぬかも知れぬとの認識があれば、殺意があるので、この点を榎田検事も熱心に論告したが、陪審員に浸透しなかったのではないかと思われる。今後は、平明に説明せねばなるまいと感じた。陪審員の評決については、私も検事の立場として、不服もあるが、そこが陪審法の妙味なのだから、何もいうまい。」という。

弁護人として、列席した尾道の石川弁護士は語る。「私は、最初から傷害だと信じていたが、不安もあった。形式上では、本人の自白もあるので、殺人になる事件だが、その真相を見抜いて、陪審員が傷害との判断を下されたことは、事実に適合したもので、当然とはいくながら感心した。これは、健全な常識の判断の勝利で、陪審員として大成功だと、私は思っている」。(中国)昭和三・一一・二夕刊、昭和三・一一・八、昭和三・一一・二四夕刊、昭和三・一一・二四夕刊、昭和三・一一・二五夕刊。「芸日」昭和三・一一・八、昭和三・一一・二四夕刊、昭和三・一一・二四、昭和三・一一・二五夕刊)

## ②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三・一一・三〇判決

昭和三年一月二七日、広島における第二次の陪審裁判として、広島市□□町、青物商NI義一(四〇歳)にかゝる窃盗殺人被告事件の公判が、広島地方裁判所において宮脇裁判長係、榎田検事立会のもとに開かれた。

被告人は、検事廷および予審廷では、犯行を自白していたが、公判準備の途中から否認し始め、冤罪だと申立てるに至ったもので、有罪か無罪かの問題になるので注目されている。また、窃盗の点についても、義一は否認して陪審を請求しており、一部分ではあるが請求陪審は全国でも最初の審理となるので、今村控訴院長、南谷検事長、その他お歴々の

法官も臨席している。

この日呼び出された陪審員候補者のうち二名欠席、三四名出席して、午前一〇時から陪審員の抽選を行い、一名の忌避者も出さずに、広島市紙屋町時計商藤谷正夫ほか一名の正陪審員および補充員二名を選定し、公判は一〇時半から開廷した。裁判長も検事も、二度目なので馴れて余裕を見せているが、陪審員一同は初回だから、硬くなって緊張していた。

宮脇裁判長から、陪審員に対して、その心得を説いた後、榎田検事は、「被告人義一は、一二、三年前に妻帯したこともあるが、禿頭を嫌われて二度とも離別となり、その後は独身生活を続けていたところ、昭和三年五月一三日ごろ、市内□□町YMマサ方仲居OMハマヨと情交を結んでからは、同人に金品を贈与して関係を続け、ハマヨが情夫を持って義一を嫌悪し、金品を受取りながら情交には応ぜぬようになり、八月五日の深夜、ハマヨの勤め先の□□町SE飲食店でハマヨが他の男と情交した模様嫉妬、憤激のあまり殺意を起こして、準備のため□□町TS金物店から匕首を窃取し、携えて飲食店に帰ってみると、ハマヨが出た後なので追跡して、翌六日午前一時ごろ広瀬神社鳥居前の路上において、匕首を以てハマヨの背部を突刺し、即死せしめたものである。」と公訴事実を述べた。

被告人は、頭の光った老人で、検事が述べた公訴事実につき、裁判長の質問に答え、「それは、間違いです、無根です。私の覚えのないことです。警察で責められて身が堪らなかつたので、嘘の自白をしたものです。八月五日の夜は、私は家に寝ていたので、窃盗も殺人もありません。たゞし、ハマヨと情交関係があった点およびハマヨが他に情夫を持っていたことも、その通りですが、私は嫉妬したりしたことはありません。…ことに殺そうなど



「思ったことはありません：」と徹底的に否認して、陪審員を驚かした。また、被告人は、禿頭で苦勞したことを告白した後、ハマヨとの関係を述べて、「はじめは、月一〇円で情交する約束だったが、ハマヨから将来は夫婦になろうといふ出したので、私も妻にしてやっといふと考えていた。」と、甘いところを述べ、「ハマヨが私を嫌い出したというのも間違いです。また、他に情夫があると知って、私が嫉妬したとあるのも嘘です。」と否認してしまい、「ハマヨが情交を拒絶したこともありませぬ。冷たく扱われたこともなく、私は腹を立てるワケもなかったのです。：警察でひどい折檻を受け、嘘を自白したけれども、全然覚えのないことです。八月五日には、友人の家へ遊びに行っていました。」と弁解につとめた。

裁判長から、「この前、公判準備では、野球見物に行っていたと申立てたではないか。」と突込まれて、義一はいふ詰まってしまう、三分間ほど黙って赤面した後、「あゝそうです。覚え違いでした。」と言葉をにごした。

しかし、義一は最後まで否認し続けて、「八月五日の夜に、早くから自宅で寝ていた。」と申立て、「SE飲食店を窺うたことも、七首を盗んだことも、ハマヨを斬ったことも、全然ありません。予審では、嘘を自白したのです。：なにも知らずに、六日の朝早く市場へ行っている、刑事が私を連れて行って、一度帰えされたが、また一日くらいして捕らえられ、：警察でいじめられて：」と縷々弁じて、「どうぞ明るいお裁きを：」と哀願した。これに対し、陪審員一同は、裁判長に促されても、被告人に質問を試みる者はなく、互いに顔見合わせて、興味あり気に、たゞ黙々と傾聴している。午後零時二〇分休憩。昼食の後、一時半から再開して、証人一二名の調べに移った。

午後は、証人として、七首を盗まれたTS武士之助が調べられた後、隣家のTYカメラは、「短刀を盗んだ犯人は、大きい男で、カスリの浴衣を着てたようです。」と証言したが、証拠品の衣類はシマであるから、被告人にやゝ有利な証言である。

次に、YMマサは、「ハマヨに二階を貸していたが、男が四、五人も出入りするうちで、小早川というのが一番色男だった。途中から義一が来なくなつたという事実はない。：ほかに、背の高い髪を分けた男が、二度ばかり来たが、ハマヨに嫌われて来なくなつた。」と被告人に有利に証言して、事件の上に疑問の影を投げ掛ける。

次に、飲食店の女将OMタメは、「ハマヨは、義一が禿頭で、夜でも帽子をかぶって寝るからイヤでかなわぬとか、帰るときついて来るのが怖ろしくてならぬとか、私に打明けていた。ハマヨは、小早川の方を好いてたようです：」と、これは不利に証言した。

また、髪結のFTサイも証人として、「私が仲を取り持ったのですが、ハマヨは途中から義一を嫌いだした。しかし、義一の方は、熱心にハマヨを思っていたようです。ハマヨは、義一がついて来るのをイヤがつて、抜けて帰ったこともあり、また、二人が乱暴な喧嘩をしたことも聞きました。八月五日の夜は、私と二人で帰るところを、ハマヨは斬られたのです。：犯人の顔は分からなかったが、白い浴衣を着た若い大きい男でした。それが義一かどうか知りませぬ。警察でも義一だといったことはありません。」と、不利にも有利にもとれる証言をなした。

次に、三好巡査部長は、「西署で義一を調べたのは私ですが、自白を強いたことはなく、本人から素直に犯行を詳しく自白した後で、胸がスツとした、重荷を降ろしたようだと告白し、それから始めて、夜も眠れることになつたという有様でした。：義一は、自

分ではみじめな生活に甘んじながら、ハマヨに貢いで熱中していたのに裏切られて、嫉妬から犯行に及んだものです。：FTサイが、警察で犯人は義一だと申したのも事実です。」と頗る不利な証言をなす。このとき、被告人は泣いていたが、フト立って「それは嘘です。私は、責められて心にもなく自白したのです。」と申立てた。

次に、HN松次、YNB森之助の両名は、「八月五日の夜にSE飲食店の前で涼んでいたが、義一が窺いに来たのは見なかった。そんな男は、なかったようです。」と有利に証言した。

次に、YG繁造は、「八月六日の朝早く市場で義一と会ったが、少しも変わった様子はないかった。」と述べ、また、被告人の実弟NI常吉は、「八月五日の夜は、義一は私の家で夕食をすませ、ラジオを聞いて、一〇時半ごろ帰ったが、一時過ぎ義一が寝ているのを、母が見て戻った。」と証言し、隣家のYD新一も証人として出て、「五日夜一時ごろ、義一が自宅で寝ているのを、私は見ました。」と述べ、この三名の証言は、被告人にとって頗る有利なので、事件はさらに疑問に包まれるに至った。この時、一陪審員がはじめて口を開き、新一に対して、「その夜、義一は蚊帳をつつて寝ていたか否か。」と初質問を試みた。

かくて、午後六時二〇分証人調べは終わり、次に、裁判長は証拠書類および物件の調べを行い、被告人に不利な証拠の開示をした。この時また、他の一陪審員から、「短刀の鑑定をしたとき、指紋は残っていなかったか。」と、なか／＼専門的な質問を、裁判官に試みた。こゝで一先ず審理を打切ることにして、閉廷した。時に午後八時。

NI義一の窃盗殺人事件陪審公判第二日は、二八日午前九時半から開廷した。一夜を宿

舎に缶詰された陪審員一同は、もはや裁判に馴染んで落ち着き払っている。

昨日で審理を終えたので、今日は弁論に移り、犯罪の事実上および法律上の問題について、先ず、樫田検事は有罪意見を述べ、「被害者のハマヨは、佐伯郡□□村の某資産家の娘で、県下の有名家に嫁いでいたが、性多情淫奔のため離縁となり、KY某と内縁の夫婦となつて、各地を流浪したのち、昨年三月から来広し、KYと別れて後は、仲居をして転々しながら、色んな男と関係していたが、あばずれ女であった。」と事件の発生および捜査の経過を説明した後、「被告人は、公判廷では犯行を否認しておるが、警察では自白している。これは、任意に供述したもので、強いられるというのは嘘である。また、検事廷でも『女の態度に立腹して斬りました。しかし、殺意はなかった。』と自白し、更に予審では、『女に裏切られたから、憎んで殺意をもって殺した。』と自白している。被告人は、今になって否認しておるが、以前の供述は信ずるに足る証拠だ。：何とかして罪を逃れようとおせつて否認している被告人の心事は、哀れなものであるが：」と被告人の弁解を一蹴し、更に証拠を論じて、「被告人の自白の方が、事実にも符合しておる。被告人は否認するが、ハマヨから嫌われていたことも、証言で明白だ。：ハマヨは、仇っぽい美人で、被告人は、嫉妬から犯行に及んだものである。FTサイは、被告人は犯人だと知りながら偽証しているし、NI常吉、YD新一両名の証言は、問題にならぬ。」と二時間にわたつて弁論し、正午休憩。食事の後、午後一時から再開。

二八日午後も、樫田検事は、午前が続いて有罪の意見を述べ、「窃盗の点も、殺人の点も、被告人が犯人であることは、明白で証拠は充分である。地理的にみても、時間的にみても矛盾はない。これは、恋に盲目となつた被告人の犯行で、もし殺す意思がないとして

も、斬れば死ぬかもしれぬと認識して斬れば殺意であるから、殺意を否認しても、やはり殺人罪である。」と、現場付近の凶解を示しつつ痛論した。

これに対して、秦、田坂、森保三弁護士は、交々熱弁を振るって、「百人の罪人を逸すとも、一名の冤罪を罰する勿れ。半信半疑の証拠ならば、被告人の利益にとるべしと、これ刑法の精神である。被告人の自白は、不自然で事実と相違している。これは、強要された嘘の自白である。警察では、拷問の実例は多い。しかして、被告人は、決して犯人ではなく、有利な証拠が多い。また、犯行の動機もなく、ことに短刀窃取の点の証拠は絶無である。本件には、被告人の自白のほかにも有力な証拠なく、しかも、これは現実とあらゆる点で矛盾しており、被告人が取消しているから、全く証拠不十分な無理な事件である。」と四時間にわたって、無罪論をなした。

いよく事件は疑問に包まれたまゝ、大緊張裡に裁判長の陪審員に対する発問に移ろうとしたとき、宮脇裁判長は、「遅くなったから、今日はこれで打切り、明日に続行します。陪審員諸君は、気の毒ですが、いま一夜だけ」と宣して閉廷した。時に、午後六時。

NI義一の窃盗殺人事件は、二九日午前一〇時から開廷。二夜続けて缶詰めとなった陪審員一同は勿論、係の各法官、弁護士、被告人ならびに臨席の広島控訴院管内各首脳部の法官から傍聴人にいたるまで、何れも大緊張裡に開廷したのである。

かくて、いよく陪審員に対する発問に先き立って、宮脇裁判長は、まず、厳かな口調を以て、「昨日、弁護士からの弁論のうちにあつた言葉で、『疑わしきは、軽きに從え。』というのは、諺であつて規定ではなく、要するに公平に判断すべしという精神に過ぎぬ。また、『百人の罪人を逸すとも、一人の冤罪を罰するなかれ。』という諺もあるが、困難

な事件を逸してよいというわけではない。また、警察の取調べの処置についても、他の例で推察してはならぬ。陪審員諸君は、冷静公平に判断せねばならぬ」と、意味深長な論告を与えた後、説示として、「本件で問題となるのは、(一) ハマヨが被告人の他に情夫を持ったため、被告人を嫌いだし、金品を受取りながら、情交は許さなかったか否か、(二) 被告人は、そのため煩悶し、八月五日深夜にSE飲食店の外から窺って、ハマヨが他の男と関係しているのを見て、殺す気になったのか否か、(三) 被告人は、その夜、TS金物店で短刀を盗んだか否か、(四) 被告人がその短刀で、広瀬町の道路において、ハマヨを斬りつけ即死させたものか否か：の四点であり、また、(一) 窃盗犯人と殺人犯人とは同一人か、(二) 犯人は、果たして被告人か否か：も問題である。」と、これらに対する不利な証拠につき、一時間半にわたって説明し、「窃盗罪は、一〇年以下の懲役に、殺人罪は、死刑、無期もしくは三年以上の懲役に処せられることになっている。」と述べ終って、左の如き問書を、陪審員に交付した。

(問一) 被告人は、TS武士之助方で短刀を盗みたりや。

(問二) 被告人は、短刀でOMハマヨを突刺し殺したものなりや。

かくて、陪審員一同は、評議室に退き、いよく問題の評決に移る。時に一一時四〇分。陪審員の評議は、激論があつた模様で、一時間半にして終り、午後一時二〇分再開。

陪審員の評議では、問一に対して「然り」、問二に対しても「然り」とあり、すなわち、被告人は短刀を盗んで、OMハマヨを殺害したものであると、被告人に対する検事の公訴事実は正当で、真犯人と認定すべきであるという答申をした。裁判長は、合議の結果、これを採択することに決定し、右答申の事実を基礎として、法の適用および刑の認定につい

て、樫田検事の論告に移った。

被告人は、有罪と決して、顔をうつ伏し、泣きもせず、黙々としていたが、樫田検事は、「被告人は、ハマヨを熱愛するあまり、自分の不自由は堪えて、金品を貢いでいたのに、女に裏切られて、愛すればこそ、…犯行に及んだもので、動機には同情できる。」と論じて、窃盗および殺人罪としては、比較的軽く、懲役八年を求刑した。

これに対し、森保、秦両弁護士は退席し、田坂弁護士も簡単に、「私としては、あくまで無実を信じていたので、今となっては、たゞ寛大な御処分をお願いしたい。」と一言のべたのみで終わる。このとき被告人は、論告の途中からいかにも堪えられぬという様子に、すゝり泣いていたが、「何かいうことはないか。」と裁判長にいわれても、黙々として頭をあげず、判決は三〇日午後一時に言渡しと決して、二時過ぎ閉廷した。

有罪・無罪が問題となっていたNI義一の事件につき、陪審員が有罪の答申をしたことに対し、検事局側では、大いに満足の意を表して、重荷を下したような安心ぶりであるが、古森検事は次のように語る。「本件は、有罪か無罪かという、大問題であったが、陪審員の答申を、私としては正しいものと確信している。今まで、各地で行われた陪審裁判では、検事の意見が陪審員から否定されることが多かったようで、本件などは珍らしいことだが、検事の法律にとらわれた見方を、陪審員の常識的な見方によって緩和することは、陪審法の一長所であろう。たゞ、無茶な答申をさせぬよう、判事も検事もよほど修養せねばならぬと、私は感じている。そして、陪審員が、予想以上に真面目に熱心に、かつ、理解をもつて、冷静公平に判断されたことに、敬意を表している。」

これに対し、弁護士および被告人側では、あくまで無罪を信じていたので、大いに不満の様相であるが、判決があった後、不服として大審院へ上告するかも知れぬという。三月三〇日午後一時四〇分、美人仲居殺し犯人、NI義一の窃盗殺人被告事件に対し、

宮脇裁判長は、検事の求刑通り懲役八年の判決を言渡した。

なお、宮脇裁判長は、義一に対し、右判決と同時に、「陪審費用の三分の一および予審ならびに公判における証人の費用全額は被告人の負担とす。」と言渡した。義一の陪審は、三日間にわたり、陪審員は二日続けて缶詰となったので、費用総額五三五円四八銭であった。義一は、大した借金ができたわけである。

先に開かれた、ST武夫にかゝる第一回陪審裁判は、費用全額四五二円六〇銭であったが、これは全部国庫負担となった。しかるに、義一には、一部負担を言渡された理由は、同人の窃盗強盗被告事件の内、窃盗は法定陪審ではなく（注、強盗は法定陪審、窃盗は請求陪審、最初は自白しながら、途中で翻して陪審を請求したものだから、このような結果になったものだという。いずれにしても、陪審裁判とは、随分費用のいるものではある。

NI義一は、右の判決を不服として、昭和三年二月五日、大審院へ上告の申立てをした。そして、最初の陪審上告である、NI義一に対する窃盗殺人事件は、いよく来る昭和四年三月一日、刑事第一部藤波裁判長、三橋検事係、秦良一、森保祐昌の二弁護士立会が開廷されることになった。

陪審における処女上告として、法曹界ならびに一般から、すこぶる注目されていた問題の上告趣意書が、昭和四年二月二日午後、大審院に到着し、裁判長ならびに検事のもとへ廻付された。上告趣意書にあげられた論点は、左の六項目であるが、その主要な争点は、陪審員の答申の根本をなすべき陪審裁判長の説示に意見が加わっているかどうかという、



夕刊、昭和四・二・一五夕刊、昭和四・三・二。「芸日」昭和三・一一・二八夕刊、昭和三・一一・二八、昭和三・一一・二九夕刊、昭和三・一一・二九、昭和三・一一・三〇夕刊、昭和三・一二・一夕刊、昭和四・一・一〇、昭和四・二・一六)

(注1) 昭和四年五月三日、大審院は、「原判決は之を破毀す、被告人を懲役八年に処す、訴訟費用中陪審費用の三分の一及予審並公判に於て証人に支給したる分は被告人の負担とす。」と、広島地方裁判所の判決を破毀し、同裁判所と同じ内容の判決をした。大審院は、弁護人らの上告理由について、左記「判決要旨」の通り判示して却けたが、法令の適用については職権で調査し、本件窃盗罪と殺人罪とは観念的競合(刑法第五十四条第一項)であるが、原判決が併合罪(刑法第四十五条前段)としたのは、左記「破毀自判理由」の通り擬律錯誤の違法があり、破毀を免れないというものであった。

「判決要旨」〔大審院刑事判例集〕第八卷、法曹会・昭和二六年二月)

- 一 陪審員の心得の諭告は、検事被告事件陳述の前に於てする当初の一回に限ることなく、裁判長に於て必要と認むるに於ては、説示の前後を問はず、時宜に従ひ之を繰返すを妨げず。
- 二 陪審員が、評議答申を為すに付、必要なる一般経験上並訴訟法上の心得の如きは、諭告の範囲内に属するものとす。
- 三 証人に対し召喚状を發したるも、旅行不在の為召喚すること能はざる場合は、陪審法第七十三条第一項の疾病以外の事由に因り召喚し難きものに該当す。
- 四 陪審法第七十七条に依り、証拠の要領を説示するには、公判に於て証拠調を経たる証拠の全体を一团として、其要領を説示するを以て足り、各証拠に付、前に証拠調の際為したると同様に、要旨を告げ、又は之を示すの要なく、箇々の証拠の中、或ものは全然之を説示せざるものありとするも、説示の違法無効を来たすことなし。
- 五 陪審法第八十二条第二項の公判に於て示したる証拠物及証拠書類とは、公判廷に於て証拠調を為したる証拠物及証拠書類を意味するものに外ならず。

「破毀自判理由」〔法律新聞〕昭和四・九・二五)

本件の判決に依り定まりたる事実に対する、法令の適用の当否に付、職権を以て調査を為すに、本件に於けるが如く、刑法上犯罪の予備を予備として処罰する事案に付、犯人が殺人の目的を以て匕首を窃取し、窃取したる匕首を使用して殺人の目的を遂げたるものに在て、右匕首窃取の事実とは適々殺人罪の予備に該当し、殺人罪の予備は予備として処罰せらるゝものなりと雖、予備が一步を進めて実行の域に達したるときは、予備は実行行為の中に吸収せらるべきものなるが故に、右予備の点に付ては特に刑法第二百一条(殺人予備)の罪名に觸るゝことなきは勿論なるも、右殺人の行為が未だ進展せずして、尚ほ予備の程度に在る時期に在ては、殺人予備と窃盗とは一行為數罪名に觸るゝものと謂ふべく、予備の行為が進展して実行と為り、既遂と為りたる場合に及び、右一行為中予備の点が実行行為中に吸収せられたるに拘らず、独り窃盗行為のみが之と離れて独立の一罪を組成すべき謂はれなく、従て窃盗の点は刑法第二百三十五条の窃盗の罪名に触れながら、其の殺人既遂行為との關係に於ては、両者は法律上一個の行為として刑法第九十九条の殺人の罪名に觸るゝと共に、前掲窃盗の罪名に觸るゝものと謂ふべく、此の場合は刑法第五十四条第一項の適用に於ては、一個の行為にして數個の罪名に觸るゝものとして、其の前段に該当するものと謂はざるべからず。然るに、原判決は、右窃盗と殺人とは刑法第四十五条前段の併合罪に該るものとして、同法第九十九条所定刑中の有期懲役を選択し、之に法定の加重を施して処断したるは、明かに擬律錯誤の違法あるものにして、結局上告は理由あるに帰し、此の点に於て原判決は到底破毀を免れざるものとす。

(注2) NI義一は、その後、肺病のため、刑の執行猶予となつて宅下げとなり、自宅で病死したという(「中国」昭和四・八・二九夕刊)。

### ③ 「府中町の女髮結殺し事件」 昭和四・二・二〇判決

芦品郡□□町、青物商NM岩吉(五二歳)にかゝる殺人被告事件の公判準備は、昭和四年一月一八日広島地方裁判所において行われた。

昭和三年十一月一九日午前一時ごろ、NM岩吉が、□町MM兼一の内縁の妻で女髮結

のNIツル（二八歳）を、兼一の前で刺身包丁をもって突き刺し、出血死させた事件であるが、殺意を否認した模様で、いよく、広島における第三次の陪審事件として、昭和四年二月一八日午前九時から陪審裁判に附せられることになり、当日は、証人として被害者の夫兼一ほか八名を喚問することになった。

この事件は、殺人罪か傷害致死罪か、問題になるはずであるが、被告人岩吉が犯行におよんだ事情については、人間愛欲の悩みが潜んでいる。

岩吉と兼一夫婦とは、近所に住んでいたが、ツルが岩吉の死んだ先妻によく似ているので、岩吉はロクマクで寝ている兼一を気の毒がる傍ら、ツルを非常に愛していた。ツルも子のようにして岩吉に愛されていたが、岩吉の愛しかたは猛烈で、いつも晩酌などの酌をしてもらって楽しんでいた。しかし、岩吉とツルとの間に痴情関係は絶対になく、親子のような愛であったと否認してしているらしく、他人の証言もそれを裏書している模様である。ところが、岩吉のあまりひつこい態度を、ツルが厭がり出して、行かなくなったので、

一月一五日の夜に岩吉は、御詠歌聴聞のために自分方に来るように、ツルを呼びに行つたところ、ツルの妹婿になぐられたので、それを立腹していた。岩吉は、一九日に青物行商の途中で酒を三合ばかり飲み、昼飯を食べに帰る途中で、兼一方の前を通りかゝり、ツルと兼一とが仲よくおはぎを食べているのを見て、飛び込んで、ツルの前胸部、左乳房外八ヶ所の刺傷を加える凶行に及んだものだという。

犯行の刹那について、岩吉は「酒に酔っていたのと、かねてからの立腹とから、二人の姿をみて、思わず知らず躍りこんで、夢中で斬った。」といふ、また、刺身包丁は、家に持って帰るつもりで持っていたものだと、要するに、発作的な犯行だと弁解している模様

である。

NM岩吉にかゝる、殺人被告事件の陪審公判は、昭和四年二月一八日午前一〇時一〇分から、広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、樫田検事干与、林飛官選弁護士立会で開催した。今日も、今村控訴院長、伊藤広島地方裁判所長、古森検事正以下多数、其背後に陣取っている。殺人か傷害致死か？と陪審員一同は緊張の色をみせ、傍聴席も満員である。

検事の公訴事実陳述の後、審理に入ったが、白頭の田舎臭い老人である被告人は、裁判長の訊問に対して殺意を否認し、ツルとの関係について、「ツルの所業に感心したのと、ツルの顔が一六年前に死んだ私の先妻にヨク似ていたので、心を惹かれたからです。そのころ、夕食のときツルに対して『私の子になってくれぬか。』といったら、『なりません。』といったので、一層可愛くなつて来た。私には子がないので、ツルを養女にもらい、兼一も養子に引取るつもりでした。」と述べ、裁判長から、被告人が同人を家へ引寄せようとしたが、応じないので乱暴をしたという点も極力否認し、「そんな証言をしている者があつたら、こゝへ呼んで下さい。」と、やゝ興奮する。

凶行当時のことについて、「二月一九日には、朝から行商に出て、昼前に飯を食べに帰る途中、兼一方を窺つたのは、戸が開いていたから見たので、戸を私が開いたのではない。台所にいたツルの姿を見て、私は飛び込んでツルに斬りつけた。」と述べ、犯行は酒に酔うて夢中でやった、それも殺す意はなく、傷つけるために刺したと陳述する。

裁判長から、熱愛が憎悪に一変して殺したのではないかと訊かれ、「憎んだことはなく、いまでも可愛いくて、狂気になりそうです。」と述べ、一一時五〇分休憩。午後一時から再開して、証人調べに移った。

証人として出廷したKMシナ（五六歳）は、被告人岩吉の内縁の妻であるが、「岩吉と私とは、ツル一家の不幸に同情して、兼一に食物をやったり、ツルに飯を食わせたりしていた。岩吉が、先妻に似ているというのと、ツルは嫌っていたが、養女になるといったので、岩吉は喜んでいた。私は、嫉妬したことはないが、岩吉とツルのことで、喧嘩するようになった。岩吉は、ツルが可愛いくて堪らぬ風でした。岩吉は、情け深い男で、乱暴者ではありません。ツルの妹婿に殴られて、二日間泣き通していた。一九日の凶行後に帰宅して自殺しかけたので、私が阻止しました。」と、こゝまで有利に証言したが、裁判長に突込まれて、「岩吉は、いつも荷車を引いて帰るのに、その日だけ車を置いて、しかも、近道をせず遠まわりして、ツル方の前を通ったのです。ツルとの関係に痴情があったか否かは、男と女とのことです。怪しいものではありません。包丁を持って行ったのも不思議です。」と、つい被告人に不利な証言を述べてしまう。

次に、TD三八藏（五四歳）は、「岩吉は、ツルが子になるといっているので、色んな品をやったのに瞞されたといつて、泣いていた。岩吉は、酒癖の悪い男です。」と、被告人に不利に証言し、SNヨシノ（三二歳）も同様に述べた。

次に、IDナツ（五七歳）が、「一九日に岩吉が、兼一方の障子を開けて入って、ツルを殺した。」と、不利に証言するや、一陪審員から、「兼一方の台所は、障子が閉じていても、中を窺えるか否か。」と適切な質問を試みる。

次に、ツルの実母OMマツノ（四八歳）は、めんく〜と被告人に対する怨み言を述べて頗る不利に証言し、また、MO芳夫（三二歳）、HI九一、DI俊夫らも大体不利な証言をなし、終わって、裁判長は、被告人に証拠書類を読み聞かせたが、不利なものも多く、四

時半休憩。同五〇分再開。

樫田検事は、犯罪構成に関する事実上および法律上の問題につき、「被告人とツルとの関係については、子に対するような純な愛でなく、酒の酌をさせて楽しんだり、将来は兼一が死んだら引取ろうと、玩弄物に対する如き、不純な特殊な恋愛が動いていたものに違いない。ところが、執拗さをツルに嫌われ、しかも、彼女の妹婿に殴られたので、被告人は憤慨のあまり、可愛さ余って憎さ百倍の心となって、殺意を決し、機会を窺って、遂に殺害したものである。このことは、前後の事情および証人の証言によって明白である。被告人の弁解は、罪を免れんための嘘の否認である。」と述べた。

これに対して、林飛官選弁護士は、傷害致死論を主張し、「本件は、被告人が述べる如く、殺意ありしものにあらず、傷ける意で斬つたに過ぎぬと見るべきである。ツルを殺さねばならぬ事情はなかった。」と論じ、午後六時五〇分休憩。

夕食後、八時再開、宮脇裁判長の陪審員に対する、説示および発問に移った。

宮脇裁判長は、陪審員に対する説示の後、次の問書を交付した。

（主問） 被告人は、ツルを殺意をもって突刺し、出血死させたものなりや。  
（補問） 被告人は、殺害する意思なくて、ツルに刺傷を負わせ、出血にて死に至らしめたものなりや。

陪審員の評議は、五〇分にして終り、主問に対して「然り」と答申した。時に九時四〇分。裁判長は、陪審員の答申を採決し、殺人罪との認定のもとに、第二次弁論に入り、樫田検事は、「被告人は、明治四二年二月に和歌山で友人を殺し、故殺罪により大阪で懲役九年の刑を受け、大正五年五月には福山で先妻を傷害した罪により懲役一〇月に処せられ



ておる前科者で、粗暴性がある男であるが、人妻のツルに対して親切にしたのは、恋愛的な野心があつてしたこと、ツルが冷淡だといって、憤慨し殺害するに至つた犯行には、同情の余地がない。無期懲役にでも処すべき罪であるが、酒に酔うての犯行でもあり、老人でもあるので」と、懲役一五年を求刑した。

林飛官選弁護士は、減刑論を試み、午後一〇時半閉廷。判決言渡しは、二〇日午前一時と指定された。

二月二〇日午前一時、NM岩吉は、宮脇裁判長から、懲役一三年の判決が言渡された。

それに服せずNM岩夫は上告したが、五月二二日午前一時四〇分、大審院第二号法廷において、中西裁判長より、上告棄却の言渡があつた。(中国)昭和四・一・一九夕刊、昭和四・二・一九夕刊、昭和四・二・一九夕刊、昭和四・二・一九、昭和四・二・二〇夕刊、昭和四・二・二二夕刊、昭和四・五・二三。「芸日」昭和四・一・二三夕刊、昭和四・一・一九夕刊、昭和四・二・一九、昭和四・二・二〇夕刊、昭和四・二・一九、昭和四・二・二〇、昭和四・二・二二夕刊)

#### ④「落合村の恨みの放火事件」昭和四・三・一八判決

安佐郡□村大字□、日稼STセツ(四七歳)にかゝる放火未遂被告事件の陪審公判は、昭和四年三月一五日午前一〇時から、広島地方裁判所において、宮脇裁判長、樫田検事係で開廷した。

被告人セツは、昨年一月ごろ、□村W玉市の妻に対し糯米二升の売渡方を頼み、代金八〇銭の前貸しをしていたが、玉市の妻は数日の後、自殺したため、セツは糯米を渡してもらえなかつたので、玉市に代金の返却を求めたところ、玉市は、「自分の妻が、お前のような貧乏人から借金するはずはない。お前が、妻から借りていたのだろう。」と、セツを

悪罵して応ぜず、その後、セツが一〇円の盗難にかゝつたときも、玉市は他人の前でセツに対し、「お前が、五円も一〇円も金を盗まれることがあるか。他人の金を盗りでもせねばならないはずだ。」と侮辱したので、セツは玉市を恨んで報復せんものと、本年一月一三日午前八時ごろ、玉市の家財および農業収穫物を焼失さす目的で、同村OD貞夫方の納屋および住宅へ放火せんと企てた、というドラマチックな事件である。

セツは、はじめから泣きむせんで、切なそうに涙を手拭でぬぐいながら、悲痛な声をしぼって、「主人は酒屋で、長男は東京で、次男は鍛冶屋で働いているが、送金してくれるほどでなく、一五歳になる娘が女工をして、時々金を送ってくれるが、私は日稼やワラ細工をして、貧乏な暮らしをしています。W玉市は、アメリカ戻りの金のある男で、金のことで私を悪口したので、腹が立ちました。盗まれた一〇円は、娘がくれた金ですし、八〇銭でも私には大金で、なお、昨年一月ごろ玉市は、私に情交をいんどんだことさえあります。しかし、玉市に復讐してやろうという心はなかつたが、一月一三日の朝、フトした出来心から、玉市の仕打が憎くてたまらず、ツイ玉市が同居している貞夫方へ放火してやる気になって、ユタツの火を持ち出しました。そして、貞夫方の隣のFM静雄の木小屋内の松葉などへタドン火を投げたので、火が燃えあがつて、板戸や古畳を焼いたことは事実です。私は、たゞ納屋にある玉市のモミを焼いてやる心で放火したもので、貞夫方の住宅や玉市の家財を焼く心は決してなかつたのです。それまでには、他人が消し止めるだろうと思つてしたのです。」と重要な点を否認した。

正午休憩。午後一時から玉市らの証人調べに移つた。

証人として、被害者W玉市(五九歳)は、「セツに対して情交をいんどんだことはあるが、

金のことで悪罵したことはない。」と弁解し、被告人に不利に証言して、公判廷でセツを罵り、裁判長から制せられた。なお、KMマツノ、OD貞夫、ODシヅヨ、FM鉄雄、KNコトらも、大いに不利な証言をなした。

終つて、樫田検事は、「被告人が、FMの木小屋を焼くつもりで放火したことは、自分で認めているから、本件はいづれにしても無罪にはならぬ。しかし、木小屋へ放火することによって、OD貞夫の納屋および住宅を類焼させて、玉市の家財、モミなどを焼くつもりだったか否かの争点については、被告人は公判廷では否認している。法律では、人のおらぬ場所へ放火すれば懲役二年以上、もし、人のおる建物へ放火すれば死刑、無期または懲役五年以上という罪になっているが、焼く意思がなくても、焼けるかも知れぬと思つてすれば、やはり犯意ある放火罪である。被告人は、納屋および住宅が焼けるかも知れぬとの考えで、放火したことは明らかであり、納屋では貞夫がいつも仕事をしていて、当日もおつたのだから、本件は証拠充分なる放火未遂罪である。」と、意見を述べた。

江藤官選弁護士は、「被告人は、木小屋へ放火してOD貞夫の納屋のモミを焼くつもりだったことは、自白しているのであつて、住宅を焼くつもりだった点を否認しているが、これは正当である。納屋に貞夫がいた点は、怪しいし、被告人が認識したとは思われぬ。」と、反対意見を述べ、午後六時休憩。

午後七時から再開、宮脇裁判長は、陪審員に対して説示の後、左の如き問書を交付した。  
(主問一) 被告人セツは、W玉市に対する恨みをはらさんがため、玉市の同居せるOD貞夫方納屋および住宅を焼いて、同所にある玉市の靱を焼失せしめんとして、貞夫方の納屋に隣接せるFM鉄雄の木小屋に放火して、前記納屋および住宅に延焼せしめんとしたが、

未遂に終わったものか。

(補問一) 被告人は、貞夫方の納屋の一部が職場で、貞夫が現在するかも知れぬと知りながら、前記の如く放火したものか。

(補問二) 被告人は、貞夫方の納屋のみを焼く意思で、しかも、貞夫がそこに現在しているかも知れぬと知りながら、前記放火して未遂に終わったものか。

(補問三) 被告人は、貞夫の納屋のみを焼く意思にて、かつ、貞夫が納屋に現在することを知らずして、前記放火したるも、他人に消し止められて、目的を遂げなかつたものか。

陪審員は、評議の結果、主問および補問の一、二を否定し、補問の三に「然り」と答申した。すなわち、被告人の犯罪は、住宅放火未遂ではなく、人のいぬ場所へ放火して未遂に終わった(放火罪では最も軽い罪)とみるべきであると、評決したもので、被告人および弁護士の主張が通つたわけだが、裁判長はこれを採択して、公訴事実の一部を否定した認定のもとに、第二次弁論に移つた。

樫田検事は、「犯罪動機には、同情してよい事情もあるが、罪が罪であるから、特に軽くするということはできぬ。」と、懲役三年を求刑した。

江藤官選弁護士は、執行猶予論をして、午後九時半閉廷。判決言渡は、一八日午前九時に指定された。

一八日午前一〇時、被告人セツは、宮脇裁判長から、懲役二年の判決を言渡された。(中

【昭和四・三・一六夕刊、昭和四・三・一六、昭和四・三・一七夕刊、昭和四・三・一九夕刊。】「芸日」昭和四・二・二三、昭和四・三・一六夕刊、昭和四・三・一七夕刊、昭和四・三・一九夕刊。

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四・四・二七判決

功名したさに放火した青年夜警団員、加茂郡□□町字□□、理髪職○T秀雄（二一歳）にかゝる放火被告事件の陪審公判は、昭和四年四月二五日午前九時半から、広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに開かれた。

樫田検事は、被告人秀雄は、本年二月旧年末のため、□町□□部落の青年団員の一人として、部落の夜警に従事中、二月六日夜九時Y○ケイ方へ、火災発見により他人から推賞されたさに放火したが、他人に消し止められて、大事に至らなかったものである。が、被告人は、検事調べおよび予審では犯行を自白していたに拘わらず、途中から陳述を翻えし始めた、と公訴理由を述べた。

被告人は、裁判長の調べに対し、「検事のいわれたことは、間違いだ。」と犯行を否認し、「その時刻には、他の場所にいたので、現場へは行ったこともない。放火したのは自分ではなく、犯人については他に怪しい男があった次第で、自分は冤罪である。警察で責められて、嘘の自白をしていたのです。」と申立てた。正午前に休憩。

午後は一時から、午前が続いて、被告人は、裁判長の訊問に答え、「警察では、警官から自白すれば赦すが、せねば帰さぬといじめられ、仕方なくタバコの吸い殻からの失火ですと自白させられ、次には、放火だろうと責められて、嘘の自白をさせられた。その自白を翻すと罪になると、警部補からいわれたので、帰して貰えるものと思つて、検事へも予審判事へも、同様の嘘の自白をした。」と弁解し、陪審員中三名から、被告人の学歴および警察との関係などについて質問があつた。

証人に呼ばれた、Y Mテル子、N H章、K Mササエ、K K眞一、K T嘉太郎、U Tミカ、

K I桂らは、いづれも当夜の被告人の挙動および時刻の点で、大体有利に証言したが、陪審員一同は珍しくも、それく数回にわたり、詳細な質問を試みて熱心さを見せた。証人は、一二人いるので、午後七時閉廷。

第二日の二六日は、午前九時半開廷した。証人として出廷した、忠海警察署の稲本警部補、西藤、松浦両巡査は、それく被告人を検挙した当時の模様を述べて、「被告人の挙動に怪しい点が多かったので、疑われた。しかし、誘導尋問はしていない。警察で被告人は、任意に自白したもので、決して無理はしなかつた。同人を脅したなどという事実はない。」と、不利な証言をなし、午後零時半休憩。

陪審公判第二日の午後は、二時から開廷した。宮脇裁判長は、一時間半にわたつて証拠の呈示をなし、終わつて弁論に入り、

樫田検事は、「被告人が、警察で誘導尋問されたという弁解は、嘘である。被告人が真犯人であることは、証拠充分であり、同人が刑務所で、面会に来た姉に向つて、自分が悪いことをして皆に迷惑をかけて済まぬ、と告白した事実がある点を見ても明らかである。本件は、純然たる放火罪である。」と、二時間にわたり有罪意見を述べた。

中場弁護士は、「被告人が犯人かも知れぬという、疑いのみで、断罪するのは危険である。本件の証拠は、いづれも証拠不十分であり、自白も強いられてしたと見るべきで、事実とは合わぬ。功名したさの放火などは、こじつけとしか思われぬ。警官以外の証人の証言は、被告人に有利である。」と、熱心に無罪論を主張して、午後七時休憩。

なお、被告人秀雄は、刑務所に拘留されて八〇日になる間に、母のハルは可愛い末子の身を心配して病氣となり、遂に三月はじめに死亡。父力松も同様煩悶から、今や重病の床

に臥しており、このことは、被告人に秘せられていたが、弁護士の弁論によって事実を知って、はじめて悲嘆した被告人の有様は、傍聴人から同情された。

かくて、午後八時再開。いよく裁判長は、詳細に説示をなし、有罪か？無罪か？左の問書を陪審員に交付した。

(主問) 被告人は、二月六日午後九時過ぎ、□□町Y〇ケイ方と胡神社との間なる路地において、ケイ方へ延焼することを認識しながら、落松葉へ放火して立去りたるため、ケイ方の塀板を焼くに至ったものなりや。

(補問) 被告人は、前記放火をなしたるも、他人が消したるため、ケイ方の壁板を燻焦したるに止まりたるものなりや。

陪審評議は、午後一〇時から三時間におよび、激論もあつた模様で、午前一時ようやく評決、答申は主問、補問とも然らずとあり、裁判長はこれを選択して、直ちに被告人に対して、「無罪」の判決を宣告した。このとき、熱心に居残っていた傍聴人は、一同思わず嘆声をあげ、傍聴席にいた秀雄の実妹は、感謝のあまり号泣するなど、劇的シーンをみせた。広島では、陪審事件での無罪はこれが最初で、検事も多分上告せぬらしい。(中国) 芸

日 昭和四・四・二六夕刊、昭和四・四・二六、昭和四・四・二七夕刊、昭和四・四・二七、昭和四・四・二八夕刊

#### ⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」 昭和四・六・五判決

強盗傷人事件が、初めて広島地方裁判所の陪審裁判で審理された。御調郡□□町OS鉄工所□□工場□□分工場ドック内TK丸の火夫手伝、青森県生れ、HY金作(二一歳)にかゝる強盗傷人被告事件で、昭和四年六月三日午前九時から、宮脇裁判長係、樫田検事干

与、永井官選弁護士立会のもとに開廷された。

事件の内容は、被告人はTK丸が入渠中に辞職したが、給料は借金で差押えられたので、金に困っていたところ、本年三月一日、知人と共に飲酒し、同日夜一〇時ごろ酒に酔つて、□□町大字□□の道路に差し掛かったとき、丁度MJ半三郎(三二歳)と出会つたので、強盗の目的で、携えていた酒一升瓶で同人の顔をなぐり、なお、割木でなぐり、蹴り倒して、七ヶ所に傷害を加えた後、同人から錦紗兵児帯と金時計とを強奪したものである。

公判廷における被告人は、恥しげに頭をかきながら、「強盗ではありません。単なる喧嘩です。双方とも酔っていたので、フトしたことから喧嘩になり、格闘した後、MJが追いかけて来て、私をころばせたので、私は落ちていた割木でなぐり返したのです。裸にしてやろうと思つて、帯を引っぱったり、シヤクにさわるので、時計を引きちぎったりしたが、いづれも盗むつもりではなく、喧嘩のためです。最初から強盗などという心はなく、また、金を出せといったことはありません。」と否認した。

陪審公判第一日午後は、七名の証人調べがあつたが、いづれも被告人に不利な証言をなした。

証人調べが終わつて、立会樫田検事は、「被告人は、否認しているが、本件は、金に困つて強盗を働いたものであるとみるべきだ。」と意見を述べ、

永井官選弁護士は、「被告人が弁解する如く、単なる喧嘩から起こつた傷害事件とみるのが本場で、強盗ではない。」と論じた。

次に、宮脇裁判長は説示の後、陪審員に対して、「主問」本件は強盗傷人か、「補問」単なる傷害か、との発問をなしたが、陪審員の評議は、主問に対して「然り」と答申し、

裁判長は、これを探択した。

樫田検事は、強盗傷人事件は懲役七年以上ということになっているが、本件は情状酌量できるからと、懲役三年六月を求刑した。これに対し、永井弁護士は、減刑論をなし、午後一時閉廷。

六月五日、宮脇裁判長から、HY金作に対して、求刑通り懲役三年六月の判決が言渡された。(「中国」昭和四・五・四、昭和四・六・四夕刊、昭和四・六・四、昭和四・六・五夕刊、昭和四・六・六夕刊。「芸日」昭和四・五・四、昭和四・六・五、昭和四・六・六)

#### ⑦「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四・七・三〇判決

愛想づかしをする妻マチヨを斬った、原籍愛知県越智郡□□村、当時豊田郡□□町字□、料理店MO好一(二九歳)にかゝる殺人未遂被告事件の陪審公判は、昭和四年七月二十九日午前九時から、広島地方裁判所において開廷された。

被告人好一は、あふれ出る涙を新しいハンカチで押さえながら、「マチヨとの仲には、二人の女の子があり、長女の方はマチヨの不注意から海に落ちて死に、二女はマチヨが癩癩を起こしてほり投げた、めひどく頭を打ち、それが原因となって遂にこの世を去った。こんなことから、根が気儘でそして短気なマチヨは、遂にヒステリーとなり、二人の仲は兎角円満を欠くようになった。その後マチヨは、しばく無断で実家に帰り、本年の四月中にも家出して、岡山あたりで仲居などをして居たのを、仲裁する人があつて連れ帰り、再び元のように同棲していたが、五月一六日朝些細なことから口論し、丁度カミノリを持っていたので、かっとなつて一度は斬りつけたが、その後は無我夢中で何度何処を斬った

かは分からない。しかし、決して殺すつもりでやったのではない。」と殺意を否認した。

正午、事実調べを終わり休憩。午後一時から証人調べに入った。

まず、当の被害者たる、好一の妻マチヨは、「好一は、いつもつらく当り、殴る蹴るの虐待で、ある時は裁縫用の焼きごての柄の処でひどく殴られたことがあり、何べんか実家に逃げ帰り、離縁話を持ち出しました。けれども、好一は、『籍がこつちにある限り、どうしたって逃がしはせぬ。お前の逃げる所へは、どこまでだって、つきまとつてやる。』と、嫌がらせをいつて困らせました。斬られる二、三日前にも、頸をしめて殺してやるといつて、騒ぎました。」と、夫婦とも思われぬ、憎しみの口調で、被告人にすこぶる不利な証言をなした。

この時、陪審員席から、「好一は、いつでも自宅で髭を剃っていたか、また当日はカミノリを研いでいたか、研いでいたとすれば、その時脅される様なことはなかったか。」と、裁判官でさえ一寸気づかないようなことを訊ねた。これに対し、マチヨは、「髭は、床屋で剃る時もあり、自宅で剃る時もあり、一定してはいなかったが、当日前カミノリを研いでいる時には、別に脅されるようなことはなかった。」と、ぼつりくと述べた。陪審員は更に、「当日好一は、髭を剃らねばならぬように伸びておったか。」と突つ込んだので、マチヨは、「髭が伸びていたかどうかは、ハッキリしない。」と、あやふやになった。そこで、裁判長から、「永く連れ添う夫の髭が、伸びていたかどうか、知らないような者があるか。」と、さも皮肉そうに詰め寄られたが、結局ハッキリしなかった。この本物の裁判官そのものの訊問を試みていたのは、誰あろう広島県会の万年暦として重宝がられ、一方議場においては、堂々の論陣を張っている老闘士、佐伯郡選出の県会議員広瀬定太郎そ

の人であった。

午後二時再度休憩。午後四時続行し、他の五人の証人調べに入ったが、マチヨの証言に反し、被告人に有利な証言をした。

次いで、樫田検事は、「被告人は、凶行直後には、殺意があったと自白しながら、予審に入ってから、急に最初の一刀しか覚えぬというは不審であり、かつ、一ヶ所の剃刀傷から断じて、殺意がなかったとはいわれぬ。」と、殺人未遂を主張した。

これに対し、中場弁護士は、「この事件は、世間にまゝある夫婦喧嘩の度の過ぎたもので、殺意などゝは以ての外である。」と傷害を主張した。

午後九時、裁判長の説示に入って、殺人、傷害の分岐点をなす殺意の有無につき、事実ならびに証人の証言を羅列して、陪審員の参考に供した。そして、裁判長から、陪審員に対し、主問として、「被告人M〇好一は、その妻マチヨに対し、殺意を以て剃刀にて斬りつけ、頭部・顔部・右鎖骨部など一ヶ所に創傷を加えたるも、マチヨがその場を待避したるため、殺害するに至らざりしものなるや」、補問として、「被告人M〇好一は、剃刀を以て、その妻マチヨに斬りつけ、前記の創傷を被らしめたるものなりや」との問書を交付した。陪審員は評議の結果、主問に対して「然り」との答申をなした。

検事は、その意見に基づき、殺人未遂として論告し、懲役四年を求刑した。裁判長は合議の結果、殺人未遂犯として、該犯罪の最小限度である、懲役三年の判決をした。時に三〇日午前一時であった。(中国「芸日」昭和四・七・三〇夕刊、昭和四・七・三〇、昭和四・七・三一夕刊)

#### ⑧「福山市の女給の殺人未遂事件」 昭和五・五・一九判決

叛いてゆく愛人に硫酸を飲ませて無理心中を遂げようとした情熱の女、沼隈郡〇町生れ、当時福山市〇〇町AD食堂の女給、福山市〇町KD茂方、OZミッコ(二四歳)にかゝる殺人未遂被告事件の公判準備は、昭和五年四月七日午後、広島地方裁判所で小玉裁判官、北村検事係、米田弁護士列席のもとに行われた。

公訴事実は、ミッコは、六年前から同市〇〇町製綿業TG武一(三三歳)の情婦となっていたところ、昨年の夏ごろから、武一は家庭の事情のため遠ざかり冷淡な態度となつたので、ミッコは絶縁されるものと思つて、未練に悩んでいた矢先、昨年一月月にミッコの母親が死亡し、病める父と幼い弟とを扶養しなければならぬ立場となつたので、行詰りを感じ、いっそ武一を殺して自分も死のうと、昨年一二月ごろ決心して硫酸を用意した。それを知らぬ武一は、本年一月一日に年賀回礼の帰途、ミッコ方に立ち寄り同衾したので、同日正午ごろミッコは、武一の口中に硫酸を注ぎこんだが、武一が驚いて逃げたので、頭部および口中に治療三週間の火傷を負わせたのみで、殺意を遂げることが出来なかつたものである。

頗るロマンチックな事件であるが、ミッコは警察でも検事局でも予審でも殺意を認め、無理情死をしようとしたものと、自白していたに拘らず、にわかにか公判準備では前の陳述を翻して、殺意を否認した模様で、本人も希望して法定陪審事件として、陪審裁判に附せられることになった。これが、広島における本年(昭和五年)最初の陪審公判となるはずで、公判ファンを唸らせることだろう。

OZミッコにかゝる殺人未遂被告事件の陪審公判は、五月一六日午前八時から、小玉裁判長係、樫田検事立会、米田弁護士列席のもとに開かれた。

検事から公訴事実を述べた後、九時半から、裁判長の訊問に入ったが、厳かに陪審公判廷に立ったミツコは、未決監の生活にやつれをみせているが、近代的な美人で派手な錦紗の衿も意気に、永い女給稼業の習慣からか羞恥の模様もなく、涙もこぼさず悲しい顔さえないで、絶えず嬌笑を浮べながら甘ったるい声で、「殺意はなく、男に腹痛を起こさせて、二、三日自分の家で寝させたい、介抱したいと思つて飲ませたのです。警察や予審で、男から捨てられそうなので、殺意を持ったと申したのは嘘で、冗談にいったのです。」と、しきりに殺意を否認して、傍聴席に満員の婦人連を苦笑させたが、陪審員からは質問もなく終つて、証拠調べに入り、

被害者のT G武一は、「女が感情を害しておもうと思ふけれど、殺そうとまで決心することは無いはずです。」と、ミツコに有利な証言をした。なお、女給F I浅子の調べがあつて休憩。

一六日午後にも証人調べが行われたが、大体において、被告人に有利な証言者が多く、終つて、ミツコは、「私が、警察や予審で殺意があつたようにいったことは、自分さえ悪くなつていけば、T G武一に迷惑もかゝらず、したがつて別れずと思つて、よい加減なことをいつたので嘘です。」と、いじらしく弁解し、殺意を否認し続けた。

立会の樫田検事は、「被告人の弁解が、本当だとすれば傷害罪である。しかし、起訴事実の通りなら、無理心中の殺人未遂罪である。ミツコは、□の貧しい家庭に生れて、カフエを転々女給をしていた。病める父と弟とを、母が養っていたが、母が死んでミツコに責任がかぶさつて来たので悲観した。ところが、男との関係は、数年来の恋愛関係である。人間を盲目にする強い恋である。しかも、男は妻との義理で、遠ざかるうといゝ出したの

で、ミツコは、寂しさ頼りなさやるせなさから、世を儚み死を決して、その道づれに男を殺そうという決心となつたのは、自然な人情であつた。その結果、硫酸を洗濯屋でもらつて来て用意して、無理心中の機会を待つていたのである。故に、警察でも予審でも、殺意を認めていたのに、途中から自白を翻えしたものである。」と、芝居や小唄を引用して、恋愛心理を説き人情を論じて、起訴理由を正当なりと主張した。

米田弁護士は、「本件は、無理情死の未遂とは信じられぬ。前後の事情からみても、殺したり死んだりする原因も理由もなく、従つて、死の用意をしていなかったことでも明白だ。どの証拠をみても、殺意を確めるものはない。やはり、チョット腹痛を起こさして、泊めさせたくて飲ませたと認めるのが本当である。殺人未遂ではなく、単なる傷害罪である。」と反対意見を述べ、

裁判長は、事件の証拠として、「被告人が、家庭の事情のため悲観していたことは、証人がある。被告人も、予審ではこれを認めて、なお男からは、遠ざかられ捨てられそうなので、むしろ男を殺して、自分も死のうと決心したのだと述べていた。しかし、実行を鈍っている間に、男から大阪や西条へ遊びに連れて行ってやろうと、約束して裏切られたので腹を立て、一緒に寝ているうちに決心して、用意の硫酸で無理心中を遂げようとしたのだと、述べていた。これらの証拠を信ずべきか、公判廷の陳述を信ずべきか。」と、詳細に説示して、左のような問書を陪審員に交付した。時に午後六時二〇分。

(主問) 被告人は、殺害する意思を以て硫酸を飲ませたが、殺意を遂げなかつたものか。

(補問) 然らずとすれば、硫酸を飲ませて傷害を加えたものか。

陪審の評議は、一時間して後、答申は主問然らず、補問然り、すなわち、傷害罪と認む

べきである、というにあった。裁判長は、これを採用して、第二次の弁論に入った。

檜田検事は、「傷害罪とすれば、男を二、三日泊めたい、介抱したいと思って、硫酸を飲ませたことになるが、刑の量定においては、殺人未遂罪と大した異なりようはない。無理心中の未遂とすれば、むしろ同情すべき点が多いが、傷害の目的でしたとすれば、妻子ある男を自分の愛欲心を満足させるために、自分のわがまゝのために、家庭を破壊して引止めようとしたもので、情状甚だ悪い憎むべき犯罪である。傷害罪としては重いし、改悛の情も明かでない。愛欲に狂う他を戒めることも必要である。」と、比較的重い懲役二年を求刑した。

被告人ミツコは、ホツとしたものか、夜に入ったためか、切なげにしきりに泣いていた。米田弁護士は、情状酌量を論じて、執行猶予を求めたが、八時半閉廷。

五月一九日午後二時、被告人ミツコは、小玉裁判長から、傷害罪としては罪が重く情状が悪いから、執行猶予とすることは出来ない、懲役一年の実刑が言渡された。(「中国」昭和五・四・八、昭和五・五・一七夕刊、昭和五・五・二〇夕刊。「芸日」昭和五・五・八、昭和五・五・一七夕刊、昭和五・五・一七、昭和五・五・二〇)

#### ⑨ 「福島町の実兄殺し事件」 昭和六・三・一六判決

広島市□□町、屠夫NM豊三郎(三九歳)の実兄殺し被告事件の公判は、広島地方裁判所で本年最初の陪審裁判として、昭和六年三月一三日午前一〇時から、小玉裁判長係、檜田検事干与、森保弁護士列席の許に開かれた。被告人は、チョット凄顔をした男で、どてら姿で出廷した。

検事から、「被告人は、数年前に妻と離婚して後、单身生活をして、食事だけは隣家にいる実兄のNM澤吉方でしていたが、昨年九月九日午後六時ごろ、澤吉方で共に酒を飲み、夕食を済ませたとき、被告人が毎夜のように酩酊して酒癖が悪いから、早く帰宅せよと澤吉方から注意されたのに、これは食を呑んでいうものと誤解して、一旦帰宅したが憤慨の余り殺意を生じ、肉切包丁を自宅から持ち出して、同七時ごろ再び澤吉方へゆき、同家の台所で同人の腹部を突刺し、そのため腹管破裂による急性腹膜炎を起こさせて、同月一四日遂に死亡さすに至ったという、殺人事件である。」と、公訴事実を述べ、審理に入った。

被告人は、兄から注意されたことも、口論し刺したことも、覚えぬといふ、「私は、酒癖がよくないので、一升以上も飲んで、酔うと自分で自分が分からなくなります。その日は、午後から五、六ヶ所でコップ酒を飲み、兄の家で飲んだのを加えると、一升以上になるので、途中から分からなくなったのです。記憶はありませんが、検事から、私が兄を刺したといわれ驚きました。あれだけ仲のよかった兄を、刺し殺したとすれば、私は死刑になってもかまわぬと思います。けれども、なにも覚えぬのです。」と、さすがに泣き声になって沈んでいたが、殺意を認めなかった。

証人九名の調べに移って、同町KIハツ(六三歳)その他、被告人がその日に酒を飲んだという店の主人らが調べられたが、何れも覚えぬとか、来たことはなかったとか、その日に会ったが酔うていなかったなど、被告人へ不利な証言をするものが多いが、陪審員は黙々として一語も発せず、正午休憩。

午後一時再開、証人九名のうち、残り二名について審理した後、檜田検事の意見に入った。



榎田検事は、「酒飲みは、常に酒に事寄せて責任を酒に転嫁せしめようとする傾向がある。これが、何等事件が発生しない際ならば、それで済むかも知れぬが、事苟も刑事々件となつて現れた以上、そんなボンヤリしたことでは行かぬ。豊三郎は酒飲みであり、当夜総てを合すると一升ばかり飲んでゐる。しかし、この酒は、同場席で飲んでゐるものではなく、所謂梯子酒式の飲み方であつて、豊三郎等の如き晩酌だけでも五、六合は平気でやる者には、この酒は何の潤いにもならず、決して酩酊状態に陥つていなかつたものである。最後に、実兄澤吉と共に晩酌したのは、各二合ずつ出し合わせてゐるのだから、この酒でも豊三郎は二合五勺以上に飲んでゐない。凶行に使用した肉切包丁の如きも、日頃置かない処に置いていたのを、即座に取つて来て、グット突き刺している。これがもし、同人がいうが如く酔うていたものなら、決して即座に取つて来られるものではない。この事実よりしても、当時の精神状態はハッキリしてゐたと見るより外はない。こればかりではない、付近のHH安吉という人の家に、自首しなくてはなるまいと、相談してゐる事実がある。これでも、酩酊して居つたと云われようか。当時、同人は、これによつて見るも、常人の精神状態であつたということが、明らかである。これらの事実およびやつてやると云つて、兇器を取りに行つた事実などから見ても、殺意があつたということは、明瞭である。」と、声を励まして殺す意思を強調した。

これに対して、森保弁護士は同検事とは正反対の立場から、秦弁護士は検事とは全然異なつた立場から、小南博士の鑑定書に基づいて弁駁をなした後、森保弁護士の傷害致死意見に入った。

森保弁護士は、「犬や猫でさえ、親の腹から生まれたものは、咬み合つたりするようなことはない。然るに同事件の被告人は人間である。普通以上に兄弟仲の睦まじかつた二人である。検事は、金一〇銭という僅かなことですら、それが原因となつて殺人事件が起こる云われたが、それは場合が違う。たゞ単に足を踏んだから、人を殺すなど云うようなことは、断じてあるべきものではない。その足を踏んだ男が、以前に自分の女房を奪つたような男であつたならば、その足を踏んだことが原因となつて、殺人事件というような大それた事件が起こることがある。然し、日頃は非常に仲がよく、当日の如きも二人連れ合つて湯に入つて、背中を擦り合つたような間柄にある者が、兄を殺してもいゝ、死んでも構わぬというようなつもりで、やつたものであるなど有り得ない。」とあくまで傷害致死意見を強調した。

これに対し、小玉裁判長は、一時間の長きにわたり、被告人、検事、弁護士と、その供述ならびに主張について、説示をなし、その結果「豊三郎は、殺意を以て澤吉を突き刺したものであるか。」、それとも、「たゞ傷つける意思で刺して死に至らしめたものであるか。」という、問書を陪審員に交付した。

陪審員は、評議室に閉じこもつて約一時間にわたり評議を凝らしたうえ、「たゞ傷つける意思で刺して、死に至らしめたものである。」との答申をし、裁判長は、これを採択した。

榎田検事は第二次弁論である刑の量定に入り、「兄に対して済まぬから、自分は死刑に処せられてもいゝと、法廷における豊三郎は、それまでに悔悟してゐる。また、自首しようではないかと、他人に相談してゐる。しかし、従来同人の如き粗暴なる言動の者は、それをなさざるように戒めることが必要である。酒を飲んで喧嘩をする、骨肉の肉を殺ぐ

というような人間は、充分戒めねばならぬ。同人は今衷心悔悟しているが、一旦死した兄は帰らぬ。その生命は取り返せぬ。その遺族、その妻はどうするか、一〇人の子供は如何。この罪状を償うには、懲役七年が相当である。」と求刑した。

これに対し、秦、森保弁護士は、「豊三郎のやったことは、酔狂である。刃物を持って暴れ廻った、その刃物が誤って触れたのであるから、過失致死罪であり、それならば懲役七年は重すぎる。現今は、決して報復の時代ではない。一日も早く真人間になさしめ、兄の霊を慰めることが、法の使命である。それには、半年なり一年なりで充分である。」と、熱弁大いに振るい、午後一〇時三〇分閉廷した。

二月一六日午後、小玉裁判長から、被告人豊三郎は、犯行当時は酒中毒のため心神耗弱の状態にあつたのだから情状を酌量すると、懲役四年という判決言渡しがあり、豊三郎は感謝の涙にくれながら、直ちに上告権を放棄した。(中国 昭和六・三・一四夕刊、昭和六・三・一五夕刊、昭和六・三・一七。「芸日」昭和六・三・一四夕刊、昭和六・三・一五夕刊、昭和六・三・一七)

#### ⑩「段原町の一〇銭からの殺人事件」 昭和六・三・二八判決

大阪市此花区□□中□丁目生れ、当時広島市□□町YS金一方、石工職NG長造(二九歳)の僅か一〇銭に絡まる殺人被告事件の公判は、陪審裁判として、昭和六年三月二七日午前一〇時から、広島地方裁判所で小玉裁判長係、樫田検事立会の下に開かれた。傍聴席は、裁判所関係の夫人や令嬢で華やかに満員で、被告人が恥しげに口ごもる姿も春らしい。

被告人長造は、昭和五年一〇月三一日午後九時ごろ、□□方で勘定日の酒を飲み酔払っ

て、同僚YI新吉と、同人が一〇銭を紛失したことから口論となり、同人から殴打されたので憤慨し、にわかには殺意を生じて、隠し持った刺身包丁で、同人の左胸部を突き刺し殺害したものである、というのが公訴事実で、殺人か、傷害致死か、正当防衛か、問題であると、検事が述べたのに対し、

被告人は、「殺す気は絶対ありませんでした。僅か一〇銭のことで新吉が文句を言ったので、なだめようとしたところ、殴りつけられカツとなって夢中で、包丁で突き刺したのです。一〇銭を私が盗んだと疑ったのでもなく、それで私が憤慨したのでもありません。」と泣きながら否認し、予審の实地検証で格闘の跡がみられる点を突込まれて、「格闘したことはありません。包丁は、突く意思も斬る気もなく、新吉がやって来ないように、振り回しているうちに当たったのです。新吉とは、仲良しだったのに、誤って死なせたのは残念です。包丁は、バクチをうつつ用心に持っていたのです。」と、芝居がゝりにむせびながら述べ、終つて、証人の同僚H三郎(三五歳)その他は、大体において被告人に有利な証言をした。正午休憩。

午後は、証人調べが二時に終わり、小玉裁判長から証拠書類の読み聞かせがあつたが、被告人が、被害者と一〇銭のことで口論した際、および凶行の現場について、また包丁は途中で階下へ取りに行つたらしいという点について、不利な証言もあり、被告人は相変わらず殺意を否認して、正当防衛を主張した。

弁論に移つて、樫田検事は、「被告人は、はじめ検事の取調べに対しては傷害致死だと申立てゝいたが、前後の事情および証拠からみて、殺人罪として起訴され、予審でも証拠十分なりとして、殺人罪と決定されたものである。法廷では、陳述を変えて否認している

が、意識をもって包丁を振り回したからには、過失傷害致死とはいえぬ。殺人における意思は、明白な殺意でなくても、死ぬかもしれないと知って刺した場合には、刑法上殺人とみられる。被告人のいう正当防衛については、反対な証言ばかりで嘘である。証拠によれば、明らかに殺人罪で、包丁もこの事件のために、用意して持ち出して隠していたものと見るべきだ。」と、二時間にわたって、殺人罪を主張した。

森保、水田弁護士は、「本件は、正当防衛の無罪か、もしくは傷害致死罪とみるべきで、どの点からいっても、殺人罪とするのは不合理だ。」と主張した。

夜に入って、小玉裁判長は、説示の後、陪審員に対し、

(主問) 被告人は、殺意をもって、Y I 新吉を刺身包丁で突き刺し、殺害したのか、

(補問) 然らずとせば、被告人は、殺意なくして兇器をもって、新吉の胸部を突き刺し、内出血により死にいたらしめたものか、

(別問) 然らずとせば、被告人は、新吉のため不法に殴打され、かつ、窓際に押しつけられて、蹴殺されようとする状態にあったので、自己の生命を防衛するため、止むを得ず前記の行為に及んだものか、との問書を交付した。

陪審員は、評議の後、主問の殺人に「然らず」、補問の傷害致死に「然り」と答申し、裁判長はこれを選択して、第二次の弁論に移り、樫田検事は、傷害致死罪としては情状が悪いと、懲役七年を求刑した。

三月二八日午前一〇時、傷害致死罪となったNG長造に対し、小玉裁判長は、懲役五年の判決を言渡した。(中国「芸日」昭和六・三・二八夕刊、昭和六・三・二八、昭和六・三・二九夕刊)

#### ⑩ 「呉市の放火事件」 昭和九・三・一六判決

昭和九年三月一二日、広島地方裁判所で、約三年振りに陪審公判が行われた。事件は、深安郡□□村生れ、当時呉市□□通り□丁目、写真業MI雅留(三〇歳)にかゝる放火被告事件で、午前一〇時二〇分から、福田裁判長、和田検事、高橋弁護士、陪審員列席で開廷した。陪審公判は、昭和六年三月二八日、NG長造にかゝる殺人事件があつて以来、久しぶりなので、傍聴席は定数席一杯である。裁判長、まず陪審員に注意心得を述べ、事実調べに入り、和田検事が公訴事実を述べる。

被告人は、KG秀人氏所有の家を月二三円で借り、昭和七年一月TY館という写真業を開業、機械類動産価約一、七〇〇円にNHDS火災、TH火災の両保険会社と計四、〇〇〇円契約をしたが、同年八月失火から床一尺ばかりを焼き、両保険会社から一三五円の支払いを受けた。そのころ同人は、ヘロイン中毒になり生活困難を来し、昨年九月三〇日多額な支払に現金一〇円余しかないところから、以前の失火を思い放火を決意、自宅に放火装置をした結果、同日午後二時出火、当時早魅水道中断のため、隣家一二棟一三戸を全焼、更に八棟八戸を半焼した。

丸刈、小柄の被告人は、「覚えはない。」と否認し、裁判長は、「保険金を取るうとしたのではなく、昭和七年電灯をつけ放して火が出たと同様、電灯から火が出たのだな。」と問い返せば、「ハイ」と低声に答え、審理は午後続き、第一日で事実および証拠調べを完了した。

一三日は、午前九時三〇分から開廷した。この日は、劈頭、検事の論告があり、検事は

公訴事実通り、被告人は生活に窮し、保険金詐取のため放火したるものと認定し、その法律的解釈を陪審員にも解るようになり、一時間余にわたって詳述した。次いで、弁護士および被告人は、いずれも失火であると弁解し、正午休廷。

午後は、一時一五分から再開され、裁判長から証拠など二時間余にわたり説示があつて、「主問としては、放火なりや。補問としては、失火なりや。」の問書を交付。三時四〇分から陪審員は、四〇分間評議の結果「主問然り」と答申。裁判長は、陪審員の答申を採択した。

次いで、和田検事は、「へロイン患者で、同情の余地はあるが、人家稠密で早魃の際、情状重し。」と論じて、懲役一五年を求刑、弁護人の弁論があつて、最後に被告人は涙声で、「放火でない。」と、あくまで否認の言葉を述べた。閉廷午後五時一五分。

三月一六日午後二時、福田裁判長から、被告人雅留に対して、懲役一二年の判決言渡しがあつた。被告人雅留は、上告したが、昭和九年六月一四日上告を棄却された。(中国)昭和九・三・一三夕刊、昭和九・三・一四夕刊、昭和九・三・一七。「芸日」昭和九・三・一四夕刊、昭和九・三・一四、昭和九・三・一七。

#### 4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の閲歴

広島において陪審裁判を担当した判検事・弁護士の閲歴を、『広島県紳士名鑑』(国民教育普及社・大正六年二月)、『広島県紳士録』昭和八年版(西日本興信所・昭和八年九月)、『司法大観』昭和三年版(法曹会・昭和三年七月)、『司法大観』昭和四年版(法曹会・昭和四年七月)、『全国弁護士大観』(法曹公論社・昭和五年一月)、『広島弁護士会史』(広島弁護士会・昭和六年七月)、『議会制度百年史』(衆議院議員名

鑑(大蔵省印刷局・平成二年二月)、『日本法曹界人物事典』第一巻乃至第五巻(ゆまに書房・平成七年八月)などにより紹介しよう。

(注1)『日本法曹界人物事典』第一巻に『帝国法曹大観』(帝国法曹大観編纂会・大正四年一月)、第二巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・大正十一年一月)、第三巻に『帝国法曹大観』改定第三版(帝国法曹大観編纂会・昭和四年三月)、第四巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・昭和十一年一月)、第五巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂会・昭和十五年七月)が収録されている。

(注2)『広島弁護士会史』中の「資料編」には、広島弁護士会「会報」に連載された、「先進(物故)会員を偲ぶ座談会」の記録が収録されている。また、広島弁護士会には、『会員名簿』第四号(昭和十三年三月改)が、保存されている。

(注3)前項、本項、次項、ならびに(注)などでは、日本元号年(例えば、明治十二年)に西暦年を併記(例えば、「明治二二(一八七九)年」と記載)することなく、西暦年は省略した。西暦年を求める場合は、明治〇年に六七を足して、一八〇〇に加えると算出でき、大正〇年に一一を足して、昭和〇年に二五を足して、平成〇年に八八を足して、それぞれ一九〇〇に加えれば算出できる。

### 1 判事

#### ①宮脇幸治(松山判事参照)

●明治二二年六月一五日生、島根県安濃郡佐比売村、明治三九年七月法政大学卒業、明治四一年一二月判検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試補・鳥取地方裁判所詰、明治四四年七月大曲区裁判所予備判事、明治四五年三月酒田区裁判所判事、大正二年五月弘前区裁判所判事、大正四年八月青森地方裁判所判事、大正六年九月五所河原区裁判所判

事、大正七年七月仙台地方裁判所判事、大正九年一〇月岡山地方裁判所判事、大正一一年九月広島控訴院判事、大正一四年一二月広島地方裁判所部長（『人物事典』第1巻〜第3巻）、昭和四年一二月松山地方裁判所部長（『官報』昭和4・11・6）、昭和九年五月広島控訴院部長・退職（『官報』昭和9・5・30〜31）、昭和九年五月公証人・広島（『官報』昭和9・5・31）、昭和二〇年八月六日死亡（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

## ②河邊義一

●明治三〇年二月一四日生、和歌山県海草郡安原村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月岡山地方裁判所予備判事、大正一一年七月岡山地方裁判所判事、昭和二年八月広島地方裁判所判事、昭和五年八月呉区裁判所判事、昭和六年九月広島区裁判所判事、昭和八年一〇月鳥取地方裁判所判事、昭和一三年九月広島控訴院判事（『人物事典』第2巻〜第5巻）、昭和一五年七月山口地方裁判所部長、昭和二二年一二月山口地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年）、昭和二四年三月山口地方裁判所判事部事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和三二年八月依願免本官（『官報』昭和32・9・2）

## ③本田等（岡山判事参照）

●明治三五年六月二三日生、熊本県下益城郡中山村、大正一四年一月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月広島地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月広島地方裁判所判事、昭和四年一二月岡山地方裁判所判事、昭和六年四月広島地方裁判所判事、昭和八年二月浦和地方裁判所判事、昭和九年一二月横浜地方裁判所

判事、昭和一一年九月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』第3巻〜第5巻）、昭和一四年一二月函館地方裁判所部長、昭和一七年四月東京控訴院判事、昭和一八年一二月東京区裁判所判事、昭和二〇年六月東京控訴院判事、昭和二〇年一〇月大審院判事代理、昭和二二年五月東京高等裁判所判事、昭和二二年一二月横浜地方裁判所判事（『司法大観』昭和32年）

## ④高林茂男

●明治三六年九月五日生、横浜市長島町、大正一五年三月早稲田大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和三年一〇月岡山地方裁判所予備判事、昭和四年二月広島地方裁判所判事、昭和六年一〇月横浜地方裁判所判事、昭和九年五月東京区裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一二年一〇月札幌控訴院判事（『人物事典』第3巻〜第5巻）、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事・予審掛（『官報』昭和14・7・11）、昭和二〇年九月東京控訴院判事（『官報』昭和20・10・6）、昭和二〇年一二月東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事・予審掛（『官報』昭和21・1・17）、昭和二一年三月東京控訴院部長・退職（『官報』昭和21・3・19）、昭和二一年三月弁護士登録・横浜（『官報』昭和21・5・24）、昭和三九年四月横浜弁護士会長（『横浜弁護士会史』上巻・昭和55年）、昭和五八年一月一日登録取消・死亡（『官報』昭和58・3・11）

●「高林茂男」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

## ⑤小玉平太郎（山口判事参照）

●明治一〇年五月一日生、岡山県川上郡日里村、明治三三年七月東京法学院卒業、明治三八年一二月判事検事登用試験及第、明治三八年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、

明治四一年四月小倉区裁判所判事、大正元年一〇月熊本地方裁判所判事、大正六年九月御船区裁判所判事、大正六年一月熊本地方裁判所判事、大正八年六月下関区裁判所判事、大正一〇年四月広島地方裁判所判事、大正一二年四月松山地方裁判所部長、大正一五年七月裁判所書記登用試験委員長、昭和三年七月山口地方裁判所部長、昭和四年八月広島地方裁判所部長、昭和八年一〇月樺太地方裁判所長、昭和一〇年二月徳島地方裁判所長（『人物事典』第14巻）、昭和一四年七月一日死亡（『官報』昭和14・7・24）

●正四位勳二等小玉平太郎氏は十五日徳島市新蔵町に官舎で死去した、行年六十三、告別式は二十一日同市寺町東宗院で行はれた、氏は岡山県川上郡日里村の生れで、東京法学院卒業後小倉裁判所判事を振出しに各地を歴任、昭和十年一月樺太地方裁判所長から徳島地方裁判所長に転じた、温容の半面厳格な名判官だった（『法律新聞』昭和14・7・23）。

#### ⑥酒巻良一

●明治二九年三月二六日生、徳島県阿波郡林村、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月岡山地方裁判所判事、昭和二年一二月広島地方裁判所判事、昭和五年九月尾道区裁判所判事、昭和七年一二月広島控訴院判事、昭和一三年九月松江地方裁判所部長（『人物事典』第2巻〜第5巻）、昭和一五年七月広島控訴院判事（『官報』昭和15・7・5）、昭和二〇年一〇月広島控訴院部長（『官報』昭和20・11・24）、昭和二〇年一〇月二〇日宅調中被原爆により死亡（『続司法沿革誌』昭和38年3月）

●「酒巻良一」（『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年9月）

#### ⑦數馬伊三郎

●明治二九年六月二九日生、石川県鳳至郡宇出津村、大正一二年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年六月弁護士名簿登録、大正一三年四月登録取消（『官報』大正13・5・2）、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月東京地方裁判所予備判事、大正一五年五月安濃津地方裁判所判事、昭和二年一〇月松山地方裁判所判事、昭和四年六月広島区裁判所判事、昭和六年一二月岡山地方裁判所判事、昭和八年七月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事（『人物事典』第3巻〜第5巻）、…東京刑事地方裁判所兼東京民事地方裁判所東京区裁判所判事…、昭和二〇年四月東京刑事地方部長・退職（『官報』昭和20・4・9、昭和20・4・12）、昭和二〇年一〇月弁護士登録・第二東京（『官報』昭和20・11・13）、昭和五三年五月二二日登録取消・死亡（『官報』昭和53・9・12）

●「數馬伊三郎」（『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月）、「數馬伊三郎」（『全国弁護士大観』

法曹公論社・一九七七年六月）

#### ⑧梅原松次郎

●明治二八年一月二六日生、静岡県田方郡修善寺村、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月東京地方裁判所予備判事、昭和二年五月広島区裁判所判事、昭和六年八月東京区裁判所判事、昭和一〇年一二月東京控訴院判事、昭和一二年八月東京民事地方裁判所部長、昭和一四年七月東京控訴院判事（『人物事典』第3巻〜第5巻）、昭和一七年三月東京区裁判所判事、昭和一八年三月東京控訴院判事、昭和二二年三月長野地方裁判所部長、昭和二二年一月東京高等裁判所判事、昭和二八年三月依願免本官（『官報』昭和28・4・2）、昭和二八年四月公証人・東京（『司法大観』昭和32年）、昭和四〇年一月依願免公証人（『官報』昭和

40・12・2)、昭和四一年一月弁護士登録・東京〔官報〕昭和41・2・14、昭和四八年一月二四日登録取消・死亡〔官報〕昭和48・3・7)

### ⑨ 福田豊市

●明治一四年二月五日生、島根県簸川郡大津村、明治四五年法政大学専門部卒業、大正三年一二月判検事登用試験及弁護士試験及第、大正三年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正五年七月東京地方裁判所予備検事、大正五年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正五年一〇月山口地方裁判所判事、大正七年七月浜田区裁判所判事、大正一一年九月岡山地方裁判所判事、大正一二年一月広島地方裁判所判事、大正一四年一二月広島控訴院判事、昭和四年一月松江地方裁判所部長、昭和五年三月広島控訴院判事、昭和七年一二月三次区裁判所監督判事、昭和八年一〇月広島地方裁判所部長、昭和一三年三月京都区裁判所監督判事〔人物事典〕第1巻(第5巻)、昭和一五年九月宮崎地方裁判所長〔官報〕昭和15・9・17、昭和一六年六月退職〔官報〕昭和16・6・25、昭和一六年七月公証人・東京〔官報〕昭和16・7・3、昭和二七年九月免公証人〔官報〕昭和27・10・6)

### ⑩ 辻富太郎 (山口判事参照)

●明治三七年四月六日生、三重県河芸郡合川村、大正一三年三月日本大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和三年一〇月山口地方裁判所予備判事、昭和四年六月山口地方裁判所判事、昭和八年五月広島地方裁判所判事、昭和一〇年二月宇和島区裁判所判事、昭和一二年九月益田区裁判所判事、昭和一四年四月広島区裁判所判事〔人物事典〕第3(5巻)、昭和一六年六月呉区裁判所兼広島地方裁判所呉支部判事・予審掛〔官報〕昭和16・6・21、昭和一八年一月山口地方裁判所兼

山口区裁判所判事・予審掛〔官報〕昭和18・2・2)、昭和二二年一月山口地方裁判所判事〔官報〕昭和22・11・26、昭和23・1・24号外)、昭和二四年二月依願免本官〔官報〕昭和24・2・15)、昭和二四年三月弁護士登録・山口〔官報〕昭和24・4・20)

### ⑪ 近藤完爾

●明治四一年三月一四日生、大分県西国東郡草地村、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和七年一〇月東京地方裁判所予備判事、昭和八年二月静岡地方裁判所浜松支部予備判事、昭和八年三月東京地方裁判所予備判事、昭和八年七月広島地方裁判所判事、昭和九年五月沼津区裁判所判事、昭和九年七月静岡地方裁判所判事、昭和一一年五月横浜地方裁判所判事、昭和一二年九月東京区裁判所判事〔人物事典〕第4巻(第5巻)、昭和一八年四月東京控訴院判事、昭和二〇年一二月東京民事地方裁判所部長、昭和二一年八月司法教官、昭和二二年四月東京民事地方裁判所部長、昭和二二年一月東京地方裁判所判事、昭和三四年三月司法制度調査のためヨーロッパに出張、昭和二八年一二月水戸地方裁判所長兼家庭裁判所長、昭和四〇年一二月東京高等裁判所判事〔司法大観〕昭和32年・昭和42年、昭和四八年三月一三日定年退官〔官報〕昭和48・3・15)、昭和四九年六月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和49・7・27)

### 2 検事

### ⑫ 樫田忠美

●明治一十九年六月一日生、甲府市富士見町↓東京都世田谷区玉川用賀町、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正二年

五月浦和地方裁判所予備検事、大正二年七月熊谷区裁判所予備検事、大正三年六月千葉地方裁判所検事、大正四年一二月長野地方裁判所検事、大正六年九月上田区裁判所検事、大正六年九月岩村田区裁判所検事、大正八年六月東京区裁判所検事、大正一一年七月前橋地方裁判所検事、大正一三年一月岡山地方裁判所検事、大正一五年八月犯罪捜査に関する学理的考察二付調査研究ヲ命ス、昭和二年五月広島地方裁判所検事、昭和六年一〇月札幌控訴院検事、昭和八年一〇月大審院検事、昭和九年五月高等試験臨時委員（以下二回）、昭和一〇年一〇月前橋地方裁判所検事正、昭和一二年札幌地方裁判所検事正、昭和一四年宇都宮地方裁判所検事正（『人物事典 第一巻（第5巻）』、昭和一六年四月千葉地方裁判所検事正（『官報』昭和16・5・3）、昭和一九年三月広島地方裁判所検事正（『官報』昭和19・3・28）、昭和二一年二月大審院検事・退職（『官報』昭和21・2・22）、昭和二一年六月弁護士登録・東京（『官報』昭和21・8・13）、昭和四二年一月登録取消（『官報』昭和42・2・18）

（注）樫田忠美は、担当した陪審裁判における経験を踏まえて、「陪審法と犯罪捜査」（『法曹会雑誌』第7巻第11号、昭和四年一月）と題する論文を書いている。先ず、昭和四年四月二十七日無罪となった、O.T.秀雄にかゝる放火被告事件における警察の捜査を取り上げて、警察官が被告人の利益となるべき事実を記録しておかなかったため、弁護士から故意にその事実を隠蔽したのではないかと攻撃されて、それが陪審員の心証を被告人の有利に動かしたように観察されるので、「将来、警察官並検事は、捜査の端緒経過を漫然取捨することなく率直に記録上明かにし、捜査の公平冷静を一般民衆より疑はれざるやう、備へ置くの必要あるを感ぜしめたり。」と対応策を提示するなど、「捜査の記録」、「現場検証」、「供述の変化」、「鑑定書」、「取調方法」の五点にわたって考察している。その外に、戦前・戦後を通じて、刑事訴訟法、犯罪捜査に関する多数の著書がある。

なお、樫田は、昭和二〇年八月六日当時、広島地方裁判所検事正であった。原爆が投下された当日、樫田は、上柳町の官舎を出る用意をしている時に被爆し、倒壊建物の下敷きとなったが脱出して、九死に一生を得た。軽傷であったので、検事局復旧の陣頭指揮を執っていた。しかし、昭和二年二月九日、樫田は、「私はマッカーサー嵐（注、公職追放）によって、紅葉の葉のように散ってゆくが、諸君は新しい日本の荷い手として、若々しい芽をふきだしてほしい。」と職員に挨拶し、退官した。その後、弁護士登録、中央大学法学部教授となり、昭和四三年一月五日死亡した（広島高等・地方検察庁・編『原爆の記録』、広島高等・地方検察庁・昭和四四年八月、『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・昭和二年九月・第一九版）。

### ⑬ 和田順之（旧名、義武）

● 明治一九年二月一日生、岡山県勝田郡豊国村、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試補・長野地方裁判所詰、大正三年四月上田区裁判所予備検事、大正三年六月小樽区裁判所検事、大正五年一〇月宇都宮地方裁判所検事、大正七年四月栃木区裁判所検事、大正八年六月姫路区裁判所検事、大正一〇年七月神戸地方裁判所検事、大正一二年八月名古屋区裁判所検事、大正一三年八月名古屋地方裁判所検事、大正一五年一月金沢地方裁判所検事、昭和二年一二月広島控訴院検事、昭和七年一月広島地方裁判所検事、昭和一一年一月下関区裁判所検事（『人物事典』第一巻（第4巻）』、昭和一三年五月大審院検事・退職（『官報』昭和13・5・5（6））、昭和一三年五月公証人・岡山（『官報』昭和13・5・6）、昭和二二年二月七日死亡（『日本公証制度沿革史』、昭和43年）

### 3 弁護士

### ⑭ 石川正義

● 明治二二年九月二日生、「出身地」山口、「事務所」尾道市久保町、「電話」尾道二



三二（『日本弁護士名簿』昭和3年）、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正6・7・13）、大正六年八月司法官試補・水戸地方裁判所詰（『官報』大正6・8・7）、大正八年五月千葉地方裁判所予備検事（『官報』大正8・5・27、28）、大正八年六月松江地方裁判所兼松江區裁判所検事（『官報』大正8・6・21）、大正九年一月広島地方裁判所兼広島區裁判所検事（『官報』大正9・10・18）、大正一〇年七月尾道區裁判所検事（『官報』大正10・7・25）、兼広島地方裁判所尾道支部判事…、大正一一年五月退職（『官報』大正11・5・15）、大正一一年六月弁護士登録・広島（『官報』大正11・7・4）、昭和一一年六月登録換・東京（『官報』昭和11・8・6）、昭和五五年一月二八日登録取消・死亡（『官報』昭和56・1・30）

● 四四歳（昭和八年九月現在）、尾道市久保町（本籍・住所）、大正七年東京帝国大学法科大学独法科卒業、千葉地方裁判所検事を振り出しに水戸、松江、広島、尾道、各地方裁判所検事奉職、大正一一年現住所に弁護士開業、哲学・音楽（趣味）。『広島県紳士録』

● 「石川正義」『日本弁護士大観』国際聯合通信社・一九六二年二月、「石川正義」『全国弁護士大観』法曹公論社・一九七七年六月

#### ⑮ 森保祐昌（旧名、助三郎）

● 明治一三年一月五日生、広島県双三郡田幸村（本籍）、広島市新川場町（住所）、明治三八年七月早稲田大学専門部法律科卒業、明治四一年一月弁護士試験及第（『官報』明治41・12・3）、明治四二年二月弁護士登録・東京弁護士会江木衷に師事（『官報』明治42・2・16）、明治四二年広島弁護士会客員、昭和九年六月広島弁護士会へ登録換（『官報』昭和9・7・2）、常議員（昭和一二年六月）、広島市会議員（大正六年六月・大正一〇年六月、大正一四年六月、昭和二年六月）・副議長（大正六年六月）・議長（大正一四年六月・昭和四年五月、昭和二年六月）、県会議員（大正八年九月・大正一五年二月・昭和九年八月）。

市部会議長（大正八年）、衆議院議員（昭和三年二月、立憲民政党）、民政党広島県支部常任顧問（昭和八年九月現在）、信念を以て事に当たる（処世の信条）、僧籍に在った、昭和二〇年八月二日原爆により死亡。『広島県紳士名鑑』、『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『議会制度百年史』衆議院議員名鑑）

（注）昭和六年一〇月一九日、鬼検事と称えられていた堅田忠美が、札幌控訴院の次席検事として広島を去るに臨んで、その口から、而も心の底から、ほとぼしかった一つの言葉があるという。樫田検事は、「広島には立派な弁護士ばかりであり、そのうちでも森保弁護士と来たら実に天晴れなもので、あの人が椅子に腰をおろしてゐる時は、居るかゝるか判らぬやうであるが、一度起つて弁論に入るや、なかくえらいことを云ふ。陪審事件の如く、しらうと（注、素人）の陪審員が裁判に関与する際などには、しらうと判りがして非常な効果があり、あれほどの弁論が出来るからには、どんなに頭が冴えてゐるかゞ、それとなく窺はれる訳である。」と、仏（ほとけ）の森保弁護士を賞揚したという（『芸日』昭和六・一〇・二〇夕刊）。

#### ⑯ 秦良一

● 明治二一年三月一三日生、広島県豊田郡善入寺村（本籍）、広島市新川場町（事務所）、大正一四年一月（大正二二年法律第五二号）弁護士試験合格（『官報』大正14・12・17）、大正一五年三月弁護士登録（広島弁護士会（『官報』大正15・4・10）、常議員（昭和八年・一二年・一三年・一五年・一七年・一九年）、副会長（昭和一四年・二〇年）、昭和二〇年八月六日原爆により死亡。『会員名簿』第四号）

（注）秦良一は、広島における陪審裁判のうち、「広瀬町の美人仲居殺し事件」（昭和三年一月三〇日判決）および「福島町の実兄殺し事件」（昭和六年三月一六日判決）の弁護士をした経験から、「陪審法の欠陥」（『法律新聞』昭和六・八・三）を執筆し、陪審法を改正して、「陪審員選定は市町村長において為すこと」、「裁判長の説示廃止」、「再陪審に付せぬこと」、「証拠物及証拠書類を

### ⑰ 田坂戒三

● 明治三〇年一月二日生、広島県高田郡刈田村（本籍）、広島市八丁堀（事務所）、大正八年広島区・地方裁判所書記、大正十一年九月（大正二十一年度第一次）弁護士試験及第（『官報』大正11・9・30）、大正十一年一月弁護士登録（東京弁護士会・名川侃市法律事務所にて開業）（『官報』大正12・1・10）、大正十二年三月日本大学法律専門部卒業、昭和二年八月広島弁護士会へ登録換（『官報』昭和2・9・7）、常議員（昭和十四年・十六年）、副会長（昭和十七年・二十年）、会長（二十六年）、平成四年九月九日死亡。（『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『全国弁護士大観』）

### ⑱ 林飛（はやし）隆善

● 明治二七年九月二〇日生、島根県鹿足郡六日市村（本籍）、広島市堀川町（事務所）、大正一〇年三月中央大学法科卒業、大正一〇年九月（大正一〇年度第一次）弁護士試験及第（『官報』大正10・9・30）、大正十一年一月弁護士登録（広島弁護士会・横山金太郎に師事）（『官報』大正11・2・3）、常議員（大正十四年・昭和五年・八年・十一年・十三年・十五年・十七年・十九年）、副会長（昭和三年）、会長（昭和二十年）、広陵中学校理事（昭和八年現在）、正義（処世の信条）、昭和二〇年八月六日原爆により死亡。（『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号）

### ⑲ 江藤直作

● 明治四年六月一四日生、広島県三上郡庄原村（本籍）、広島市小町（事務所）、明治二五年七月東京法学院卒業、明治二八年一月判検事登用第一回試験及第、司法官試補、明治二八年一月大阪地方裁判所詰、明治三〇年七月萩区裁判所判事、明治三十一年八月山口地方

裁判所判事、明治三五年九月赤間関区裁判所判事、明治四〇年四月広島控訴院判事、明治四三年一月広島地方裁判所部長（『人物事典』第1巻）、大正六年九月久留米区裁判所監督判事（『官報』大正6・9・4）、大正一〇年一月大審院判事・退職（『官報』大正10・1・20、大正10・1・22）、大正一〇年二月弁護士登録（広島弁護士会）（『官報』大正10・2・15）、常議員（昭和九年）、正及公正に生く（処世の信条）、昭和一七年四月二七日死亡（『官報』昭和17・6・19）。（『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』）

### ⑳ 中場彌太郎

● 明治六年一月二四日生、広島県豊田郡大乗村（本籍）、尾道市久保町（事務所）、明治三年七月明治法律学校卒業、明治三六年一月判検事登用試験及第、司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治三八年九月岐阜地方裁判所判事、明治四〇年一月富山地方裁判所判事、明治四一年六月名古屋地方裁判所判事、大正二年三月関東都督府判官、大正六年三月萩区裁判所判事、大正七年一月呉区裁判所監督判事（『人物事典』第2巻）、大正一〇年七月呉区裁判所判事・予審掛（『官報』大正10・7・2）、…広島地方裁判所呉支部長、大正一〇年九月免予審掛（『官報』大正10・9・16）、大正一五年七月尾道区裁判所監督判事兼広島地方裁判所尾道支部長（『官報』大正15・8・2）、昭和三年七月広島控訴院部長・退職（『官報』昭和3・7・26、昭和3・7・28）、昭和三年八月弁護士登録（広島弁護士会）（『官報』昭和3・9・14）、常議員（昭和二年・昭和十六年）、昭和二十六年一月一五日死亡（『官報』昭和15・2・8）

### ・ 永井貢

● 明治二〇年五月一日生、広島市水主町（本籍）、広島市小町（事務所）、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正3・7・13）、大正三年七月三井物産（株）入社、大正一〇年七月

弁護士登録 東京弁護士会（官報）大正10・7・19）、大正一三年三月登録取消（官報）大正13・4・25）、広島市第一助役（大正一三年三月）、大正一五年八月広島弁護士会へ再登録（官報）大正15・9・9）、昭和一六年七月第二東京弁護士会へ登録換（官報）昭和16・8・15）、昭和二一年五月広島弁護士会へ登録換（官報）昭和21・6・26）、常議員（昭和七年・一〇年・一三年・昭和三年）、副会長（昭和九年）、会長（昭和二年）、広島市会議員（昭和二年九月）、昭和三八年一月一三日死亡（官報）昭和38・2・20）。（会員名簿）第四号、『新日本人物大鑑』広島県

#### ・米田規矩馬

●明治二四年二月一日生、広島県双三郡吉舎町（本籍）、広島市銀山町（事務所）、大正七年七月京都帝国大学法律科卒業（官報）大正7・7・17）、大正七年八月弁護士登録 大阪弁護士会（官報）相性7・8・10）、昭和三年七月登録換 広島弁護士会（官報）昭和3・7・14）、衆議院議員（昭和五年二月、昭和七年二月、広島県第三区・立憲政友会）、昭和六年一二月登録取消（官報）昭和7・1・13）、通信大臣秘書官・鉄道大臣秘書官（昭和八年）、昭和九年一〇月第一東京弁護士会へ再登録（官報）昭和9・11・8）、昭和一六年三月広島弁護士会へ登録換（官報）昭和16・4・12）、吉舎町長（昭和二八年三月）、昭和二八年一〇月登録取消（官報）昭和28・10・19）、昭和四九年一〇月二八日死亡。（会員名簿）第四号、『広島弁護士会史』、『議会制度百年史』衆議院議員名鑑

#### ・水田謙一

●明治一六年八月一日生、広島県高田郡吉田町（本籍）、広島市国泰寺（事務所）、明治三七年八月明治大学卒業、明治四一年一二月判検事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試験・静岡地方裁判所詰、明治四四年七月浜松区裁判所予備判事、明治四五年三月山形地方裁判所判事、大正二年五月山形区裁判所検事、大正三年一〇月福井区裁判所検事、大正

五年五月高山区裁判所検事、大正七年七月敦賀区裁判所検事、大正八年六月福井区裁判所検事、大正八年七月武生区裁判所検事、大正一一年七月豊橋区裁判所検事（人物事典）第1巻）第2巻）、大正一二年四月金沢地方裁判所兼金沢区裁判所検事（官報）大正12・4・27）、大正一五年一一月名古屋控訴院検事・退職（官報）大正15・11・25）26）、大正一五年一二月弁護士登録 広島弁護士会（官報）大正15・12・24）、常議員（昭和二年・一八年・二〇年）2）二年）、副会長（昭和一六年）、会長（昭和一九年）、正しく強く（処世の信条）、昭和三九年一〇月一二日死亡（官報）昭和39・11・17）。『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』

#### ・高橋武夫

●明治二九年一〇月一日生、広島県豊田郡久芳村（本籍）、広島市八丁堀（事務所）、大正一一年三月明治大学法科卒業、南満州鉄道(株)勤務、大正一一年一一月朝鮮弁護士試験合格（官報）大正11・11・21）、大正一一年一二月朝鮮総督府弁護士、大正一二年二月（大正一一年第二次）弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一三年五月弁護士登録・東京（官報）大正13・5・28）、大正一四年二月広島弁護士会へ登録換（官報）大正14・2・28）、常議員（昭和四年・六年・八年・一〇年・一三年・一五年・二二年）、副会長（昭和七年・二〇年）、広島市会議員（昭和八年六月、昭和二二年六月）・広島市参事会員（昭和八年六月、昭和一五年二月）、会長（昭和二年）、昭和四八年四月一日死亡（官報）昭和48・7・3）。『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・昭和一七年一〇月・第一四版

●「高橋武夫」（『近代日本社会運動史人物大事典』3巻、日外アソシエーツ・一九九七年一月）、高橋一起『父の遺した三十一文字』（作品社・二〇〇八年五月）

(注) 高橋武夫は、昭和四年二月、佐竹新市らと中国無産党を結成し、自らは執行委員長に就任し、佐竹は書記長となった(『芸日』昭和四・一・二五、昭和四・二・八)。中国無産党は、昭和五年一〇月全国大衆党広島支部と称したが、昭和六年七月全国大衆党と労働党との合併により全国労働大衆党広島支部と改称し、更に、昭和九年七月社民党との合同により社会大衆党を結成し、同党支部となった(広島県警察史編纂委員会・編『広島県警察百年史』下巻、広島県警察本部・昭和四六年五月、二六〇頁)。高橋は、昭和十一年一〇月一六日、法医学を研究するために岡山医科大学法医学教室の研究者となり、同年一月九日、同志の了解を得て社会大衆党を離脱して、無産運動から引退した(『芸日』昭和一一・一一・一〇)。

晩年、高橋は、「反骨と孤高を愛し生きてきしわが過ぎし日に悔いはあざり」と詠じている(広島弁護士会『会報』第10号、昭和四五年一月)。

### ・三浦強一

●明治二四年一月一日生、広島県佐伯郡大野村(本籍)、広島市上幟町(事務所)、明治四三年五月通信省通信官吏練習所行政科卒業、大正五年一二月弁護士試験及第一(官報 大正五・12・12)、大正六年二月弁護士登録・東京(官報 大正六・2・16)、昭和二年五月広島弁護士会へ登録換(官報 昭和二・6・2)、常議員(昭和三年・八年・一〇年・一二年・一五年・一七年・一八年・二〇年・二二年)、副会长(昭和五年)、会長(昭和三年)、大野村長(昭和二〇年一〇月・昭和二二年二月)、昭和五〇年六月八日死亡(官報 昭和50・8・8)。(『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』)

## 五 新聞報道に見る陪審裁判の不振

我が国における陪審裁判の不振の最大の原因は、「被告人が事件を陪審の評議に付する

ことを辞退したこと

に在るのであるが、陪審辞退の理由は想像するに陪審の答申を採択して事実の判断を為した判決に対しては控訴を為すことを得ないのみならず、事実誤認を理由とする上告も許されないこと(法第百一条、第百三条)、裁判所が陪審の答申を不当と認めるときは、何回でも事件を他の陪審に付すことが出来ること(法第九十五条)、陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に、左程多くの無罪判決が言渡されなかつたと謂ふ過去の事実、素人の判断に対する不安、陪審裁判手続の煩雑及一般に訴訟費用が多額に上ること等に因るものと思ふ。」という。前掲・岡原昌男『陪審法ノ停止ニ関スル法律』に就て(『法曹会雑誌』第21巻第4号、一八頁)参照。

(注1) 我が国における陪審裁判の実情と不振の原因については、前掲『我が国で行われた陪審裁判―昭和初期における陪審法の運用について―』(二四六頁〜二七三頁)にも詳しく紹介されている。

(注2) 前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号(陪審法実施記念号・昭和四年一〇月)には、南谷知梯広島控訴院検事長(傍聴席より見たる陪審裁判)(同書一一六頁)、今村恭太郎広島控訴院長「感想」(同書二二〇頁)、伊藤久次郎広島地方裁判所長「陪審雑感」(同書一四七頁)、宮脇幸治広島地方裁判所部長「陪審公判に於て注意すべき諸点」(同書二二二頁)が、収録されている。

(注3) 前掲『法曹公論』377(陪審法施行三周年・新民法実施二周年記念号・昭和六年一〇月)には、広島弁護士たちである、早川六郎(尾道)、佐藤芳松(福山)、失名氏(広島)、秦良一(広島)、林美一(広島)、富島暢夫(広島)、佐藤五三(広島)、水田謙一(広島)らの、現行陪審法に否定的な意見、改善を要するという意見などが収録されている。

広島においても、陪審裁判は不振であった。その状況および不振の理由を、『芸備日日新聞』および『中国新聞』などは、どのように報道しているか見てみよう。

## 1 「被告の多くは陪審を辞退」(芸日「昭和三・二・三」夕刊)

一般国民は、司法参与を許されるといふので、多大の期待を以て迎へられた陪審法が、実施されて丁度三ヶ月、この間、果して幾何の收穫があつたか、：殺人及び放火罪の殆ど全部は、法定陪審にかゝるべきであるのに、僅かに二十六件しか審理されなかつたといふのは、被告の多数が陪審を辞退したによる。斯多数の辞退者があつたのは、初めて実施された陪審裁判の真価が、まだ一般国民に諒解されなため、司法省では明年早々全国各地方裁判所に訓令を發し、辞退件数と辞退原因の報告を取り纏め、今後の参考に資することになつてゐる。

陪審法第三条で許されている請求陪審は、殺人の法定陪審に附随する窃盜罪の請求陪審が唯一件あつたのみで、司法省では折角請求陪審を許した意味をなさないといふので、聊か途方に暮れてゐる。陪審遣直しとなつたのは、大分の放火と、水戸の殺人各一件で、これは重大なる制度変革のはじめに當つて、是非もない事だと見られてゐる。

## 2 「陪審裁判の前途今尚ほ遼遠」(芸日「昭和四・一・九」)

司法史上に一新紀元を画する陪審法も、実施後第二年を迎へたが、司法当局としては、先ず本年中に法定請求陪審を通じて、二千件を取扱ふ方針で、陪審員候補者もその割合で選定したのである。併し、昨年中の成績に依れば、三ヶ月間に法定請求陪審を通じ、五百件取扱ふ方針の処、僅か二十七件を取扱つたに過ぎない。これは、一つには、十月一日の実施後、準備のため手間取つたのと、御大典もあつた關係であるが、法定陪審に該当する

被告人の中、陪審を辞退したのも多かつた。陪審辞退の理由は、種々あるであらうが、陪審法その物が一般国民に好く理解されてゐないと、弁護士の意味に基くものと見られてゐる。昨年の割合から推すと、本年は五百件位が関の山で、陪審の前途は今尚遼遠である。

## 3 「陪審制度裁判の精神を没却」(芸日「昭和四・二・二六」)

政府が、陪審法中同法の通用を受けざる犯罪事項中に、改めて治安維持法違反を含まずと、右改正案を議會に提出せんとしてゐるに際し、相当無産党方面より反対運動が起る模様であるが、右に關し旧労働党の代議士山本宣治氏は、二十五日左の如く語つた。

共産党事件に就ては、京都、大阪では、これが陪審に附せられる様、被告から要求がありたに拘らず、裁判所は、公判の日取りが陪審法実施期日たる昨年十月一日以前に決定したるとの理由で、これを取り上げなかつたのであるから、事實は現在の支配階級の手加減に依つて、陪審を不法にも拒否したものと見るの外はない。即ち、共産主義犯罪の發生に最も恐怖を感じるものは、ごく少数の支配階級に過ぎずして、陪審法に規定されて陪審員は、例へ資格が直接国税三円以上を納税の上に制限があるにしても、少数支配者程共産主義に対し極端なる危険を感じるものでない。其処で、万一共産主義事件に陪審を許せば支配階級は、非常な危険を感じざるを得ない。これを法律運用の手加減に委すが如きことは、心もとないとして、今回陪審改正法律案が出来るものと思はれる。要するに、現政府の反動政治は、凡ゆる手段方法を選ばず、本来民衆的であるべき陪審法にまで、斯様な制限を附するに到るもので、政治意識の如き最も大衆的批判に委さなければならぬもので、

これを拒否して陪審法を殺人や放火犯にばかり適用せんとするものであるが、これは陪審法の精神を没却し、極めて露骨な資本家地主の意思を同法改正の背後に見ることが出来る。

(注1) 山本宣治は、この後間もなく、昭和四年三月五日、「治安維持法に反対し、赤化運動を容易ならしめたる罪」などを理由に、

暗殺された(「中国」昭和四・三・七夕刊)。

(注2) 陪審法から「治安維持法の罪」が除外されたのは、共産党事件に関連して、被告側の暴露戦術の防止策として採られたという

(「中国」昭和四・二・二八)。原嘉道司法大臣は、提案理由を、「共産党事件発生により、これを除外すべきものと認めたのである。」と述べている(「中国」昭和四・三・三夕刊・朝刊)。

(注3) 昭和四年法律第五一号「陪審法改正」(昭和四年四月四日公布)により、陪審法第四条(陪審の評議に付さない罪)に「治安維持法の罪」が追加された。この改正は、公布の日から施行されたが、この改正施行以前に生じた事件についても適用された。

#### 4 「陪審法の不人氣に司法当局も悩む」(芸日「昭和五・六・二四」)

司法裁判史上画期的試みとして、各方面から非常に期待された陪審法は、実施以来一年八ヶ月になるが、期待に反して実際陪審裁判の開かれる数が非常に少く、当局も奇異の現象として調査してをる。一昨年秋実施の当時、司法省の予想では一ヶ年の陪審事件が、約二千三百件くらゐあるものとして予算を立てたが、一ヶ年経過後調べて見ると、陪審裁判該当事件千二百八十二件中、被告から辞退した数が実に六百八十九件、自白したため陪審にかけられなかったのが三百五十件で、実際に陪審にかけられたのは僅かに二百四十三件、また被告から請求出来るものが、千八百五十七件あったが、そのうち千三百八十七件は自白して問題とならず、十五件ほど請求したものがあつたが、そのうち五件は取下げ十件位

裁判になつた。このごろでは、この辞退組がますます殖えてきてをるし、青森、大津、富山、松江あたりは、まだ一回も陪審裁判を開かないといふ閑散ぶりである。したがつて、その後、司法省の予算もグツと減らされてゐるが、どうして陪審裁判が不人氣なのか、専門家の見るところは左の如くで、早くも手続の緩和とか科刑の軽減とか問題になつて来た。

しかして、不人氣の理由は、○国民の真の要求によつて生れたものでない、○費用や手数が多くかゝる、殊に弁護士は陪審裁判が初まると、それが終わるまでは他の仕事が出来ない、○一審で刑が確定してしまふので、被告としては不安が多く、それよりも従来の三審の方を選びたいやうな気がする。また、弁護士としても、よほど確信がなければ、被告に陪審を勧められない、○陪審裁判は、普通裁判よりもいくらか科刑が軽いやうであるが、三審までやる場合の方がより一そう軽いらしい、○国民の大多数は、従来の裁判官のみの裁判に相当信頼をもつてゐる、○陪審裁判の労力は、普通裁判の約三十倍といはれてゐる、○法律知識の相当あるものと殆んど零のものは陪審を嫌ひ、生半可通のものが歓迎する傾向がある。

#### 5 「陪審裁判 広島でも成績は面白くない」(芸日「昭和六・一・二二」)

遅ればせに実施された我国の陪審法は、どんな成績かといへば、それはお話にならぬ程、繁昌しないといふよりほかはない。同法実施の昭和三年十月一日からけふまでに、広島地方裁判所の陪審法廷で、どれだけ陪審公判が開かれたといふに、実施の三年中には一件もやらず(注、二件陪審公判が行われている)、翌四年には、法定陪審事件五十四件中、自白したも

のが二十四件、辞退したものが二十五件、結局陪審事件として審理されたのがわずかに五件、五年中は法定陪審四十六件中、自白したものが十八件、辞退したものが二十一件、未済が六件、陪審事件として公判を受けたものが、情夫を殺さんと就寝中劇薬を口中に注ぎ込んだといふ、福山の女給のOZミツコの殺人未遂事件（公判の結果、傷害となるが）タツタ一件だけであった。

昨年中は、陪審員候補者も千四百八十九人で、このうち三十六人が光榮に浴し、そのうちより更に抽籤によつて、十二名が公判に参加したものであったので、本年は陪審員候補者の数も千四百六十六人と、二十三人だけへらしてある。しかし、これが何日何人だけ公判廷に参与するかど、甚だ心細いところである。

## 6 「夢だった裁判の民衆化 不評な陪審法」〔中国〕昭和六・一・二二夕刊

裁判の民衆化といふ新時代の要求にもとづいて、昭和三年十月から実施された陪審法は、二周年を迎へる日も近いが、その間の成績は、全国的にすこぶる不良で、期待を裏切られてゐる。

広島地方裁判所でも同じ傾向を示し、昭和四年度には法律上陪審事件として扱はれたものの五十四件のうち、五件だけ陪審裁判にかけられ、他の四十九件のうち自白二十四件、陪審辞退二十五件であったところ、昨昭和五年度には法定陪審事件四十六件のうち辞退二十一件、自白十八件、未済六件で、陪審裁判となつたのはタツタ一件しかなかつた。

せつかく堂々たる陪審法廷や陪審員宿舍その他の設備をしてゐながら、年に一件とは手数や設備がもつたばかりでなく、陪審法もほとんど無意義の状態であるといはれて

ゐるが、陪審を請求する被告人が減つてゆくといふよりは、ほとんどゐないといふ事情の裏には、相当の理由がある。

陪審裁判が嫌はれるのは、まづ第一に費用のかゝる点で、一件に四、五百円の費用がかゝるが、これは有罪の場合には被告人が負担せねばならぬことになつてゐる（注、陪審費用を負担するのは、請求陪審の場合である。陪審法第三条・第一〇六条・第一〇七条。つぎに、被告人としては刑の軽いことをなによりも望んでゐるが、陪審にかけたからといつて、必ずしも有利だとは限らず、現に昨年度唯一の陪審裁判であつた福山市の女給OZミツコの殺人事件は、犯罪動機を陪審員から同情されたらしく、陪審は殺人未遂を否定して傷害だと答申し、これが採用されて懲役一年の判決があつた。ところが、もし殺人未遂となれば、かへつて法律上では情状酌量されて執行猶予にでもなるべき事件だったので、罪は軽くなつたが、刑は反対に重くなる結果となつた。

かういふ、デリケートな問題もあり、いたづらに費用や手数をかけて陪審裁判にするよりは、裁判長を信頼して普通公判にした方が有利だといふ考へから、陪審を避けるものが多いらしく、これでは陪審法の趣旨に反するので問題となつてゐる。

なほ、昨年は、県下の陪審員候補者千四百八十九名で、呼び出された者三十六名、ことは、候補者千四百六十六名であるが、いまのところ陪審裁判を請求しさうな事件は一つもないと。

## 7 「整理の一部として陪審法を停止」〔中国〕昭和六・四・二五夕刊

政府は、今回の行政整理に際しては、従来は一切の行きがかりや情実などを排し、国家

の大局から見て、思ひ切った整理案を作成し、これが実行を期してをる関係上、各省にわたり、苟も整理し得る可能性のある事項に対しては、仮借なく整理を断行しようとしてをる。

しかして、政府首脳部では、先年はじめた陪審法の施行を停止し、もって相当額の経費を捻出しようとの意向をもつておるやうである。すなはち、陪審法は、その施行以来の成績に見るも、予期の効果を上げてゐないばかりか、若槻首相は本法に対しては、絶対反対の意見をもつてをる関係から、停止を考慮されるにいたつたものであるが、本法を停止するとすれば、対貴族院ならびに対枢密院関係などを考慮せねばならぬので、政府もこの点で大いに頭を悩ましてをるやうである。しかし、本法を停止するとすれば、司法官の広範囲の異動をする必要があり、これにともなつて、種々厄介な問題が起つて来るので、この成行は相当注目に値するものがあらう。

#### 8 「司法省では、序々改善主義」〔中国〕昭和六・七・一四

国民の司法権参与として、去る三年一〇月一日実施した陪審法は、最初の期待を裏切つて、わづか三年足らずの今日、甚だ芳しくない評判を聞くにいたり、政府並に与党の一部は勿論、当の司法内部自体にも廃止もしくは一時停止説を唱へられて来てゐる。反対論の根拠は、主として陪審件数の僅少であることは、国民が同制度を歓迎せぬ結果、莫大な経費を要する同制度を、むしろ無用の長物視してゐるものだが、これに対して司法首脳部も予期しないあまりの不評判に、過日来寄り／＼協議中だが、取扱件数の僅少といふだけの理由の廃止説には絶対承服せず、過去一年あまりの実績を資料に、国民歓迎の理想的陪審

制度改善の議を進め、過日も司法首脳部、花井、原両博士など、同制度生みの親の人々が会合の際も、同問題につき論究した結果、「一部の廃止説に耳を籍さず、徐々に改善すべきである。」との意見の一致を見たので、何らかの形で改善の運びにいたるだらうと、期待されている。

右につき、八並司法政務次官は語る。「廃止または停止説には、絶対反対で、助長発達の方針である。実施後わずか二年余の振はない成績をとらへて、廃止の理由はあたらぬ。まだ、陪審法は、いはゞ試練時代ともいふべきもので、朝野一致して趣旨の徹底につとめたい。第二に、廃止説の主張理由は、財政上から目して、廃止すれば国家財政上相当の余裕を生ずるとの意見にもとづいてゐるが、誤解も甚しい。いかにも実施には、巨額の費用を投じたが、しかし準備成り法廷設備の成つた今日、同法に要する費用は、陪審員の日当、宿泊料に過ぎない。仮りに、一ヶ年二百件の陪審があつて、一件百六十円見当だから、三、四万円の支出で、よしんば廃止しても、それだけの節約にとゞまり、全く廃止論者のいふことは意義をなさない。」

#### 9 秦良一「陪審法の欠陥」〔法律新聞〕昭和六・八・三

近年漸やく、陪審の不振が問題となるに至つた。去る七月七日の大阪新聞紙上に陪審法の廃止改正論各方面に起る、当局では不賛成といふ表題のもとに、左の記事があつた。

司法省では、さきに陪審法を施行するに当り、一ヶ年平均千三百件を取扱ふ予定で予算を組んだが、実際においては、一ヶ年に百二、三十件の取扱ひにすぎないので、与党方面および政府部内の一部では、一審通りで終結する陪審制は、わが国民性に適せぬものであ



るから、これを廃止した方がよいとの論が唱へられてゐる。

これに対し、司法当局は、陪審制の廃止論は、従来の司法権に対する国民の信頼を裏書するもので、司法当局としては、この意味において喜ばしいことであるが、深く立入つて考へて見ると、陪審制は国民多年の要望に基づいて実施されたものであり、これが廃止は憲政の本義に背くことになる。殊に、本制度はまだ試練の道程にあるのに、取扱件数が少いからとて、廃止論を唱へるのには、賛同することが出来ないとの意見である。

殊に、刑法改正委員会および在野法曹間においては、陪審の取扱件数が少いのは、現行法に不備欠陥があるためである、現行法は名目は陪審法でも、その実お情主義の立法で、国民の信頼に副はない原因は、この点に存する、ゆゑに、今冬の通常議会に、陪審制度の変更を行ふ一部の改正案を提案するならば、その機会に、(一) 請求陪審といへども、被告人に費用を負担せしめざること、(二) 自白した被告といへども、陪審の評議に附することゝとすることの改正案を提案すべきである、との説が有力に唱へられてをり、成行を注目されてゐる。

以上は、冗漫のやうであるが、新聞記事そのまゝを掲載したのである。その他のものもこれと大同小異であつて、何等専門的研究の発表ではない。固より、司法当局並びにその他の人々の意見が、これと合致してゐるかどうか、その信疑は分らぬが、私もこの新聞記事の中にある在野法曹の一人として、かうした新聞記事的に、些か卑見を述べて見たいと思ふ。

被告人の自由に辞退することが出来る陪審法の不振は、従来の司法権に対する国民の信頼を裏書きするものと見らるゝので、私どもは司法当局にお喜びを申し上げたいのであるが、問題をこれで片づけてしまへば、誠に簡単に結論が得らるゝわけである。しかしながら、陪審の不振の最大原因は、司法当局の悦に入らるゝとは反対に、在野法曹の気乗のせぬこと、即ちこれではあるまいか。請求陪審は固よりのこと、法定陪審においても、必ず弁護人がある。その弁護人が、被告に対して、陪審の有利なることを告げると、被告人は九分九厘までは、その意見に従ふのであるが、これに反して、その不利なることを云へば、多くは辞退するのであつて、陪審の不振は、被告人が辞退するからである。

果して然らば、何故在野法曹には、気乗りがせぬのであらふか。その大体論としては、「現行法は、名目は陪審法でも、その実お情主義の立法で」あるからである。政権争奪は、金ピカを着たいばかりだと聞かされて、今更ながら驚くが、これも民衆の一部にはいま尚ほ、官尊民卑の弊風からぬけ切れない者が居るからである。裁判所といへば、恐ろしい所のやうに考へてゐる者もある。これらの人々が、選ばれて陪審員となる。そこへ、何もかもお情主義の陪審を、お節主義でやらるゝのであるから、お上の申さるゝことに、嘘や間違ひのあらふ筈なし、忽ち評議一決「然り」と答申せられ、それで控訴審を奪はるゝ虞を予見しては、進んで誰が陪審を希望せうぞ。こゝに陪審不振の最大原因があると思ふ。

大体陪審法制定に當つては、その国民性より見て、その社会道徳的訓練の歴史より見て、当局の頭を悩ましたことは、陪審員より公正なる判断を得ることが出来るかどうかの研究であつたらう。その不安を出来るだけ除去すべき研究に、日もこれ足らなかつた有様であつたやうに思ふ。その当時、情けない哉、「陪審制は、国民多年の要望に基いて実施された」ものでなく、国民要望の与論を背景とせないから、遂にお情主義に墮して了つたのが、制定当時の実情ではなかつたらうか。かうして、制定せられた陪審法を取扱ふにあた

つても、このお情主義を如何にして現はすべきかに腐心し、いかにして裁判官が、陪審員に対する指導的地位を獲得すべきかに苦心した跡はあるが、陪審法廷における弁護人の地位及人格を顧みなかったやうである。これ、遂に在野法曹の気乗りがせなくなったことに依つて、察知することが出来るのではあるまいか。かくて、英国式にあて嵌つたと心算かに喜んでゐる者があるとすれば、その皮相観たるや、寧ろ滑稽に属するものだ。

一体わが国において、選挙法や陪審法を制定するに当つては、ある一部の識者には、国民全体が賢者にあらざることを憾むやうな傾向がある。だから、国民に任せ切る度量が欠けてくる。その賢者が、その心持を外さずして、大体の膳ごしらへをするのだから、民衆的には変なものにしてふ。愚民政治、それで国民が満足するならば、宜いではないか。愚衆判断、それで大衆が得心しておれば、宜いではないか。固より、それが批判を受くることによつて、漸次向上する作用は、有機的な国家社会に欠けるものではないのだから、さし当たり、一部識者から見ると、それが愚民政治でも愚衆判断でも宜い訳で、それが嫌ひならば、最初から選挙法や陪審法など、民衆の総動員を妥当とするやうな法律など、その出現を極力阻止する方が宜い。要するに、選挙法や陪審法は、一部識者の法律ではない。実に、国民総動員を要する法律である。従つて、それは国民的に制定せられなければならない、国民的に制定しておらなければならない筈のものである。ところが、それが一部識者のものであり、国民から見るとお情主義のものであるならば、せめてもそれを国民的のものに改正せなければ、到底活気づく筈がないことは、当然のことである。

この意味において、陪審法廷における総ての判断は、陪審員の知能常識に任せ切るの度量を以てせなければ、陪審の不振は寧ろ当然のことである。

かうした考へから、現行陪審法を見ると、幾多の欠陥が目につく。その欠陥を除去すべく卑見を述べると、概ね左の通りである。

#### 第一、陪審員選定は、市町村長において為すこと

即ち、陪審法第二十七条の改正である。現行法によると、陪審員候補者名簿調製は、市町村長にやらせてゐるが、この陪審員候補者から陪審員を選定する者は、地方裁判所長であつて、裁判所書記立会の許に抽籤を以て之を為すことになつてゐる。かく規定するについては、色々の弊害を考慮せられた結果であらふ。即ち選定せられた陪審員の氏名が、公判前に漏洩することによる弊害、即ち被告人側から策動する虞れあることによる弊害など、その重なるものであらふと思はるゝが、それらに關しては、新たに罰則を設けるなり、その他色々取締方法はあることだらふと思ふ。自己の部下たる予審判事が、有罪と決定した陪審事件に關して、秘密を以て行はるゝ選定は、国民に痛くもない腹を探られ、そこに手心を用ひはせぬかとの疑ひを残すことになる。それほど、被告人及びその関係者は、神経過敏である。国民的陪審法は、国民に対して仮令少しでも疑ひを抱かしむることは、絶対に避けなければならぬ。この意味において、陪審員選定通知を受けた市町村長に、これを選定せしむることが、この疑ひを除去するに一番適當なことだと信ずるのである。

#### 第二、裁判長の説示廃止

即ち、陪審法第七十七条同第七十八条の削除、その他この關係条文の改正である。民衆判断に關する不安を、せめてもその説示を規定することによつて、除去しようとしたところ、国民的陪審法たる性質を奪つてしまったのである。こゝにおいてか、一部の識者が、民衆を指導する觀念の許に制定せられた現行陪審法の不振は、さこそと肯定することが出

来る。まだ指導する必要がある陪審員に対しては、説示は絶対に必要であるといふならば、その一方では、未だ地方によると、官尊民卑のぬけ切らぬ陪審員に対して、裁判長が指導的な説示をせられては、到底たまらぬと逃げて行く弁護人や被告人のあることは当然である。

専門家から見た判断と、民衆から見た判断と、或る時には相違を来たすことがあるかも知れぬ。その相違を生じたところに、寧ろ専門を離れた民衆的常識判断を得ることが出来るのである。これを得べく望んでこそ、陪審の特質が生きてくるにも拘はらず、それを専門的に見て不安なりとして、説示によって陪審員を指導し、陪審員の頭を整理せしめんとすることは、明かに間違ひであつて、いらざるお節介である。いままでの例によると、有罪か無罪かの事件に対しては、多く然りと答申し、同じく有罪なるも、殺人か傷害致死かといふやうな事件に対しては、第一問は然らずと答申しあつてあるやうである。固より陪審員には、認識問題などは専門的で分かりにくいからであるといへば、それまでのことであるが、或は裁判長の説示の仕方、力の入れどころに変化があるからではあるまいか。これらに関して、だん／＼と具体的に研究すると、或は陪審員が如何に裁判長の説示に影響せらるゝかを、証明し得らるゝかも知れぬ。伝統ふるき英国に如何あらふとも、国情を異にするわが国においては、飽くまで説示を存置する理由は乏しい。強ひて説示存置を固執するならば、陪審を今日のやうに、半殺しにして置くより致方がない。

### 第三、再陪審に付せぬこと

即ち、陪審法第九十五条の削除である。これなどは、当時憲法違反問題などが崇つたので、加へられた条項であらふが、陪審の本質から見ると、その不必要なること、敢て論ず

るまでもない。

### 第四、証拠物及証拠書類を陪審に交付せぬこと

即ち、陪審法第八十二条第二項の削除である。被告人が、予審までは自白したが、準備手続でこれを翻した場合など、裁判長が記録から予審問調書を取り外して、これを陪審員に交付する。陪審員は、評議室でこれを読む。その時は、先に百の弁解があつたからとて、これに対抗するほどの力とはなり得ない。法廷で詳細に読み聞かされ、それをまた新しく評議室で読ますのだから、到底駄目である。評議一決その答申は然りとなるのも、寧ろ当然のやうに思はれる。法廷に現はれた証拠物及証拠書類に対しては、被告人及弁護人は弁解の余地を残されてゐるのである。即ち、弁解附証拠物及弁解附証拠書類（言葉は少し変だが）であつて、これを法廷から持ち出すことになることになると、目新らしくなり、再び生々とした弁解附証拠物即有罪的証拠物となつて現はれ、従つて、そこに起る心理状態は稍もすれば、有罪に傷くのは、少しく心理学的に考察すれば、輒く理解し得ることである。そして、これを交付する必要を認めた裁判長の心を、稍もすると有罪的に推断する虞があることは勿論である。

この条項削除反対論を考へて見ると、それは陪審員の自由なる判断に任せ切れない根本的不安觀念から、お節介主義に墮するものであつて、採るに足らないものである。それも必要な場合があるとすれば、法廷で証拠調べのとき、極めて入念に取扱へば宜い。その場合において、その有様を見て取つた被告人及弁護人が、極めて入念に弁解することは勿論であらふ。この弁解を奪ふためならば、陪審法も余程性が悪く出来てゐるものといはねばならぬ。証拠書類の中には、予審問調書が含まれてゐるといふ、大審院の判例があ

る。兎に角、この条項の存在は、余程の重大問題である。

以上は、前に述べたやうに、陪審は国民的のものであらねばならぬ、といふことを根本観念として、そして見た現行陪審法の欠陥を直観的に指摘した結果、その改廃について述べたのであるが、若しも現行法にして、陪審を辞退せしむることを許されなかつたならば、こゝに私の述べたことなどは、いま頃は大変な問題となつて現はれてゐたかも知れぬ。しかしながら、幸ひにも辞退することを許されてゐるので、そのお情けにすぎり、在野法曹は避けて行くのである。

#### 10 「嫌はれ出した『陪審裁判』制度」(芸日)昭和七・一二・二十八夕刊

広島地方裁判所管内における昭和七年中の陪審事件受理件数は五十三件、前年の持越し十二件、合計六十五件である。このうち公判停止一件、自白二十六件、辞退三十六件、明年廻し四件で、陪審公判として開廷されたものは一件もなく、裁判の民衆化として当時期待されてゐた制度も、年と共に嫌厭され、昨年中は僅か二件であつたが、それでも陪審公判として開廷されたのに、本年のこの審理皆無は、いよく民衆から愛想をつかされたものであるといふことが、漸次ハッキリして来たやうである。同裁判が、かく毛嫌ひされる原因は、控訴が利かず、一番より一足飛びに大審院と刑の確定期間が非常に短時日であるので、なるべくならば延ばすだけ延ばして、而して後服役するといふ人間眞理マコトにちよつとそぐはぬところがあり、もう一つは沢山の陪審員や証人の旅費、日当などの所謂訴訟負担ソウゴウが重いらしい。

#### 11 「目的に反した陪審法 廃止論が有力となる」(中国)昭和一一・六・四

裁判所の明朗化を期して制定された陪審制度は、その誕生以来十年の経験から、漸次疑義も生じ、わが司法部内に、その廃止論が台頭して、四日の司法官会合に際し、再検討が加へられる運命に立ちいたつた。

廃止論の根拠とするところは、十一年前原内閣が本制度を制定した当時は、欧米諸外国のやうに、陪審を希望する被告が、多くなるであらうと期待してゐたのであるが、実施以來昨年まで十年間、わづかに四百四十二件といふ不成績であること、しかして、このうちには、陪審員が『しからず』と答申し、被告を無罪と断じたものに対し、裁判長がこれを一蹴し、再審の決定をしたものが、殺人事件六十一件中四件、同未遂事件二十一件中二件、放火六十六件中八件、同未遂事件四件中一件、合計十五件の答申の更新を求めてゐることは、この制度の期待と遠いものがある。

更新により、陪審の答申が原審『しからず』とするものはほとんどなく、大部分が『しかり』と前の答申を覆してゐることは、全く民衆の声であるところの陪審員の答申が、何者かに左右された結果と見るほかなきこと、欧米の陪審制度実施にあつては、すべて再審といふことなく、一番において、すなはち陪審員の答申が被告の有罪、無罪を断じて動かさないのに反し、日本では、再審も再々審も出来得る制度であることは、明朗を欠く第二に挙げられる点である。

第三に挙ぐべき点は、日本の陪審員は、その成立を遡つて見ると、十二名の陪審員などの宿舎が、外部と交通を断たれ、この缶詰宿舎には検事だけが自由に出入出来ることになつてゐる。この十二名の陪審員中、地位名望もつとも高い一名が幹事となつてゐて、その



ったことを非難し、「裁判の公正を如何せん」と抗議したので、同年七月、弁護士福島一郎が、「陪審制への抗議について」と題する論文（昭和一一・五・三〇付）で、そのような批難は陪審制度に対する無理解・無知から来ていると反論している（『法曹公論』430、昭和一一年七月）。

しかも、昭和一一年八月三〇日、檢察事務視察のため仙台を訪問した光行次郎檢察総長が、記者会見において、仙台の陪審の答申に無罪が多いことを批判する意味の談話をしたという記事が、「河北新報」（昭和一一・九・一）に掲載されたのに対して、仙台弁護士会は抗議をし、陪審裁判の精神を否定し、国法の尊厳を冒瀆する言辭である、速やかにその責任の帰趨を明らかにせよとの建言書を、林頼三郎司法大臣に提出している。光行檢察総長は、同年二月一八日、同年二月の二・二六事件の際にとつた檢察指揮を理由として、辞任している（前掲・林正宏「仙台の陪審裁判について」、『仙台弁護士会史』、仙台弁護士会・昭和五七年二月、二二三頁）。

これに関しては、前掲・浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究―経験談による実態調査を中心として―」に、当時の仙台地方裁判所次席検事山井浩の談話と資料（同書、六二〇―〇一頁）、および浦辺による批評（同書、一一二―一六頁）がある。

### 13 「陪審法改正 集団放火事件で欠陥が判明」（『芸日』昭和一二・六・三〇）

司法省では、さきの神奈川県下に発生したる集団放火事件の関係者が、膨大且複雑なるため、法律専門家ならざる通常人が陪審員として正鵠を得たる判断をなすことが、初めから不可能なるのみならず、三ヶ月前後の審理期間中、陪審員として宿舎に拘束又は自宅で面会に制限を加へることが、きわめて困難なる事実を鑑み、集団的犯罪に陪審法を適用せざるやう、現行法に改正を行うこととなり立案中であつたが、二十九日まででやうやく起草を了する予定となつた。よつて、塩野法相は、二十八日夜、麴町の私邸に近衛首相を訪問、同法案を特別議会に提出する意向の下に、二十九日の閣議にはかり、直に御諮詢の手

続を取ることになつた。

右につき、塩野法相は左の如く語る。「今夜首相をお訪ねしたものは、陪審法を改正、特別議会に出したいので、それを検討のため、夏休み前に至急提出する必要があるため、この点諒解を求めたのだ。なほ、この外、司法内の実情、特に司法官の待遇改善の必要を縷々説明しておいた。」

（注）特別国会へ提出する陪審法改正案は、陪審法中に「共同被告人が多数で被告事件が複雑な場合において、公判の審理に長期間を要し、陪審員の滞留の場所および他人との交通を著しく制限するときは、陪審の評議に付さないことが出来る。」という趣旨の一条を追加するものであつた（『中国』昭和一二・七・三。『帝国議会 衆議院議事速記録』69・第七一・七二回議會、東京大学出版会・昭和五九年一〇月、七七頁）。この改正案は、第七一回帝國議會衆議院に提出されたが、東京弁護士会と日本弁護士協会の協同で反対決議をしたほか（『法律新聞』昭和一二・八・一〇）、審議の過程で反対論が強く審議未了で終わり、次の第七二回帝國議会には上程されなかつた（『帝国議会 衆議院委員會議録』81・昭和編・第七一回議會、東京大学出版会・平成七年二月、三七頁。『日本国会百年史』中巻、国会資料編纂会・昭和六二年六月、四〇七頁）。

### 14 「陪審法無用視 一時停止か」（『中国』昭和一五・一一・一二）

去る昭和三年から施行された陪審法は、国民の司法参与として、最初は相当の期待をかけられてゐたが、実際においてはその期待を裏切り、陪審裁判を希望するものは非常に少なく、殊にこの三、四年來は、一年間を通じわづかに三、四件に過ぎない状態である。

しかるに、陪審法が存在するために、全国の市町村役場においては、毎年直接国税納付者を有資格者とする陪審員候補者名簿を作成する義務を負はされてをり、これが事変發生

以来、地方自治団体の事務が激増してゐる市町村役場にとつては、大なる負担となるので、司法省当局に対し無用の長物化してゐる陪審法は、これを廃止されたいといふ陳情が殺到してゐる。

一方、司法部においても、毎年千五、六〇〇件内外の法定陪審事件があるにもかゝらず、その大部分が辞退してゐる、かくのごとき、国民が陪審裁判を嫌忌する原因としては、陪審事件に附されたものは、控訴上告することを許されない規定になつてゐるので、この点を考慮する結果にもよるが、本質的には陪審裁判がわが国情に適しない結果によるものであるから、むしろこれを廃止すべきである、との論が有力に台頭してゐるので、司法当局においても、明年度予算編成に関連して本問題を取上げ、存続するか否かの判断を下すことになつた。

しかして、善後方法としては、左の三案が考慮されてゐるが、事変中にかぎり停止すべしとの論が有力である。

一、陪審法を全然廃止する案

一、陪審法の施行を一時停止する案

一、陪審員候補者の任期を四ヶ年位に延長して、名簿調製の手数と経費を節約する案

(注1) こゝでいう事変発生とは、昭和二年七月七日蘆溝橋事件から始まる支那事変（日中戦争）を指す。

(注2) このときは、陪審候補者名簿は四年毎に調製することになつた（昭和一六年法律第六二号・昭和一六年三月一二日公布）。

(注3) 陪審法は、昭和一八年四月一日、その施行を停止された（昭和一八年法律第八八号）。

岡原昌男『陪審法ノ停止ニ関スル法律』に就て（『法曹会雑誌』第21巻第4号、昭和一八年四月）は、陪審法の施行停止の理

由を説明して、「要するに、陪審法の施行に依り市町村、一般国民、裁判所及検事局が費して居た、相当の時間労力物資及費用を節減し、此の際、之を戦争遂行上より一層有効な方面に結集することを得しむる為、陪審法の施行を一時停止せんとするものであつて、戦時下緊迫せる諸般の事情に鑑みるときは、全く妥当の措置と云ひ得る。元来我国の陪審制度は、民衆をして裁判に関与せしめ、犯罪事実の有無につき常識ある判断を為さしめ、以て裁判に国民の法的意識感情を注入せんとする、高遠な理想の下に設けられたるもので、其の運用の妙を得るときは、平時に於ては寧ろ望ましいものと云ひ得よう。陪審の評議に付せられる事件数が逐年減少して居るにも拘らず、今遽に陪審制度を廃止せず、単に施行停止に止めて戦争終了後、之が再施行を考慮せんとした趣旨は、即ち茲に在る。」という。そして、「戦時下に於ける陪審制度の停止は、独り我国に於てのみ考へられたものではなし」と、第一次世界大戦の際の独英の例を挙げている。

なお、陪審法はなぜ施行を停止したかについては、前田英昭「国会の先例は語る(82) 大正の陪審法―なぜ施行を停止したか―」『国会月報』第48巻630号、平成一三年六月）も参照されたい。

(注4) 陪審法は、「大東亜戦争（注、昭和二年勅令第一六一号で、「今時の戦争」と改正）終了後再施行するものとし、其の期日は各条に付勅令を以て之を定む」（昭和一八年法律第八八号）とされ、現行「裁判所法」第三条第三項には、「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。」と規定されている。しかし、陪審法と同じく国民が裁判に参加する制度である、参審制度系の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成一六年五月二八日法律第六三号）が制定されたので、陪審法が再施行されることはないであらう。

(注5) 広島控訴院管内弁護士大会でも、「陪審制度の廃止」が、議題として提出されたことはあるが、可決されることはなかつた。

昭和五年四月二日、鳥取市因幡銀行ビルにおいて開催された広島控訴院管内弁護士大会の議題に附された、「陪審制度廃止の件」は、時期尚早ということで、否決された（『法律新聞』昭和五・五・二〇）。

次に、昭和八年一月一日、広島階行社において開催された広島控訴院管内弁護士大会でも、松江弁護士会から提出された大会議案のうち「陪審制度の廃止」の件は、否決されている。提案趣旨は、「其制度自体何等論難すべきものなけれども、之が運

用方法に於て極めて遺憾の点多し。例へば、裁判長の説示及陪審を求むる場合、殆んど弁護人の弁護或は陪審員の存在を無視し、陪審制度の真髓を抜去りたるの感あるものあり。裁判所に於て一層の考慮せられざるあらざれば、寧ろ廃止せらるゝに如かず。」であつた。この大会では、岡山弁護士会提出の「陪審法一部改正のこと。(一)裁判所の説示に改良を加へ、(二)被告人に再陪審請求の訴権を与へられたること。」が可決されている(『法律新聞』昭和八・一一・二二)。

そして、昭和十三年一月十五日、松江市公会堂において開催された広島控訴院管内弁護士大会でも、松江弁護士会提案の「陪審法の活動を盛んならしむる為、速に該法の改正を講ぜられむことを、当局に要望するの件」が、可決されている(『法律新聞』昭和一三・一〇・二五)。

昭和十五年一月二七日、広島市袋町小学校大講堂で挙行された広島控訴院管内弁護士大会では、鳥取弁護士会提案の討議議題「陪審制度は、之を廃止すること。」は、留保されて、可決はされなかつた(『法律新聞』昭和一五・一一・一五)。

## 六 おわりに

本稿は、平成一八(二〇〇六)年一月九日(午後一時三〇分～三時三〇分)、広島修道大学図書館会議室において開催された、「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会」第三回研究会において、増田修が報告した「広島における陪審裁判―昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判―」の原稿を、大幅に増補し、整理したものである。

この研究会には、鳥越健治広島高等裁判所長官、大本和則広島弁護士会長、石本俊憲広島県立文書館長をはじめ、裁判官、弁護士、大学教員、文書館職員など二〇名が参加し、「広島における陪審裁判」に関して、質疑応答・意見交換が行われた。

なお、この研究会では、研究会の本来の目的である、加藤高による「山口裁判所(明治九

年三月開設)決議録」についての資料紹介、および紺谷浩司による「平成一八年度に実施した中国地方の裁判所・検察庁における資料調査」などの活動についての報告も行われた。

(注1) 広島高等・地方検察庁からは、樋渡利秋検事長は他に所用があり、坂井靖検事正が出席の予定であつたが、当日は風邪のため体調不良で欠席された。刑事判決原本の閲覧・謄写に当たつては、広島地方検察庁渡邊清総務部長の全面的な協力により、広島における陪審事件の判決を調査し、紹介することができた。

(注2) 広島地方検察庁における陪審事件の刑事判決原本の調査は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の会員である、増田修(弁護士・広島弁護士会所属)、紺谷浩司(広島大学名誉教授、西南学院大学法科大学院教授)、加藤高(広島修道大学名誉教授)、緑大輔(広島修道大学助教授)が、協同して行なつた。陪審裁判の刑事判決原本は、紺谷がデジタル・カメラで撮影した。

また、『芸備日日新聞』・『中国新聞』の記事は、増田が収集した。それらの新聞記事は、「広島代言人組合沿革誌」(『修道法学』第28巻第2号、平成一八年二月)の続きである。「広島弁護士会沿革誌」明治・大正・昭和戦前編を執筆するために、資料として収集したものゝ一部である。

(注3) この(資料紹介)のうち、「ないし六」の本文執筆、ならびに【資料二】「広島における陪審裁判―『中国新聞』の記事―」、【資料三】から【資料六】のファイル作成は、増田が行なつた。【資料一】「広島における陪審裁判―刑事判決書―」、および【資料三】「広島における陪審裁判―『芸備日日新聞』の記事―」のファイル作成は、紺谷が行つた。なお、この(資料紹介)の「解題」は、別に稿を起こして、緑が執筆し、「平成一・一八」年調査活動記録は、加藤が執筆した。

## 平成17・18年調査活動記録―広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会―

当年の調査活動を整理し、これを当年度内に公表するという約を果たすことが、身边多



忙の裡にできなくなってしまうた、という失態を演じたことは遺憾という他ない。以下では平成十七年・同十八年の二年間にわたる当研究会の調査活動を摘記することでその責めを塞ぐことにしたい。

平成十七（二〇〇五）年一月八日（土）、二十二日（土）午前十時頃から午後四時過迄、当会員紺谷浩司（西南学院大学法科大学院法務研究科教授、広島大学名誉教授）、増田修（広島弁護士会弁護士）、加藤高（広島修道大学名誉教授）が、前年に続き広島大学法学部所管の明治期民事判決原本調査を継続した。明治期を中心とする元広島・山口等地裁判本庁所管民事判決原本の写真撮影を含む調査を吉原法学部長（当時）の諒承を得て行ったものである。なお以下の調査活動はすべて前年の続行であり、現在に至っている。すなわち調査対象、調査事項等もすべて前年の継続であるから、会の特記事項を除くほかは簡潔に摘記するに留める。明治期全般の、現在裁判所（地方裁判所を主とする）が所蔵する民（刑）事裁判に関する記録帳簿類の現状を調査し、記録化し（写真撮影等を含む）、そしてすでに国立公文書館に移管され、一部は研究者に公開利用されている民事判決原本「最近刑事判決原本も明治十五（一八八二）年以前の分は、すでに全国地方検察庁より国立公文書館に、民事判決原本と同様「史料」として移管されたと聞いている（平成十七（二〇〇五）年五月二日加藤の調査メモによれば増田氏よりの情報で某検察庁より明治十五年治罪法制定以前の「刑事判決原本」の国立公文書館移管が早急に実現される由であった）」と同じく、これら裁判記録帳簿類（たとえば民（刑）事等事件簿―明治前期これら記録簿は、「訴状受（請）取（附）簿」あるいは「番外受附簿」等々と称されていた）も、当時の裁判の実情を明らかにする上では、必要不可欠の「史料」として、後生の研究者に益す

ると信じ、残して伝えていきたい、という思いを共有している有志が、研究会を作ったという事は前に触れた。その結果広く裁判所関係者―調査を開始した平成九年（一九九七年）当時から、広島高裁歴代長官をはじめ、広島地裁、山口地裁、松江地裁の各歴代所長、同上地裁の各支部長―たとえば山口地裁萩支部、同上岩国支部、松江地裁管内木次簡裁などおよび多くの関係職員の方々―の御理解と御協力を得ることができ、現在に及んでいることを改めて謝意を込めて附記しておきたい。

平成十七（二〇〇五）年も一月一七日山口地裁岩国支部（以下、「山口」、「岩国」と略す）の調査、同月二十四日は山口調査、同月三十一日広島地裁（以下「広島」と略す）調査、二月四日広島調査、二月十四日岩国調査、二月十七日山口調査、二月二十一日広島地方検察庁（以下「広島地検」と略す）所管の「刑事判決原本」調査、三月七日広島調査、三月八日岩国調査、三月二十四日山口調査、なお三月一日広島大学（以下「廣大」と略す）調査を行った。四月五日広島調査、四月十一日岩国調査、四月十九日山口調査、四月二十日広島地検調査。五月は十六日岩国、二十三日に広島、二十四日廣大、三十日山口、とメモ書がある。六月二十日岩国のみ調査、三名の日程調整が不能のため、七月は四日広島調査、十一日山口、二十五日岩国、三十日廣大調査、八月は三日廣大、八日広島、二十二日と二十三日は山口で調査、三十一日岩国調査、九月は十二日広島、二十日岩国、二十六日山口へ各調査、十月は十七日岩国、二十四日山口、二十九日廣大、三十一日広島へ各調査。十一月は七日広島地検、十二日廣大、十四日岩国、二十一日山口、二十八日広島へ各調査。十二月は十三日山口調査の他、十七日午後一時半から午後四時迄、広島市中区千田町三丁目広島県立文書館二階会議室を当研究会会場に研究報告会開催、演題は「広島法律学校沿

革誌」講師は会員増田修で、明治二十年から同二十九年まで広島法の曹三者が協力して創設開講し、多数の人材を養成した専門法律学校の存在と活動を当時の新聞や官報などを丹念に調査収集し復元した（修道法学二八巻一号平成一七年九月に掲載）。当日の出席者には広島高裁判事長官、広島高検横田尤孝検事長、広島家裁鈴木敏之所長をはじめ多数に出席者があつた（なお当日の会場設定等は専ら広島県立文書館研究員数野文明氏の御高配に寄るものであつたことを感謝と共に附記する）。引きつづき平成十八（二〇〇六）年の調査活動を摘記して見よう。一月は十日岩国、二十一日広大、二十三日山口、二十四日広島と紺谷、増田、加藤の三名が各調査を行う。二月は十三日山口、二十日広島地検、二十七日広島を各調査、三月は六日広島、十三日岩国、十四日広島地検、二十二日広島、二十八日山口と各調査、四月は十一日岩国、十七日広島へ各調査、五月は十五日山口、二十二日岩国、二十九日広島へ各調査、六月は六日岩国、十二日山口、二十六日広島、二十七日広島地検へ各調査、七月は三日岩国、八日広島地検、二十四日山口、三十一日広島へ各調査、八月は七日広島地検、二十一日岩国、二十二日広島、三十日山口へ各調査、九月は十一日広島地検、十三日広島、十九日岩国、二十五日山口へ各調査、十月は二日山口、十六日岩国、二十四日広島地検、三十日広島へ各調査、十一月は十四日広島地検、二十日（二十一日）山口、二十七日広島へ各調査、十二月は四日広島地検、九日は当研究会報告会（後掲）、十八日山口、二十五日広島へ各調査、とメモ書きしている。これによれば二〇〇六（平成十八）年十月十六日には山口地裁岩国支部所蔵の明治期刑事裁判史料（記録帳簿類）の調査は一応終了したが、これらの目録整理の後、近い内にその史料全容を紹介する予定である。

ところで、平成十八（二〇〇六）年十二月九日（土）午後一時半より同四時過ぎまで広島修道大学図書館会議室に於いて、当研究会報告会（第三回）を行う。会員増田修（広島弁護士会所属）が、昭和初年、陪審裁判についての主報告を行った。近い将来に実施される裁判員制度にとって、大正、昭和初年代、日本に行われた陪審裁判の実情説明は貴重な教訓を与えるのではないかと、この考えから、増田修は広島県内の当時の新聞記事を丹念に調査収集し、また広島高検関係各位の御理解と御協力を得て、広島地検所蔵の刑事判決原本を調査の結果、判明した広島地裁における陪審裁判例を整理報告したもので、他に陪審立法過程の史料も収集、資料として提供された労作である（当報告の内容は修道法学本号に「資料紹介」として掲載）。他に当年の研究報告を会員紺谷浩司が、司会その他は会員加藤高が担当、多数の出席者を得たが、その中に鳥越健治高裁長官、元広島高裁判事草野芳郎氏、広島高裁判事廣田聰氏、大本和則広島弁護士会長をはじめ、広島修道大学法科大学院の上田研究科長その他法科大学院関係教員、弁護士が多数出席する中で、広島県立文書館の石本俊憲官長、同館数野文明氏も出席頂き、質疑も多く交わされ、有意義な一刻を過ごした。（文責 加藤高）

#### 【資料一】広島における陪審裁判——「刑事判決書」——

「広島における陪審裁判」に関する判決書は、広島地方検察庁に保存されている。資料として掲載するに当たっては、被告人、証人、被害者などについては、姓名のうち姓はローマ字で、町村名・番地、生まれた月・日は、□で表示するなどした。

なお、⑤「竹原町の手柄の放火事件」（昭和四年四月二七日判決）は、現在は保存されていない。

①「沼隈郡の従兄弟殺人未遂事件」

昭和三年（ハ）二二三号

昭和三年十一月二十三日宣告  
昭和三年十一月二十九日確定

判決

本籍 広島県沼隈郡□□村千□百□□番地  
住所 右同

農

ST 武夫

明治四十二年□月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役老年ニ処ス

訴訟費用中予審及公判ニ於テ証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年九月二十九日広島県沼隈郡□□村ⅠⅠ喜一方ニ於テ開催セラレタル同村

氏神八幡神社御神輿昇慰勞ノ宴ニ於テ飲酒酩酊ノ末同家向側ナルUN與一方ニ到リ右酒宴ノ世話係OD彌市ニ対シ酒ノ不足ヲ告ケ更ニ購入スヘキコトヲ求メタルニ同人ヨリ拒絶セラレ且同所ニ居合ハセタルMK房市ヨリ罵倒セラレタル為メ右房市ノ言動ニ対シ憤懣シ之ニ報復ヲ為サントシテ直チニ自宅ニ立帰り日本刀ヲ携ヘ再ヒ與一方ニ引返シ来リタルモ房一ノ所在不明ノ為メ其行衛ヲ搜索ノ折柄同村ST条次郎方南道路ニ於テ被告人ノ遠縁ナルST勘一カ被告人ヲ宥メテ之ヲ取押ヘント為シタルトコロ被告人ハ之ヲ憤リ其場ニ於テ突如所携ノ日本刀ヲ以テ勘一ニ斬付ケ因テ同人ノ左頬部左口角ノ稍後方ヨリ左外聴道口及ヒ耳翼中央ヲ横断シ乳嘴突起中央部ニ至ル長サ十三糎深サ二・五糎ノ切創外左頸部、左上髪際ノ二ヶ所ニ各切創全治約三十日ヲ要スル傷害ヲ蒙ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ、懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役老年ニ処スヘク訴訟費用ノ負担ニ付キ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月二十三日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事

宮脇 幸治 印

判事

河辺 義一 印

判事

本田 等 印

（注）検事は、陪審公判において、連続犯として房一に対する殺人予備の点についても審理を求めている。そこで、裁判長は、主問一において、この点について陪審員に答申を求めている。そして、陪審員は「然らず」と答申し、裁判長はその答申を採択している。し

かし、判決書には殺人予備について、無罪の結果となったことについて全く触れていないという問題がある。

## ② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」

昭和三年(ハ)一六七号

昭和三年十一月三十日宣告

昭和四年 五月 三日確定

上訴審ヨリ返還昭和四年 五月 三日

### 判決

本籍 広島市□□町□□番地

住居 全上

青物商

NI 義一

明治二十五年□月□□日生

右ノ者ニ対スル窃盗殺人被告事件ニ付本裁判所ハ検事樫田忠美 関与陪審ノ評議ニ付シ事  
実ノ判断ヲナシタル上判決スルコト左ノ如シ

### 主 文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ノ三分ノ一及予審並公判ニ於テ証人ニ支給シ

タル分ハ被告人ノ負担トス

### 理 由

被告人ハ十二三年以前ニ妻帯シタル事アルモ禿頭ナル為メ妻ニ嫌ハレ離婚トナリ爾来独身  
生活ヲ続ケ来リタル処昭和三年五月十三日頃広島市□□町YMマサ方全所仲居業OMハマ  
ヨト情交ヲ結ヒ其後全人ニ対シ金品ヲ贈与シテ関係ヲ持續シ居ル中ハマヨハ他ニ情夫ヲ持  
チ被告人ヲ嫌悪スルニ至リ被告人ヨリ金品ヲ受ケナカラ情交ノ要求ニ応セス被告人ハ悶々  
ノ情ニ堪ヘサル折柄全年八月五日深更ハマヨノ稼業先タル全市□□町SE飲食店ニ到リ戸  
外ヨリ窺ヒタルニハマヨハ他ノ男ト酒間ニ嬉々セルノミナラス情交ヲ為セルカ如キ状況ナ  
ルヨリ被告人ハ嫉妬憤激ノ極ハマヨヲ殺害セント決意シ翌八月六日午前零時過頃全市□□  
町金物商TS武士之助方店頭ヨリ全人所有ノ匕首一本(価格七円)ヲ窃取シ之ヲ携ヘテ  
前記SE飲食店ニ立帰りタル処ハマヨハ既ニ全家ヲ立出テ居ルヨリ其後ヲ追ヒ全六日午前  
一時過頃全市□□町広瀬神社鳥居前ノ路上ニ於テ右匕首ヲ以テ全人ノ背部ヲ突刺シ右肺ニ  
貫通セル刺創一個ヲ加ヘ全人ヲシテ之ニ基因スル内出血ノ為メ即死セシメ所期ノ目的ヲ遂  
ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為中窃盗ノ点ハ刑法第二百三十五条ニ殺人ノ点ハ全法第九十九  
条ニ各該当スルトコロ以上ハ全法第四十五条前段ノ併合罪ナルヲ以テ殺人罪ニ付有期懲役  
刑ヲ選択シ全法第四十七条第十條ヲ適用シ重キ殺人罪ノ刑ニ全法第十四条ノ制限内ニ於テ  
法定ノ加重ヲナシタル刑期範圍内ニ於テ懲役八年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百  
三十七条陪審法第六條第七條ニヨリ其負担ヲ定ムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月三十日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 宮脇 幸治 印  
判事 河辺 義一 印  
判事 本田 等 印

②—2 「広瀬町の美人仲居殺し事件」

昭和四年(刑)第二六号

昭和四年五月三日宣告

判決書

本籍並住居広島市□□町□□□番地

青物商

NI 義一

明治二十五年□月□□□日生

右殺人窃盜被告事件ニ付昭和三年十一月三十日広島地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ  
事實ヲ判断シテ為シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ハ之ヲ破毀ス

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ノ三分ノ一及予審 並公判ニ於テ証人ニ支給

シタル分ハ被告人ノ負担トス

理由

弁護人秦良一上告趣意書第一点裁判長ハ説示ヲ為スニ当リ弁護人ノ弁論ニ対シ四点ニ亘リ

テ反駁的意見ヲ述ヘタルハ其ノ説示不法不当ナルモノト信ス即チ第一弁護人ノ弁論中「凡  
ソ人ノ罪ヲ定メルニハ証拠ニ依ラネハナラヌ証拠トハ当公判廷ニ於ケル証人ノ申シタコト  
裁判所力御採用ニナツタ予審判事ノ調ヘヲ書イタモノ其ノ他テアル仮令之ハ斯ウタト思ツ  
テモ証拠カナケレハ罪ヲ定メルコトハ出来ナイノテアル其ノ証拠中ニハ信スルニ足ルト云  
フモノモアレハ半信半疑ヲ起スモノモアル即チ殺シタノタラウトカ又ハ或ハ殺シタノカモ  
知レヌト云フ処マテハ考ヘラレルカ今一步進ンテ事實ハ斯々々々間違ヒナイト云フ所マテニ  
ハ今少シ距離カアルト云フモノモアル一寸茲テ申上ケテ置クカ斯フ云フ風ニ半信半疑ノ場  
合ニハ殺サヌト定メナケレハナラヌ疑ハシキハ被告ノ利益ニ積ルト云フコトハ刑事訴訟即  
チ人ノ罪ヲ定メル時ノ大原則テアル兎ニ角色々ノ証拠ノ中ニハ信スルニ足ルモノト左様テ  
ナイモノトカアル夫レヲ如何才採リニナルカハ陪審員諸君ノ自由テアル(中略)茲ニ於テ  
カ陪審員諸君ノ常識カ役立つテアツテ証拠ニ依ツテ殺ヌト云フ方ヲ才採ニナルカ又ハ殺  
シタト云フ方ヲ才採リニナルカ此ノ点カ諸君ノ公正ナル常識ヲ以テ判断セラルヽ点デアツ  
テ其ノ外ニ諸君カ頭ヲ痛メラルヽコトハナイノテアル」尤モ之ヲ一件記録ニ就テ見レハ「秦  
弁護人ハ疑ハシキハ輕キニ從フト云フコトハ刑事訴訟法ノ大原則ニシテ是ハ確信ニ從フト  
事件ヲ判断スヘキコトヲ意味スルモノニシテ証拠ニ依ツテ事件ヲ判断スル場合ニ有罪ナリ  
ト確信スル場合ト無罪ト確信スル場合ト半信半疑ノ場合トアリテ有罪ナリト確信スル場合  
ニ限り有罪ノ判断スヘキモノニシテ無罪ナリト確信スル場合ハ勿論半信半疑ノ場合ハ輕キ  
ニ從ヒ無罪ト為スヘキモノナリ」トアルニ対シ裁判長ハ「昨日弁護人ノ弁論中疑ハシキハ  
輕キニ從フト云フコトハ刑事訴訟法ノ大原則ナリトノ弁論アリタルカ左様ナ諺ハアレトモ  
刑事訴訟法ニハ斯カル規定ハ存在セス此ノ諺ハ公平ニ判断シ罪アルモノハ罰シ罪ナキモノ

ハ罰スヘカラスト云フ趣旨ニ解スヘキモノニシテ事件ノ判断スルコトカ困難ナルモノハ罪アルモノモ罪ナキモノトシテ罰スヘカラスト云フ趣旨ニアラス困難ナル事件ト雖冷静ニ公平ニ其ノ事実ノ真相ヲ捉ヘテ審判スルノカ裁判ノ本旨ニシテ陪審員各位ハ此ノ裁判ノ基本トナルヘキ事実ノ判断ヲ為スヘキ職責ヲ有スルモノナレハ最モ冷静ニ公平ニ事実ノ真相ヲ判断スヘキモノナリ」ト説示セリ而シテ此ノ裁判長ノ説示ハ却ツテ弁論ノ内容ヲ不当不法ナルモノニ改悪セルモノニシテ陪審員ノ公正ナル判断ヲ惑ハスモ亦甚シキモノナリ即チ(-) 諺トハ何ソヤ其ノ意味不明ナリ(二) 罪アルモノハ罰シ罪ナキモノハ罰スヘカラスト云フコトハ単ナル諺ト見ルヘキモノニアラス(三) 何人モ「事件ノ判断スルコトカ困難ナルモノハ罪アルモノモ罪ナキモノトシテ罪スヘカラスト云フ趣旨」ノ弁論ヲ為セルモノナシ(四) 其ノ直後「困難ナル事件ト雖云々」ト其ノ前ノ「困難ナルモノハ罪アルモノモ罪ナキモノトシテ罰スヘカラスト」ト云ヘルコトト併セ考フレハ裁判長ノ謂フ冷静ニ公平ニ捉フヘキ事実ノ真相トハ有罪トシテソレナルコトヲ示セル疑ヒヲ起サシムルコトモ充分ニシテ不法ナリ然ラサレハ裁判長ノ此ノ説示ハ意味ヲ為サス第二弁論人ノ弁論中其ノ結論トシテ「吳々モ証拠ノ中ニ或ハ殺シタカモ知レヌトカ又ハ殺シタノタラウ位ナ半信半疑ヲ起サセルモノカアツタナラハソシナ半信半疑テ人ノ罪ヲ定メルコトハ不可ナイノテアルソシナ半信半疑ハ綺麗サツパリト水ニ流サナケレハナラヌ百人ノ罪人ヲ遁カストモ一人ノ冤罪ヲ罰スヘカラストモ力陪審法ヲ制定セラレタ大精神テアル(中略) 諸君ハ此ノ陪審法ニ依ツテ被告人カ殺シタカ如何カヲ才定メニナルノテアルカラ最モ冷静ニ判断シテ貰ヒタイ」尤モ之ヲ一件記録ニ就テ見レハ「要之本件ハ疑ハシキ事件ニシテ疑ハシキハ輕キニ從フト云フコトハ刑事訴訟法ノ大原則ニシテ又百人ノ罪アルモノヲ遁カストモ一人ノ罪ナキモノヲ罰スヘカラスト云

フ事モアルニ付本件ハ被告人ノ利益ニ解釈スヘキ案件ナル旨弁論シタリ」トアルニ對シ裁判長ハ「又百人ノ罪アルモノヲ遁カシテ一人ノ罪ナキモノヲ罰スヘカラストノ弁論アリタルモ這ハ罪ナキモノヲ罰スヘカラサルコトノ比喩ニシテ事件カ複雑ニシテ判断スルコトカ困難ナルモノハ遁シテ罪ナキモノトスヘシト云フ趣旨ニアラス」ト説示セリ之実ニ弁論人ノ弁論ヲ曲解セルモ甚シキモノニシテ弁論人ハ事件カ複雑ニシテ判断スルコトカ困難ナルモノハ遁カスヘシト論シタルニアラス(中略ノ個所ハ陪審法制定理由ヲ述ヘタルモノナリ)斯ク裁判長ハ殊更ニ諺トカ比喩トカノ言語ヲ用ヒテ弁論人ノ弁論ノ趣旨ヲ改悪セルモノニシテ之畢竟スルニ有罪意見ヲ持シテ弁論ヲ反駁シタルニ外ナラス蓋本件ハ有罪意見ヲ以テ見サレハ別ニ困難ナル事案ニアラス第三弁論人ノ弁論中「予審ノ自白カ真意カラ出タモノテアルカ如何カヲ考ヘル前ニ夫レト密接ナ關係カアル広島西警察署カヤツタコトヲ見ル必要カアル其ノ前ニ考ヘテ見タイコトトハ吾々国民ハヨク人權蹂躪問題ヲ耳ニスル警察カ被告人ト睨ンタ者ノ自白ヲ強要スルタメニ拷問ヲスルト云フコトヲ聞クカ一体ソシナ事カアルタラウカ今例ヲ一ツ挙ケテ見タイ一ツハ和歌山市ニ於テ弁論士ヲ殺傷シタト云フ事件テアル如何シテ弁論士カソシナ酷イ目ニ逢ツタノテアルカト云ヘハ和歌山警察署司法主任ノ木滑警部カ岩橋ト云フ裁判所書記ヲ拷問シタノテ人權蹂躪問題カ起ツタカラテアル今一ツ此ノ人權蹂躪問題ニ付テ裁判所ハ如何云フ風ニ見テ居ラルカト云フト福島県ニ五人殺カアツタ福島地方裁判所テハ死刑ヲ言渡サレタニ拘ラス宮城控訴院テハ今年七月十六日ニ無罪ヲ言渡シタノテアル其ノ判決書ヲ見ルト其ノ中ニ斯ウ云フコトカ書イテアル「近時犯罪捜査ニ従事スル警察吏等カ往々功ヲ挙クルニ急ニシテ被疑者ニ對シ自白ヲ強要スルカ如キ非難ヲ聞カサルニ非サルヲ以テ云々トアツタ今本件ニ付テ見ルニ被告人カアノ様ニ房ニ

這ツテ云ツテ居ルコトハ嘘テアロウカ被告人カ警察ヘ引カレタ日カラ丁度六日目ノ九月十一日ノ夜明方ニ一寸体ヲ動カシタ何故身体ヲ動カスカト怒鳴ラレ「ハイ済ミマセヌ」ト云フト「サウタラウ済マナカツタテアラウ早クソウ云フテ了ヘハ胸カスツトスルテアラウ」ト云フ様ナコトカ自白スルニ至ツタ端緒トナツテ居ルト申シテ居ルコトハ被告人ノ作り事テアラウカ被告人ノ云フコトヲ聞イテ居ルト実ニ真ニ這ツテ警察ノ不法ヲ怒リタイ様ナ気分カ滿々シテ来ルノハ私独リテアラウカ私カ警察カ被告人ニ無理ヤリニ白状サセタモノテアルト断言スルノテアル是カラ其ノ理由ヲ述ヘテ見タイ」尤モ一件記録ニ依レハ「而シテ過般和歌山県下ニ警察官ノ人権蹂躪問題ノ起リタルアリ又福島ニ於ケル五人殺犯人カ無罪ニナリタル事件モアリテ近時警察官カ犯罪捜査ヲ為スニ際シ被疑者ニ自白ヲ強要スルコトハ実例ニ乏シカラサルコトニシテ本件ハ被告人カ警察署ニ於テ五日モ連続シテ取調ヘヲ受ケ漸ク自白ヲ為シタルモノナレハ其ノ自白ハ強要セラレタル虚偽ノ自白ニシテ信ヲ措クニ足ルヘキモノニアラス」トアルニ対シ裁判長ハ「更ニ又此ノ事件ニ付警察官カ被告人ニ虚偽ノ自白ヲ強要シタルカ如ク他地方ノ警察官ノ不当ノ処置アリタルコトヲ引用シタル弁論アリタルモ或警察官カ不当ノ処置ヲ為シタリトスルモ何人モ不当ノ処置ヲ為スモノト断定スルコトヲ得サルハ勿論ナルヲ以テ其ノ人其ノ人ニ付判断スヘキモノニシテ当法廷ニ現ハレタル証拠ノミニ基キ判断スヘキモノナリ故ニ本件ニ關係ナキ事実ヲ捉ヘテ本件ノ判断ヲ為スカ如キハ其ノ当ヲ得サルモノナリ」ト説示セリ之弁護人ノ引例ヲ攻撃セル趣意ナランモ其ノ不当ナルコト尚ホ後述スヘシ第四回弁護人ノ弁論中「第三ニ述ヘタル続論トシテ」先ツ警察ハOMハマヨカ殺サレタ報ニ接スルヤ其ノ時ハマヨト同行者テアツタFTサイヲ其ノ日ニ取調ヘタ所同人ノ申ス所ニ依リ犯人ハ丈ノ高イ白イ浴衣テ六法袖ト思ハレルヤウ

ナモノヲ着タ年齢三十歳位ニ見ヘル男シカモ大ナ男ト目星ヲ附ケタノテアルソレカラ捜査方針ヲ第一痴情關係第二FTサイト間違ヘタルモノ第三強盜強姦ノ所為トシ其ノ日ニ被告人ハ痴情關係ノ分テ疑ハレ警察ヘ連レテ行カレ其ノ留守中家宅捜査マテセラレタノテアルカ何等怪マレルホトノモノカナイノテ其ノ日ノ中ニ帰宅ヲ許サレタノテアル其ノ日ニハ被告人ノタメニ昨日当法廷ニ出タ証人ハ第一第二ニ付テ何等ノ手掛リカナイノテ第三ノ捜査方針ヲ採リソレコソ不眠不休ノ有様テ遂ニ前科二犯アルAN政雄ト云フ者ヲ捕縛シタノテアル今裁判長カ持ツテ居ラルヽ記録ノ前ノ方ハ皆此ノAN政雄ニ關スルモノテアル斯クテ確証ヲ握ツタノテ検事局ヘ廻シタ所カ検事局テハ飽クマテモ痴情關係ナリトシテ不起訴トセラレタコトハ先程検事カ詳シク才述ヘニナツタ通りテアルソコテ本件ハAN政雄テナイトスレハ殆ント手ノ附ケヤウカナイ程五里霧中ノモノトナツタノテアル當時西警察署テハ色々ノ問題カアリ管轄内ニ強盜力潜伏シテ居ルト云フ疑ヒカアルカ未タ縛ニ付カヌ人心恟々タルモノカアリ又公務中ノ巡查カ龍紋製氷会社ノ自動車ヲ弄ンテ電車ヘ衝突セシメタト云フノテ世間ヲ騒カセタノモ此ノ頃テアル一方本件殺人事件ハ一ヶ月ニモナルカ何等ノ手掛リカナイト云フ有様テアツタ其処テ如何云フ方針ヲ定メタノカ知ラナイカ九月六日ノ正午被告人カ一生懸命ニ商売ヲシテ居ル時ニ再ヒ警察ヘ連レテ帰ツタノテアル此ノ点ハ昨日ノ証人YG繁造ノ申ス所ニ依ツテ明カテアル茲テ一寸陪審員諸君ニ申上ケテ置キタイコトハ予審ニ於テハ或事件テ取調ヘタ被告人ニ対シテ証拠不十分テ免訴シタモノト新タナ事実カ又ハ新ラシイ証拠ヲ発見シタ場合テナケレハ再ヒ調ヘルコトハ出来ナイコトニナツテ居ル之ハ警察テモ検事局テモ同シ精神テアルソコテ警察ニハトシテ新ラシイ手掛リカアツテモ再ヒ被告人ヲ連レ帰ツタノテアルカ連レテ行クニ付テハ新ラシイ証拠テモ見付ケタノカ

ト云へハ何物モナイノテアルソレテハ何故ニ連レテ帰ツタノテアルカ若モ警察ニ於テ被告人ヲ無理ヤリニ白状サセヨウトスル積リテナカツタナラハ誠ニ無意味ナ連レ帰リヤウテアル併シ乍ラ無意味ニ連レ帰ツタト云フノテハ仮令被告人ヲ白状サセテモ面白クナイノテソコテ意味ヲ付ケタノハ泥酔徘徊シタ事案ニ依ツテ内務省令警察犯処罰令ニ該当シタカラ拘留六日ニ処シ取調ヘタ所カ遂ニ五日目ニ白状ヲシタト云フコトニシタノテアル」尤モ一件記録ニ就テ見レハ「本件ハ記録ニ依レハ最初警察署ハOMハマヨヲ殺害シタル犯人ハ全人ノ痴情關係カFTサイノ痴情關係カ又ハ強盜殺人ノ所為ナルカトシテ其ノ方面ノ捜査ニ着手シ幾多ノ人ヲ取調ヘタルモ得ル処ナク又AN某ヲ強盜殺人犯人ノ被疑者トシテ取調ヘタルモ之亦犯罪ノ嫌疑ナカリシ為困リ居リタルモノト思フ而シテ被告人ハハマヨカ殺害セラレタル日警察署ニ於テ取調ヘヲ受ケタルモ何等嫌疑ナカリシヲ以テ即日帰宅ヲ許サレタルモノナル処其ノ後九月六日何等ノ手掛リナキニ拘ラス被告人ヲ泥酔者トシテ勾留処分ニ付シ置キ五日間モ被告人ヲ取調ヘタル結果漸ク自白ヲ為シタルモノニシテ囊ノAN某ヲ強盜殺人犯人ト目シタルカ見込違ヒナリシニ付被告人ヲ殺人犯人トシタル事モ亦見込違ヒニアラサルカト思ハルナリ」トアルニ対シ裁判長ハ「次ニ本件ニ付OMハマヨカ殺害セラレタル際最初或人ヲ強盜殺人犯人トシテ檢舉シタル処見込違ヒナリシニ付本件モ亦見込違ヒニハアラサルカトノ趣旨ノ弁論アリタルカ吾人ノ日常ノ經驗ニ徴シ物ヲ捜カス場合最初捜カシタル個所ニアルコトハ經驗スル所ニシテ此ノ場合ハ最初捜カシタル個所ニナカリシコトカ思違ヒナリシ為後ニ捜カシタル個所ニアリタルコトカ間違ヒトハ云フ事ヲ得サルモノナリ本件事案ノ当否ハ此ノ法廷ニ現ハレタル証拠ノミニ基キ冷静ニ公平ニ且慎重ニ判断セラレ其ノ職務ヲ儘サレンコトヲ希望ス」ト説示セリ茲ニ至リテハ裁判長ハ検事ニ代リテ弁

論ヲ曲解シツツ之ヲ反駁シタルモノナリ而シテ其ノ後本件事案ノ当否トシテ此所ニ問題トナレル事柄ニ就テハ何等ノ説示ヲ為サス以上ハ極メテ不法不当ナル説示ニシテ弁護人ノ弁論ノ効果ヲ減殺スルモ亦甚シキモノナリ然ルニ記録ニ依レハ裁判長ノ以上ノ説示ハ説示ニアラスシテ論告トシテ為シタル如ク記載シアルモ断シテ論告ニアラス裁判長ハ最終ノ被告人ノ供述終リタル後ニ於テ如上ノ説示ヲ為シタルモノニシテ之ヲ眞実ナリト肯定シ得ヘキ理由ハ(一)論告ト説示トハ其ノ性質ニ差異アリテ其ノ混同ヲ許サス而シテ如上ノ事項ヲ内容トスルモノハ一般的抽象的内容ヲ以テスル論告ノ性質ニ反スルコト(二)説示ヲ為ス時機ニ於テ之ヲ為セルコト(三)説示前ニ於テ論告ヲ為ス規定ナク又ソレハ許サレサルコト(四)其ノ後ノ説示ト間断ナク連続シタルコト(五)弁論ノ内容殊ニ如上ノ第三第四ノ事項ハ本件ニ於テ最重要ナル争点トナルヘキモノ即チ本件起訴事案ハ公判廷ニ於テ被告ノ極力否認スル自白ニ基クモノニシテ其ノ自白ノ真否ニ関スル事項ナルヲ以テ被告人ノ供述ト相俟ツテ証人MS方時同YG繁造ノ供述ニ依リ説示事項ニ属スルコト(六)弁論ノ内容ニ於テ不当ナルモノアリテ陪審員ノ心得ヲ論告スルニアラサレハ不公平ナル判断ヲナスカ如キ虞ナキコト即チ之ナリ而シテ陪審法ニ於テ不法不当ナル説示ヲ上告理由ト為シタルハ説示カ陪審員ノ評決ニ及ホス影響甚大ナルカタメナリ從テ唯形式上論告ナル言語ヲ用ユレハ其ノ内容如何ニ拘ラス説示ニアラストセハ之陪審員ニ対スル實質的影響如何ヲ顧慮セサル論ナリ裁判長ノ述ヘタルコトヲ陪審員ノ方面ヨリ見テ単ナル陪審員ノ心得トシテ受容セラルヘキ事項ナルカ又ハ事件ノ説明殊ニ弁論ノ反駁若クハ矯正トシテ受容セラルヘキカヲ決定シ若モ後者ナリトセハ説示ノ時機ニ於テ之ヲ為セル以上仮令記録ニハ論告トナリ而シテ公正ナル判断又ハ冷静ナル判断等ノ言論カ繰返シ記載シアルモ其ノ實質ニ於テ説示ト見ルヘキモノニシテ本件ノ場



合ハ後者ナルコト前述ニ依リテ明カナリ之裁判長ハ説示スルニ当リ弁護人ノ弁論ニ対シ反駁の意見ヲ述ヘタルモノニシテ不法ナリト信スル所以ナリ若夫レ裁判長ニ於テ之ハ説示ニアラスシテ飽クマテモ論告トシテ為シタルモノナリトスレハ之説示ヲ為ス時機ニ於テモ斯ル論告ヲ為スコトハ適法ナルモ説示トシテハ違法ナルコトヲ自認セルモノナリ果シテ然ラハ説示トシテ違法ナルモノヲ論告トシテハ適法ナリト認ムルコトヲ得ルヤ斷シテ然ラス蓋説示ヲ為ス時機到来セルニ当リ説示トシテ適法ナルハ何ヲ苦シンテカ規定ナキ論告トスル必要アラシヤ而シテ説示トシテ違法ナレハ論告トシテハ一層違法ナル理由アリ從テ裁判長ハ飽クマテモ論告ナリト主張スレハ論告ノ性質ヲ誤解シタルカ又ハ上告理由トナラサル様論告ヲ脱法的ニ乱用シタルモノナリ若斯ル裁判長ノ行為ヲ許サルニ於テハ裁判長ハ論告ニ名ヲ藉リテ事件ニ関シ意見ヲ述フル機會ヲ得而シテ之ヲ上告理由ト為スコトヲ得サル虞アリ之法ノ許サ、ル所ナリ要之原審ニ於ケル裁判長ハ不法不当ナル説示ヲ為シタルモノ然ラサレハ説示ノ時機ニ於テ不法不当ナル論告ヲ為シタルモノニシテ此ノ論告ハ原判決ニ影響ヲ及ホシタルコト多大ナリ其ノ何レヲ問ハス原判決ハ破毀スヘキモノナリト云フニ在リ仍テ按スルニ我国ノ陪審制度ハ範ヲ欧米ニ於ケル所謂陪審制度ニ採リタルモノニシテ其ノ特色トスル所ハ裁判官と常人（陪審員）トヲシテ各々別個ノ合議体ヲ組織セシメ陪審ヲシテハ犯罪ノ構成事実ノ存否ヲノミ評決セシメ裁判所ヲシテハ陪審ノ評決ヲ可トスル場合ニ於テ之ヲ採択シテ裁判スルコトヲ得シムルニ在リ故ニ裁判ノ主体ハ裁判官ヨリ成ル合議体タル裁判所ニシテ陪審ニ非ス陪審ノ評決スル所ハ裁判ノ一部タル犯罪ノ構成事実ノ存否ニ関スルノミニシテ法律ノ適用及刑ノ量定等ニ及ハサルモノトス然レトモ既ニ陪審ヲシテ犯罪ノ構成事実ノ存否テフ裁判ノ一部ニ関与セシムル以上法律知識ニ乏シキヲ常トスル常人

タル陪審員ヲシテ裁判ノ何物タルカヲ知ラシメ且陪審ノ責務ノ重大ナルヲ悟ラシメ以テ其ノ評決ニ過誤ナカラシムルコトハ最モ緊要ノ事ナリト謂ハサルヘカラス此ニ於テカ陪審法ハ其ノ第六十九条ニ於テ裁判長ハ検事ノ被告事件陳述前特ニ陪審員ノ宣誓前之二対シテ其ノ心得ヲ論告スヘキコトヲ命シ其ノ第七十七条ニ於テ裁判長ニ対シ弁論終結後陪審員ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示スヘキコトヲ命ス惟フニ説示ノ目的トスル所ハ陪審員ニ対シテ法律知識ヲ補充シ且ツ法廷ニ於テ陪審員ノ脳裡ニ雜然印象セラレタル事実關係ヲ整頓シ以テ適正ナル評決ヲ為サシメムトスルニ在リ然レハ説示ハ必ス弁論終結後ニ於テ為スコトヲ要シ而シテ之ニ対シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得サルハ法ノ明定スル所ナリ蓋シ其ノ之ヲ許サ、ルハ若シ説示ニ対シテ異議ヲ申立ツルコトヲ許スニ於テハ折角裁判長カ陪審員ノ脳裡ニ整頓シタル犯罪ノ構成ニ付テノ事實關係及之ニ対スル証拠關係カ攪乱セラル、ニ至ル虞アルヘケレハナリ之ニ反シテ論告ノ目的トスル所ハ主トシテ陪審員ヲシテ其ノ職責ノ重大ナルヲ悟ラシムルト同時ニ審理ニ陪審員評決答申ヲ為スニ付テノ行為ノ準則ヲ知ラシメ以テ職務執行上ニ於ケル覚悟ト注意ヲ促スニ在リサレハ法律カ論告ヲ為スノ時期ヲ検事ノ被害事件陳述前タルヘキ旨規定セルハ固ヨリ其ノ所ナリト雖論告ノ本質前述ノ如クナルヲ以テ論告カ法ノ規定スル当初ノ一回ニ限ルノ要ナク裁判長ニ於テ必要ト認ムルニ於テハ説示ノ直前乃至直後ニ於テ時宜ニ從ヒ之ヲ繰リ返スモ毫モ妨ナキモノト謂ハサルヘカラス現ニ「オーストリア」刑事訴訟法第三百二十五条ノ如キハ裁判長ニ弁論終結後陪審員ニ対シテ公判ノ主要ナル結果ヲ要約シ且ツ成ルヘク簡單ニ被告人ノ利益又ハ不利益ナル証拠ヲ示スト同時ニ犯罪行為ノ法律上ノ要件及問題トナルヘキ法律上ノ用語ノ意義ヲ説明シ且ツ陪審ノ一般義務及評議評決ニ関スル規定ニ付注

意スヘキ旨ヲ規定ス蓋シ我陪審法ニ於テ裁判長カ陪審員ニ對シテ説示設問ヲ為スニ當リテ右ノ如キ注意ヲ促スハ毫モ立法ノ精神ニ戾ルコトナキハ勿論其ノ注意事項ノ如キハ之ヲ呼ンテ諭告ト称スルモ亦妨ナカルヘシ翻テ之ヲ本件ニ付テ按スルニ原審裁判長ニ於テ所論ノ如ク弁護人カ(一)疑ハシキハ輕キニ從フ(二)百人ノ罪アル者ヲ遁スモ一人ノ罪ナキモノト為スモノナリト誤解スヘカラスト論シタルカ如キ(三)弁護人カ他事件ニ付警察官署ニ於テ行ハレタル自白強要等ノ事実ヲ挙示シタルニ對シテ當該被告事件ニ關係ナキ事実ヲ判断ノ資ニ供スヘカラサルヲ注意シタルカ如キ(四)弁護人カ本件ニ付警察官署カ一旦本件被告人ヲ檢挙シナカラ之ヲ釈放シ更ニ再ヒ之ヲ檢挙シタルハ見込違ナルヘキヲ論難セルニ對シ吾人ノ日常ノ經驗ニ徴シ物ヲ捜ス場合最初捜シタル個所ニナク後ニ捜シタル個所ニ在ルコトハ屢々アルコトニシテ此ノ場合ハ最初捜シタル個所ニナカリシコトカ思違ナリシ為後ニ捜シタル個所ニ在リタルコトカ間違ヒトハ云ヒ難シト説キタルカ如キ孰レモ陪審員カ評議答申ヲ為スニ付テ必要ナル一般經驗上ノ法則訴訟法上ノ心得等ヲ告知シタルニ止マリテ當ニ諭告ノ範圍ヲ出テサルノミナラス絶テ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シテ言及セルノ点ナキカ故ニ毫モ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

第二点原裁判所ハ公判準備期日ニ於テ弁護人ノ申請ニ因ルS E Tメヲ証人トシテ採用セリ(六一〇丁)然ルニ第一回公判期日(十一月二十七日)ニ於テ原裁判所ハ合議ノ上証人S E Tメハ旅行不在ニテ召喚スルコト能ハサルニ付全人ニ對スル部分ノ証拠決定ヲ取消シ弁護人ノ申請ヲ却下スル旨ノ決定ヲ宣告シタリ(八二四丁)從テ此ノ決定ニ依リS E Tメハ公判ニ於テハ証人タル資格ヲ喪失シタルモノナルト同時ニ原裁判所ハS E Tメヲ証人トシテ採用セサルコトヲ明カニ為シタルモノナリ故ニS E Tメハ陪審法第七三條第一号ノ証

人ニ該當セス然ルニ第三回公判期日(十一月二十九日)ニ於テ裁判長ハS E Tメニ對スル予審調書ヲ証拠トシテ説示セルコト「尚一般ノ証拠トシテS E Tメニ對スル予審調書(中略)ヲ示シタリ」(八八〇丁)トアルニ依リ明カナリ之法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタルモノナリ今一步ヲ讓リテS E Tメノ予審調書ハ証拠トシテ用ユルコトヲ得ヘキモノナリトスルモ原裁判所ハ公判廷ニ於テ此ノ予審調書ニ付テハ朗読若クハ其ノ要旨ヲ告ケス又被告人ニ之ヲ示ス等ノ手續ヲ經サルモノナレハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得サルニ拘ラス裁判長ハ之ヲ証拠トシテ説示シタル違法アリト云フニ在レトモ予審判事ノ作成シタル証人訊問調書カ証人ニ於テ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ証拠ト為リ得ルコトニ付テハ陪審法第七三條カ規定スル所ナリ而シテ本件ニ於テ原審カ公判準備期日ニ於テ弁護人ノ申請ニ係ルS E Tメヲ証人トシテ喚問スヘキ旨決定シタルモ第一回公判期日ニ於テ之ヲ取消シ右証人申請ヲ却下シタルハ同人カ旅行不在ニテ召喚スルコト能ハサリシニヨルコト原審第一回公判調書及同人ニ對スル送達証書ニ徴シテ明瞭ニシテ其ノ旅行不在ナル為召喚スルコト能ハサリシコトハ適サニ前記法條ノ所謂供述者ヲ召喚シ難キトキニ該當スルヤ疑ヲ容レス果シテ然ラハ原審カ証人S E Tメニ對スル予審訊問調書ヲ採リテ証拠ト為シ得ルコト勿論ナルノミナラス原審公判廷ニ於テ右調書ノ要旨ヲ告ケテ之カ適法ノ証拠調アリタルコト原審第一回公判調書(第八二四丁)ニ明白ナル以上右調書ニ付証拠説示ヲ為スモ何等ノ違法アルコトナシ論旨ハ理由ナシ

第三点裁判長ノ説示中「尚一般証拠トシテS E Tメニ對スル予審調書証人Y G 繁造ノ当法廷ニ於ケル供述被告ノ供述並ニ其ノ他ノ各証人ノ証言中前掲以外ノ部分被告人及証人F T サイニ對スル各予審調書中全人ノ当法廷ニ於ケル供述ト重要ナル点ニ於テ相違スル部分

(八八〇丁)トアルモ被告人及F Tサイノ予審調書ヲ除ク外ノ証拠ニ付テハ其ノ内容ノ要領ニ付一言モ説示セサリシモノナリ記録ニ依ルモ如上記録以外ニ於テ此ノ説示ヲ為シタリトノ記載ナシスル説示ニ因リ裁判長ノ援用スル証拠ノ内容ニ付テ一度モ一件記録ヲ讀ミタルコトナキ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示シタリト為スコトヲ得ス又証人ノ証言中如何ナル点カ本件ニ重要ナル關係事項ナルカ陪審員ハ之ヲ知ルコトヲ得ス殊ニ一般証拠トハ本件ニ如何ナル關係アル証拠ノ謂ヒナルカ不明ナルノミナラス証人M Y方時ノ供述ニ付テハ「其ノ他ノ各証人ノ証言中前掲以外ノ部分ニ」包含セサルカ故ニ同人ノ供述ニ関シテハ全然説示ヲ為サス是レ証拠ノ要領ヲ説示セサリシ不法ノモノナリ且亦裁判長カ如上ノ説示ヲ為スニ於テハ如何ナル点ニ於テ其ノ説示カ法律ニ違反セルヤ又如何ナル点ハ証拠ト為スコトヲ得サリシモノナルヤ等全ク不明ナルヲ以テ被告ノ上訴權ヲ奪フモノニシテ斯ル説示ハ明カニ法律ニ違反シタルモノナリト信スト云フニ在リ仍テ按スルニ陪審法第七十七条ハ裁判長カ弁論終結後陪審ニ対シ為スヘキ説示ヲ規定スルニ当リ特ニ犯罪ノ構成ニ関シ問題ト為ルヘキ証拠ニ付テハ止タ其ノ要領ヲ説示スヘキコトヲ命ス蓋シ一切ノ証拠ニ付其ノ詳細ニ亘ル説示ヲ為スヘキコトヲ命スルニ於テハ却テ陪審員ノ頭腦ヲ混乱セシメ法カ説示ヲ規定シタル立法精神ヲ没却スルニ至ル虞アルヘケレハナリ然リ而シテ要領ヲ説示スヘキ証拠カ公判ニ於テ証拠調ヲ経タルモノナルコトヲ要スルハ言ヲ竣タスト雖刑事訴訟法第三百四十条第三百四十一条ニ規定スル証拠書類又ハ証拠物ノ証拠調ノ方法タル証拠ノ要領ヲ告ケ又ハ之ヲ示スコトト陪審法第七十七条ニ規定スル証拠ノ要領ノ説示トハ固ヨリ其ノ目的ヲ異ニスルモノナレハ猥ニ此ヲ以テ彼ヲ推スハ許サ、ル所ナリトス夫レ説示ノ目的タルヤ陪審員ニ対シテ法律知識ヲ補充シ且法廷ニ於テ雜然陪審員ノ脳裡ニ印象セラレタル事實關係

ヲ整頓スルニ在ルコト前記第一項説明ノ如クナルヲ以テ証拠ノ要領ヲ説示スルニ付テハ証拠調ヲ経タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ説示スレハ足ルモノニシテ各証拠ニ付囊キニ証拠調ノ際為シタルト同様ニ其ノ要領ヲ告ケ又ハ之ヲ示スノ要アルモノニ非ス故ニ苟モ問題ト為ルヘキ証拠ニ付之ヲ説示スルニ当リ其ノ要領ヲ逸セサル限ハ縱令個々ノ証拠ノ中ニ其ノ要領ヲ告ケス又ハ之ヲ示サ、リシモノアリトスルモ説示トシテノ無効違法ヲ来スモノニ非サルナリ然ラハ原審裁判長カ所論ノ如ク或ル種ノ証拠ニ付全然之力説示ヲ為サス又ハ其ノ要領ヲ説示スルニ証拠ノ要領ヲ告ケス又ハ之ヲ示サ、リシトスルモ輒ク違法ノ説示ナリト断スルヲ得ス加之記録ニ徴スレハ原審裁判長ノ為シタル証拠説示ハ克ク証拠ノ要領ヲ説キ得テ説示トシテ毫モ間然スル所ナシ而シテ所論M Y方時ノ証言ノ如キハ全然犯罪ノ構成ニ重要ナル關係アルモノト認メ得サルヲ以テ所論攻撃ハ当ラス論旨ハ理由ナシ第四点裁判長ハ本件ニ付問題トナルヘキ事實トシテ四点挙ケタルモ其ノ外問題トナルヘキ事實トシテハ第一事實窃取シタル短刀ヲ携ヘテ再ヒS E飲食店ノ前ニ立チ帰リテ同店ヲ窺ヒタルヤ否ヤ第二事實O Mハマヨヲ殺害ノ直前ニ兩人間ニ於テ問答ヲ為シハマヨハ被告人ヲ蹴ラントセル事實アリシヤ否ヤヲ挙ケサルヘカラス第一事實ノナキコトハ証人Y N B森之助ノ供述ニヨリテ明カニシテ被告人ノタメ最モ利益ナル点ナリ第二事實ノ鳥籠ハ本件ヲ檢舉スル端緒トシテ取扱ハレシコトハ三好巡查ノ「籃(鳥籠ノコトナリシニ記録ニハ斯クナリ居レリ)カアツタノテ其ノ品物カラ端緒ヲ得タノテアリマス」(七九八丁) F Tサイノ「私ハハマヨカ斯ウシタ事情ヲ云フテ傘ト鳥籠ヲ拾フテ貰ヒ」(七八八丁) 被告人ニ対スル予審第一回訊問調書中「ハマヨハF Tサイト一本ノ傘ヲ差シサイノ左側ニ並ンテ左手ニ鳥籠ノ様ナモノヲ持ツテ」トアリ其ノ鳥籠カ本件ニ於テ如何ナル關係アルヤ檢舉ハ此ノ

被告人ノ供述ヲ援用シテ自白ノ真実ナルコトヲ力説シ弁護人ハ之ニ對シ本件ノ証拠物ハ鳥籠ニアラスシテ被告人ノ宅ニテ押収セラレシ被告人ノ使用シ居リシ籠（証第四号）ニアラスヤ此ノ籠カ本件ニ如何ナル関係アリヤ毫モ明カナラスト説キ此ノ関係ヲ明カナラシムル事は延イテハ本件ニ於テ最モ疑ハシキ警察署ノ搜索ノ態度ヲ知ルコトヲ得ヘシト力説シタル所ナリ而シテ籠又ハ鳥籠カ全ク無意味ナルコト明カトナルハ警察署ノ不純ナル態度ヲ証セラレ被告人ニ對スル自白ノ強要モ推知セラルルト同時ニ被告人及FTサイノ予審訊調書ニ鳥籠カ問題トナリ居レルニ其ノ鳥籠ハ如何ニ為セシヤ等本件ニハ重大ナル問題ニシテ之ヲ明カニスルコトハ頗ル被告人ニ有利ナリ第三事實ノ無キコトハOMハマヨノ胸部ニアラスシテ背部ヲ傘ノ上ヨリ一突刺サレタルノミノ事實ト同行者FTサイノ供述トニ依リテ明白ニシテ此ノ点モ亦被告人ノタメ非常ニ利益ナルモノニシテ説示トシテハ当然為サ、ヲ得サル重要ナル点ナリ然ルニ裁判長ハ斯ル被告人ノタメ最モ利益ナル点ニ關シテ説示ヲ為サス次ニ裁判長ノ挙ケタル第一点ノ公訴事實維持ノ証拠中IOタマFTサイYマサノ供述ハ皆同様ニハマヨカ被告人ヲ嫌疑シ居リシコトヲ証スルノミニシテ唯是レノミヲ以テハ問題トナラス如何トナレハハマヨハ密淫売婦ナルヲ以テ物質ノタメニ情ヲ重ネ居リシ者ナレハ情交関係ノ男ノ中ニハ好悪ノ念アルモ厭ナル男ニ對シテ嫌疑ノ情ヲ表ハササレハ嫌ハレ居ルコトヲ知ラヌ者ハ平氣ナリ而シテハマヨカ被告人ヲ嫌ヒ居ルコトヲ知ラサル者ハ被告人独リノミトナルモノ本件ニハ何等関係ナケレハナリ從テ証拠中最モ重要ナルモノハ第一回予審調書中被告人自身カハマヨニ嫌ハレ居ルコトヲ感得セル事實ノ供述ナリ裁判長ノ被告人自身カハマヨニ嫌ハレ居ル頂上トモナルヘキ事實即チ自分ハ其ノ金ヲ取ラントシタルニハマヨハ足ニテ自分ノ右ノ目ヲ蹴リタル為自分ハ目力腫レテ十日程モ苦シミタル事ア

リ（起立セル者カ其ノ足ニテ起立セル者ノ目ヲ蹴リタリト云フコトノミヲ取リテ考フルモ常識ヲ以テハ想像スルコト能ハス此点ハ弁論ノトキ力説シタリ）トノ部分ニ對シ詳細ニ説示シタルニ拘ラス被告人ノ法廷ニ於テ決シテ然ラス金ヲ取返サントスルハマヨノ耐力怪我ニ目ニ當リタル旨ノ供述ニ付テハ説示ヲ為サス是亦裁判長ハ被告人ノ利益ナル点ヲ省キタルモノナリ次ニ裁判長ノ挙ケタル第三点ノ終リニ於テ窃盜犯人トハマヨヲ殺シタル犯人ハ全一人ニシテ被告人ナリトノ檢事ノ意見ヲ肯定シ窃盜犯人ノ服装等ヲ証明スヘキ証人TYカメノ犯人ノ着衣ハ緋ノ様ナ浴衣（証第十九号ハ緋ノ浴衣）及高下駄ニアラサル点証人TS武士之助ノ犯人ハ大キナ男（被告人ハ小柄ノ男ナルコト証第十九号証ノ身丈ニヨリテ明カナリ）ナル点ヲ説示セス尤モ第四点ニ於テTYカメノ供述ニ付テ説示セルモ之檢事ノ意見ニ同意シタルモノ即チ裁判長ハ窃盜犯人ト殺人犯人トハ同一人ナリトノ予斷ヲ以テ説示ヲ為セルモノニシテ斯ル説示ノ違法ナルコトハ明カナリ次ニ本件ニ於ケル殺人事件ト窃盜事件トハ別個の犯罪トシテ取扱ハレ窃盜事件ハ請求陪審事件ト為シタルコト被告人ニ對シテ訴訟費用ヲ負担セシメタルコトニ依リテモ明カナリ故ニ説示中第三点ハ殺人事件トシテノ説示ニ属シ其ノ外ニ於テ或ハ重複ノ嫌アルモ窃盜事件トシテハ分離シテ説示ヲ為サ、ルヘカラス然ルニ其ノ説示ヲ為サ、ル故ニ窃盜犯人ヲ推知スヘキ服装等ニ付テハ説示ヲ為サ、ス偶々説示スレハ殺人事件ノ犯人ヲ推知スル個所ニ於テ為スカ如キ不徹底ナル説示ヲ敢テ為スニ至ル要之裁判長ノハ被告人ノタメ利益ナル事實関係ハ努メテ之ヲ避けケタリ是レ一二裁判長ハ有罪ナル予斷ヲ抱キテ説示ヲ為シタルモノニシテ斯ル説示ハ不法ナリト云フニ在レトモ犯罪ノ構成ニ關シ問題ト為ルヘキ事實ノ説示トシテ原審裁判長ノ示シタル事項ハ所論ノ如ク（一）ハマヨハ被告人ヲ嫌疑シ同人ヨリ金品ヲ受取ナカラ情交ノ要求ニ応セザリ

シ事實アリヤ(二)夫レカ為被告人カ煩悶シテ八月五日ノ深更ハマヨカ仲居ヲ為シ居ルSE飲食店ニ到リ戸外ヨリハマヨノ挙動ヲ窺ヒ同人カ他ノ男ト情交セル如キ狀況ヲ認メ嫉妬憤激ノ極ハマヨヲ殺害セント決意シタルモノナリヤ否(三)被告人ハ其ノ準備トシテ同夜TS武士之助方店頭ヨリヒ首一本ヲ窃取シタリヤ(四)右ヒ首ヲ携ヘテ右SE飲食店ヨリハマヨノ婦ルヲ追ヒ広瀬神社鳥居前路上ニ於テ右ヒ首ヲ以テハマヨノ背部ヲ突刺シ右肺ニ貫通セル刺傷一個ヲ加ヘ同人ヲシテ之ニ基因スル内出血ノ為即死セシメタルヤ否ノ四点ニ亘リ本件答申ニ必要ナル事項ヲ遺漏ナク包含シ且之ニ対スル証拠ヲ要領ヲ説示シテ説示トシテ毫モ不備ノ点ナキノミナラス記録ヲ査スルモ罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタル迹ナキヲ以テ原審裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

第五点原審裁判長ハ本件ヲ殺人事件ト窃盜事件ト併合罪ナリトシテ取扱ヒタルモノナレハ陪審員ノ答申ハ窃盜行為ハ否認スルモ殺人行為ハ肯定スルコトモ有リ得ヘシ(尤モ牽連犯トセハ斯ル場合ヲ惹起セス)從テ兩事件ノ關係ハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点トナルヘキモノニシテ裁判所ハ之ヲ併合罪ト為シタル以上法律上兩事件ハ全ク別個ノ犯罪トシテ取扱フヘキモノニシテ決シテ牽連關係ニ於テ一罪ト見ルヘキモノニアラサル趣旨ノ説示ヲ為サ、ルカラス然ルニ此ノ点ニ於テ説示ヲ為サ、リシハ違法ナリ若兩事件ノ關係ハ「檢事ハ右窃盜殺人トハマヨヲ殺シタル犯人ハ企一人ニシテ被告人ナリト主張シタル意見ノ要旨ヲ告ケ其ノ点ニ付テハ第四点ニ於テ其ノ通りニ証拠關係ヲ説明スル旨ヲ告ケ」トノ説示ニ依リテ明白ニ為シタルモノナリトセハ兩事件ノ關係ハ牽連關係ニアルモノ、如ク從テ牽連犯ノ性質ヲ帯ヒタル如ク説示セルモノ要スルニ此ノ点ニ関シテハ極メテ曖昧ニ説示セルモノニシテ法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルモノナリト云フニ在リ按スルニ陪審ノ

評決スル所ハ一ニ犯罪ノ構成事實ノ存否ニ繋リ法律上ノ適用ニ及ハサルハ勿論ニシテ本件ハ窃盜殺人被告事件ナルヲ以テ裁判長カ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点ヲ説示スルニ当リ窃盜罪ト殺人罪トニ付其ノ説示ヲ為シタル以上法ノ要求スル論点ノ説示ニ欠クル所ナキモノト謂フヘク其ノ牽連犯ハリヤ併合罪ナリヤノ点ニ付テハ特ニ之ヲ説示スルヲ要セサルモノトス論旨ハ理由ナシ

第六点裁判長ハ被告人及証人FTサイノ法廷ニ於ケル供述ト予審ニ於ケル供述ト差異アリトシテ此ノ点ニ於ケル説示ハ本件ニ於テ最モ重要ナルモノトシテ特ニ丁寧且ツ詳細ヲ極メタルコト記録ニ依リテ明カニシテ其ノ予審調書ハ明確ニ精読セルモノナリ即チ裁判長ハ被告人及FTサイノ訊問ノトキ予審調書ヲ讀ミ聞カセテハ其ノ真否ヲ確メ続イテ説示ノトキ此ノ予審調書ハ特ニ入念ニ陪審員ニ対シ讀ミ聞カセタルモノナリ然ルニ其ノ上裁判長ハ兩人ニ対スル予審調書タケヲ記録ヨリ取外シテ之ヲ陪審員ニ交付シタリ(八八二丁)之裁判長ハ陪審法第八十二条第二項ノ「証拠書類」ノ中ニハ如斯訊問調書ハ包含セサルモノナルニ其ノ解釈ヲ誤リタルモノナリト信ス蓋シ茲ニ所謂「証拠書類」ニハ自ラ其ノ限界アリテ無制限ノモノニアラス即チ陪審員ヲ対象トシテ陪審員ニ対シ見セルニアラサレハ聴カスニ困難ナル場合又ハ聴カセタル上見セルニアラサレハ徹底ヲ欠ク虞アル場合ニ於テ何人モ必要アリト肯定シ得ヘキ客觀的理由アル場合ニ限ラル而シテ其ノ場合ニ該当スヘキヤ否ヤノ判断ハ勿論裁判長ノ専權ニ属スト雖訊問調書ノ如ク言葉ヲ記載セルモノ從テ聴カスニ困難ナラス又見セルニアラサレハ徹底ヲ欠ク虞ナキコト(若シ此ノ虞アリトスレハソハ極メテ主觀的ナル理由即チ裁判長ノ説示ノ拙劣ナル場合ニシテ署名捺印ニ至リテハ予審調書ノ信憑力ヲ説示スレハ可ナリ)客觀的ニ定マレルモノハ此ノ「証拠書類」中ニ包含セサルモノ

ナリ從テ之ヲ交付シタル裁判長ノ行為ハ不法ナリ又陪審法ノ原則タル直接審理主義ノ上ヨリ見テ他ノ記録ヲ讀ミタルコトナキ陪審員ニ對シ特ニ被告人ニ不利益ナル訊問調書ヲ記録ヨリ取外シテ讀マセタルコトハ極メテ不当ナリ要之陪審法第八十二條第二項ノ証拠書類ノ交付ヲ許シタルハ陪審員ニ對シ「見セル」タメニシテ「読マス」タメニアラス從テ唯「読マス」コトヲ目的トシテ交付シタルトキハ不法不当ナリ而シテ此ノ裁判長ノ不法不当ナル行為ハ原判決ニ影響ヲ及ホスコト誠ニ甚大ニシテ陪審員カ「然リ」ト肯定シタリトスルモ理由一二此ノ点ニ繫ルト信スル理由アルヲ以テ原判決ハ破毀スヘキモノナリト信スト云フニ在レトモ所論被告人及F Tサイニ對スル各予審調書ハ本件被告事件ノ為特ニ作成セラレタル文書ニシテ陪審法第八十二條第二項ニ所謂証拠書類タルハ勿論ナルノミナラス同條項ニ「公判廷ニ於テ示シタル証拠物云々」ト謂ヘルハ「公判廷ニ於テ証拠調ヲ為シタル証拠物云々」ト謂フノ義ニ外ナラサルヲ以テ原審裁判長カ此等証拠調ヲ經タル調書ヲ陪審員ニ交付シタルハ正当ニシテ毫モ非難スヘキ点ヲ發見セス所論前記法條ニ所謂交付ハ見セル為ニシテ讀マス為ニ非スト為スカ如キハ却テ立法ノ精神ニ背馳スルノ解ト謂フヘク論旨ハ理由ナシ

弁護人森保祐昌上告趣意書第一点原判決ハ陪審員ニ對シ其ノ有スル常識ヲ阻却セシメテ為シタル不法アリ（本件記録八六三枚八六四枚）ニ存在スル裁判長ノ諭告ナルモノハ刑事裁判事件トシテ世ニ出現シタル場合ニ於ケル事ヲ裁クモノノ常識ニ関スル論議ニ屬ス疑ハシキハ輕キニ從フトカ百人ノ罪ヲ遁スモ一人冤罪ヲ慎メトカ又事件ヲ起ス当路者ノ往々ニシテ其ノ行為常識ヲ失スル場合ノアル事ノ如キ皆之ニ刑事事件ノ起リタル場合ニ於ケル当路者ノ有スヘキ常識ノ一二シテ仮令弁護人ニ於テ弁護スルコトアリト雖特ニ新シキ事實ヲ陳

述シタルニ非ス千年来ノ常識ヲ引用シタルニ過コサルナリ本件ヲ判断スル上ニ於テモ斯ル常識ハ他ノ雑多ノ常識ト共ニ陪審員ノ腦中ニ伏在スルカ故ニ此ノ常識ニ依リテ事件ノ事案ニ於ケル証拠ヲ採リテ事實ヲ公平ニ冷静ニ判断スヘキナリ素ヨリ陪審員ハ法律的智識ヲ以テ事ヲ判スヘキモノニアラサレハ常識ハ唯一ノ判断力ノ基ヲ為スモノナリ此レハ陪審制度ノ法意ナリト信ス然ルニ原審法廷ニ於テ裁判長ハ陪審員ニ對シ前示諭告ニ依リ頻リニ此ノ常識ヲ外ニシテ事ニ当ルヘクカメタルノ形アリ此レ本法ノ精神ニ戻ルモノニシテ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコトハ弁護人秦良一上告趣意書第一点ニ對スル説明ニ依リテ之ヲ了解スヘシ

第二点其ノ他秦弁護人ヨリ提出シタル趣意書ハ全部ヲ援用シ重複シテ記載セスト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコトハ各論旨ニ對スル説明ニ依リテ之ヲ知ルヘシ

然レトモ本件ノ判決ニ依リ定マリタル事實ニ對スル法令ノ適用ノ当否ニ付職權ヲ以テ調査ヲ為スニ刑法第五十四條第一項ハ前段ニ於イテ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ觸ル、場合同後段ニ於テ犯罪ノ手段タリ若ハ結果タル行為ニシテ他ノ罪名ニ觸ル、場合ニ付何レモ其ノ最モ重キ刑ヲ以テ処斷スヘキコトヲ規定シ其ノ規定スル所ハ通常既遂罪又ハ未遂罪ニ於テ現ハル、犯罪実行ノ状態ヲ基準トシテ或ル場合ハ其ノ前段ニ該當シ或ル場合ハ後段ニ該當スルモノトシテ之ヲ區別シ前者ハ犯人ノ為シタル犯罪ノ実行々為カ一行為ニシテ數罪名ニ觸ル、場合ヲ予想シ後者ハ犯人ノ実行シタル犯罪ノ手段タリ若ハ結果タル行為ニシテ其ノ基本行為ノ罪名トハ異ル他ノ罪名ニ觸ル、場合ヲ予想シ殊ニ後者ハ犯人ノ実行シタル犯罪ノ普通ノ手段タリ若ハ当然ノ結果タル行為ニシテ他ノ罪名ニ觸ル、モノニ付之カ規定ヲ設クルモノナレトモ本件ニ於ケルカ如ク刑法上犯罪ノ予備ヲ予備トシテ処罰スル事案ニ付

犯人カ殺人ノ目的ヲ以テ匕首ヲ窃取シ窃取シタル匕首ヲ使用シテ殺人ノ目的ヲ遂ケタルモノニ在リテ右匕首窃取ノ事実ハ適々殺人罪ノ予備ニ該当シ殺人罪ノ予備ハ予備トシテ処罰セラル、モノナリト雖予備カ一步ヲ進メテ実行ノ域ニ達シタルトキハ予備ハ実行々為ノ中ニ吸収セラルヘキモノナルカ故ニ右予備ノ点ニ付テハ特ニ刑法第二百一条ノ罪名ニ触ル、コトナキハ勿論ナルモ右殺人ノ行為カ進展シテ実行ト為リ既遂ト為リタル場合ニ及ヒ右一行為中予備ノ点カ実行々為中ニ吸収セラレタルニ拘ラス独リ窃盜行為ノミカ之下離レテ独立ノ一罪ヲ組成スヘキ謂ハレナク從テ窃盜ノ点ハ刑法第二百三十五条ノ窃盜ノ罪名ニ触レナカラ其ノ殺人既遂行為トノ関系ニ於テハ兩者ハ法律上一個ノ行為トシテ刑法第九十九条ノ殺人ノ罪名ニ触ル、ト共ニ前示窃盜ノ罪名ニ触ル、モノト謂フヘク此ノ場合ハ刑法第五十四条第一項ノ適用ニ於テハ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触ル、モノトシテ其ノ前段ニ該当スルモノト謂ハサルヘカラス然ルニ原判決ハ右窃盜ト殺人トハ刑法第四十五条前段ノ併合罪ニ該ルモノトシテ同法第九十九条所定刑中ノ有期懲役ヲ選択シ之ニ法定ノ加重ヲ施シテ処断シタルハ明カニ擬律錯誤ノ違法アルモノニシテ結局本件上告ハ理由アルニ帰シ此ノ点ニ於テ原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十七條第四百四十八條ヲ適用シテ原判決ヲ破毀シ本院ニ於テ更ニ判決ヲ為スヘキモノトシ原判決認定ノ法律ニ照スモ被告人ノ行為中窃盜ノ点ハ刑法第二百三十五条ニ殺人ノ点ハ刑法第九十九条ニ該当スルトコロ右二者ハ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触ル、場合ナルヲ以テ同法第五十四条第一項前段第十條ニ則リ重キ殺人罪ノ刑ニ從ヒ同條所定刑中ノ有期懲役刑ヲ選択シテ其ノ範圍内ニ於テ懲役八年ニ処スヘク訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條陪審法第百六條第百七條ヲ適用シテ陪

審費用ノ三分ノ一及予審並公判ニ於テ証人ニ支給シタル分ハ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

検事三橋市太郎関与

昭和四年五月三日

大審院第一刑事部

裁判長判事 藤波 元雄

判事 宇野要三郎

判事 遠藤 誠

判事 草野豹一郎

判事 高瀬幸七郎

右臆本也

昭和四年五月三十一日

大審院第一刑事部

裁判所書記 戸澤五十三 印

\* 「大審院第一刑事部の上に、大審院印が押捺されている。

(注) 本件は、『大審院刑事判例集』(殺人窃盜被告事件昭和四年(礼)第二六号昭和四年五月三日第一刑事部判決)および『法律新聞』昭和四年九月二十五日四頁以下(雑報 陪審事件最初の上告破毀判決)に収録されている。

③「府中町の女髪結殺し事件」

昭和二年(一)二〇九号

昭和四年二月二十日宣告

昭和四年五月二二日確定

上訴審ヨリ返還昭和四年六月一日

判決

本籍 広島県蘆品郡□□町大字□□百□□番地  
住居 同県同郡同町大字□□百□□番地

青物行商

N M 岩吉

明治十年□□月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事檉田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役十三年ニ処ス

押収物件中証第八号刺身庖丁ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ居町大字□□百□□番地ニ住セルMM兼一ノ内縁ノ妻NIツル(当二十八歳)カ病床ニ呻吟セル兼一ニヨク仕フル事ヲ憫ミ昭和三年夏過頃ヨリ右兼一夫婦ヲ愛撫シ来リ

シカ其後被告人ハ屢々ツルヲ自宅ニ呼寄せツルカ之ニ応セサルトキハ粗暴ノ言動ニ出テ其態度アマリニ執拗ナリシ為メツルハ遂ニ之ヲ嫌悪シ被告人ヲ疎スルニ至リシノミナラス同年十一月十五日夜被告人ハツル方ニ到リ同人ニ対シ被告人方ニ来ルヘキ事ヲ求ムルヤツルハ之ヲ拒ミ且同人ノ妹婿MO芳夫ハ被告人ニ対シ暴行ヲ加ヘタル為メ芳夫カ此ノ如キ事ヲ為シタルモ全クツルノ無情ノ致シタル所ナリト思惟シ被告人ハ大イニ憤怒シ煩悶ノ折柄同年十一月十九日午前十一時過頃行商ノ帰途右兼一方ヲ窺ヒタル所ツルカ同家台所ニ在リタル姿ヲ目撃シ殺意ヲ以テ直ニ其場ニ到リ所携ノ刺身庖丁(証第八号)ヲ以テツルノ前胸部左乳房右側外数ヶ所ニ刺傷ヲ加ヘ因テ同人ヲシテ其場ニ於テ該刺傷ニ依ル出血ノ為メ死亡スルニ至ラシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ懲役十三年ニ処シ主文掲記ノ押収物件ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルニヨリ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ從ヒ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月二十日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 宮脇 幸治 印

判事 河辺 義一 印

判事 本田 等 印



\* 被告人氏名欄上方に「昭和九年勅令第十九号減刑令ニ依リ其ノ刑ヲ懲役九年九月ニ変更セラル」の記載がある。

③—2 「府中町の女髪結殺し事件」

昭和四年(レ)第三九三号

判決書

本籍 広島県蘆品郡□□町大字□□百□□番地

住居 同県同郡同町大字□□百□□番地

青山行商

N M 岩吉

明治十年□□月□□日生

右殺人被告事件ニ付昭和四年二月二十日広島地方裁判所ニ於イテ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ  
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ノ要旨ハ被告人ハ殺害者NIツルニ対シ被告人宅ニ来訪ヲ求メタル処ツルカ之ヲ拒ミタル為何気ナク行商上携帯セル庖丁ヲ以テ前後不覚ニテツルニ斬付ケタルモノニシテ殺害ノ目的ナカリシモノナリ右事情取調ノ上寛大ノ判決ヲ受ケタシト云フニ在リテ原判決ノ事実認定並刑ノ量定ヲ非難スルニ帰スルモ原判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタルモノナレハ之ニ対シ事実ノ誤認ヲ主張シテ上告ノ理由ト為スヲ得サルコ

ト陪審法第百三条但書ニ於テ明示スル所ナリ又原判決ノ科刑ハ被告人ノ犯情ニ比シ甚シク不当ナリト思量スヘキ事由ナキヲ以テ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス  
検事榎田麟二関与

昭和四年五月二十二日

大審院第三刑事部

裁判長判事 中西 用徳

判事 宮本力之助

判事 日高要次郎

判事 鈴木 秀人

判事 岸 達也

右臆本也

昭和四年六月四日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬 有藏 印

\* 「大審院第一刑事部」の上に、大審院印が押捺されている。

④ 「落合村の恨みの放火事件」

昭和四年(ハ)八号

昭和四年三月 十八日宣告

昭和四年三月二十四日確定

判決

本籍 広島県安佐郡□□大字□  
住居 同上

日備稼

S T セツ

明治十四年□月□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人セツヲ懲役貳年ニ処ス

訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年一月頃居村広島県安佐郡□□村大字□□W玉市ノ妻ヨリ糯米ニ升ヲ買受クルコトヲ約シ同人ニ対シ其代金八十銭ノ前貸ヲ為シ置キタルモ同人ハ其後数日ヲ経テ急死シタル為メ被告人ハ糯米ノ引渡ヲ受クルコト能ハサリシヨリ其頃玉市ニ対シ右代金ノ返還ヲ求メタル処同人ニ其要求ニ応セサルノミナラス「自分ノ妻ガ才前ノ如キ貧乏人ヨリ金銭ヲ借用スル筈アシ才前ガ自分ノ妻ヨリ借り居ルナラン」ト被告人ヲ悪罵シタルコトアリ又其後同年十一月頃被告人カ玉市方ニ稻扱ノ手伝ニ趣キタル際予テ金十円ノ盗難ニ罹リシコトニ付他人ト話シ居リタルニ玉市ハ之ヲ聞知シ其ノ面前ニ於テ被告人ニ対シ「才前ガ五円

モ十円モ金ヲ盗マレルコトガアルカ他人ノ金ヲ取りデモセネバ其様ナコトハ無イ筈ダ」ト侮辱シタルヨリ爾来被告人ハ玉市ニ対シ痛ク恨ヲ抱キ居リタル折柄偶々同人カ其農作物ヲ其同居先ナル同村同字OD貞夫方納屋ニ蔵置セルヲ想起シ該納屋ヲ焼燬シテ其中ニ在ル玉市所有ノ右農業収穫物ヲ焼失セシメ以テ報復センコトヲ決意シ昭和四年一月十三日午前八時頃肩書自宅ニ於テ炭団火一個木炭火数個ヲ上部ヲ割取リタル硝子罎ニ入レ之ヲ手拭ニ包ミテ持出シ前記OD貞夫方納屋（木造瓦葺）ニ隣接セル同村FM鉄雄所有ノ木造瓦葺木小屋ニ到リ右納屋ニ延焼セシムル目的ニテ該木小屋内一面ニ積重ネアリタル乾燥セル枯松葉松枝等ノ中ニ前記所携ノ炭団火等ヲ差入レテ放火シタル為メ火ハ媒介物ヲ得テ燃エ上リ該木小屋内ニ立掛ケ在リタル板戸及古畳各一枚ノ一部ヲ焼燬シタルモ玉市等ノ為メ発見消止ムルトコロナリ其目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条第一項第一百十二条ニ該当スルヲ以テ其所定期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘク訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月十八日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 宮脇 幸治 印

判事 河辺 義一 印

判事 高林 茂男 印

⑤ 「竹屋町の手柄の放火事件」 昭和四年四月二日判決無罪

判決原本は、残存してない。

⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」

昭和四年(ハ)六五号

昭和四年六月五日宣告

昭和四年六月一日確定

判決

本籍 青森県東津軽郡□□村大字□□百□□番地  
住居 不定

元大慶丸火夫

H Y 金作

明治四十二年□月□□日生

右ノ者ニ対スル強盗傷人被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人H Y金作ヲ懲役参年六月ニ処ス

訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ高岡市□□町O F海商株式会社所有汽船TK丸ニ火夫トシテ乗組ミ居リタル内同船カOS鉄工所□□工場□□分工場船渠ニ入渠中被告人ノ都合ニ依リ昭和四年二月二十八日同船ヲ辞シ帰郷セントシタル処当時同船ヨリ受クヘキ給料ハ被告人ノ債務弁済ノ為メ他人ニ受領セラレシ結果遂ニ被告人ハ帰郷ニ要スル旅費等ニ窮シ居リタル折柄同年三月十一日知人ト共ニ飲酒シ同日午後十時過頃酒氣ヲ帯ヒテ広島県御調郡□□町大字□□IT利助方南側道路ニ差蒐リタル処同所ニ於テ同町大字□□MJ半三郎ト出会シタル利助那同人ニ暴行ヲ加ヘテ金品ヲ強取セントコトヲ企テ所携ノ酒約八合在中ノ硝子瓶ニテ半三郎ノ頭部ヲ殴打シタル上金ヲ出セト強要シ更ニ其附近ニ於テ割木ヲ以テ同人ヲ殴打シ尚其場ニ蹴倒シ因テ同人ノ頭部ニ腫脹及点状線状ノ創傷七箇所右頬部右脛骨内側面ニ数箇所ノ打撲傷擦過傷等全治ニ週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタル上同所ニ於テ半三郎所持ノ金側懐中時計一個錦紗兵児帯一本ヲ強奪シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四十条前段ニ該当スルヲ以テ所定有期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキトコロ犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第六十八条第七十一条ニ則リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年六月ニ処シ訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月五日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 宮脇 幸治 印

判事 河辺 義一 印

判事 高林 茂男 印

⑦「木ノ江町の女房斬り事件」

昭和四年(ハ)一一一号

昭和四年七月三十日宣告  
昭和四年八月 二日確定

判決

本籍 愛媛県越智郡□□村大字□□下甲□□百□□番地  
住居 広島県豊田郡□□町□□百□□番地

料理店業

MO 好一

明治三十四年□月□日 生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事實ノ判断ヲ為シタル上審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

押収物件中証第一号ノ剃刀一挺ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其妻マチヨトノ間ノ交情密ナラス之力為メマチヨハ屢々実家ニ立帰り離別ヲ求メ

シコトアリ更ニ昭和四年四月中ニハ無断家出ヲ為シタルコトアリシモ其都度仲裁者アリテ引続キ同棲シ居リタルカ同年五月十六日午前十時過頃肩書被告人居宅ニ於テ又モ些細ノコトヨリ口論シタル末マチヨハ偶々被告人ノ所持シ居リタル剃刀ヲ見テ殺スナラ殺セト迫リ果テハ被告人ヲ痛ク罵倒シタルヨリ被告人ハマチヨノ態度ニ付憤懣ノ余同人ヲ殺害セント決シ右所携ノ剃刀ニテ同人ニ斬付ケ同人ノ頭部、頸部、右鎖骨部、右手背等十一箇所ニ治療約三十日ヲ要スル創傷ヲ加ヘタルモマチヨカ其場ヲ逃避シタル為メ同人ヲ殺害スルニ至ラサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百三条第百九十九条ニ該当スルヲ以テ所定有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処シ押収物件中証第一号剃刀一挺ハ本件犯罪ノ用ニ供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月三十日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 宮脇 幸治 印

判事 本田 等 印

判事 高林 茂男 印

⑧「福山市の女給殺人事件」

昭和五年(ハ)二五号

昭和五年五月 十九日宣告  
昭和五年五月三十一日確定

上告審ヨリ返還 昭和五年六月 十七日

判決

本籍 広島県沼隈郡□町大字□□  
住居 福山市□町□□□番地KD茂方

女給

OZミツコ

明治四十一年□月□□日生

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

訴訟費用（陪審費用ヲ除ク）ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年一月一日福山市□町KD茂方ニ於テ睡眠中ノTG武一ノ口中ニ硫酸ヲ注入シ口唇口腔内等ヲ傷害シタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ

法律ニ照ラスニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ所定刑中懲役刑ヲ選  
択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十  
七条第一項ニ依リ被告人ヲシテ全部（陪審費用ヲ除ク）負担セシムヘキノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年五月十九日

広島地方裁判所刑事部

裁判長判事 小玉平太郎 印

判事 酒卷 良一 印

判事 高林 茂男 印

⑨ 「福島町の実兄殺し事件」

昭和五年(ハ)三八五号

昭和六年三月一六日宣告

昭和六年三月二四日確定

判決

本籍 広島市□□町□百□□番地

住居 同 市□□町□百□□番地

屠夫

NM豊三郎

当三十九年

右殺人被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタ  
ル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス  
押収ニ係ル証第二号ノ肉切庖丁一挺ハ之ヲ没収ス  
訴訟費用ハ被告ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年九月九日午後七時頃広島市□□町実兄NM澤吉方ニ於テ肉切庖丁ヲ同人ノ左後部ニ突刺シテ傷害シ因テ同人ヲシテ同月十四日同市□□町TN病院ニ於テ死ニ致シタルモノニシテ右犯行当時酩酊ノ為メ心神耗弱ノ状態ニ在リタルモノナリ  
右ノ事実ハ心神耗弱ノ点ヲ除キ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メ心神耗弱ノ点ハ鑑定人小南又一郎ノ鑑定書中其ノ旨ノ記載アルニ依リ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルトコロ犯時心神耗弱ノ状態ニ在リタルモノナルヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ニ依リ法律上ノ減刑ヲ為シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘク押収物件中証第二号肉切庖丁一挺ハ本件犯行為ニ供シタルモノニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月十六日

広島地方裁判所刑事部

裁判長判事 小玉平太郎 印

判事 数馬伊三郎 印

判事 高林 茂男 印  
\* 被告人氏名欄の上部に「昭和九年勅令第十九号減刑令ニ依リ其ノ刑ヲ懲役三年五月七日ニ変更セラル」の記載印がある。

⑩ 「段原町の一〇銭からの殺人事件」

昭和五年(ハ)四二八号

昭和六年三月廿八日宣告

昭和六年四月 一日確定

判決

本籍 大阪市此花区□□□中□□丁目□□□番地

住居 広島市□□町□□□番地YS金一方

石工

NG 長造

当三十年

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年十月三十一日午後九時頃広島市□□町YS金一方ニ於テ所携ノ刺身庖丁ニテYI新吉ノ左胸部ヲ突刺シ左肺臓ノ実質ニ対スル創傷ヲ負ハシメ因テ同人ヲシテ内出血ノ為メ同市□□町FI正和方ニ於テ即日死ニ致シタルモノナリ  
右ノ事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟費用ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月二十八日

広島地方裁判所刑事部

裁判長判事 小玉平太郎 印

判事 梅原松次郎 印

判事 高林 茂男 印

\* 被告人氏名欄の上部に「昭和九年勅令第十九号減刑令ニ依リ其刑ヲ懲役三年十一月四日ニ変更セラル」の記載印がある。

### ㊦ 「呉市の放火事件」

昭和九年(ハ)五号

昭和九年三月十六日宣告

昭和九年六月十四日確定

### 判決

本籍 呉市□□町□丁目□番地

住居 呉市□□町□丁目□番地ノ□

写真業

MI 雅留

明治三十七年□月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事和田順之関与陪審ノ評議ニ付シ犯罪事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

### 主 文

被告人ヲ懲役十式年ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

### 理 由

被告人ハKG秀人ノ所有ニシテ呉市ノ殆中央ニ当リ人家稠密ノ場所ナル□□町□丁目□番地ノ□ニ位置スル木造瓦葺ニ階建ノ家屋ヲ月二十三円ノ家賃ニテ借受ケ昭和七年一月ヨリ太陽館ト称スル屋号ニテ写真業ヲ営ミ居リタルモノナル処同年八月中旬頃ニ階暗室内ノ電灯ニ印画紙包装用ノ赤色パラピン紙数枚ヲ重ねテ作りタル袋ヲ被セ点灯シタル儘之ヲ消スコトヲ忘レタル為其ノ電熱ニヨリ右紙袋力焼ケ落チ床上ニ散在セル種板包装紙ニ燃移リテ小火ト為リ少許ノ動産ヲ焼失シタルコトアリシモ当時宅内動産ニ付NH動産火災保険株式会社及TH火災保険株式会社ト各火災保険契約ヲ締結シ居リシ為右両保険会社ヨリ損害ニ

相当スル保険金合計百三十五円ノ支払ヲ受ケタルカ同年春頃以来ヘロイン中毒ニ罹リ之カ  
為多額ノ費用ヲ要シ生計次第ニ困難トナリタル為營業用写真機ノレンズヲ初メトシ衣類ヲ  
入質シ辛シテ營業ヲ継続シ居タルニ昭和八年九月三十日ニ及ヒ当日支払ヲ要スル延帯家賃  
等数十円ニ上ルニ拘ラス所持金ハ僅ニ十余円ニ過キサリシ所ヨリ一入財政ノ逼迫ヲ痛感シ  
テ煩悶ヲ重ヌル中前記昭和七年八月ニ於ケル小火ニ因リ火災保険金ヲ受領シタルコト並ニ  
現ニ宅内動産（価格約壹千七百円位）ニ付NH動産火災保険株式会社ト保険金額式千百式  
十五円TH火災保険株式会社ト保険金額壹千円ノ各火災保険契約ヲ締結シ其ノ有効期間中  
ニ在ルコトヲ想起スルニ及ヒ茲ニ自宅ノ二階暗室内ニ前出火ノ場合ト同場ノ装置ヲ為シテ  
放火シ恰モ過失ニ因リ発火シタルモノノ如ク装ヒテ右火災保険金合計參千百式十五円ヲ取  
得シ以テ苦境ヲ脱センコトヲ企テ同日正午頃家人ノ外出シタル隙ニ乘シ其自宅ニシテ妻子  
及雇人ノ住居ニ使用スル前記呉市□□町□丁目□番地ノ□木造瓦葺ニ階建ノ家屋ヲ焼燬ス  
ル意思ヲ以テ右住宅ノ二階暗室内ニ発火装置ヲ為シテ放火ノ行為ヲ敢行シ同日午後二時頃  
右住宅ヲ焼燬シ尚隣家及附近電柱電線等ニ延焼セシメMN行男外十二名方ノ十二棟（十三  
戸）ノ各住宅ヲ全焼、EG亮二外七名方ノ八棟（八戸）ノ各住宅ヲ半焼セシメタルモノナ  
リ、

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選  
択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人を懲役十式年ニ処シ同法第二十一条ニ從ヒ未決勾留日数  
中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用（陪審費用ヲ含マス）ハ刑事訴訟法第二百三十七  
条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年三月十六日

広島地方裁判所刑事部

裁判長判事 福田 豊市 印

判事 辻 富太郎 印

判事 近藤 完爾 印

⑪—2 「呉市の放火事件」

昭和九年（れ）第四八三号

昭和九年六月十四日宣告

判決書

本籍 呉市□□町□丁目□番地

住居 同市同町□丁目□番地ノ□

写真業

MI 雅留

明治三十七年□月□□日生

右放火事件ニ付昭和九年三月十六日広島地方裁判所ニ於陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ認定ヲ  
為シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却スル

理由

被告人上告趣意書縷々雜然ト順序モナク不明瞭ニ陳弁スルモノニテ其ノ要旨ハ被告人力昭



和八年九月三十日本件放火ノ嫌疑ニテ警察署ニ引致セラレ取調ヲ受ケタル模様就中被告人カヘロインヲ買入施用シ居タルコト衣類家財ヲ質入シタルコト被告人ノ撮影所売却ニ関スルコト本件家屋内動産ノ保険金増額ノ申込ニ関スルコト被告人カ曩ニ保険ニ付シアル動産焼失ニ因リ保険金ヲ得タル事情警察ニテヘロインノ注射ヲ受ケタルコト等ニ付警察官トノ問答取調ノ経過ヲ陳ヘ次テ予審ニ於ケル取調ノ際ノ問答及被告人ノ貸借関係被告人居室ニ於ケル漏電ノ事実被告人カ保険契約ノ解除ヲ為サントシタルモ保險会社ノ依頼ニヨリ止ムナク契約ヲ継続シタルモノニテ被告人ニ保險金ヲ騙取スル如キ意思ナカリシコト昭和七年七、八月頃ノ小火ニテ保險金百三十五円受取りタル際三千円ノ保險契約ヲ解除シテ保險金ヲ二千百余円ニ減シタルコト被告人ノ門生Mニ対スル被告人ノ日常待遇振同人ノ脚氣ヲ被告人カ知りタルハ出火ノ日ナリシコト同人ノ証言ノ誤レルコト証人Hノ供述カ全ク事実ニ相違スルコト公判廷ニ於テ裁判長カ被告人ノ供述セントスル所ヲ中絶セシメテ其ノ意ヲ尽サシメサリシコト被告人ハ貯金ナク貧乏スルモ生活ニ困難スル程ノコトナク放火スルノ事情ナキコト等ヲ縷々弁説シ最後ニ被告人ノ妻門生M其ノ他ヲ更ニ証人トシテ喚問セラレタキコトヲ陳述スルモノナレトモ本件ノ如ク陪審ノ答申ヲ採扱シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ事実誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコト能ハサルモノトス而シテ被告人ノ所論ハ要スルニ事実ノ認定ヲ非難攻撃シ証人ノ喚問ヲ求ムルモノナルヲ以テ上告適法ノ理由ト為スヲ得ス論旨理由ナシ

弁護人高橋武夫三浦強一上告趣意書第一点原審陪審公判第一回調書ヲ閱スルニ「法廷ヲ公開シタル上裁判長ハ陪審員一同ニ対シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ宣誓ヲ為サシメタリ」トノ記載ヲ存セリ故ニ原審公判ニ於テハ被告人ノ問查及檢事ノ被告事件陳述ニ入ルニ先チ即陪審構成手続中ニ於テ公判ヲ公行シタルモノト謂ハサルヘカラス或ハ陪審法第六十五條ノ抽籤ヲ終リ陪審員及補充陪審員決定シ着席シタルトキハ茲ニ陪審構成手続終了スルモノナリトノ論ナキヲ保セス（昭和七年<sup>レ</sup>第九六一号同年十月八日御院第一刑事部判決）ト雖是其ノ構成ノ半面ニシテ陪審員ニ対スル心得ノ諭告及宣誓ハ畢竟陪審員ノ心的方面ノ構成ヲ為シ之ニ依リテ陪審員ノ人員的構成並精神的構成初メテ全シト謂フヘク是等ハ總テ未タ刑罰請求權ノ主張認否ヲ目的トスル公判ノ弁論ノ段階ニ達セサル陪審構成ノ範疇ヲ出テサルモノトス去レハ右心得諭告及宣誓ノ手続ニ於テハ之ヲ公開スルコトナク静カニ陪審員ノ自省自覺ヲ喚起セシムルヲ以テ法律ノ精神ト為スモノト謂フヘク原審カ早く既ニ之ノ手続ヲ公開セラレタルハ叙上法旨ニ違反スルモノニシテ重要ナル手続違式ノ瑕疵ヲ存スルモノナルカ故ニ之ニ基キ進行セラレタル原審公判ニ於ケル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト思料スト謂フニアレトモ陪審員ノ心得諭告並宣誓ノ手続ハ公判手続ニ属シ公開法廷ニ於テ行ハルヘキモノナルコト当院判例ノ示ス所ナリ（昭和七年<sup>レ</sup>第九六一号同年十月八日判決）所論ハ右ト異ル見解ニ基キ原審公判手続ニ重要ナル瑕疵アルモノト為スモノニシテ採ルニ足ラス論旨理由ナシ

同第二点原審陪審公判ニ於ケル裁判長ノ陪審ニ対スル説示中「之ヲ本件ノ場合ニ見マスルニ被告人ノ住宅ニハ被告人ノ妻及子並門生モ居タト云フ公訴事実テアリ被告人ノ供述モ亦之ヲ認メテ居ルトコロテアリマスカラ何等問題ハナク人ノ住居ニ使用セルモノト云ヘル訳テ在リマス」トノ陳述ヲ為シタルコトハ第二回公判調書ノ記載ニ依リテ明ナリ被告人ノ住宅カ刑法第百八條ニ所謂現ニ人ノ住居ニ使用スル建造物ニ該当スルヤ否ヤハ本件犯罪構成要素ニ関スル事実上ノ問題ニシテ其ノ認定ハ之ヲ裁判長ノ問トシテ陪審ノ評議ヲ命スヘキ

事項ニ属スルコト論ヲ俟タス（問書主問参照）然ルニ裁判長ハ其ノ説示ニ於テ被告人ノ供述ヲ採リ来リテ此ノ点ハ疑岐ナシト断シタルニ歸スルコト前掲調書ノ記載ニ依リ極メテ明白ナルカ故ニ裁判長ノ本件説示ノ問題トナルヘキ事実ヲ説示シタルニアラスシテ事実ニ問題ナシトセル違式タルニ外ナラス原判決ハ此ノ点ニ於テ陪審法第七十七条及第四百四条ニ依リ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニアリテ本件放火ノ目的タル家屋ハ被告人ノ妻子門生ノ住居ニ使用セルモノナルコトハ本件犯罪ノ構成事実ニシテ陪審員ノ評議ニ付スヘキ事項ナリト雖此ノ事実ニ付テハ当事者間ニ争ナキ所ナレハ原審公判廷ニ於テ裁判長カ此ノ事實ヲ問題ト為ラサル旨説示シ且如斯基家屋ハ刑法第八八条ノ人ノ住居ニ使用スル建造物ニ該当スルモノナルコトヲ法律上ノ論点トシテ説示シタルモノナルコト原審第二回公判調書（記録一〇〇五丁ノ裏一〇〇六丁ノ表）ノ記載ニ依リ明カナル以上何等違法ト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

同第三点原審公判ニ於テ裁判長ハ高橋弁護人カヘロイン患者タル被告人ニ対スル刑事ノ取調方ヲ論シタルニ対シ「検事ハ又被告人カ或程度ノヘロイン中毒者ナリシ事ハ認ムルモ夫レ程重症ノモノテハ無ク其ノ中毒ノ為本件ノ如キ重罪事件ノ嘘偽ノ自白ヲ為ス筈ナシ且警察検事並予審ニ於ケル取調ハ決シテ被告ニ無理不当ナル取調ヲ為シタル模様ナシト反駁」シタル旨説示セラレタル趣旨ノ記載アレトモ検事ノ右陳述ハ弁護人ノ弁論ニ先チテ為サレタルモノナルコト公判調書上一点ノ疑ヲ容レズ即チ裁判長ノ説示ハ当事者ノ陳述ノ性質ヲ變更シテ陪審員ニ開示シ検事ト弁護人トノ主張ノ強弱真否ニ付判断ノ一標準ヲ誤ラシムルニ至ルヘキ虞アルモノナルカ故ニ右説示ハ違法ナルニ歸スルモノト去レハ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニアレトモ検事ノ意見陳述アリタル後弁護人

ノ弁論アリタルニ拘ラス弁護人ノ弁論ヲ検事カ反駁シタル如ク説示シタルハ兩者ノ意見カ相違シ居レルコトヲ開示説明シタルニ過キスシテ説示トシテ違法ノモノト為スヲ得ス論旨理由ナシ

同第四点原審公判ニ於ケル裁判長ノ説示ハ其ノ叙述ト用語ニ於テ固ヨリ有罪ヲ論定シタルモノナク陪審員カ有罪ノ評決ヲ為スヘキヲ慫慂シタル何等ノ事蹟ヲ存セサルハ勿論ナリト雖其ノ説示論述ノ結構当事者主張事実ノ排列及証拠方法展開ノ跡ヲ考察シ夫レカ陪審員ノ脳裡ニ訴フル影響力ニ想到スルトキ右説示ハ其ノ客観的性能ニ於テ畢竟陪審員ニ対スル有罪判断ノ教書ニ外ナラサルモノト認メサルヲ得ス而シテ裁判長カ有意的ニ斯ノ如キ判断論述ヲ為ササルハ論ヲ俟タサルモ若シ其ノ表ハレタル説示外觀ニシテ一度無罪或ハ有罪ノ一方ニ傾斜セン乎説示者ノ主観意思状態ニ拘ラス其ノ説示ハ茲ニ説示タルノ適法性ヲ喪失スルモノト是レ陪審法第七十七条カ説示ハ専ラ事実並ニ証拠ノ有ノ儘ナル存在ノミヲ以テ構成スヘシト為シ其ノ間判断ノ混入ヲ許サストスル当然ノ結果ニ外ナラス今本件説示ヲ見ルニ裁判長ハ所在ニ検事ノ主張ト弁護人ノ主張トヲ挙示対照シ其ノ双方ノ主張ノ何レカ正鵠ナルヤハ偏ニ陪審員ノ判定ニ俟ツヘキヲ懇示スルト同時ニ概ネ弁護人ノ主張ニ難点アルトキハ之ヲ難点トシテ指摘スルトコロナク陪審員ノ慎重ナル判断ヲ要スヘキ所以ヲ特ニ附言強調シ検事ノ有罪証拠ニ付テハ其ノ援用ノ正当ナルモノニ付裁判長ハ更ニ之ヲ鮮明ナラシメ弁護人ノ無罪証拠モ亦裁判長ハ固ヨリ之カ存在ヲ是認スルト共ニ検事ノ反論ヲ明確ナラシメ若ハ弁護人ニ主張ニ対スル不利ノ証拠材料ヲ適法ニ索出シテ陪審員ノ考慮ヲ求ムルコト極メテ切ナリ又弁護人及被告人ノ弁論弁解ニ適合スル証言ニ付其ノ陳述ノ不信ヲ疑惑スヘキ状況ヲ展示シテ能ク陪審員ノ注意ヲ喚起シ又検事ト弁護人ノ事実ニ対スル意見ノ対

立ニ対シ或ハ弁護人ニ不利ナル判断ヲ招来スヘキ他ノ事實ヲ拉シ来リテ陪審員ノ留意ヲ要望スル等裁判長ノ措置ニ公平適正ニモ拘ラス其ノ組立テラレタル説示ヲ通覽外觀スルトキハ基ヨリ夫レハ偶然ナルヘキモ結局弁護人ノ主張排斥ノ外觀ヲ備ヘタルモノナルコトヲ感覺セサルヲ得ス若シ夫レ説示叙述ノ順序結構ニ至リテハ自白問題「ヘロイン」中毒問題等輪郭ノ大ナルモノヨリ確メ超過保険契約ノ締結被告人常時ノ言動ニ漸及シ出火當時ノ被告人ノ挙措ニ至リテ巧ニ事實事相ニ急潮ヲ帶ハシメ之ニ加フルニ被告人ノ財政逼迫入質家賃滞納等ノ事實ヲ展開シ日常ノ米塩薪炭ノ資代不払ニ至リテ惻々陪審員ノ心証に肉迫セントスルモノアリ其ノ順序仕組ノ自ラ精緻ニシテ結構ノ巧妙妥当ナル必ス人ヲシテ有罪ヲ承服セシメサレハ措カサルモノアリ是レ固ヨリ裁判長ノ意図セサルトコロナルヤ言フ俟タサレトモ而モ其ノ事實及証拠ノ取扱ニ関スル熟練ナル技能ト事案ニ対スル透徹ナル省察トハ不識不知其ノ説示ノ上ニ審判者ヲ躍動セシムルニ至レルモノニ外ナラス即チ本件説示ノ公平ハ一々之ヲ検シテ毫末モ間然スルトコロナシ只之ヲ纏メテ一団ト為シ全貌的ニ之ヲ感覺スルトキ説示ノ上ニ裁判長ノ主觀ト離レタル別個ノ客觀性ヲ看取スヘク其ノ客觀的存在ハ遂ニ陪審員ニ対シ著シク有罪認定ヲ唆スル説示トシテ表現セルカ故ニ其ノ用語字句ノ如何ニ拘ラス茲ニ其ノ正統性ヲ喪失シタルモノト謂ハサル可カラス説示ノ説示タルハ陪審員ヲシテ主張事實及其ノ証拠ノ外ニ糸毫ノ判断ヲ視知推測セシメサルニ在リ其ノ説示事項ノ順序叙述ノ構成ハ固ヨリ整美ナルヲ要セサルヘク又ソノ構成叙述語法力判断ヲ推測セシムル虞アルモノハ故ラ之ヲ秘穩スヘキ形態ニ抛ルノ努力ヲ必要トス陪審裁判制度ノ發達ヲ害スル素因カ職トシテ説示ニ在リトセラルルニ鑑ミ説示力評決ニ先行スル第一ノ判断タルカ如キ弊ハ鋭ク之ヲ排セサルヘカラサルモノニ係ハレリ原審ノ説示ハ即チ叙上ノ所説ニ照シ有

罪の傾斜ヲ帶有スルモノトシテ説示ノ適正ヲ失ヒタルモノト謂フヘク從テ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ裁判長カ説示ヲ為スニ当リテハ個々ノ事實及証拠ニ付テハ勿論又總括的ニモ証拠ノ真否及罪責ノ有無ニ付意見ヲ明示又ハ暗示スヘキモノニ非サルコト勿論ナリト雖客觀的ノ事實及証拠カ有リノ儘ニ説示セラレタル結果トシテ陪審員カ容易ニ有罪無罪ノ判断ヲ為シ得ルニ至ルコトアルモノカ為ニ説示其ノモノニ意見ノ表示アリト認ムヘキモノニ非ス原審ニ於ケル説示ノ内容ヲ審案スルニ裁判長カ其ノ意見ヲ表示シタルモノト認ムルニ足ラサルカ故ニ論旨理由ナシ

同第五点原審裁判長は弁護人高橋武夫カ被告人ハ本件放火行為自白當時禁断制精神病ニ罹リ居リタルカ故ニ其ノ自白ハ信スヘカラサル旨弁論シタルモ被告人ノ右禁断制精神病疾患ニ付テハ「当公廷ニ顕ハレタルモノカアリマセンカラ此ノ点ハ本事件判断ノ資料ヨリ除外サルヘキテアリマス」ト説示セラレタリ然レトモ高橋弁護人ハ禁断制精神病ハ自己ノ真意ヲ主張スルノ氣力ナキ一種ノ失神状態ニ在ルモノナル旨註解シテ論述シタルコトハ当該公判調書ニ於テ明ナルカ故ニ本件自白ハ右禁断制精神病ノ見地ヨリ其ノ効力ヲ考察セラルヘク從テ若シ法廷ニ顕出シタル此ノ点ノ証拠アルトキハ之ヲ陪審員ニ開示セラルヘカラス而シテ自白當時無氣力状態ナリシ事實ニ付昭和九年三月十二日ノ公判ニ於テ高橋弁護人ノ援用シ訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシ証拠書類タル予審ニ於ケル被告人第四回訊問調書中第六三問答ノ記載トシテ問「夫レテハ何故檢事ニ其ノ様ニ申立タカ」答「警察官ニ其ノ様ニ申シテ居マシタノテ矢張「ヘロイン」中毒中テ警察テ言ツテ居ルノヲ言變ヘル丈ケノ氣力カナカツタ為其ノ様ニ申シテ置イタノテアリマス」トアリテ右陳述ハ恰モ高橋弁護人ノ所謂禁断制精神病症状ノ証左タルヘキモノニ該当スルカ故ニ原審裁判長ハ之ヲ自白無効主張ノ

証拠思料トシテ説示中ニ開示セサルヘカラサルヤ明ナリ然ルニ裁判長ノ挙措ハ茲ニ出テス却テ右禁断制精神病症状ニ付テハ法廷顯出ノ証拠資料ナキヲ以テ陪審員ハ其ノ判断ヨリ除外スヘキ旨ヲ説示セラレタルモノニシテ事實及証拠ノ説示欠如ノ違法ヲ存シ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノトスト云フニアレトモ所論説示ノ部分ハ之ヲ記録(一〇一八丁ノ表)ニ徴スルニ被告人カヘロイン中毒患者ニシテ弁護士主張ノ如ク禁断制精神病者ナルヤ否ヤニ付テハ原審公廷ニ顕ハレタル積極的証拠ナキコトヲ説明シタルモノニシテ所論予審調書ノ被告人ノ供述記載ハ右ノ点ニ関スル積極的証拠ト認ムル能ハサル所ナルヲ以テ所論説示ハ証拠ノ要領説示トシテ欠クル所ナキモノト認ムヘク而シテ所論ノ如ク右予審調書ノ被告人ノ供述記載ハ之ヲ証拠トシテ判断ノ資料ヨリ除外スヘキコトヲ説明シタル趣旨ニアラサルコト記録上(一〇一四丁)明ナルヲ以テ論旨理由ナシ

同第六点原審裁判長ハ説示中ニ於テ本件放火手段ハ刑法第百八条ニ「火ヲ放チテ」トアル放火行為ト同一ニ帰シ從テ同条ノ罪ヲ構成スヘキモノナル旨ヲ法律上ノ論点ヲ説明シ「此ノ被告人カ施シタ出火ノ装置ハ恰モ被告人カ自ラ燐寸ヲ使ツテ火ヲ放ケタト同様ノ放火ノ罪ヲ犯シタノテアルト云フ公訴事實ノ趣旨ニナルノテアリマス若シ此檢事ノ主張通チノ事實ナリトスレハ之ヲ法律ニ照シマスト刑法第百八条ニ該當致シマス云々」ト叙述セラレタリ而シテ公訴事實タル所謂放火装置ハ写場「暗室内ニ……四五枚重ネノパラピン紙製袋ノ被セアリタル三十ワツトノ赤色瓦斯入電球ニ点灯シ紙袋カ電灯ノ為焼焦ケ下面座敷板上ニ種板ノ包紙数十枚散乱セル上ニ落チテ之ニ焼移リ燃上リテ家族現住ノ右住宅ヲ焼燬スルニ至ルヘキ放火装置」ナルコト予審終結決定書ニ依リテ明瞭ナルカ故ニスノ如キ装置カ家屋ノ一部又ハ之ヲ焼燬ニ導キヘキ可燃性媒介物ニ燐寸ヲ使用シテ点火シタルコトト何故ニ

同一ナルカハ重要ナル法律上及事實上ノ論点タルヲ失ハス即チ右装置行為ノ完了ト同時ニ家屋焼燬開始スルヤ或ハ四時間ヲ経タル後初メテ発火スルヤ(以前失火ノ際ハ四時間ナリシ証言アリ)或ハ本件出火ノ時即チ右装置行為完了ヨリ二時間ノ後発火スルヤハ未タ公知ノ法則存スルコトナク且右装置行為其ノモノハ毫モ家屋焼燬ヲ必然スルモノニ非サルカ故ニ右所謂放火装置ヲ以テ説示ノ如ク被告人自ラ燐寸ヲ以テ火ヲ放チタルト同一ナリトノ結論ヲ生スルニ由ナシ然ルニ裁判長ハ右装置ノ完了カ正午頃家屋焼燬カ同日午後二時頃此間時間ノ経過二時間ナル本件ノ場合ニ右装置ハ二時間以内ニ発火ノ可能性アリトスヘキ何等ノ合理的根拠ヲ開示説明スルトコトナク一躍本件ノ火災ニ於ケル放火行為ト同一視スヘキ旨ノ説示ヲ与ヘタルモノニシテ如斯説示ハ陪審員ノ事實認定ヲ誤ラシムルモノナレハ違法ト云ウヘク從テ原判決ハ破毀セラルヘキモノトスト謂フニ在レトモ所論ノ説示ハ被告人ノ放火装置ヨリ発火シ住宅ヲ焼燬シタリトセハ燐寸ヲ以テ住宅ニ火ヲ放チタル場合ト同様刑法第百八条ニ該當スルモノナルコトヲ説明シ放火罪ノ成立ニハ必スシモ目的物ニ對スル直接ノ放火行為ヲ必要トセサルコトヲ明カニスル趣旨ニシテ所論ノ如キ違法アルモノニアラス論旨理由ナシ

同第七点本件予審終結決定ニ依レハ被告人ハ昭和八年九月三十日正午頃「四五枚重ネノ「パラピン」紙袋ノ被セアリタル三十「ワツト」ノ赤色瓦斯入電球ニ点灯シ紙袋カ電灯ノ為焼焦ケ下面座敷板上ニ種板ノ包紙数十枚散乱セル上ニ落チテ之ニ焼移リ燃上リテ家族現住ノ右住宅ノ焼燬スルニ至ルヘキ放火装置ヲ為シ置キテ外出シタル為同日午後二時頃右二階ヨリ失火」シタリトアリテ叙上装置ニ依リ放火行為ヲ敢行シタリトノ公訴事實ニ係レルモノトス右被告人ノ放火行為ハ陪審員ノ評決ヲ經テ原審ノ採択セラルル所トナリタルモノナリト

雖前掲装置ヲ為シテ正午頃ヨリ午後二時頃迄躍二時間内ニ果シテ「パラピン」紙袋カ電球ノ熱ノ為焼焦ケ下面座板ニ落下シ且包紙ノ燃燒ヲ惹起スル可能性アリヤハ極メテ疑ハシク紙類ニ緩慢ナル加熱ヲ為ストキハ紙ハ漸次ニ加熱ニ因ル形質ノ變化ヲ生シ火ヲ発シテ燃上ルコトナク他紙ニ燃移ルヘキ媒介ヲ為スカ如キコトハ之ヲ想像スルコト能ハサル所ニ係ハレリ尠クトモ原審陪審員評決ノ對照タル前掲装置ニ於テ二時間ノ時間後出火ヲ招来スルカ如キハ到底吾人ノ実験則上之ヲ肯定スルニ由ナキモノトス從テ陪審員ノ評決力之ヲ是認シタリトスルモ実験法則上其ノ可能性ヲ認ムル能ハサル事項ハ裁判所ト雖固ヨリ之ヲ採択スヘキ限リニアラス其ノ之ヲ認メ得ルカ為ニハ陪審員ノ評決前掲装置ニ於ケル特殊ナル発火可能ノ事情ノ存在スル所以ヲ明ニスル所ナカルヘカラス則チ原判決ノ前示評議採択ハ実験法則ニ違反シタルモノタルニ帰シ到底破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ所論装置ニ因リ発火シ家屋ヲ焼燬スルコトアルヘキハ実験則ニ照シ必シモ不可能ノコトニアラス而シテ右実験則ニ基ク陪審ノ評決答申ヲ採択スルヤ否ヤハ原審ノ職權ニ屬スル所ナレハ之ヲ非難スル論旨ハ之ヲ採用スルヲ得ス

同第八点凡ソ陪審公判ニ於ケル説示ニ於テハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実及証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問フヘキモノナルコト陪審法第七十七条ノ定ムルトコロナルヲ以テ犯罪構成事実ニ関スル証拠ハ必ス之ヲ陪審員ニ説示スヘク即チ公判ニ於テ証拠調ヲ經タル証拠アル以上其ノ要領ヲ摘示スルト詳細ニ挙示スルトハ素ヨリ裁判長ノ專權ニ屬スト雖決シテ之カ遺脱ヲ許サレサルモノトス（昭和四年<sup>レ</sup>第七八三号同年十月十九日御院第三刑事部判決刑事判例集第八卷五三七頁収録）今之ヲ本件ニ見ルニ被告人カ本件パラピン紙被覆ノ電灯ヲ消灯セサリシハ放火ノ故意ニ由来シテ然ルモノナ

ルヤ將又過失ナリヤハ問題トナルヘキ事実タルコト論ナキニ拘ラス裁判長ハ其ノ説示中ニ專ラ予審ニ於テ被告人カ自白ヲ為シタル事由及其ノ経路ニ関スル証拠ヲ開示スルニ止マリ其ノ自白ノ内容トシテ本件犯罪構成要素タル故意ニ関スル何等ノ証拠ヲ挙示スルトコロアルコト無シ而シテ叙上故意ニ関シテハ被告人ニ對スル予審第一回乃至第三回訊問調書中ニ其ノ証拠資料存シ右調書ハ原審公判ノ証拠調ヲ經タルモノナレハ裁判長ノ説示ハ当然家屋焼燬ノ故意ヲ以テ放火装置ヲ為シタル旨ノ証拠説示ヲ包含セサル可カラサルモノナリトス然ルニ説示ノ何レノ部分ニ於テモ其ノ事ナキヲ以テ証拠開示遺脱ノ違法アル説示ト謂フヘク言判決ハ破毀ヲ免レアルモノトスト謂フニアレトモ被告人カ本件犯罪ヲ自白シタル証拠ニ基キ原審裁判長カ説示シタルコトハ所論ノ如クニシテ此ノ自白ノ証拠ニ基ク説示中ニハ被告人カ故意ヲ以テ放火装置ヲ為シタル証拠ノ説明モ自ラ包含スルモノト解スヘキヲ以テ此ノ点ニ関スル証拠ノ説示ヲ遺脱シタル違法アルモノト為スヲ得ス論旨理由ナシ

同第九点原審ニ於ケル裁判長ノ陪審員ニ對スル主問ハ被告人カ「（云々）昭和八年九月三十日正午頃右住宅ノ二階暗室内ニ発火装置ヲ為シテ放火ノ行為ヲ敢行シ（云々）タルモノナリヤ」ト云フニ在リテ被告人ノ放火行為ノ手段如何ヲ示サス其ノ如何ナル方法ニ依リテ為シタルニ拘ラス陪審員ニシテ被告人ノ放火ハ責任ヲ肯定シタル場合ハ之ニ對シ「然リ」トノ答申ヲ為ササルヲ得サル発問ナルコト明瞭ナリト云フヘシ然レトモ予審終結決定書ニ記載セラレタル被告人ノ放火行為ハ「四、五枚重ネノパラピン紙製袋ノ為焼焦ケ下面座板上ニ種板ノ包装紙数十枚散乱セル上ニ落テ之ニ燃移リ燃上リテ家族現住ノ右住宅ヲ焼燬スルニ至ルヘキ放火装置ヲ為シ」タリトセラルルモノニシテ被告人ノ放火行為ハ限定セラレ又当事者ノ事実主張諸般ノ証拠調及裁判長ノ説示モ總ヘテ斯ノ放火行為ノ有無ヲ争点トシタ

ルモノナルコト疑ヲ容レス然ルニ陪審員ニ対スル主問ニ至リテ突如予審終結決定書記載事實以外ノ事實存否ヲ決スルニ帰スヘキ広範圍ノ疑問形態ヲ採ルニ至リタルハ陪審法第七七条ニ違反セルモノト謂ハサルヘカラス或ハ予審終結決定書記載ノ事實ニ一々符合セサルモ結局其ノ放火行為ヲ認定スルニ於テハ敢テ起訴事實ノ範圍ヲ逸脱シタルモノニ非ストノ論アルヤモ知ラサレトモ陪審員ノ答申カ「然リ」又ハ「然ラス」トノ一語ニ制限セラレテ補問制度ノ設ケラレタル趣旨ニ徴シ如斯發問ハ陪審員各員ノ具體的事實認定ノ異ナレルニ拘ラス其ノ結論ニ於テ同一答申ヲ要請スルニ帰スルノ外ナキカ故ニ叙上發問制度ニ適合セサルモノト謂フヘク違式ナル主問ニ対スル陪審員ノ肯定的答申ニ基ク有罪判決亦固ヨリ違法ナルカ故ニ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ所論ノ主問ニ於テ発火装置ヲ具體的ニ指示セスト雖本件放火装置トシテ予審終結決定書ノ記載事實以外ノ方法カ問題ト為リ居ラサルコト記録上明カナルヲ以テ右ノ主問ヲ以テ違法ノモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

同第十点原審裁判長ノ説示ヲ閱スルニ檢事カ「被告人カ本件放火ヲ為シタルモノト見ルニ付前述ノ如ク直接ノ証拠トシテ自白カアルカ尚一面ニ於テ之ヲ認定スルコトヲ得ル他ノ証拠モ存シテ居ルト云ヒ……檢事カ主張セラレル所ノ被告人カH保雄ニ対シ危險ナルコトヲ語ツタトノ点ニ付テアリマスカ」トシテH保雄ノ証言ニハ「電灯ニ赤色ノパラピン紙ヲ被セテ光線ヲ弱カラシメル方法ニシテ居ル処ヨリ出火シタ例カアル旨ヲ話シタノテ云々」トアル旨ヲ開示セラルルトコロアリタリ依テ原審公判ニ於ケル証人H保雄ノ証言部分ノ調査ヲ查スルニ同証人ニ対シ「MIカ電灯ニ赤イ紙ヲ被セテ居ルト自然ニ火力出ル様ナ事ニナルモノテスネト云ヒマシタ私ハサウテスカト答ヘマスト云々」トノ記載ノ存スルモ右「赤

イ紙」カ果シテ赤色パラピン紙ニシテ光線ノ光度ヲ減弱セシムル為ノモノナル事ニ付テハ何レノ部分ニ於テモ其ノ記載ヲ有スルコト無シ則チ裁判長ノ説示ハ右証言ヲ以テ邀カニ予審終結決定書ノ本件犯罪手段トシテ記載セラレタル所謂発火装置ニ適合スルモノナリト認メラレ「赤イ紙」ハ光力減弱ノ性質アル即チ発火性ニ富ム赤色パラピン紙ナリト歪曲シテ虚無ノ証拠ヲ開示セラレタルニ帰シ如斯証拠開示ハ著シク陪審員ノ有罪判断助成ノ効果ヲ生スルモノナルカ故ニ茲ニ説示ノ不当ヲ惹起スルモノト謂フヘク原判決ハ此ノ点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ所論ノ説示ハ之ヲ記録（一〇二二丁裏八八四丁裏八八五丁表）ニ徴スルニ所論証人H保雄ノ「電灯ニ赤イ紙ヲ被セ云々」ナル供述ヲ引用シ同証人ニ原審公廷ニ於ケル他ノ供述ノ趣旨ヨリ其ノ意味ヲ解説シタルニ過キサルモノト認ムヘキモノニシテ所論ノ如ク虚無ノ証拠ヲ説示シタル不当アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

同第十一点原審ハ陪審員ノ評決有罪ト決シタルヲ以テ之ヲ採択シタル上懲役十二年ノ刑ヲ量定セラレタルモノトス被告人ニ於テ仮ニ本件放火ノ責任ヲ負フヘキモノトスルモ被告人カ昭和八年春頃ヨリ「ヘロイン」中毒ニ罹リ居リタルコトハ既ニ原審ノ認定セラルル所ニシテ之カ為原判決確定ノ如ク物質生活ノ窮乏ヲ来シタルハ勿論精神的生活モ亦頽廢紊乱シ從テ道義的意識ノ弛緩ヲ招来スルニ至リタルコトハ之ヲ推認スルニ難カラス而シテ其ノ犯意決意ノ最近因タル既ニ營業必要品ヨリ日常生活用品ニ至ル迄之ヲ入質シ家族ノ生計逼迫シ家賃ノ滞納積高シ所持金僅ニ十円余ニ過キサリシ等諸般ノ事情ヲ見ルトキハ是等身辺手近ニ情義ニ囚ハレ而モ高大ナル道義意識ヲ喪失シ遂ニ放火ニ決意ニ迄陥リタル矛盾撞着ノ心情ハ寔ニ恤ムヘキモノ無シトスヘカラス之ヲ健全ナル心神ニシテ能ク理性情理ニ訴へ而

モ尚保険金詐欺ヲ企図敢行シタル者ニ比スレハ犯情軽キニ從テ処遇セサル可カラス原判決ハ科刑ハ之ノ点ニ於テ量刑刑過重ヲ疑フヘキ顯著ナル事由存スルモノト思料スト謂フニアレトモ本件ニ顕ハレタル諸般ノ情状其ノ他所論ノ事情ヲ斟酌考量スルモ原審力被告人ヲ懲役十二年ニ処シ未決勾留日數六十日ヲ右本刑ニ算入スル旨ノ言渡ヲナシタルヲ以テ刑ノ量定重キニ過キ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト為スヲ得ス論旨理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事平井彦三郎関与

昭和九年六月十四日

大審院第一刑事部

裁判長判事	泉二 新熊
判事	三宅正太郎
判事	植月 愛明
判事	稲田 競
判事	梶田 年

右臈本也

昭和九年六月十九日

大審院第一刑事部

裁判所書記 石川 道實 印

\* 「大審院第一刑事部」の上に、大審院印が押捺されている。

(注) 本件は、『大審院刑事判例集』第二三卷第二三号(放火被告事件昭和九年(札)第四三三号昭和九年六月一四日第一刑事部判決)および『法律新聞』昭和九年十月十五日二〇頁以下(陪審ニ於ケル裁判長ノ事実並ニ証拠ニ關スル説示)に収録されている。

### 【資料二】 広島における陪審裁判——『中国新聞』の記事——

広島地方裁判所において陪審裁判に付された一一件の新聞報道を、判決日順に掲載する。同一事件について『中国新聞』(中国と省略)と『芸備日日新聞』(芸日と省略)の報道がある。

【資料二】では、『中国新聞』の記事を事件順に、その中では発行日付順に掲載し、【資料三】では、『芸備日日新聞』の記事を事件順に、その中では発行日付順に掲載した。

なお、陪審裁判についての報道は全文収録したが、事件発生当時の記事などについては、(注)として、報道された年月日などを掲載するに止めた。

(注1) 夕刊は、発行日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、原則として夕刊の報道から先に掲載した。また、夕刊は日付の後に夕刊と表示したが、朝刊は日付のみ表示した。

(注2) 資料として収録するに当たっては、被告人、証人および被害者の姓、ならびに関係する会社名などについては、ローマ字1字ないし4字で表示した。住所については、町村以下の字・番地は□で表示した。漢字は、氏名に用いられる場合を除き、原則として常用漢字を使用した。漢字に付された振り仮名は省略し、文章には句読点を付した。

### ① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月三日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和三・一〇・一において、「祭酒から刃傷沙汰、制止した従兄を斬る」と題して報道された。

● 「中国」昭和三・一一・二夕刊

二ツの陪審裁判が、近く広島で開廷

美人仲居殺し事件と

本郷の殺人未遂事件

広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町NI義一(四九)にかゝる窃盗殺人事件の公判は、二日、広島地方裁判所において行はれるはずで、本人が辞退せぬ限り、広島における最初の陪審事件として、陪審裁判に附せられることになってゐる。

また、尾道支部裁判所で予審中であつた、沼隈郡本郷村字□□部落農ST武夫(二〇)にかゝる殺人未遂事件も、このほど有罪として予審終結し、被告人が殺意を否認してゐるので、法定陪審事件として、一日、広島地方裁判所へ記録を送つて来た。これも、近く公判手続を行つて、広島における第二回の陪審裁判として、準備されるはずで、

この事件は、既報の通り武夫が、貧乏人として、無理解な世人から侮辱されてゐたところ、本年九月二十九日祭典の酒宴の席上で村人某から侮辱され、憤怒のあまり、日本刀で某を斬りつけんと駆けまはる途中で、従兄のST勘一(四四)から遮られ、血迷つた武夫は、勘一を斬りつけて重傷を負はせたもので、

殺人未遂か傷害かと問題になる事件であり、かつ、武夫の家族は病人や子供ばかりで、彼の收容後は赤貧におち、部落民の同情金でやうやく糊口をしのいでゐるといふ事情もあつて、好個の陪審事件である。

● 「中国」昭和三・一一・八

沼隈の従兄斬りが、広島最初の陪審

来る二十三、四の両日

地方裁判所で開廷さる

既報II尾道支部裁判所で殺人未遂罪として予審終結した、沼隈郡本郷村字□□部落農ST武夫(二〇)の公判準備は、七日午後、広島地方裁判所において、宮脇裁判長かゝり、榎田検事干与、石川弁護士立会のもとに行はれたが、

武夫は、裁判長の審理に対し、同人が、九月二十九日、祭典の席上で侮辱された村人某を日本刀で斬りつけんとして、阻止した従兄の勘一を斬つた事件につき、殺意はなかつたと否認した模様で、

いよく法定陪審事件として、陪審裁判に附せられることとなり、証人は弁護士から申請の七名を喚問と決した。なほ、開廷期日は本月二十三、四の両日と決定し、この日に開廷のはずだった仲居殺しNI義一の殺人事件は、延期されることとなつたので、STの事件が広島最初の陪審公判となつたが、この事件は、

既報の如く酒に酔うての凶行で、殺人か傷害かの問題もあり、また、犯人の家庭に事情



があるので、

陪審員がいかに審理に参与し評決するか、また、裁判長の判決いかにと注目されてゐる。

●「中国」昭和三・一一・二四夕刊

けふ開かれた広島初の陪審公判

鍛冶屋、洋服屋、金貸などが陪審員

事件は沼隈郡の従兄殺人未遂

【午後からは証人調べ】

広島最初の陪審裁判が、二十三日、広島地方裁判所で開かれた。事件は、沼隈郡本郷村の百姓S T武夫（二〇）が、さる九月二十九日、同村氏神八幡神社御輿かつぎ慰労宴で飲酒酩酊し、MK房一と口論のち罵詈されたので、憤怒のあまり同人を殺害せんと自宅から日本刀を持出して、房一を探しまはる途中の道路で、従兄のS T勘一（四四）に取押へられんとしたので、房一の代りに勘一を斬りつけて、三ヶ所の重傷を負はせたといふ殺人未遂事件で、頗る簡単な事案ゆえに、も一つの陪審事件である広瀬町の美人仲居殺し犯人NI義一をアト廻しにして、最初の裁判にかけられたわけだが、宮脇裁判長係、榎田検事立会のもとに、初陪審員の腕試し的事件なので、今村控訴院長、南谷検事長、古森検事正、伊藤裁判所長、中村警察部長、その他お歴々も臨席して頗る大がかりである。

◇

この日朝から押し寄せた公判ファンの群衆で、裁判所の庭は埋ったが、傍聴券がもらへずにごくく帰るもの多く、一方呼び出された陪審員は、紋付羽織で詰めかけ、開廷の午前九時までに三十三名出席、三名欠席といふ好成绩である。

陪審員の顔ぶれは、百姓を第一に指物師、鍛冶屋、洋服屋、銀行会社員、職工、八百屋、金貸、

といふところで、いづれも相当の年配。県下の全郡各地から呼び上げたところに、裁判長の苦心が見える。ことに、山奥から出て来た百姓さん達が、午前七時ごろから、古くさいトンビやバスケットをもって、田舎者姿で来たのが人目を引いた。午前九時四十分、判事席後方の扉が開き、係官、陪審員が臨席すると、人込みを分けて被告のS Tが連れ込まれる。被告は、一見マダ子供じみた青年で、カスリの上下を着て小さくなって、脅えた様子を見せてゐる。かくて、不公開の中に三十三名の陪審員につき、抽選により正員十二名の選定にかゝったが、被告からも弁護士石川弁護士からも一名の忌避者をも出さず、十二名の正陪審員と補充員二名を選ぶ。この間約三十分で法定手続きを終り、十時二十分を以ていよいよ「民衆裁判」の幕が切つて落された。

◇

裁判長を正面にして、右側の上下二段にゐらんだ陪審員はいづれも、重大なる責務に緊張してかたくなつてゐる。顔は、木彫の人形のやうだ。傍聴席は満員。まづ、裁判長は、陪審員席に向つて細々と注意を述べ、一同起立のうちに、「公平忠実にその職務を行ふ」旨の宣誓をさせ、ついで、検事は公訴事実を述べ、裁判長は被告に向ひ、「何かいふことはないか」とたゞし、被告は朴訥げな口調で、

勘一に斬りつけたことは、間違ひはありませんが、殺さうといふ気はなかったのがス。酒に酔うてやったモンですケナ……

とオロ／＼声でいひ放つと、検事はふた／＼び立つて、

本件は、連続犯として、房一に対する殺人予備事件の点も審理して頂きたい。と述べるや、陪審員席はや／＼色めいて、眼をみはり聴き耳を立てる。

◇

酒量の点につき、裁判長の訊問に対し、被告は、「どれほど飲んだか知らぬが酔うてゐた」と答へ、また、房一と口論したことや貧乏人と罵倒されたことについて、「口論はしたが、なにをいったかは覚えぬ。たゞ罵られたので腹が立った」と述べ、掴み合ひした点も、「ヨク覚えぬ」と答へ、

家に帰つて日本刀を抜身で持ち出した記憶はあるが、ドウいふ気で持ち出したのかは覚えぬ。房一を斬る考へがあつたか否かも、酔うてゐたので分からぬ。房一を斬つてやるといったさうですが、自分では覚えません。

と、重要な点は、みな「覚えぬ」といつてしまふので、裁判長はいろ／＼と突込んで訊ねるが、やはり被告は、

勘一に阻止されたことも覚えぬ。斬りつけたことはアトで知つたが、ドウ思つて斬つたのか、自分ではわかりません。

と答へ、検事延や予審では、「腹が立ち気が立つてゐたので、殺す意で斬つた」と申し立てゝゐると、裁判長に突込まれて、「それは、嘘です、間違ひです。前後不覚に酔うてゐたので、何もわからなかつた」と否認。

◇

被告の申立てについて、陪審員は、「困らせることをいふな」といった様子の当惑の色をみせてゐたが、「何かお訊ねになることはありませんか」と、裁判長からいはれて、一同顔を見合せて黙つてゐる。これで、訊問終り、証人調べに際して、十一時半休憩。陪審員は、控室で缶詰になりながら昼食をすませ、午後零時半から再開、証人七名の調べにうつつた。

正陪審員と補充員

選ばれた正陪審員および補充員は、左の通り。

【陪審員】広島市西魚屋町米商山本常藏、呉市下中町物品販売業西村序吉、同市境川通同業小山八郎、同市登町同業大森隆太、尾道市土堂町茶販売業三和正太郎、同市久保町被服製造業吉田伊三郎、福山市神島町同業志田原助五郎、安芸郡海田市町物品販売業横佩連次、同町銀行員千葉鐵之助、比婆郡峰田村農耕小池勇平、同郡山内東村農耕竹本榮太郎、同郡本村農耕荒木民平

【補充員】安芸郡奥海田町銀行員檜垣静人、同郡畑賀村崎長文吉

●「中国」昭和三・一一・二四

殺す意志で斬りつけたか

また日本刀を持出したか

広島最初の陪審公判

二十三日、広島地方裁判所における陪審公判の続き——被告S T武夫は、裁判長の訊問に答へて、自分は平素からのぼせ性だと述べ、また、家庭の事情について、家族九人をるが暮し向きは悪い方で、貧乏なところを房一に罵られたので、立腹したわけです。

と述べ、終つて、第一の証人本郷村O D矢一（三九）は、一段と高い証人台に立って、恥しげに、しかしハキハキと、

九月二十九日の祭の酒宴で、武夫は私にも話しかけたが、酒に酔払うて言葉もハッキリせず、足はヨロ／＼させてみました。

と、被告に有利に証言し、つぎに、喧嘩の相手M K房一が証人に立って、

II喜一方での酒宴のあとで、UN與一方で、また私と武夫と会つて口論した。けれども、喧嘩にならぬ間に他人にわけられてしまひました。武夫は、酒に酔うて足も千鳥足になつてゐたが、平素はおとなしい男です。

と、これも有利に証言。また、被害者のS T勘一も証人として、

武夫が裸で日本刀をもつて駆け出したので、止めに行つたら私を斬りつけた。私を斬つて、武夫はボンヤリ立つてゐました。

と、有利に証言し、II喜一は、「勘一が斬るなら切れといったから、武夫が斬つたのです」と述べ、



証言はいづれも被告に有利だが、その間に陪審員から質問を試みたものなく、一同たゞ黙々として耳を傾け、中には筆記してゐる熱心家もゐた。証人調べの途中から、被告は悲しげに啜り泣きしてゐたが、終つて、裁判長は証拠調べをなし、

予審の調べで、被告は、邪魔をするものは、みな殺するつもりだった、と述べてゐる。

と読み聞かせ、証拠の日本刀を示すや、陪審員席は色めいて緊張する。このとき、被告は再び、予審での申立ては嘘だと力説し、かくて事実調べを終る。



つぎに、樫田検事は立って、犯罪の事実および法律の問題につき、意見を述べ、

本件の被告は、法廷で殺意を否認してゐるが、事実においては、酒に酔うた上で、貧乏ゆゑ侮辱されたので立腹のあまり、房一に対して咄嗟の間に殺意をおこしたもので、この点は検事廷や予審で被告も自白してゐたのであるから、殺人予備として有罪である。

つぎに、勘一を斬つた点についても、被告は殺意を否認してゐるが、日本刀を振りかざして斬れば、相手が死ぬかも知れぬと思つて斬つたのだから、ソレだけで殺人行為である。しかも、本件の被告は、最初には邪魔者だから殺すつもりだったと、殺意を認めてゐたもので、今になつて翻してゐるが、殺人未遂罪であること明白である。陪審員諸君は、被告を可哀さうと思つて、同情から事実をまげて見ることのないやうに……

と、一時間余にわたり有罪論をなし、代つて、石川弁護士は、検事と反対の説を唱へて、「本件は、単なる傷害事件に過ぎない。殺意があつたものではない」と論ず。このあひだ、陪審員一同は、検事や弁護士の顔をみつめて、耳を立て、聞き、「もつと大きい声を出して下さい」と、弁護士に注文したのもあつたが、終つて、四時休憩。

五時再開。天井のシャンデリヤが点ぜられて、明るく法廷を輝かしてゐる。裁判長の陪審員に対する説示に移って、宮脇裁判長は、事実の關係と証拠の要領および法律上の論点につき説明し、

本件で事実上の問題となるのは、第一の房一に対する殺人予備の点では、被告が房一を殺すつもりで、日本刀を持ち出したか否か、また、殺すつもりで捜し廻った否かであり、第二の勘一に対する殺人未遂の点では、被告が殺意をもって斬りつけたか否か、また、その負傷は予審決定の程度と同じか否か、といふところにある。刑法によると、殺人予備罪は二年以下の懲役、殺人未遂罪は三年以上の懲役または無期、死刑といふことになつてをり、減刑もできるが、もし殺意なくして斬りつけた場合には、傷害罪となる。と説き終つて、問書を作成し、これを交付されて、陪審員一同は退廷した。時に午後六時。これより、評議室に入つて陪審員長を選挙し、いよく左の如き、主問および補問について、「然り、然らず」と答申をなすべく、重大な評議をはじめた。

(主問一) 被告は、MK房一を殺害する意思を以て、自宅から日本刀を取り出し、房一のありかを捜し廻つたものか。

(主問二) 被告は、ST勘一を殺す意をもって斬りつけたが、他人に止められて、殺意を果さなかつたものか。

(補問一) 被告は、勘一を殺害する意思なくして、斬りつけ傷を負はせたものか。陪審員の會議は、かなりの議論があつた模様で、五十分で終りを告げ、午後六時五十分再開。陪審員の答申の結果は、主問第一については「しからず」、第二についても「しから

ず」、補問については「しかり」とあり。すなはち、殺人予備の点は無罪、殺人未遂の点は殺意なしとし、傷害罪なりと認定したものであつたが、これで、陪審員の任務は終り解散したのち、裁判長は合議の結果この答申を採択することに決し、傷害罪との認定のもとに、さらに続行することゝなつた。

●「中国」昭和三・一一・二五

傷害罪として懲役一年を判決

殺人未遂は否認された

広島最初の陪審公判

既報、二十三日の広島地方裁判所における、ST武夫の陪審公判は、陪審員の答申を裁判長が採択して、殺意なき事件すなはち傷害罪と認定して、第二次の審理に入り、証人として被告の両親が家庭の貧困な事情を述べたのち、検事は懲役一年六ヶ月を求刑し、弁護士は執行猶予論があつて、合議のうへ宮脇裁判長は、被告に対し「懲役一年に処す」との判決を言渡して閉廷した、時に八時半。

●「中国」昭和三・一一・二五夕刊

広島最初の民衆裁判の批判

## 公判へ参加した諸家の意見

一般は大成功と見る

二十三日、広島地方裁判所で行はれた、S T武夫にかゝる殺人予備および殺人未遂事件の陪審公判は、広島における初陪審裁判なので、陪審員の成績いかんは注目され、その失敗が懸念されてゐたが、陪審員一同は熱心に審理に参与し、評議においても激しい議論のち、主問第一および第二を否認して、補問を肯定し、単なる傷害事件なりと答申したなど、一般からは大成功だとみられてゐるが、これについて、公判に臨席した専門家の感想を叩いて見る。

大成功には今一步か、普通人の意思で判断が遺憾

今村広島控訴院長談

まづ、陪審員候補者諸君が、権利義務を理解され、真面目に真相をとらへようと傾聴してゐられたことは感心で、想像以上に陪審員が、理解と緊張をもつてゐたのに、私は敬意を表するものだ。今後も、あの真面目さで、職責を諒解して出てくれれば、陪審法は大成功である。裁判に対する感想としては、あの事件は、傷害か殺人かといふ簡単なものであったが、陪審法が要求する順序が、はじめの公判だから、型にとらはれて今一步といふ物足りなさが感じられた。手続においては完全で、検事の弁論も行届いたものであったが、陪審員に真相をつかませるには、モット言葉の用ひ方など工夫が必要である。裁判長も検事も弁護士も型において整うてはゐたが、真の成功にはなほ一步といふところであつた。陪審員の評決の適不適は、モツ

と記録をみねば何ともいへぬが、非常な見当ちがひでないことは、確かである。しかし、法律論では、犯罪についての普通人の考へてゐる意思と法律上の意思とはちがつてゐるので、普通人は結果を希望してゐなければ、意思があつたといはぬが、刑法上では希望がなくとも結果が来ることを認識してをれば、意思と認める。すなはち、希望主義ではなく認識主義であつて、相手が死ぬかも知れぬと知つて斬れば、殺意があることになる。今度の評決も、普通人の考へで判断したのではないかと思はれる遺憾があつた。こゝが、事件のヤマなのだから、陪審員に心証を得せしめる方法において、ヨホド苦心せねばならぬ。この点で、物足りなさがあつたが、これを除くと、成功だつたといふことができる。

検事の不満が、陪審法の妙味

南谷検事長談

陪審員が二名欠席したのみで、三十四名みな出席したことは、まづ陪審法の勝利であつた。また、相当の服装を整へ、□□な責任を感じて出られこと、法廷で終りまで倦まず調べを傾聴されたことも、国民の理解を立証するもので、私を感激させた。それから、検事としては、事件そのものを陪審員諸君に了解させるため、通俗的にわかりやすく意見を述べる工夫の必要を感じた。法律では、未必の故意といつて、必ずしも人を殺す意がなくとも、相手が死ぬかも知れぬとの認識があれば、殺意があるので、この点を樫田検事も熱心に論告したが、陪審員に徹底しなかつたのではないかと思はれる。今後は、平明に説明せねばなるまいと感じた。陪審員の評決については、私も検事の立場として不服もあるが、そこが陪審法の妙味なのだから、何もいふまい。

弁護士として列席した、尾道の石川弁護士は語る。

私は、最初から傷害だと信じてゐたが、不安もあった。形式上では、本人の自白もある  
ので、殺人になる事件だが、その真相を見抜いて、陪審員が傷害との判断を下された  
ことは、事実に適合したもので、当然とはいひながら感心した。これは、健全な常識の  
判断の勝利で、陪審員として大成功だと、私は思つてゐる。

●「中国」昭和三・一二・一夕刊

第一回陪審判決確定

既報Ⅱ検事から殺人未遂で起訴され、広島最初の陪審公判において、傷害致死と認定され  
た沼隈郡本郷村S.T武夫は、さきに言渡された懲役一年の判決に対し、服罪することにな  
つて確定した。

②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年一月三〇日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和三・八・七夕刊において、「大年増の美人仲居、広瀬町で殺害さる」と報道され、その後、被害者  
を取り巻く男性達が、被疑者として次々に逮捕された大事件であった。「中国」昭和三・八・八、昭和三・八・一一、昭和三・八

・一二夕刊、昭和三・八・一二、昭和三・八・一三、昭和三・八・一八夕刊、昭和三・八・一九夕刊、昭和三・八・二一夕刊、  
昭和三・八・二八夕刊、昭和三・九・一二、昭和三・九・一三夕刊、昭和三・一〇・一三、昭和四・八・二八夕刊、昭和四・八  
・二九夕刊

●「中国」昭和三・一一・四夕刊

広瀬町の仲居殺し、陪審裁判に決定

来る二十三、四日に広島で最初の開廷

広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町NI義一(四九)にかゝる、窃盗殺人事件の公  
判準備は、二日午後広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、樫田検事干与、森保弁護士  
立会のもとに行はれたが、義一は裁判長の訊問に対して、徹底的に否認するの態度に出た  
模様で、被告人も希望して陪審裁判に附せられることとなり、弁護士から証人十名を申請  
して容れられ、いよく来る二十三、四の両日、広島最初の陪審裁判として開廷されるこ  
ととなつた。

●「中国」昭和三・一一・九夕刊

美人仲居殺し、陪審公判に決定

犯行を全然否認し、短刀の件で陪審要求

広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町NI義一（四〇）にかゝる、窃盗殺人被告事件の公判は、二十三、四両日に開廷のはずのところ延期になり、二十七、八両日に開廷と決し、広島における第二回の陪審裁判に附せられることゝなった。

この事件は、既報の通り、本年八月六日午前一時ごろ、広瀬町SEトメ方の仲居OMハマヨ（四一）が、何者かに殺害され、九月十二日に義一が犯人として検挙されたもので、義一は本年五月十三日からハマヨと情を通じ、青物市場で稼いだ金を貢ぎこんでゐたが、サンザしぼられたあげく冷淡にされ、他に情夫があるらしいので、憤怒から鍛冶屋町TS武士之助の店で短刀を盗み、広瀬神社前でハマヨを殺したといふことになってゐる。しかし、義一は、今日までの調べに対し、犯行を全然否認して、冤罪だといつてをるらしいので、有罪か無罪かと陪審員の評決いかんは、すこぶる注目されてをり、また、窃盗の点についても、義一は否認して陪審を請求してをるので、一部分ではあるが、請求陪審は全国でも最初の審理となるだらうと。

●「中国」昭和三・一一・二八夕刊

美人仲居殺し、犯行を一切否認す

けふ開かれた陪審裁判

有罪か無罪かの興味ある事件

広島第二次の陪審裁判として、広島市空鞆町青物商NI義一（四〇）にかゝる窃盗殺人事件の公判が、二十七日広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに開かれた。

義一は、十二、三年前に妻帯したこともあるが、禿頭を嫌はれて二度とも離別となり、その後は独身生活をつゞけてゐたところ、本年五月十三日ごろ、市内広瀬町YMマサ方仲居OMハマヨと情交を結んでからは、同人に金品を贈与して関係をつゞけ、ハマヨが情夫を持って義一を嫌悪し、金品を受取りながら情交には応ぜぬやうになり、八月五日の深夜、ハマヨの勤め先の鷹匠町SE飲食店でハマヨが他の男と情交した模様嫉妬、憤激のあまり殺意をおこして、準備のため鍛冶屋町TS金物店から匕首を窃取し、携へて飲食店に帰つてみると、ハマヨが出たアトなので追跡して、翌六日午前一時ごろ広瀬神社鳥居前の路上において、匕首を以てハマヨの背部を突刺し即死せしめた——といふ事件。

被告は、検事廷および予審廷では、犯行を自白してゐたが、公判準備の途中から否認しはじめ、冤罪だと申立てるに至つた。有罪か無罪かの問題になるので注目され、今村控訴院長、南谷検事長その他、お歴々の法官も臨席して大がりに開廷。この日呼び出された陪審員候補者のうち二名欠席、三十四名出席して、午前十時から陪審員の抽籤を行ひ、一名の忌避者も出さずに、

広島市紙屋町時計商藤谷正夫ほか十一名の正陪審員および補充員二名を選定し、公判は十時半から開廷。裁判長も検事も二度目なので馴れて余裕をみせてをるが、陪審員

一同は初回だから、かたくなって緊張してゐた。被告は、頭の光った老人で、検事が述べた公訴事実につき、裁判長の訊問に答へ、

それは、間違いです、無根です。私の覚えのないことです。警察で責められて身が堪らなかつたので、嘘の自白をしたものです。八月五日の夜は、私は家に寝てゐたので、窃盗も殺人もしません。ただし、ハマヨと情交関係があつた点およびハマヨが他に情夫を持つてゐたことも、その通りですが、私は嫉妬したりしたことはありません……ことに殺さうなどと思つたこともありません……

と徹底的に否認して、陪審員を驚かす。また、被告は、禿頭で苦勞したことを告白したのち、ハマヨとの関係を述べて、

はじめは、月十円で情交する約束だったが、ハマヨから将来は夫婦にならうといひ出したので、私も妻にしてやってもいゝと考へてゐた。

と、甘いところを述べ、「ハマヨが、私を嫌ひ出したといふのも間違いです。また、他に情夫があると知つて、私が嫉妬したとあるのも嘘です。」と否認してしまひ、

ハマヨが情交を拒絶したこともありません。冷たく扱はれたこともなく、私は腹を立てるワケもなかつたのです……警察でヒドイことを調べられて、嘘を自白したけれども、全然覚えのないことです。八月五日には、友人の家へ遊びに行つてゐました。

と弁解にとどめた。裁判長から、「このまへ公判準備では、野球見物に行つてゐたと申立てたではないか。」と、突込まれて、義一はいひ詰まつてしまひ、三分間ほど黙つて赤面したのち、「あゝさうです。覚えちがひでした。」と言葉をにごす。



しかし、義一は最後まで否認しつゞけて、「八月五日の夜は、早くから自宅で寝てゐた。」と申立て、

SE飲食店を窺つたことも、匕首を盗んだことも、ハマヨを斬つたことも、全然ありません。予審では、嘘を自白したのです……なにも知らずに六日の朝早く市場へ行つてゐると、刑事が私を連れて行つて、一度かへされたが、また一日くらゐして捕らへられ……警察でいぢめられて……

と縷々弁じて、「どうぞ明るいおさばきを——」を哀願。これに対し陪審員一同は、裁判長に促されても、被告に質問を試みるものなく、たがひに顔見合せて、興味あり気にと黙々と傾聴してゐる。午後零時二十分休憩。昼食ののち、一時半から再開して、証人十二名の調べにうつつた。

●「中国」昭和三・一一・二八

四時間もつゞいた、仲居殺しの証人調べ

大体においては被告に

有利な証言が多い

二十七日、広島地方裁判所におけるNI義一の陪審公判のつゞき——午後は、証人として、匕首を盗まれたTS武士之助が調べられたのち、隣家のTYカメは、「短刀を盗んだ犯人は、大きい男で、カスリの浴衣を着てたやうです。」と証言したが、証拠品の衣類はシマ



であるから、被告にやゝ有利な証言である。次に、Y Mマサは、ハマヨに二階を貸してゐたが、男が四、五人も出入りするうちで、小早川といふのが一ばん色男だった。途中から義一が来なくなったといふ事実はない……ほかに、背の高い髪を分けた男が二度ばかり来たが、ハマヨに嫌はれて来なくなった。

と被告に頗る有利に証言して、事件の上に疑問の蔭を投げかける。次に、飲食店の女将O Mタメは、

ハマヨは、義一が禿頭で、夜でも帽子をかぶって寝るからイヤでかなはぬとか、帰るときついて来るのが怖ろしくてならぬとか、私に打明けてゐた。ハマヨは、小早川の方を好いてたやうです……

と、これは不利に証言し、また、髪結のF Tサイも証人として、私が仲を取りもったのですが、ハマヨは途中から義一を嫌ひでした。しかし、義一の方は、熱心にハマヨを思うてゐたやうです。ハマヨは義一がついて来るのをイヤがって抜けて帰ったこともあり、また、ふたりが乱暴な喧嘩をしたことも聞きました。八月五日の夜は、私とふたりで帰るところを、ハマヨは斬られたのです……犯人の顔はわからなかったが、白い浴衣を着た若い大きい男でした。それが義一かドウか知りません。警察でも義一だといったことはありません。

と、不利にも有利にもとれる証言をなす。次に、三好巡査部長は、西署で義一を調べたのは私ですが、告白を強いたことはなく、本人から素直に犯行をくはしく告白して、アトで胸がスツとした、重荷をおろしたやうだとさへ告白し、それから始めて夜も眠れることになったといふ有様でした。——義一は、自分ではみじめな

生活に甘んじながら、ハマヨに貢いで熱中してゐたのに裏切られて、嫉妬から犯行におよんだものです。——F Tサイが、警察で犯人は義一だと申したのも事実です。

と、頗る不利な証言をなす。このとき、被告は泣いてゐたが、フト立上つて「それは嘘です。私は責められて、心にもなく告白したのです。」と申立つ。次に、H N松次、Y N B 森之助の両名は、

八月五日の夜にS E飲食店のまへで涼んでゐたが、義一が窺ひに来たのは見なかった。ソンナ男は、なかったやうです。

と、有利に証言し、Y G繁造、N I常吉の両名も、

義一は、人殺しなどする男ではありません。と、有利に述べ、証人調べは四時間余にわたつたが、陪審員一同は、一度も質問を試みるものなく、しかし、最後まで熱心に傾聴してゐた。

●「中国」昭和三・一一・二十九夕刊

専門的な質問も出た

第一日の公判（続き）

既報〓二七日、広島地方裁判所における、N I義一の陪審公判の証人調べに際し、Y G繁造は、

八月六日の朝早く、市場で義一と会つたが、少しも変つた様子はなかった。

と述べ、また、被告の実弟常吉は、

八月五日の夜は、義一は私の家で夕食をすませ、ラジオを聞いて、十時半ごろ帰ったが、十一時すぎ義一が寝てゐるのを母がみてもどった。

と証言し、隣家のY D新一も証人として出て、

五日夜十一時ごろ、義一が自宅で寝てゐるのを、私はみました。

と述べ、この三名の証言は、被告にとって頗る有利なので、事件はさらに疑問に包まれるに至ったが、この時一陪審員がはじめて口を開き、新一に対して、「その夜、義一は蚊帳をつつて、寝てゐたか否か。」と初質問を試みて上出来……。かくて、午後六時二十分に証人調べ終り、つぎに、裁判長は証拠書類および物件の調べを行ひ、被告に不利な証拠の開示をした。このときまた、他の一陪審員から、

短刀の鑑定をしたとき、指紋は残ってゐなかつたか。

と、なかく専門的な質問を、裁判官に試みた……。こゝで一先づ打切ることにして、閉廷した。時に八時。

二時間に亘り、有罪を主張

被告の犯行否認を、一蹴した樫田検事

仲居殺し陪審公判(第二日)

広島地方裁判所における、N I義一(四〇)の窃盗および殺人事件陪審公判第二日は、二十八日午前九時半から開廷。一夜を宿舎に缶詰めされた陪審員一同は、もはや裁判に馴染

んで落ちつき払つてをる……。きのふで審理を、をへたので、けふは弁論にうつり、犯罪の事実上および法律上の問題について、まづ、樫田検事は有罪意見を述べ、

被害者のハマヨは、佐伯郡観音村の某資産家の娘で、県下の某名家に嫁いでゐたが、性多情淫奔のため離縁となり、K Y某と内縁の夫婦となつて、各地を流浪したのち、昨年二月から来広し、K Yと別れてのちは、仲居をして転々しながら、いろんな男と関係してゐた、あばずれ女であつた。

と、事件の発生および捜査の経過を説明したのち、

被告は、公判廷では犯行を否認してをるが、警察では自白してゐる。これは、任意に供述したもので、強いられたといふのは嘘である。また、検事廷でも「女の態度に立腹して斬りました。しかし、殺意はなかつた。」と自白し、さらに予審では、「女に裏切られたから憎んで、殺意をもつて殺した。」と自白してゐる。被告は、いまになつて否認してをるが、以前の供述は信ずるに足る証拠だ。……何とかして罪を逃れようとあせつて否認してゐる被告の心事は、あはれなものであるが……

と被告の弁解を一蹴し、さらに証拠を論じて、

被告の自白の方が、事実にも符合してをる。被告は否認するが、ハマヨから嫌はれてゐたことも、証言で明白だ。……ハマヨは、仇っぽい美人で、被告は嫉妬から犯行におよんだものである。F Tサイは、被告は犯人だと知りながら偽証してゐるし、N I常吉、Y D新一両名の証言は、問題にならぬ。

と、二時間にわたつて弁論し、正午休憩。食事ののち、午後一時から再開して、検事の意見のつゞきがあり、さらに、森保、田坂、秦三弁護士は無罪論にうつつた。

●「中国」昭和三・一一・二九

弁護人は飽迄、無罪を主張

興味加はる陪審裁判

さらに廿九日続行さる

二十八日、広島地方裁判所におけるNI義一の陪審公判つゞき——午後も榎田検事は、午前につゞいて有罪の意見を述べ、

窃盗の点も、殺人の点も、被告が犯人であること明白で、証拠は充分である。地理的にみても、時間的にみても矛盾はない。これは、恋に盲目となった被告の犯行で、もし殺す意がないとしても、斬れば死ぬかもしれぬと認識して斬れば殺意であるから、殺意を否認してもやはり殺人罪である。

と、現場付近の凶解を示しつゝ痛論す。これに対して、秦、田坂、森保三弁護士は交々熱弁をふるって、

百人の罪人を逸すとも、一名の冤罪を罰する勿れ。半信半疑の証拠ならば、被告の利益にとるべしと、これ刑法の精神である。被告の自白は、不自然で事実と相違してゐる。

これは、強要された嘘の自白である。警察では、ごう問の実例は多い。しかし、被告は決して犯人ではなく、有利な証拠が多い。また、犯行の動機もなく、ことに短刀窃取の点の証拠は絶無である。本件には、被告の自白のほかにも有力な証拠なく、しかも、こ

れは現実とあらゆる点で矛盾してをり、被告が取消してゐるから、全く証拠不十分な無理な事件である。

と、四時間にわたって、無罪論をなし、終わって、いよく事件は疑問に包まれたまゝ、大緊張裡に裁判長の陪審に対する発問にうつらんとしたとき、宮脇裁判長は、

おそくなつたから、今日はこれで打切り、明日に続行します。陪審員諸君は、気の毒ですが、いま一夜だけ……

と宣して閉廷した。ときに、午後六時。かくて、陪審員一同は、二夜つゞいて宿舎に缶詰の身となったが、果して有罪無罪いづれの答申を胸に抱いて寝たことやら——。なほ、二十九日は午前九時から、たゞちに裁判長の説示および発問にうつるはずで、もしも陪審員が問書に対して、「然らず」すなはち義一には窃盗および殺人の嫌疑なしと評決すれば、重大な事件であるから、裁判長がそれを採択するか否かも大問題であり、場合によっては再陪審に附せられるかも知れぬだらうと、各方面から注目されてゐる。

●「中国」昭和三・一一・三〇夕刊

大激論の末、遂に有罪の答申をした

社会の耳目を一つにあつめた

美人仲居殺しの大団円

有罪か無罪か、疑問に包まれゐた広島地方裁判所における、NI義一（四〇）の窃盗殺人

事件、陪審公判第三日は、二九日午前十時から開廷。二夜つゞけて缶詰めとなった陪審員一同はもちろん、係の各法官、弁護士、被告ならびに臨席の広島控訴院管内各首脳部の法官から傍聴人にいたるまで、いづれも大緊張裡に――。かくて、いよく陪審に対する発問にさき立ちて、宮脇裁判長は、まづ、厳かな口調をもって、

きのふ、弁護士からの弁論のうちにあつた言葉で、「疑はしきは、軽きに從へ。」といふのは、諺であつて規定ではなく、要するに公平に判断すべしといふ精神に過ぎぬ。また、「百人の罪人を逸すとも、一人の冤罪を罰するなかれ。」といふ諺もあるが、困難な事件を逸してよいといふわけではない。また、警察の取調べの処置についても、他の例で推察してはならぬ。陪審員諸君は、冷静公平に判断せねばならぬ……

と、意味深長な論告をあたへたのち、説示として、

本件で問題となるのは、(一) ハマヨが、被告の他に情夫をもつたため、被告を嫌ひだし、金品を受取りながら、情交はゆるさなかつたか否か、(二) 被告は、そのため煩悶し、八月五日深夜にSE飲食店の外から窺うて、ハマヨが他の男と関係してゐるのを見て、殺す気になつたのか否か、(三) 被告は、その夜、TS金物店で短刀を盗んだか否か、(四) 被告が、その短刀で、広瀬町の道路において、ハマヨを斬りつけ即死させたものか否か――の四点であり、また、(一) 窃盗犯人と殺人犯人とは同一人か、(二) 犯人は果たして被告か否か――も問題である。

と、これらに対する不利な証拠につき、一時間半にわたつて説明し、窃盗罪は、一年以上十年以下の懲役に、殺人罪は、死刑、無期もしくは三年以上の懲役に処せられることになつてゐる。

と、述べ終つて、左の如き問書を陪審員に交付した。

【問一】 被告は、TS武士之助方で短刀を盗みたりや。

【問二】 被告は、短刀でOMハマヨを突刺し殺したものなりや。

かくて、陪審員一同は評議室に退き、いよく問題の評決にうつる。ときに十一時四十分。陪審員の評議は、激論があつた模様で一時間半にして終り、午後一時二十分再開。陪審員の評議では、問一に対して「然り」、問二に対しても「然り」とあり、すなはち、被告は短刀を盗んで、OMハマヨを殺害したものであると、被告に対する検事の公訴事実は正当で、真犯人と認定すべきであるといふ答申をしたので、裁判長は合議の結果、これを採択することに決し、右答申の事実を基礎として、法の適用および刑の認定について、櫻田検事の論告にうつつた。

● 「中国」昭和三・一一・三〇

動機に同情され、懲役八年求刑

殺人罪としては寛大な論告

判決は三十日言渡さる

二十九日、広島地方裁判所におけるNI義一の陪審公判つゞき――有罪と決して、被告は、顔をうつ伏し、泣きもせず黙々としてゐたが、櫻田検事は、

被告はハマヨを熱愛するあまり、自分の不自由は堪へて、金品を貢いでゐたのに、女に

裏切られて、愛すればこそ——犯行におよんだもので、動機には同情できる。

と論じて、窃盗および殺人罪としては、比較的軽く懲役八年を求刑。これに対し、森保、秦両弁護士は退席し、田坂弁護士も簡単に、

私としては、あくまで無実を信じてゐたので、今となつてはたゞ寛大な御処分をお願いしたい。

と、一言のべたのみで終わる。このとき被告は、論告の途中からいかにも堪へられぬといふ様子に、すゝり泣いてゐたが、「何かいふことはないか。」と裁判長にいはれても、黙々として頭をあげず、判決は三十日午後一時にいひ渡しと決して、二時すぎ閉廷。

陪審員の答申は、常識的で正しい

各地で見なかつた例と

古森検事は語る

有罪無罪が問題となつてゐた、義一の事件につき、陪審員が有罪の答申をしたことに対し、検事局側では大いに満足の意を表して、重荷を下したやうな安心ぶりであるが、古森検事は語る。

本件は、有罪か無罪かといふ大問題であつたが、陪審員の答申を、私としては正しいものと確信してゐる。いままで、各地で行はれた陪審裁判では、検事の意見が陪審員から否定されることが多かつたやうで、本件などは珍しいことだが、検事の法律にとらはれた見方を、陪審員の常識的な見方によつて緩和することは、陪審法の一長所であらう。

たゞ、無茶な答申をさせぬやう、判事も検事もよほど修養せねばならぬと、私は感じてゐる。そして、陪審員が、予想以上に真面目に熱心に、かつ、理解をもつて、冷静公平に判断されたことに、敬意を表してゐる。

不服上告か

これに対し、弁護士および被告側では、あくまで無罪を信じてゐたので、大いに不満の様であるが、判決があつたのち、不服として大審院へ上告するかも知れぬと。

### ●「中国」昭和三・一二・一夕刊

求刑通り、八年の懲役

美人仲居殺し陪審判決

けふ判決を言渡さる

広島地方裁判所における、第二回の陪審裁判に附せられて、世間の耳目を集めてゐた、広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町青物商NI義一(四〇)の窃盗殺人事件に対し、三十日午後一時四十分、宮脇裁判長は、検事の求刑通り懲役八年の判決をいひ渡した。

### ●「中国」昭和三・一二・一

陪審裁判の費用、仲居殺は六百円

その三分の一は被告の負担

証人費用も申付かる

夕刊所報「有罪か無罪か」といはれてゐる、広島市広瀬町美人仲居殺し犯人NI義一は、つひに広島地方裁判所において、懲役八年を宣告されたが、なほ、宮脇裁判長は、義一に対し、右判決と同時に、

陪審費用の三分の一および予審ならびに公判における証人の費用全額は被告の負担とす。

旨を、いひわたした。しかして、陪審費用とは、どれくらゐかゝるものか。NI義一の陪審は、三日間にわたり、陪審員は二日つゞけて任詰めとなつたので、費用総額五百三十五円四十八銭であつた。

すなはち、最初の日によび出された陪審員候補者の三十六名のうち、市外から来たものに対しては、前夜の宿泊料を五円、汽車賃は二等賃金、陸路を歩いてくれば一里九十銭の俵代、自動車に乗ればその賃金、といふ具合に往復旅費が支払はれ、また、陪審員の選定にもれた二十名に対しては、日当二円五十銭、そして、裁判に關与した陪審員に対しては、最初の日が五円と翌日から二円五十銭づゝの日当が支払はれた——といふ内訳で、

なほ、証人は公判廷で十一名、予審廷で二十名くらゐ調べられた。その日当各一元五十銭づゝだから、義一は大した借金ができたわけである。なほ、さきに開かれた、ST武夫にかゝる第一回陪審裁判には、費用全額四百五十二円六十銭であつたが、これは全部国庫の負担となつた。しかるに、義一には、一部負担をいひ渡された。理由は、同人の事件が法定陪審ではなく（注、強盗は法定陪審、窃盗は請求陪審）、最初は自白してをりながら、途中で翻して陪審を請求したのだから、（注、窃盗に対して陪審費用が）かゝることになつたものだ。いづれにしても、陪審裁判とは、随ぶん費用のいるものではある。

●「中国」昭和三・一二・六夕刊

美人仲居殺し、上告の申立

広島地方裁判所の陪審裁判で有罪と認められ、懲役八年を言渡されてゐた、美人仲居殺しのNI義一（四〇）は、右の判決を不服として、五日、大審院へ上告の申立てをした。陪審事件で上告をしたのは、わが国ではおそらく最初のことだらうといはれ、大審院がこれをいかに裁決するか注目されてゐる。

●「中国」昭和四・二・一五夕刊

問題になつた、仲居殺しの上告

今後陪審上告の指針

裁判長の説示に難点

陪審裁判に対する判決を不服として、大審院に上告して来たものは、全国で計五件に達し、最初の陪審上告、広島市空鞆町□□青物商NI義一(三八)が、昨年八月六日、匕首を盗み、OMハマヨといふ女を殺害した窃盗殺人事件は、広島地方裁判所で懲役八年を言渡されたものであったが、いよく来る三月一日、刑事一部藤波裁判長、三橋検事係、秦良一、森保祐昌の二弁護士立会で開廷されることになったが、

陪審における処女上告として、法曹界ならびに一般からすこぶる注目されてゐた、問題の上告趣意書が、十二日午後、大審院に到着し、裁判長ならびに検事のもとへ廻付された。上告趣意書にあげられた論点は、左の六項目であるが、今後の上告に対する指針ともなり、種々法律的に難かしい解釈の与へらるゝ陪審の重要な裁判であるが、ことにその趣意書の内容の争点は、陪審員の答申の根本をなすべき陪審裁判長の説示に意見が加はつてゐるかどうかといふ、重要性を帯びたものだけに、大審院の解釈ならびに判決は、すこぶるその結果如何を注目されてゐる。

上告趣意の六項目を、要約すると左の通りである。

- 一、裁判長の説示が、弁護士の弁論を四点にわたつて反駁してゐる。これは、「説示中に意見が加わることで」、判決の結果に重大の影響がある。
- 一、証人SEとめの証言は、陪審法の定むるところによつて、証拠とすることは出来ないにもかゝらず、裁判長の説示中に証拠として採用し、述べたことは不当である。
- 一、当然証拠となることの内容をば、その要領さへも説き及んでゐないことの方があつて、問題となるべき事実につき、被告の利益となることを避けた事実あり。

一、本件は、殺人窃盗の併合罪だとして取扱つてゐるが、窃盗、殺人と各々別個の犯罪として取扱ふべく、一罪としての取扱ひでない旨を説示で述べねばならぬ。ところが、それが、なされてゐない。

一、裁判長は、記録から予審調書だけを取はずして、陪審員に交付し、その際、予審における被告の陳述と、公判廷における被告の陳述が、違つてゐることを強調し、陪審員に理解せしめようとした。陪審法第八十二条には、陪審員に対し、証拠物や書類を交付することを許してあるが、それは単に見せるためのものであつて、読ませるためにすべきではない。裁判長は、この際、読ませるためやつたのだから不当だ。

## ●「中国」昭和四・三・二

全国に率先した、陪審裁判の上告審

広島広瀬神社前の美人仲居殺し

検事は上告理由を弁駁

広島市広瀬神社前の仲居殺し事件——広島市空鞆町□□青物商NI義一(三八)は、広島地方裁判所宮脇裁判長、樫田検事係りで、同裁判所における第二回の陪審公判として開廷され、広島地方にて重大な犯罪として興味をひいてゐたが、結局、宮脇裁判長から懲役八年を言渡された。その際、裁判長の説示が不穏当であるとして、この点を法律をもつて争ふこととなり、秦良一、森保祐昌の両弁護士が、大審院に上告を申立て、大審院刑事部藤波

裁判長、三橋検事係りで、一日正午開廷となった。当日、両弁護士は、上告理由として、大要左の如き申立をなした。

第一、証人の呼出しが出来るものを、呼出さざることの不穏当なること。

第二、取調要点の内容を示さず、被告に不利益であったこと。

第三、利益の証拠を明示せぬこと。

第四、窃盗、殺人を併合罪としてゐるが、この点を明かに示さぬこと。

第五、被告の自白を記載してゐる訊問調書を、証人に読み聞かせながら、記録から該調書を引き外して、陪審員に示さぬこと。

これに対し、三橋検事は起つて、左の如き反対意見を述べた。

第一、陪審法第七十三条第一号に証人とは、広義の解釈で差支へない。その証人を呼出すと呼ばずとは、広義の解釈を待つものである。

第二、裁判長は、必要と認むる証拠のみの要領を示せば宜しい。

第三、弁護士より見て利益不利益の問題は、裁判長は関知しない。

第四、陪審法犯罪の構成要件は、併合罪とするも、牽連罪とするも差支へない。

第五、訊問調書を証拠と見るは、広義の解釈で差支へない。

と論告した。かくて、全国における陪審法劈頭の上告裁判は、不日解決を与へらるゝことゝなった（東京発）。

### ③「府中町の女髪結殺し事件」昭和四年二月二〇日判決

（注）本事件は、当初、「中国」昭和三・一一・二〇において、「病床の亭主の前で、美人の髪結惨殺さる」と題して報道された。

## ●「中国」昭和四・一・一九夕刊

殺人か傷害致死か

髪結殺し来月十八日陪審へ

芦品郡府中町青物商NM岩吉（五二）にかゝる、殺人事件の公判準備は、十八日、広島地方裁判所において行はれた。

昨年十一月十九日午前十一時ごろ、同町EM兼一の内縁の妻で、女髪結のNIツル（二八）を兼一の病床のまへで、刺身包丁をもつて突きさし、出血死させた事件であるが、殺意を否認した模様で、いよく、広島における第三次の陪審事件として、二月十八日午前九時から陪審裁判に附せられることになり、当日は、証人として被害者の夫兼一ほか八名をも喚問することになった。この事件は、殺人罪か傷害致死罪か、問題になるはずであるが、被告岩吉が犯行におよんだ事情については、人間愛欲の悩みがひそんでをる。

岩吉と兼一夫婦とは、近所に住んでゐたが、ツルが岩吉の死んだ先妻にヨク似てゐるので、岩吉は、ロクマクで寝てゐる兼一を気の毒がる傍ら、ツルを非常に愛してゐた。ツルも、子のやうにして岩吉に愛されてゐたが、岩吉の愛しかたが猛烈で、いつも晩酌などの酌をしてもらつて楽しんでゐた。

しかし、岩吉とツルとの間に痴情関係は絶対になく、親子のやうな愛であつたと否認して



してゐるらしく、他人の証言もそれを裏書してゐる模様で、

ところが、岩吉のあまりひっこい態度を、ツルが厭がり出して行かなくなったので、十一月十五日の夜に岩吉は、ツルをよびに行つたところ、ツルの妹婿になぐられたので、それを立腹してゐた。岩吉は、十九日に青物行商の途中で酒を三合ばかりのみ、昼飯をたべに帰る途中で、兼一方の前を通りかゝり、ツルと兼一とが仲よくおはぎを食べてゐるのを見て、飛びこんで凶行におよんだものだといはれてをる。

犯行の刹那について、岩吉は「酒に酔うてゐたのと、かねてからの立腹とから、二人の姿をみて、思はず知らず躍りこんで、夢中に斬つた。」といひ、また、

刺身包丁は、家に持つて帰るツモリで、持つてゐたものだと、要するに、発作的な犯行だと弁解してゐる模様である。

#### ●「中国」昭和四・二・一九夕刊

人情悲劇髪結殺し、依然殺意を否認す

殺意はなく「夢中」で斬つた

傷つけるためにと被告の陳述

広島県芦品郡府中町青物商NM岩吉(五三)にかゝる、殺人被告事件の陪審公判は、十八日午前十時十分から広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、樫田検事干与、林飛弁護士立会で開廷。

事件は、被告が同町MM兼一内縁の妻髪結業NIツル(二八)を、昨年十一月十九日刺して、出血のため死にいたらしめた痴情からの事件で、殺人か傷害致死か?と陪審員一同は緊張の色をみせ、傍聴席も満員。

検事の公訴事実陳述のち、審理に入ったが、白頭の田舎臭い老人である被告は、裁判長の訊問に対して殺意を否認し、ツルとの関係について、

ツルの所業に感心したのと、ツルの顔が十六年前に死んだ私の先妻にヨク似てゐたのと、心を惹かれたからです。そのころ、夕飯のときツルに対して「わしの子になつてくれぬか。」といつたら、「なりません。」といつたので、一さう可愛くなつて来た。私には子がないので、ツルを養女にもらひ、兼一も養子に引取るつもりでした。

と述べ、裁判長から、被告が同人を家へ引寄せようとしたが、応じないので乱暴をしたといふ点も、極力否認。「そんな証言をしてゐるものがあつたら、こゝへ呼んで下さい。」と、やゝ興奮。凶行当時のことについて、

十一月十九日には、朝から行商に出て、昼まへに飯をたべに帰へる途中、兼一方を窺つたのは、戸が開いてゐたから見たので、戸を私が開いたのではない。台所にゐたツルの姿を見て、私は飛びこんでツルに斬りつけた……

と述べ、犯行は酒に酔うて夢中でやつた、それも殺す意はなく、傷つけるために刺したと陳述。裁判長から、熱愛が憎悪に一変して殺したのではないかと訊かれ、「憎んだことはなく、いまでも可愛いくてく、狂気になりさうです。」とのべ、十一時五十分休憩。午後一時から再開して、証人調べに移つた。

証人の悉くが、被告に不利

府中町女髪結殺し事件

陪審公判のつゞき

夕刊所報Ⅱ広島地方裁判所における、芦品郡府中町の女髪結殺し、NM岩吉の陪審公判、午後は一時再開。証人として出廷したKMシナ(五六)は、被告岩吉の内縁の妻であるが、岩吉と私とは、ツル一家の不幸に同情して、兼一に食物をやったり、ツルに飯を食はせたりしてゐた。岩吉が先妻に似てゐるといふと、ツルは嫌つてゐたが、養女になるといつたので、岩吉は喜んでゐた。私は、嫉妬したことはないが、岩吉とツルのことで喧嘩するやうになつた。岩吉は、ツルが可愛いくて堪らぬ風でした。岩吉は、情け深い男で、乱暴者ではありません。ツルの妹婿に殴られて、二日間泣き通してゐた。十九日の凶行後に、帰宅して自殺しかけたので、私が阻止しました。

と、こゝまで有利に証言したが、裁判長に突込まれて、岩吉は、いつも荷車を引いて帰るのに、その日だけ車を置いて、しかも、近道をせず遠まはりして、ツル方の前を通つたのです。ツルとの関係に痴情があつたか否かは、男と女とのことです。怪しいものではありません。包丁を持って行つたのも不思議です。

と、つい被告に不利な証言を述べてしまふ。次に、TD三八藏(五四)は、岩吉は、ツルが子になるといふので、いろんな品をやつたのに瞞されたといつて、泣い

てゐた。岩吉は、酒癖の悪い男です。

と、被告に不利に証言し、SNヨシノ(三三)も同様に述べ、次に、IDナツ(五七)が、十九日に岩吉が、兼一方の障子を開けて入つて、ツルを殺した。

と、不利に証言するや、一陪審員から、

兼一方の台所は、障子が閉じてゐても、中を窺えるか否か。

と適切な質問を試みる。次に、ツルの実母OMマツノ(四八)は、めんめんと被告に対する怨み言を述べて頗る不利に証言し、また、MO芳夫(三三)、HI九一、DI俊夫らも大たい不利な証言をなし、終つて、裁判長は、被告に証拠を読みかさせたが、不利なもの多く、四時半休憩。同五十分再開。檉田検事は、犯罪構成に関する事実上および法律上の問題につき、

被告とツルとの関係については、子に対するやうな純な愛でなく、酒の酌をさせて楽しんで、将来は兼一が死んだら引取らうと、玩弄物に対する如き不純な特種な恋愛が動いてゐたものに違ひない。ところが、執拗さをツルに嫌はれ、しかも、彼女の娘婿に殴られたので、被告は憤慨のあまり、可愛さ余つて憎さ百倍の心となつて、殺意を決し機会を窺つて、つひに殺害したものである。このことは、前後の事情および証人の言によつて明白である。被告の弁解は、罪を免れんための嘘の否認である。

と述べ、これに対して、林飛弁護士は、傷害致死論を主張し、本件は、被告が述べる如く、殺意ありしものにあらず、傷ける意で斬つたに過ぎぬと見るべきである。ツルを殺さねばならぬ事情はなかつた。

と論じ、午後六時五十分休憩。夕食後八時再開、宮脇裁判長の陪審員に対する説示および

発問に移った。

●「中国」昭和四・二・二〇夕刊

髮結殺しへ、十五年求刑

殺意を然りと答申

あす判決を言渡される

朝刊続報 十八日、広島地方裁判所における女髮結殺し、NM岩吉の陪審公判は、午後七時四十分から再開。宮脇裁判長は、陪審員に対する説示のち、次の問書を交付。

主問 被告は、ツルを殺意をもって突刺し、出血死させたものなりや。

補問 被告は、殺害する意思なくて、ツルに刺傷を負はせ、出血にて死に至らしめたものなりや。

陪審員の評議は、五十分に於て終り、主問に対して然りと答申した。時に九時四十分。裁判長は、陪審の答申を採決し、殺人罪との認定のもとに、第二次弁論に入り、樫田検事は、被告は、明治三十二年二月に和歌山で先妻を傷害した罪により懲役十月に処せられてをる前科うけ、大正五年五月には福山で先妻を傷害した罪により懲役十月に処せられてをる前科者で、粗暴性がある男であるが、人妻のツルに対して親切にしたのは、恋愛的な野心があつたことと、ツルが冷淡だといつて、憤慨し殺害するにいたつた犯行には、同情の余地がない。無期懲役にでも処すべき罪であるが、酒に酔うての犯行でもあり、老人

でもあるので……

と、懲役十五年を求刑。林飛官選弁護士は、減刑論を試み、午後十時半閉廷。判決言渡しは、二十日午前十時。

●「中国」昭和四・二・二一夕刊

髮結殺しは十三年、判決言渡さる

広島地方裁判所の陪審裁判で殺人罪と認定された、芦品郡府中町の髮結殺し、NM岩吉(五三)は、二十日午前十一時、宮脇裁判長から、懲役十三年の判決を言渡された。

●「中国」昭和四・五・二三

府中町の髮結殺し

上告棄却を言渡さる

広島地方裁判所において陪審裁判の結果、殺人罪として懲役十三年の判決を言渡され、服せず上告中の芦品郡府中町大字□□青物行商人NM岩吉(五二)は、二十二日午前十一時四十分、大審院第二号法廷において、中西裁判長より、上告棄却の言渡があつた(東京発)。

#### ④「落合村の恨みの放火事件」昭和四年三月二十八日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和四・一・一五夕刊で、「落合村の放火」と題する、五行の小さな記事で報道され、翌日には、「中国」昭和四・一・一六夕刊で、S Tセツが「被害者にのゝしられ、その恨を晴らすため」と二段組で報道された。

#### ●「中国」昭和四・三・一六夕刊

悪罵された恨みに、靄でも焼いて復讐

金持の男から情交を迫られ

侮辱された貧しい女の放火事件

安佐郡落合村大字□日稼S Tセツ(四七)にかゝる、放火未遂事件の陪審公判は、十五日午前十時から広島地方裁判所において、宮脇裁判長、榎田検事かゝりで開廷。

被告人セツは、昨年一月ごろ、同村W玉市の妻にたいし糯米二升の売渡方をたのみ、代金八十銭の前貸しをしておいたが、玉市の妻は数日のうち自殺したため、セツは糯米を渡してもらへなかったため、玉市に代金の返却を求めたところ、玉市は、「自分の妻が、お前のやうな貧乏人から借金するはずはない。お前が、妻から借りてゐたのだらう。」と、セツを悪罵して応ぜず、そのうち、セツが十円の盗難にかゝったときも、玉市は他人の前でセツに対し、お前が、五円も十円も金を盗まれることがあるか。他人の金を盗りでもせねばならない

はずだ、と侮辱したので、セツは玉市を恨んで報復せんものと、本年一月十三日午前八時ごろ、玉市の家財および農業収穫物を焼失さす目的で、同村O D貞夫方の納屋および住宅へ放火せんと企てた、

といふドラマチックな事件で、セツは、はじめから泣きむせんで、切なさうに涙を手拭でぬぐひながら、悲痛な声をしぼって、

主人は酒屋で、長男は東京で、次男は鍛冶屋で、働いてゐるが送金してくれるほどでなく、十五歳になる娘が女工をしてときどき金を送ってくれるが、私は日稼やワラ細工をして貧乏なくらしをしてをります。W玉市は、アメリカ戻りの金のある男で、金のことで私を悪口したので腹が立ちました。盗まれた十円は娘がくれた金ですし、八十銭でも私には大金で、なほ昨年十一月ごろ玉市は、私に情交をいんどんだことさへあります。しかし、玉市に復讐してやらうといふ心はなかったが、一月十三日の朝、フトした、し出来心から、玉市の仕打が憎くてたまらず、ツイ玉市が同居してゐる貞夫方へ放火してやる気になって、コタツの火を持ち出しました。そして、貞夫方の隣のF M鐵雄の木小屋内の松葉などへタドン火を投げたので、火が燃えあがって板戸や古畳を焼いたことは事実です。私は、タゞ納屋にある玉市のモミを焼いてやる心で放火したもので、貞夫方の住宅や玉市の家財を焼く心は決してなかったのです。それまでには、他人が消し止めるだらうと思つてしたのです。

と重要なケ所を否認した。正午休憩。午後一時から玉市らの証人調べに移った。

#### ●「中国」昭和四・三・一六

## 恨みの放火事件

証人は悉く被告に不利

十五日の陪審公判続き

(夕刊の続き) 十五日、広島地方裁判所における、S Tセツの放火未遂事件陪審公判は、午後一時から再開。証人として、被害者W玉市(五九)は、

セツに対して情交をいどんだことはあるが、金のことで悪罵したことはない。

と弁解し、被告に不利に証言して、公判廷でセツを罵り、裁判長から制せられた。なほ、K Mマツノ、O D貞夫、O Dシズヨ、F M鐵雄、K Nコトらも、大いに不利な証言をなし、終つて、櫻田検事は、

被告人が、F Mの木小屋を焼くつもりで放火したことは、自分で認めてゐるから、本件はいづれにしても無罪にはならぬ。しかし、木小屋へ放火することによつて、O Dの納屋および住宅を類焼させて、玉市の家財、モミなどを焼くつもりだったか否かの争点については、被告は公判廷では否認してゐる。法律では、人のをらぬ場所へ放火すれば懲役二年以上、もし、人のをる建物へ放火すれば死刑、無期または懲役五年以上といふ罪になつてゐるが、焼く意思がなくとも、焼けるかも知れぬと思つてすれば、ヤハリ犯意ある放火罪で、被告は納屋および住宅が焼けるかも知れぬとの考へで、放火したことは明白であり、納屋では貞夫がいつも仕事をしてゐて、当日もをつたのだから、本件は証拠十分なる放火未遂罪である。

と、意見を述べ、江藤官選弁護士は、

被告は、木小屋へ放火してO Dの納屋のモミを焼くつもりだったことは、自白してゐるのであつて、住宅を焼くつもりだった点を否認してゐるが、これが正当である。納屋に貞夫がゐた点は怪しいし、被告が認識したとは思はれぬ。

と、反対意見を述べ、午後六時休憩。七時から、裁判長の陪審員に対する説示および発問に移つた。

## ●「中国」昭和四・三・一七夕刊

放火としては、最も軽い罪

恨みの放火事件評決

検事から懲役三年求刑

既報II十五日、広島地方裁判所における、S Tセツの放火未遂事件陪審公判は、夕食のち、午後七時から再開。宮脇裁判長は、陪審員に対して説示のち、左の如き問書を交付。

主問(一) 被告人セツは、W玉市に対する恨みをはらさんため、玉市の同居せるO D貞夫方納屋および住宅を焼いて、同所にある玉市の糶を焼失せしめんとして、貞夫方の納屋に隣接せるF M鐵雄の木小屋に放火して、前記納屋および住宅に延焼せしめんとしたが、未遂に終わったものか。

補問(一) 被告人は、貞夫方の納屋の一部が職場で、貞夫が現在するかも知れぬと知りな

がら、前記の如く放火したもののか。  
補問(二)被告人は、貞夫方の納屋のみを焼く意思で、しかも、貞夫がそこに現在しているかも知れぬと知りながら、前記放火して未遂に終わったものか。

補問(三)被告人は、貞夫の納屋のみを焼く意思にて、かつ、貞夫が納屋に現在することを知らずして、前記放火したるも、他人に消し止められて、目的を遂げなかったものか。陪審員は評議の結果、主問および補問の一、二を否定し、補問の三に「然り」と答申した。すなはち、被告人の犯罪は、住宅放火未遂ではなく、人のゐない場所へ放火して未遂におはった(放火罪では最も軽い罪)とみるべきであると評決したもので、被告人および弁護士の主張が通ったわけだが、

裁判長はこれ採決して、公訴事実の一部を否定した認定のもとに、第二次弁論にうつり、榎田検事は、

犯罪動機には、同情してよい事情もあるが、罪が罪であるから、特に軽くするといふことはできぬ。

と、懲役三年を求刑。江藤官選弁護士は、執行猶予論をして、午後九時半閉廷。判決言渡しは、十八日午前九時。

●「中国」昭和四・三・一九夕刊

恨みの放火は懲役二年

三年の求刑に対して

既報Ⅱ広島地方裁判所の陪審公判に附された、安佐郡落合村大字□S Tセツ(四七)にかゝる放火未遂事件は、十八日午前十時、宮脇裁判長から、懲役二年の判決を言渡された。

⑤「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二十七日判決

●「中国」昭和四・四・二六夕刊

手柄の放火は、嘘の自白

放火夜警団員が、陪審公判で犯行否認

功名したさに放火した、青年夜警団員加茂郡竹原町字□□、理髪職O T秀雄(二二)にかゝる放火被告事件の陪審公判は、二十五日午前九時半から広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、榎田検事立会のもとに開かれた。

被告人秀雄は、本年二月旧年末のため、同町□□部落の青年団員の一人として、部落の夜警に従事中、二月六日夜九時Y Oケイ方へ、火災発見により他人から推賞されたさに放火したが、他人に消し止められて、大事にいたらなかつたものである……が、被告人は、検事調べおよび予審では犯行を自白してゐたにかゝはらず、途中から陳述を翻へしはじめた、

と検事から公訴理由を述べたが、被告人は、裁判長の調に対し、  
検事のいはれたことは、間違いだ。

と犯行を否認し、

その時刻には、他の場所にゐたので、現場へは行ったこともない。放火したのは自分ではなく、犯人については他に怪しい男があつた次第で、自分は冤罪である。警察で責められて、嘘の自白をしてゐたのです。

と申立てた。正午まへ休憩。午後一時から訊問がつけられた。

●「中国」昭和四・四・二六

放火陪審公判、証言有利、被告は依然否認

今日も続行

夕刊続報Ⅱ二十五日、広島地方裁判所における加茂郡竹原町、理髪業OT秀雄(二一)の放火事件陪審公判。

午後は一時から、午前につゞいて、被告人は裁判長の訊問に答へ、

警察では、警官から自白すれば赦すが、せねば帰さぬといぢめられ、仕方なくタバコのすゐがらからの失火ですと自白させられ、次には、放火だらうと責められて、嘘の自白をさせられた。その自白を翻へすと罪になると、警部補からいはれたので、帰して貰へるものと思つて、検事へも予審判事へも、同様の嘘の自白をした。

と弁解し、陪審員中三名から、被告の学歴および警察との関係などについて質問あり。証人によられた、

Y Mテル子、NH章、KMササエ、KK眞一、KT嘉太郎、UTミカ、KI桂らは、いづれも当夜の被告の挙動および時刻の点で、大体有利に証言したが、陪審員一同はめづらしくも、それぐ数回にわたり、詳細な質問を試みて熱心さを見せた。証人は、十二名あるので、午後七時閉廷。二十六日も、つゞいて証人調べがあるはず。

●「中国」昭和四・四・二七夕刊

警察官は、不利な証言

放火被告へ

広島地方裁判所における加茂郡竹原町字□□、OT秀雄(二一)にかゝる放火事件陪審公判第二日——二十六日は、午前九時半開廷。証人として出廷した、忠海警察署の

稲本警部補、西藤、松浦両巡査

は、それぐ被告人を検挙した当時の模様を述べて、

被告人の挙動に怪しい点が多かつたので、疑はれた。しかし、誘導尋問はしてゐない。

警察で被告人は、任意に自白したもので、決して無理はしなかつた。同人を脅したなどいふ事実はない。

と、不利な証言をなし、午後零時半休憩。

●「中国」昭和四・四・二七

有罪か、無罪か、興味ある陪審答申  
竹原町の放火公判

夕刊続報Ⅱ二十六日、広島地方裁判所における、加茂郡竹原町〇T秀雄(二二)の放火事件陪審公判。第二日午後は二時から開廷。宮脇裁判長は、一時間半にわたって証拠の呈示をなし、終わって、弁論に入り、榎田検事は、

被告人が警察で誘導尋問されたといふ弁解は、嘘である。被告人が真犯人であることは、証拠十分であり、同人が刑務所で面会に来た姉に向って、自分が悪いことをして皆に迷惑をかけて済まぬと、告白した事実がある点を見ても明らかである。本件は、純然たる放火罪である。

と、二時間にわたり有罪意見を述べ、中場弁護士は、

被告人が犯人かも知れぬといふ疑ひのみで、断罪するのは危険である。本件の証拠は、いづれも薄弱不十分であり、自白も強ひられてしたと見るべきで、事実とは合はぬ。功名したさの放火などは、コヂつけとしか思はれぬ。警官以外の証人の証言は、被告に有利である。

と、熱心に無罪論を主張して、午後七時休憩。なほ、被告人秀雄は、刑務所に拘留されて八十日になる間に、母のハルは可愛い末子の身を心配して病氣となり、つひに三月はじめに死亡。父力松も同様煩悶から、いまや重病の床に臥してをり、このことは被告人に秘せられてゐたが、弁護士弁論によつて事実を知つて、はじめて悲嘆した被告人の有様は、

傍聴人から同情された。かくて、午後八時再開。いよく裁判長は、詳細に説示をなし、有罪か？無罪か？陪審員の答申を求めた。

●「中国」昭和四・四・二八夕刊

手柄の放火無罪

陪審公判で判決さる

朝刊続報Ⅱ二十六日の広島地方裁判所における、加茂郡竹原町字□□、〇T秀雄(二二)にかゝる放火事件陪審公判、第二日午後は、八時から再開。宮脇裁判長は、説示ののち、左の問書を陪審員に交付。

主問、被告人は、二月六日午後九時すぎ、竹原町Y〇ケイ方と胡神社との間なる路地において、ケイ方へ延焼することを認識しながら、落松葉へ放火して立去りたるため、ケイ方の壁板を焼くに至つたものなりや。

補問、被告人は、前記放火をなしたるも、他人が消したるため、ケイ方の壁板を燻焦したるに止まりたるものなりや。

陪審評議は、午後十時から三時間におよび、激論もあつた模様で、午前一時やうやく評決。答申は主問、補問とも「しからず」とあり、裁判長はこれを選択して、直ちに被告人に対して、「無罪」の判決を宣告した。このとき、熱心にゐ残つてゐた傍聴人は、一同思はず嘆声をあげ、傍聴席にゐた秀雄の実妹は、感謝のあまり号泣するなど、劇的シーンをみせ



た。広島では、陪審事件での無罪はこれが最初で、検事も多分上告せぬらしい。

⑥「三庄町の強盗傷人事件」昭和四年六月五日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和四・三・一四夕刊において、「因島の傷人強盗、犯人は船乗」と題して報道された。

●「中国」昭和四・五・四

因島三庄町の強盗傷人

陪審公判を、六月三日開廷

既報、青森県生れ当時住所不定、火夫H Y金作(二一)が、三月十一日夜十時ごろ、御調郡三庄町で通行人を一升徳利でなぐり、金時計と錦紗兵児帯とを強奪した事件は、強盗傷人罪として、三日、広島地方裁判所において公判準備を行はれたが、一部犯行を否認したらしく、陪審事件として六月三日に開廷されることとなった。

●「中国」昭和四・六・四夕刊

酔うて強盗、しかし犯意を否認

強盗傷人事件の陪審公判

強盗傷人事件が、はじめて広島地方裁判所の陪審裁判で審理された。御調郡三庄町OS鉄工所因島工場三庄分工場ドック内TK丸の火夫手伝ひ、青森県生れH Y金作(二一)にかゝる被告事件で、三日午前九時から、宮脇裁判長係、榎田検事干与、永井弁護士立会のもとに開廷された。事件の内容は、

被告は、TK丸が入渠中に辞職したが、給料は借金で押へられたので金に困つてゐたところ、本年三月十一日知人とともに飲酒し、同日夜十時ごろ酒に酔うて、三庄町大字□□の道路にさしかゝったとき、丁度MJ半三郎(三二)と出会つたので、強盗の目的で、携へてゐた酒一升瓶で同人の顔をなぐり、なほ、割木でなぐり蹴り倒して、七個所に傷害を加へたのち、同人から錦紗兵児帯と金時計とを強奪したものである。

公判廷における被告人は、恥しげに頭をかきながら、強盗ではありません。単なる喧嘩です。双方とも酔うてゐたので、フトしたことから喧嘩になり、格闘したのち、MJが追ひかけて来て私をころばせたので、私は落ちてゐた割木でなぐり返したのです。裸にしてやらうと思つて帯を引っぱったり、私に落ちてゐるので時計を引きちぎったりしたが、いづれも盗むつもりではなく、喧嘩のためです。最初から強盗などいふ心はなく、また、金を出せといったことはありません。と否認し、午後は証人調べがあつた。

●「中国」昭和四・六・四

単なる傷害か、強盗か

陪審公判の続き

夕刊続報Ⅱ三日、広島地方裁判所における、御調郡三庄町の強盗傷人事件被告人H Y金作(二二)の陪審公判第一日午後は、七名の証人調べがあったが、いづれも被告に不利な証言をなし、終って、立会榎田検事は、被告人は否認してゐるが、本件は、金に困って強盗を働いたものであるとみるべきだ。と意見を述べ、官選永井弁護士は、被告人が弁解する如く、単なる喧嘩からおこった傷害事件とみるのが本場で、強盗ではない。と論じ、次に、宮脇裁判長は、陪審員に対して説示ののち、強盗傷人か傷害かとの発問をなし、陪審の評議に入った。

●「中国」昭和四・六・五夕刊

強盗傷人として求刑

陪審員の答申を採用

既報Ⅱ三日、広島地方裁判所における、御調郡三庄町の強盗傷人事件被告人H Y金作(二二)の陪審公判で、宮脇裁判長は説示ののち、陪審員に対して、

(主問) 本件は、強盗傷人か、(補問) 単なる傷害か、

との発問をなしたが、陪審員の評議は、主問に対して「然り」と答申。裁判長は、これを採択したので、強盗傷人事件として、榎田検事は、

強盗傷人事件は、懲役七年以上といふことになってゐるが、本件は酌量減刑できるから、懲役三年六月を求刑、官選永井弁護士は減刑論をなし、午後十一時閉廷。判決言渡しは五日。

●「中国」昭和四・六・六夕刊

酔漢強盗懲役三年六月

求刑通りけふ判決

既報Ⅱ広島地方裁判所の陪審公判で有罪と決定された、御調郡三庄町の強盗傷人事件被告人H Y金作(二二)に対して、五日、宮脇裁判長から、検事の求刑通り懲役三年六月の判決をいひ渡された。

⑦「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四年七月三〇日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和四・五・一八夕刊において、「妻を斬って、自殺を企つ」と題して報道された。

●「中国」昭和四・七・三〇夕刊

女房斬りは、殺意否認

けふ陪審公判が開廷された

愛想づかしをする妻を斬った、木ノ江の殺人未遂事件の陪審公判は、二十九日午前九時から広島地方裁判所において、開廷された。  
被告原籍愛知県越智郡龍岡村、当時豊田郡木ノ江町字□料理店M〇好一（二九）は、妻マチヨからの度々の離婚話で心荒んでゐるところへ、五月十六日朝些細なことから口論し、つひに治療三十日を要する重傷を負はすにいたつたもので、  
好一は、わがまゝな妻の振舞ひを、涙とともに陳述したが、殺意は否認。正午、事実調べををはり休憩、午後証人調が続行された。

●「中国」昭和四・七・三〇

常に虐待されたと、妻が不利の証言

木ノ江殺人陪審公判

二十九日のつゞき

豊田郡木ノ江町M〇好一（二九）にかゝる殺人未遂か傷害かの事件は、二十九日正午休憩

後、午後一時から続行された。証人調べに入り、当の被害者たる、好一の妻マチヨは、好一は、いつも妾につらく当り、殴る蹴るの虐待で、何べんか実家に逃げ帰り、離縁話を持ち出しました。けれども、好一は、「籍がこつちにある限り、どうしたって逃がしはせぬ。お前の逃げるところへは、どこまでだって、つきまとってやる。」と、嫌がらせをいって、困らせました。斬られる二、三日前にも、頸をしめて殺してやるといつて、騒ぎました。

と、夫婦とも思はれぬ、憎しみの口調で、被告にすこぶる不利な証言をなし、午後二時再度休憩。午後四時続行し、他の五人の証人調べに入ったが、マチヨの証言に反し、被告に有利な証言を述べ、ついで、樫田検事は、

被告は、凶行直後には、殺意があつたと自白して置きながら、予審に入ってから、急に最初の一刀しか覚えぬといふは不審であり、かつ、十一ヶ所の剃刀傷から断じても、殺意がなかったとはいはれぬ。

と、殺人未遂論をし、これに対し、中場弁護士は傷害論を主張し、裁判長の説示に入つて、殺人、傷害の分岐点をなす殺意の有無につき、事実ならびに証人の証言を羅列して、陪審員の参考に供した（午後九時）。

●「中国」昭和四・七・三一夕刊

女房斬りは、懲役三年

陪審員の答申通りに

朝刊続報Ⅱ豊田郡木ノ江町字□MO好一(二九)にかゝる、殺人未遂事件の陪審公判は、二十九日午前九時から広島地方裁判所で、宮脇裁判長、樫田検事係りで、審理は前後十時間半にわたり、夜を徹して三十日午前一時半に至り、裁判長から殺人未遂犯として、懲役三年の判決があった。

証人調べののち、陪審員に対し、裁判長から主問として、「被告人MO好一は、その妻マチヨを殺意をもって、剃刀をもって斬りつけ、頭部をはじめ十一ヶ所に創傷を負はさしめたるもマチヨにおいて、逃避したため其目的を達せざりしものなりや。」を提出したるに、陪審員は熟議の上「然り」と答へて、殺人の意思ありと立証した。

検事の求刑は、その意見にもとづき殺人未遂として論告し、懲役四年であったが、裁判長は該犯罪の最小限度たる懲役三年を判決した。

#### ⑧「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五年五月一九日判決

(注)本事件は、当初、「中国」昭和五・一・二四において、「女給上りの妾、旦那の口へ硫酸」と題して報道された。

#### ●「中国」昭和五・四・八

情熱地獄、愛する男に硫酸を飲ます

準備公判で殺意否認

近く陪審裁判開廷

叛いてゆく愛人に硫酸を飲ませて、無理心中を遂げようとした情熱の女——当時福山市鍛冶屋町AD食堂の女給、沼隈郡鞆町生れ、福山市寺町KD茂方OZミツコ(二四)にかゝる、殺人未遂事件の公判準備は、七日午後、広島地方裁判所で小玉裁判長、北村検事係、米田弁護士列席のもとに行はれた。

ミツコは、六年前から同市中霞町製綿業TG武一(三三)と恋におち、夫婦約束をして情交をつづけてゐたが、昨年夏ごろから、武一は家庭の事情のため遠ざかり冷淡な態度となつたので、ミツコは絶縁されるものと思つて、未練に悩んでゐたところ、昨年十一月に彼女の母親が死亡し、病める父と幼い弟とを養はねばならぬ立場となつたので、行詰りを感じ、いっそ武一を殺して自分も死なうと、昨年十二月ごろ決心して、硫酸を用意した。それを知らぬ武一は、本年一月一日に年賀の帰りに、寺町の彼女の宅を訪れ、同衾して眠つたので、同日正午ごろミツコは、武一の口中に硫酸を注ぎこんだが、武一が目覚めて逃げたので、頭部および口中に治療三週間の火傷を負はせたのみで、殺意を遂げることが出来なかつた。

頗るロマンチックな事件であるが、ミツコは警察でも検事局でも予審でも殺意を認め、無理情死をしようとしたものだ、と、自白してゐたに拘らず、にはかに公判準備では、まへの陳述を翻して、殺意を否認し、

武一を殺して、自分も死なうといふ考へでしたことなく、そんなことを思ったことありません。硫酸を用意してゐたといふのも嘘で、実は染料止めに使ふ硫酸をもらつ

て来てみたのです。武一が、冷たくなり寄りつかなくなったので、引留めようとして、硫酸を飲ませ腹痛をおこさせて、二三日家に泊まらせたい、そして、心ゆくまで介抱してやりたいと思つてしたことで、それが硫酸であつたために、大変なことになつたのです。

と弁解した模様で、本人も希望して法定陪審事件として、陪審裁判に附せられることになつた。これが、広島における本年最初の陪審公判となるはずで、期日は未定であるが、公判ファンを唸らせることだらう。

#### ●「中国」昭和五・五・一七夕刊

介抱したさに「硫酸」を飲まず

叛いた愛人殺害未遂事件

けふ陪審公判に附さる

叛いてゆく愛人に硫酸を飲ませて、無行情死を遂げようとした、情熱の女——福山市鍛冶屋町AD食堂の女給、沼隈郡鞆町生れ、福山市寺町KD茂方OZミッコにかゝる殺人未遂事件は、広島地方裁判所における本年最初の陪審裁判として、十六日午前八時から、小玉裁判長係り、榎田検事立会、米田弁護士列席のもとに公判が開かれた。

ミッコは、数年前から福山市中霞町製綿業TG武一(三三)の情婦となつてゐたが、昨年夏から家庭の事情のため関係を遠ざけようとされたので、絶縁されるものと思ひ、傍

ら実母が十一月に死んで病身の父と弟を養はねばならなくなつたので、悲観した結果、

本年一月一日武一が、年賀の帰途ミッコの許を訪れ、同衾して睡眠中、その日の正午ごろ、この機会に武一を殺して自分も死なうと決心し、かねて用意の硫酸を口中に注入したが、武一が飛起きて瓶を奪つたので、顔面、口腔内咽頭などに治療三週間の火傷を負はせたのみで、殺意を遂げなかつたものである、

と検事から公訴事実を述べ、九時半から、裁判長の訊問に入ったが、厳かに陪審公判廷に立つたミッコは、未決監の生活にやつれをみせてゐるが、近代的な美人で派手な錦紗の袷も意気に、永い女給稼業の習慣からか羞恥の模様もなく、涙もこぼさず悲しい顔さへしないで、絶えず嬌笑を浮かべながら甘つたるい声で、

殺意はなく、男に腹痛をおこさせて、二、三日自分の家で寝させたい、介抱したいと思つて飲ましたのです。警察や予審で、男から捨てられさうなので、殺意を持つたと申したのは嘘で、冗談にいったのです。

と、しきりに殺意を否認して、傍聴席に満員の婦人連を苦笑させたが、陪審員からは質問もなく終つて、証拠調べに入り、被害者のTG武一は、女が感情を害してをらうと思ふけれど、殺さうとまで決心することはないはずです、と、ミッコに有利な証言をした。なほ、女給FI浅子の調べがあつて休憩。午後も証人調べを続行された。殺人未遂か、傷害か、過失傷害か、陪審員の評決は十七日に行はれるはず。

#### ●「中国」昭和五・五・一七

愛すればこそ、傷害の大罪

福山 A D 食堂の女給

陪審公判のつゞき

夕刊続報Ⅱ福山市 A D 食堂の女給 O Z ミツコ（二四）が、情夫に硫酸を飲ませて無理心中を企てた、殺人未遂被告事件の広島地方裁判所における陪審公判。

十六日午後も、証人調べが行はれたが、大体において被告人に有利な証言者が多く、終つて、ミツコは、

私が、警察や予審で殺意があつたやうにいったことは、自分さへ悪くなつてゐれば、T G 武一に迷惑もかゝらず、したがつて別れずにすむと思つて、よい加減なことをいつたので嘘です。

と、いぢらしく弁解し、殺意を否認しつゞけた。立会の榎田検事は、

被告人の弁解が、ほんたうだとすれば、傷害罪である。しかし、起訴事実の通りなら、無理心中の殺人未遂罪である。ミツコは、軀の貧しい家庭に生れて、カフェを転々と女給をしてゐた。病める父と弟とを、母が養つてゐたが、母が死んでミツコに責任がかぶさつて来たので悲観した。ところが、男との関係は、数年来の恋愛関係である。人間を盲目にする、強い恋である。しかも、男は、妻との義理で、遠ざからうといひ出したので、ミツコは、寂しさ頼りなさ、やるせなさから、世を儚み死を決して、その道づれに愛する男を殺さうといふ決心となつたのは、自然な人情であつた。その結果、硫酸を洗濯屋でもらつて来て用意して、無理心中の機会を待つてゐたのである。故に、警察でも

予審でも、殺意を認めてゐたのに、途中から自白を翻へしたものである。

と、芝居や小唄を引用して、恋愛心理を説き、人情を論じて、起訴理由を正当なりと主張。米田弁護士は、

本件は、無理情死の未遂とは信じられぬ。前後の事情からみても、殺したり死んだりする原因も理由もなく、従つて、死の用意をしてゐなかつたことでも明白だ。どの証拠をみても、殺意を確めるものはない。やはり、チョット腹痛をおこさして、泊めさせたくて飲ませたと認めるのが本当である。殺人未遂ではなく、単なる傷害罪である。

と、反対意見を述べ、裁判長は、事件の証拠として、

被告人が、家庭の事情のため悲観してゐたことは、証人がある。被告人も、予審ではこれを認めて、なほ男からは、遠ざかられ捨てられさうなので、むしろ男を殺して、自分も死なうと決心したのだと述べてゐた。しかし、実行を鈍つてゐる間に、男から大阪や西条へ遊びに連れて行ってやらうと約束して、裏切られたので腹を立て、一緒に寝てゐるうちに決心して、用意の硫酸で無理心中を遂げようとしたのだと、述べてゐた。これらの証拠を信ずべきか、公判廷の陳述を信ずべきか。

と、詳細に説示して、左のやうな問書を陪審員に交付す。時に午後六時二十分。

（主問）被告人は、殺害する意思をもって、硫酸を飲ませたが、殺意を遂げなかつたものか。（補問）しからずとすれば、硫酸を飲ませて、傷害を加へたものか。

陪審の評議は一時間して後、答申は主問然らず、補問然り、すなはち、傷害罪と認むべきであるといふにあつた。裁判長は、これを採用して、第二次弁論に入り、榎田検事は、傷害罪とすれば、男を二、三日泊めたい、介抱したいと思つて、硫酸を飲ませたことに

なるが、刑の量定においては、殺人未遂罪と大した異なりやうはない。無理心中の未遂とすれば、むしろ同情すべき点が多いが、傷害の目的でしたとすれば、妻子ある男を自分の愛欲心を満足させるために、自分のわがまゝのために、家庭を破壊して引止めようとしたもので、情状甚だ悪い憎むべき犯罪である。傷害罪としては重いし、改悛の情も明かでない。愛欲に狂ふ他を戒めることも必要である。

と、比較的重い懲役二年を求刑。被告ミツコは、ホッとしたものか、夜に入ったゝめか、切なげにしきりに泣いてゐた。弁護士は、情状酌量を論じて、執行猶予をもとめたが、八時半閉廷。判決いひ渡しは、十九日午後一時。

●「中国」昭和五・五・二〇夕刊

愛欲の殺人未遂は、懲役一年

既報Ⅱ愛する男を泊めたい、看護がしたいの情熱から、硫酸を飲ませた、福山市AD食堂の女給OZミツコ(二四)に係る、広島地方裁判所の陪審公判は、検事から懲役二年を求刑されてゐたが、十九日午後二時、小玉裁判長から、傷害罪としては罪が重く情状が悪いから、執行猶予とすることは出来ない、懲役一年の実刑を言渡された。

⑨「福島町の実兄殺し事件」昭和六年三月二十六日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和五・九・一〇において、「雇用ナイフで、実兄を突き刺す。飲酒中些細な口論から、被害者は生命危篤」(見出しは四行)と題して、三段組で報道された。

●「中国」昭和六・三・一四夕刊

酒に酔うて、前後不覚

極力殺意を否認す

実兄殺し陪審公判

広島市福島町屠夫NM豊三郎(三九)の実兄殺し事件の公判は、広島地方裁判所で本年最初の陪審裁判として、十三日午前十時から、小玉裁判長、樫田検事係、森保弁護士列席のもとに開かれた。被告人は、チョット凄顔をした男で、どてら姿で出廷。検事から、被告人は、数年前に妻と離婚してのち独身生活をして、食事だけは隣家にゐる実兄のNM澤吉方としてゐたが、昨年九月九日午後六時ごろ、澤吉方とともに酒のみ、夕食をすませたとき、被告人が毎夜のやうに酩酊して酒癖が悪いから、早く帰宅せよと澤吉方から注意されたのに、これは食を吝んでいふものと誤解して口論ののち、一たん帰宅したが憤慨のあまり殺意を生じ、肉切包丁を自宅からもち出して、同七時ごろふたゝび澤吉方へゆき、同家の台所で同人の腹部を突刺し、そのため腹管破裂による急性腹膜炎をおこさせて、同月十四日つひに死亡さすにいたつたといふ、殺人事件である。

と、公訴事実を述べ、審理に入ったが、被告人は、兄から注意されたことも、口論も、刺

したことを覚えぬといひ、

私は、酒癖がよくないので、一升以上のもので、酔ふと自分で自分がわからなくなりま  
す。その日は、午後から五、六ヶ所でコップ酒をのみ、兄の家でのんだのを加へると、  
一升以上になるので、途中からわからなくなったのです。記憶はありませんが、検事か  
ら、私が兄を刺したといはれて驚きました。あれだけ仲のよかった兄を刺し殺したとす  
れば、私は死刑になってもかまはぬと思ひます。けれども、なにも覚えぬのです。  
と、さすがに泣き声になって沈んでゐたが殺意を認めず、証人九名の調べにうつゝて、  
同町K I ハツ（六三）その他、被告人がその日に酒をのんだといふ、店の主人らが調べ  
られたが、いづれも覚えぬとか、来たことはなかったとか、その日に会ったが酔うゐな  
かったなど、

被告人へ不利な証言をするものが多い。陪審員は黙々として一語も発せず、正午休憩。午  
後も続行した。

●「中国」昭和六・三・一五夕刊

情状が重いと、懲役七年求刑

実兄殺し公判

続報Ⅱ十三日、広島地方裁判所における、福島町屠夫NM豊三郎（三九）の実兄殺し事件  
陪審公判は、陪審員の答申により傷害致死罪として、第二次弁論にうつり、榎田検事は、

被告人は、心神喪失の状態で澤吉をつき刺したといふことになったが、罪もない澤吉は  
これがため死亡し、その家族は悲惨な状態におとされてゐる。傷害致死罪としては、情  
状がすこぶる悪い。

と、懲役七年を求刑。森保弁護士の減刑論があつて、午後十一時閉廷。判決は、いひ渡し  
は、十六日。

●「中国」昭和六・三・一七

実兄殺し、懲役四年に服罪す

既報Ⅱ広島市福島町屠夫NM豊三郎（三九）の実兄殺し事件は、広島地方裁判所で、本年  
最初の陪審裁判として審理され、傷害致死罪になつて、立会の榎田検事から懲役七年が求  
刑されてゐたが、十六日午後、小玉裁判長から、

犯行当時は酒中毒のため心神耗弱の状態にあつたのだから、情状を酌量する

と、懲役四年の判決言渡しがあり、豊三郎は感謝の涙にくれながら、ただちに上告権を抛  
棄して服罪すると申述べた。

⑩「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六年三月二十八日判決

（注）本事件は、当初、「中国」昭和五・一一・二夕刊において、「刺身包丁で、同僚を突き殺す。わずか金十銭が喧嘩の発端。段原町



●「中国」昭和六・三・二八夕刊

十銭からの「殺人」公判

被告は殺意を否認、証人も有利に証言

大阪市此花区上福島中□丁目生れ、当時広島市段原町YS金一方、石工職NG長造(二一九)の、わづか十銭に絡まる殺人事件の公判は、陪審裁判として、二十七日午前十時から、広島地方裁判所で小玉裁判長係、樫田検事立会のもとに開かれた。傍聴席は、裁判所関係の夫人や令嬢で華やかに満員で、被告人が恥しげに口ごもる姿も春らしい。

長造は、昨年十月三十一日午後九時ごろ、YS方で勘定日の酒をのみ、酔払って同僚Y I新吉と、同人が十銭を紛失したことから口論のち、同人に殴打されたので憤慨し、にはかに殺意を生じて、かくしもつた刺身包丁で、同人の左胸部を突き刺し殺害したものである。

といふのが公訴事実で、殺人か、傷害致死か、正当防衛かど問題であると、検事が述べたに対し、被告人は、

殺す気は絶対ありませんでした。わづか十銭のことで新吉が文句をいってゐたので、なだめようとしたところ殴りつけられ、カッとなって夢中で包丁で突き刺したのです。十銭を私が盗んだと疑ったのでもなく、それで私が憤慨したのでもありません。

と泣きながら否認し、予審の実地検証で格闘の跡がみられる点を突込まれて、格闘したことはありません。包丁は、突く意志も斬る気もなく、新吉がやって来ないやうに、振りまはしてゐるうちに、あたったのです。新吉とは仲良しだったので、過つて死なせたのは残念です。包丁は、仲間とバクチをうつ用心にもつてゐたのです。と、芝居がゝりにむせびながら述べ、終つて、証人の同僚H三郎(三五)その他は、大体において被告人に有利な証言をした。正午休憩。午後も続行した。

●「中国」昭和六・三・二八

十銭からの殺人公判

二時間にわたつて、殺人罪を主張！

殺人罪か、正当防衛かで

検事・弁護士熱弁をふるふ

夕刊つゞき〓二十七日、広島地方裁判所における、広島市段原町石工職NG長造(二一九)の殺人事件の陪審公判。午後は、証人調べが二時におはり、小玉裁判長から証拠書類の読みみかせがあったが、

被告人が、被害者と十銭のことで口論した際、および凶行の模様について、また包丁は途中

階下へとりに行つたらしいといふ点について、不利な証言もあり、

被告人は、あひ変わらず殺意を否認して正当防衛を主張したが、弁論にうつつて、櫻田検事は、

被告人は、はじめ、検事の取調べに対しては傷害致死だと申立てゝゝゝだが、前後の事情および証拠からみて、殺人罪として起訴され、予審でも

証拠十分なりとして、殺人と決定されたものである。法廷では陳述を変へて否認してゐるが、意識をもって包丁をふりまはしたからには、過失傷害致死とはいへぬ。殺人における意思是、明白な殺意でなくとも、死ぬかもしれないと知って刺した場合には、刑法上殺人とみられる。被告人のいふ正当防衛については、反対な証言ばかりで嘘である。証拠によれば、明かに殺人罪で、包丁もこの事件のために、

用意にもち出して、かくしてゐたものとみるべきだ。

と、二時間にわたつて、殺人罪を主張し、森保、水田弁護士は、  
本件は、正当防衛の無罪か、もしくはは傷害致死罪とみるべきで、どの点からいっても、殺人罪とするのは不合理だ。

と主張、裁判長は、説示ののち、左のやうな問書を陪審員に交付して、陪審の評議に入つた。

【主問】被告人は、新吉を殺意をもって、刺身包丁で突きさして殺したものは、

【補問】単に傷つけるつもりで刺して、死にいたらしめたものは、

●「中国」昭和六・三・二九夕刊

陪審員は、傷害致死答申

検事は、懲役七年を

十銭の殺人公判

昨報Ⅱ二十七日、広島地方裁判所における、広島市段原町石工職NG長造（二九）にかゝる、十銭からの殺人事件公判は、夜に入つて、小玉裁判長から、陪審員に対し、

【主問】被告人は、殺意をもって、Y I新吉を刺身包丁でつき刺し、殺害したものは、

【補問】しからずとすれば、被告人は、殺意なくして兇器をもって、新吉をつき刺し、死にいたらしめたものは、

【別問】しからずとすれば、被告人は、新吉のため不法に殴打され、かつ、窓際におしつけられて、蹴殺されようとする状態にあつたので、自己の生命を防衛するため、止むを得ず前記の行為におよんだものは、

との問書を交付した。陪審員は、評議ののち、主問の殺人にしからず、補問の傷害致死にしっかりと答申し、裁判長はこれを採用して、第二次の弁論にうつり、櫻田検事は、傷害致死罪としては情状が悪いと懲役七年を求刑した。

五年の判決

陪審の結果、傷害致死罪となつたNG長造に対し、二十八日午前十時、広島地方裁判所で、小玉裁判長は、懲役五年の判決をいひ渡した。

⑪「呉市の放火事件」昭和九年三月一六日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和八・一〇・一において、「焼けるが儘に、断水時の紅蓮。呉市二十五年振の大火、全焼二十、半焼五戸」と題して、五段組、写真付きで大きく報道された。

●「中国」昭和九・三・一三夕刊

へ口患者の被告、放火を否認

けふ広島地方裁判所で

久方振りの陪審公判

広島地方裁判所で、約三年振りに、陪審公判が行はれた。事件は、広島県深安郡広瀬村生れ、当時呉市神田通り□丁目写真業MI雅留(三〇)にかゝる放火被告事件で、十二日午前十時二十分から、福田裁判長、和田検事、高橋弁護士、陪審員列席で開廷。陪審公判は、昭和六年三月二十八日、NG長造にかゝる殺人事件があつて以来、久しぶりなので、傍聴席は定数席一杯。裁判長、まづ陪審員に注意心得をのべ、事実調べに入り、和田検事、公訴事実をのべる。

IG秀人氏所有の家を、月二十三円で借り、七年一月TY館といふ写真業を開業、機械類動産価約千七百円にNHDS火災、TH火災の両保険会社と計四千元の契約をしたが、同年八月失火から床一尺ばかりを焼き、両保険会社から百三十五円の支払ひをうけた。そのころ同人は、へ口中毒になり、生活困難を来し、昨年九月三十日多額な支払ひに現金

十円余しかないところから、以前の失火を思ひ、放火を決意、自宅に放火装置をした結果、同日午後二時出火、当時早魃水道中断のため、隣家十二棟十三戸を全焼、さらに八棟八戸を半焼したとの事件。

丸刈、小柄の被告は、「覚えはない」と否認し、裁判長は、「保険金をとらうとしたのではなく、七年、電灯をつけ放して火が出たと同様、電灯から火が出たのだな。」と問ひ返せば、「ハイ」と低声に答へ、審理は午後につづいた。

●「中国」昭和九・三・一四夕刊

呉の放火事件、陪審公判

呉市神田通□丁目写真業MI雅留(三〇)にかゝる放火事件の陪審公判は、十三日午前九時三十分から、広島地方裁判所福田裁判長、和田検事立会で、高橋弁護士列席で開廷。検事の論告、弁護人の弁論を終り、正午休廷。

●「中国」昭和九・三・一四

へ口患者の放火

懲役一五年求刑

夕刊つゞきⅡ呉市神田通り□丁目写真業MI雅留(三〇)にかゝる放火被告事件の陪審公判は、広島地方裁判所福田裁判長、和田検事立会、高橋弁護士列席で、十三日午後一時十五分再開。裁判長の説示に入った。

午前中は、和田検事から、約一時間にわたり有罪の論告、ついで、高橋弁護士から無罪論があつたが、午後は、前述の通り、裁判長から証拠など二時間余にわたり説示があつて、「主問としては、放火なりや。補問としては、失火なりや。」の問書を交付。三時四十分から陪審員四十分間評議の結果「然り」の旨、答申。裁判長、会議を宣し、陪審員の答申採択となつた。

ついで、和田検事は、「へ口患者で、同情の余地はあるが、人家稠密で早魘の際、情状重し。」と論じて懲役十五年を求刑、弁護人の弁論があつて、最後に被告は涙声で、「放火でない。」と、あくまで否認の言葉をのべた。閉廷午後五時十五分。判決は十六日午後二時。

●「中国」昭和九・三・一七

懲役十二年の判決

へ口患者の放火事件

呉市神田通□丁目写真業MI雅留(三〇)が、へ口中毒から家計困難となり、昨年九月末自宅に放火、近隣十数戸を全半焼した、同人にかかる放火被告事件は、陪審公判で行はれ

たが、十六日午後二時、広島地方裁判所福田裁判長から、懲役十二年(求刑十五年)の判決言渡しがあつた。

(注)被告人雅留は、上告したが、昭和九年六月一日、大審院第一刑事部は、上告を棄却した(「法律新聞」昭和九・一〇・一五。後に、稲葉慶和・編『資料で見る陪審法判例集』、学術選書・平成十二年八月に収録)。

【資料三】広島における陪審裁判——『芸備日日新聞』の記事——

①「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三・一一・二三判決

●「芸日」昭和三・一一・八

広島最初の陪審公判

広瀬町の仲居殺しは後廻し

本郷町の殺人未遂を廿三日から開廷

広島地方裁判所に最初の陪審公判は、広島市広瀬町の美人仲居殺しの犯人、同市空鞆町NI義一(四九)にかゝる殺人事件と内定してゐたが、同事件が弁護士其他の都合で、まだ期日が確定しないので、第二の陪審事件として、同地方裁判所の公判に附されることになつてゐた、沼隈郡本郷村ST武夫(二〇)にかゝる殺人未遂事件が、来る二十三、四の両

日、広島地方裁判所の最初の陪審事件として、開廷されることになった。同事件は、武夫が貧乏人として、無理解な世人から侮辱されてゐた矢先き、本年九月廿九日村祭の酒宴の席上で、同村の某から、お前の如き貧乏人の出る幕ではないと云はれたので、憤怒の余り、日本刀で切りつけんと駆けつける途中、従兄のST勘一（四四）から遮られたので、昂奮の極に達した武夫は、勘一を斬つけて重傷を負はせたものである。

●「芸日」昭和三・一一・二四夕刊

広島地方裁判所最初の陪審公判開廷さる

始めて陪審員に選ばれた十二名

事件は本郷の殺人事件

新しい、ちやうどお伽話の王様のすみかのやうな、きれいな法廷に、ほんのほやくの陪審員たちが、きまり悪そうにずらりと列んで、広島県最初の陪審公判が、廿三日午前十時から、広島地方裁判所で、いと厳かに開かれた。

これよりさき、最初の陪審公判があることを知つてゐた定連の傍聴者をはじめ、これらにさそはれた人々、その他初ものがたべたい物ずきなどら、早くも同裁判所構内は、素晴しい人気を呼んでゐたが、すべてが被告人本位の法廷であり、傍聴人の数もごく尠く制限されてゐるので、喧嘩腰の大混雑裡に傍聴券をもらひ、許された五十余名がギッシリ詰込まれて、大きな重たい硝子入りのドアはぴつたりと閉された。宮脇裁判長をはじめ、樫田検事、石川弁護士、夫から世三名の陪審員中、抽籤をもつて選ばれた、

安芸郡海田町十六番地物品販売業横佩連次◇呉市中町八番地物品販売業西村序吉◇福山市霞町四百五十七番地被服製造業吉田伊三郎◇広島市西魚屋町六十一番地ノ一米商山本常藏◇比婆郡山内東村大字百十二番地農竹本榮太郎◇比婆郡峰田村大字峰耕三百五十七番地農小池勇平◇同郡本村大字本二千九百六十六番地農荒木民平◇福山市神島町上市四百二十四番地被服製造業志田原助五郎◇呉市堺川通二丁目物品販売業小山八郎◇安芸郡海田市町百六十二番地銀行員千葉鐵之助◇呉市登町一丁目十五番地物品販売業大森隆太

の十二名と、他に二名の予備とが、モーニングや紋付袴に威儀を正して居並び、なほ、判官席の背後には、今村控訴院長、南谷検事長をはじめ、伊藤所長、古森検事正、中村警察部長などズラリと列ぶ。

まづ、裁判長は、陪審員に対し、その責務の重且大なることを諄々と説いた上、同事件に対しては、この法廷に於て取調べた事のみ基いて、最も熱心に注意してお聞にならなければならぬ、証人などの尋問に若し不審の点があれば、裁判長の許しを得て訊問することができる。すべて公正無私に、情実利害を離れ、また被告人に対する好き嫌ひその他後難など考へず、最も正しき心で事実の真相を公平に判断しなくてはならぬ、評議の顛末の如きは、法律をもって堅く洩らすことを禁じてあるからと最も入念な心得と注意とをうながした後、宣誓をなし、裁判長は、被告席に腰をおろしてゐた、

被告人広島県沼隈郡本郷村□□□□番地農ST武夫(二〇)をさしまねいて、住所氏名年齢をたゞし、かくて、立会樫田検事は、

被告人は、昭和三年五月廿九日広島県沼隈郡本郷村I喜一方に於て開催された、同村氏神八幡神社御輿昇慰勞宴に出席の上、飲酒酩酊の末同村UN與一方に到り、同家に於てMK房一と些細な事から口論の結果、房一より罵詈雑言せられた為め、これに激怒し同人を殺害せんと決意し、直ちに自宅に立ち帰り日本刀を取出し、これを携へて再び與一方に引返してきたが、房一の所を不明のため、該日本刀を携へた儘、其行衛を捜査中の折柄、同村ST条二郎方南道路に於て、居村ST勘一が被告人をなだめてこれを取押へんと為したる処、被告人は当時酒気を帯び、且つ房一の所を確めたが能はなかつた為め、焦慮せる折柄であつた為め、勘一が、被告人の行動を妨ぐるを快しとせず、寧ろ勘一を殺して其の鬱憤の一部を霽さんと決意し、其場に於て所携の日本刀で勘一に斬付け、因て同人の左頬部右口肩横後方より右外聴道口耳翼中央を切断せる長さ十三糎深さ二、五糎の切創、及左頸左上髪際の三個所に、全治三週間を要する切創を蒙らしめたが、其場に於て他人に遮られた為め、同人を殺害するの目的を遂げなかつたものである。と公訴事実を述べ、審理の際に殺人予備の点も審理して頂きたいとつけ加へた。

被告は殺意を全然否認す

兇器を示され相違なしと答ふ

午前十時半、一先休憩

裁 只今検事から述べられたことに就いては間違ひはないか、とまづ総括的の訊問を發せられ、一見十八、九歳と見える、まだ子供らしい紺緋の武夫は、殺すといふやうな考へはなく、たゞ酒に酔ふてわからずにやったことでもあります。

とハッキリと殺意を否認し、

裁 與一から酒宴の席上で、口端に乳がついてゐる貧乏人がと罵られたので、與一覺へて居れ、ブチ斬つてやると云つたそうではないか。

被 ヨウ覺えて居りません。

裁 口端に乳をつけてゐるやうなものが、貧乏人の癖にこんな処に来るものではないと云はれた、と云ふことではないか。

被 ヨウ覺えません。

裁 何を云ふかおどれも貧乏してゐやがるではないか、と云ふたといふことであるが、どうか。

被 そう云ふただらうと思ふ。

裁 房一から罵られて、口もろくに利けぬ程怒つてゐたといふことだが、

被 ハイ怒つて居りました。

裁 刀を取りに帰つたね。

被 どうして帰つたかは知らぬが、刀を持ってきてゐたことは覚えてゐる。

裁 家に帰つて、仏壇の下にあつた刀を、持つて出たといふことであるが、その日本刀は、

と裁判長より、さびだらけになつた名ばかりの日本刀を示され、

被 ハイ日本刀は、それに相違ございません。

裁 殺すつもりでないならば、どう云ふ訳で房一のありかを捜したか。  
被 飲んでいたから覚えません。

裁 口端に乳とか、貧乏人が居るところではないなどと云はれたから、それに立腹して殺す気になったのではないか。

被 どんな気になって、そうしたか覚えません。

裁 予審では、貧乏人と云はれたので口惜しくて堪らず、殺さう殺さうと思って捜し廻ったと云つてゐるが、どうか。

裁 刀を持って、村上が居たらブチ斬つてやると云つてゐたそうであるが、この点はどうか。

被 ヨウ覚えません。

裁 酒に酔ふてはゐるし、房一を斬り殺してやらうと思つてゐた矢先き、勘一が怒鳴りつけて止められたので、邪魔をする奴は斬り殺してやるといふ気になったと云つてゐるが、どうか。

被 予審では、そう云つてゐるが、断然そう云ふ気はありませんでした。

裁 勘一に斬りつけ、其結果、左頬部左口角横後方より左外聴道口耳翼中央を横断せる長さ十三糎深さ二、五糎の切創及左頸部左上髪際の三ヶ所に、全治三週間を要する、切創を負はせてゐるが、覚えてゐるか。

被 どこを何遍斬つたか存じません。

裁 三度斬り下したといふことであるか。

被 何遍か私は一切に知りません。

一通り被告人についての審理が済んだので、裁判長は、陪審員のお方は、お訊ねになる方ではありませんか、と陪審員に向つて訊問を促したが、別に訊ねやうとする者がなかつたので、午前十時三十分、同裁判長は一先づ休憩を宣した。

証人の一人は被告に有利に証言

武夫は同夜大分酔ふてゐた

一人は苦しい証言

午後一時再開、裁判長はこれから証人調をしますから、それに先立って被告人に訊ねるところがある、と被告人席の武夫を供述台上に立たしめ、

裁 被告人は、のぼせると鼻血を出すといふことであるが、どうか。

被 左様であります。のぼせると鼻血を出すことがあります。

裁 家内は何人か、暮らし向きはどうであるか。

被 家内は九人でありまして、暮し向きはよくありません。

裁 貧乏してゐるのに、貧乏人だと云はれたからとて腹が立ったか。

被 さうであります。

裁判長の被告人に対する訊問は、これで打ち切、同事件に深い関係を有する、同村の農〇D矢一(三八)の証言に入る。

当夜、武夫が酒がないから取つて来ないかと云ひますので、そんなことはお前のやうな若い者が云はないでも、年取つた人がちゃんと居るから、早く帰つて寝よと云ひました。

その際には同人は、大分酔ふて足もひよろついて居ったやうであります。日頃は、別に短気といふやうな青年でもなく、到って温順でございます。

と簡単な中にも有利な証言をなし、次で同事件の中心人物たる、同村のMK房一の証言に移る。

八月二十四日の午後四時ごろ、II喜一方の前で、OD矢一と武夫とが酒を買へといふことから話をして居ったので、その時口端に乳がついてゐる癖にそんな事を云ふことはいらぬ、早くいんで寝ねと云ひました。貧乏人の癖に、こんな処に来る処ではない、と云つて同人の胸のところを押しました。

裁 武夫が、覚えて居れぶち斬つてやる、と云つたそうであるがどうか。

証 双方とも酒に酔ふて居つたが、よくは判らなかつたが、たしかそう云つてゐたやうであつた。酒の酔ひは、まア千鳥足といふ程度であり、日頃酒をよく飲むといふ方ではないが、一杯酒は好きらしい。しかし、それも暮し向きの為め、飲んでゐなかつた。

口端に乳がついてゐるとか、貧乏人がと云つたのは、酒の上での戯談にすぎない。とちよつと苦しそうな証言をなして、同人の証言を打ち切る。

#### ●「芸日」昭和三・一一・二四

美句を並べた華かな樫田検事の論告

被害者等も被告に有利な証言

最初の陪審公判続き

広島地方裁判所最初の陪審公判である、沼隈郡本郷村ST武夫(二〇)の殺人事件は、夕刊所報後、被害者である同村のST勘一および同村のUN與一、同II喜一の三名が、いづれも

武夫は、平素温順な方で、別に他人と喧嘩口論もせず、尚ほ、兇行当日は随分酒に酔つてゐた。

と、いづれも被告に有利な証言をなして、証人調を終り、証拠調べのうへ、樫田検事の論告に入る。

ぶべつ的言辞のため、アルコールも手伝つて、斯くの如き犯罪を余儀なくせられたが、被告人は平素温順な青年で粗暴の行為のなかつたことは、ふだんの行状より見て明かである。しかるに、お祭騒ぎの神輿曳ぎの慰労宴の際、平素より余分の程度を越したため、昂奮して居つた時、MK房一から貧乏人の出る幕ぢやアないと云はれてゐる。貧乏人は、裕福な家庭とを比ぶれば、羨しい感情に溢れてゐる。青二歳の出る幕ではない、これは房一ではなく、他のものも云つてゐる。殊に被告人は、貧乏人の出る幕ではないと云はれた事が実に腹立しくなつたと、被告人本人も認めてゐる。総て殺人事件といふものは、咄嗟の間に行はれるのが常である。本件も計画的でなく、さゝやかな事から、殺すといふ氣になつたものである。日頃一合飲めば、ほんのりとする青年が、三合四合と度の過ぎた為め、熱し切つてゐた青年の頭、平素修養のある人ならいざ知らず、ヨ一シこの怨みを晴らしてやらう、一見これは無理からぬことである。然し、決して賞むべき事ではなく、実に慎しむべき事である。他愛もないこと、他人を殺してやらうと決意した



ことは、前田検事の前でも、また豫審判事の前でも明瞭に云つてゐる。そうして、抜き身のまゝの日本刀を携へたまゝ、房一を斬つてやる、しかるに肝腎な房一の姿が見つからない。この際なだめて、而して遮つた勘一が、聞かない余りに斬るなら斬つて見イと言つたらしく、構えて而かも日本刀を振り翳して、同人の頭を目掛けて斬り下してゐる。人間の最も大事な頭部を目掛けて斬りつける以上、被告人の行為自体は、殺意を決定した結果であるとするより外はない。被告人は、卒直に敢然と殺すつもりであつたと云つてゐるのに、翻然殺意はなかつたと云つてゐるのは、被告人が静かに、獄中で考へた結果、其責任の軽からんことを願つてゐるのであると思ふ。この青年については、同情すべき点はあるが、事実をまげて観察をするといふことになれば、大なる間違ひである。要するに、第一の房一を殺さんとした迄は殺人豫備、第二の勘一に斬りつけた迄は殺人未遂を、と

同検事一流の華やかな論告をなし、これに対し、石川辯護士は検事とは正反対の方面から弁論をなし、午後四時休憩に入る。

殺意の有無と殺人予備と

三つにつき慎重取調べる

陪審員の評議に入る

午後五時再廷、裁判長は、陪審員諸君の評議を煩はすに先だつて、犯罪構成に関する事実上及び法律上の罪につき、

被告人は、殺意がなかつたと供述してゐる点、及び検事は、MK房一も殺すつもりであつたからこれは殺人予備であり、またST勘一に斬りつけたのは殺すつもりでやつたことであるといふ意見、並に弁護士は、房一に対する点も殺人予備ではなく、勘一に罪する点もこれ又殺す意思でやつたものではなく単なる傷害である。

と同日同法廷に於て現れた、被告人の供述、検事、弁護士の意見と三人三やうの説示を、約一時間に亘つて最も慎重にこゝろみ、かくて、いよく裁判の民衆化たる陪審員の使命である、別室における評議に入った(午後六時)。

●「芸日」昭和三・一一・二五夕刊

陪審員が下した評決が、判官の意見と一致

殺す意志や其予備なく傷害罪

広島最初の陪審公判

広島最初の陪審公判である、沼隈郡本郷村□□□□番地農ST武夫(二〇)に係る殺人未遂事件は、昨報の如くであり、裁判長は約一時間に亘る説示のち、左の主問及び補問を發した。

主問一 被告は、MK房一を殺害する意思をもって日本刀を取出し、UN與一方その他に行つて房一を捜査したか。

主問二 被告は、勘一を殺害する意思をもって斬りつけたか。

補問一 被告は、勘一を殺害する意思なくして斬付けたか。

かく陪審員は、設けられてある別室において、約五十分間に亘り、慎重に慎重を重ねて議を練り、その結果、陪審長は裁判長に答申書を差出したが、

主問第一に対しては『然らず』、主問第二に対しても同様『然らず』、補問に対しては『然り』、

の答申をなし、この時裁判長は陪審終了を告げたので、陪審員たちは午後六時五十分退廷した。これに対し、裁判長並に両陪席判事は、直に合議をなし答申採用に決したので、殺人予備の点は無罪、殺人未遂の点は傷害罪と決した。それより、証人として被告の両親を出廷せしめたが、兩人とも家庭の貧困を訴へて同情を求め、樫田検事の論告となり懲役一年六月を求刑し、これに対し石川弁護士は情状酌量論をなして刑の執行猶予を求め、裁判長等は再び合議の結果、被告に対し懲役一年を言渡した。時に八時卅分。

#### 裁判の民衆化を如実に示す

##### 最初の陪審裁判

S T 武夫（二〇）に係る事件は、警察署でも殺意があったものとして殺人未遂の意見書を作製し、また同事件をつぶさに取調た検事局でも殺意があったものとして起訴し、これに予審を請求してゐる。さて、殺人未遂事件として予審を請求された予審部では、これを微に入り細に亘って取調、証人その他参考人と、ありとあらゆるふりかけたが、その結果も、当時酒に酔ふてゐた武夫は、口端に乳がついてゐて貧乏人のくせにとぶつされた

ので、カツとなって殺す気になり、日本刀をかゝえてM K 房一の行方を捜査中、その行手を同村のS T 勘一にさへぎられたので、七面倒など、まづ同人に斬りつけて同人も殺してしまふつもりであったと認定されてゐる。また、公判廷においては、公訴事実であるS T 勘一に対する殺人未遂の事実ばかりでなく、立会樫田検事は、最初房一を殺してしまふといふ意志があったから、これも殺人予備として同時に審理されんことを、と法廷において更に追訴してゐるのである。

然るに、この事件を裁判の民衆化たる陪審法にかけ、十二名の陪審員によつて慎重に慎重を重ねられた審議の結果、房一も殺すつもりで捜査したかといふ主問一に対しては、『然らず』。然らば、勘一は殺す意思であったといふ主問二に対しても、『然らず』。要するに、武夫は房一も殺すつもりで捜したのではなく、また勘一に斬りつけたのも殺すつもりではなく、たゞ酒の為に一時に昂奮してゐた結果、単に傷つけるといふ程度に過ぎなかつたといふ認定を下している。

素人の裁判官である陪審員諸君が、かくの如き認定を為したのに対して、本ものゝ裁判官は如何なる態度に出でゐるかといふに、判官連も陪審員諸君と同じく、房一も殺すつもりで捜査したのではなく、また勘一も殺すつもりでやったのではない、たゞ一時の激怒の結果傷けてやらうと思つてやったものに過ぎないといふ、所謂傷害の認定をなし、こゝに初めて陪審員と裁判官との一致点を見出すことになったので、裁判官の方では陪審員の答申を採択して同事件は傷害罪であると懲役一年を言ひ渡したのである。

広島県下最初の陪審公判事件については、当日選ばれた陪審員たちは、以上の如く、よく事件の真相を掴み得て、社会の為めまた被告人の為に、本県の民衆化をして有意義

ならしめたものと云はねばならぬ。

## ②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三・一一・三〇判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和三・八・七夕刊において、「雨中大年増の美人、通行中刺し殺さる」と題して報道されたが、犯人が分からず、その後、「芸日」昭和三・八・七、昭和三・八・八夕刊、昭和三・八・八、昭和三・八・一一、昭和三・八・一二夕刊、昭和三・八・一二夕刊、昭和三・九・一二、と犯人逮捕に至るまで報道され、その後も、昭和三・九・一三夕刊、昭和三・九・一三、昭和三・一二・一八、と報道された。

### ●「芸日」昭和三・一〇・一三

美人仲居殺しの予審終結有罪

公判廷で殺意を否認すれば

第一回の陪審公判を開く

広島市空鞆町青物市場めさきNI義一(四〇)は、殺人罪として広島地方裁判所予審に附され審理中の処、十二日終結有罪と決定、同所の公判に附せられることになったが、義一が全身の愛をさゝげてゐた、原籍佐伯郡観音村、当時広島市広瀬町YMマサ方止宿、同市鷹匠町飲食店仲居OMハマヨ(四一)が、他に情夫を作り愛憎尽かしをしたので、これを恨み、八月六日午前一時頃同市広瀬神社附近に待伏せして、唯一突に殺害したも

ので

同人の公判に当っては、広島地方裁判所第一回の陪審公判が開廷される訳であるが、同人は予審に於て犯行を認めてゐるので、公判の際も予審同様犯行を認めれば、陪審公判には附せないはずである。尚、公判は、来月二日と決定した。

### ●「芸日」昭和三・一一・二夕刊

広島最初の陪審公判

広瀬の仲居殺し

広島市広瀬町広瀬神社前で年増美人を一突きに刺殺した、NI義一に係る殺人事件は、広島地方裁判所最初の陪審公判として、二日同裁判所で公判準備を開くこととなった。なほ、第二の陪審事件として同法廷にのぼるのは、尾道支部で予審が終結したST武夫にかゝる殺人未遂事件である。

### ●「芸日」昭和三・一一・二八夕刊

警察で責められて、嘘の事を自白した

徹頭徹尾筋を通して否認

広瀬の仲居殺し公判

むし暑い本年八月六日の深更、広島市広瀬町広瀬神社前の暗がり、二人連れで帰途についてゐた年増美人の仲居が、暗に閃いた冷たい兇刃のために、その場にコロリとよこたふれ、そのまゝ紅にそまって屍となつてしまつた——同事件は、初め謎の仲居殺しとして、迷宮深く葬られんとしてゐたのであるが、その後所轄部署の涙ぐましい捜査によつて、やつと一ヶ月振りに検挙された。これが、けふ広島県下における第二回陪審公判事件として、広島地方裁判所の公判廷に立つことになつた、広島市空鞆町青物商NI義一(四〇)である。

この公判を聴かんと、早朝から続々と押しかけ、例によつて五十枚の傍聴券に羽が生えて飛び、かくて広島市紙屋町時計商藤谷正夫ほか十一名の陪審員と、なほ二名の補欠とが行儀よく居ならば、また判官席の背後には、今村控訴院長、南谷検事正をはじめ数多の判検事連がズラリと顔を揃へ、いよゝ午前十時廿分、いと厳かに開かれた。

宮脇裁判長は、前回同様陪審員一同に、その心得をふくめた後、裁判手続きについて更にさとすところがあり、一通りの型をふんだうゑ、立会檜田検事は、

被告人は、十二年以前に妻帯したことがあるも、禿頭である為め妻に嫌はれ離別となり、爾来独身生活を続けて居つた処、昭和三年五月十三日ごろ広島市広瀬町YMマサ方の仲居OMハマヨと情交を結び、其後同人に対し金品を贈与して関係を継続して居るうち、ハマヨは他に情夫を持ち被告人を嫌悪するに至り、被告人より金品を受けながら、情交の要求に応ぜず、これが為め悶々の情に堪へざる折柄、同年八月五日深更、ハマヨの勤め先たる同市鷹匠町SE飲食店に到り、戸前より窺つたところハマヨは他の男と酒

間に嬉々とせるのみならず、情交を為してゐるが如き状況であつたので、被告人は嫉妬憤激の極、ハマヨを殺害せんと決意し、其準備として同市鍛冶屋町金物商TS武士之助方店頭より同人所有の匕首一本を窃取し、これを携へて前記SE飲食店に歸つたところ、ハマヨは既に同家を立ち出でて居るより、其後を追ひ翌六日午前一時ごろ同市広瀬町広瀬神社鳥居前の路上において、右匕首をもつて同人の背部を突刺し、右肺に貫通せる刺創を加へて、之に起因する内出血のため即死せしめたものである。

と公訴事実を述べ、これに対し、頭のはげた背の低い義一は、

私はそんなことをした覚えはありません。あの晩は、家に歸つて寝て居つたものであります。警察でせめられて、私の身がたまらぬのでつひ心にもないことを申しましたが、あれは全然うそであります。と、頭から事実を否認し、ハマヨとの関係のいきさつについては、私がいつも酒を飲みに行く鷹匠町のSE飲食店に、本年の五月十三日ごろ、同様酒を飲みに行ったところ、その晩OMハマヨといふ十人なみの年増仲居が居り、この女も一人ものであるといふことでしたから、月十円で関係を結ぶことゝなり、その晩持ち合せの金五円を与へて、爾来ズツと情交を続けて居りました。始めのうちは、下にも置かぬやうにもてなして呉れるので、青物の初ものなどが出る時には、親にも食はさぬやうにして、ハマヨの処に持つて行つてやり、ハマヨの精神さえよければ、末は夫婦になつてもいゝと思つて居つた。

肝腎な八月五日の深更の兇行当時のことをたづねても、ただ知らぬ存ぜぬと、一つとして認めず、

心にもないことを自白したのは、警察でひどい折檻を受けたからで、出るところに出て

裁判をうければ判ることだと、嘘の自白をしたものであります。と徹頭徹尾筋の通った否認をつけ、これにて同人に対する一応の取調を打ち切り、これに対し、森保弁護士は、ハマヨの変死を聞いて線香を立て、やったといふがそれはどこか、また秦弁護士から、野球見物に行ったといふがそれは何日であったか、また田坂弁護士から、兇行当夜の寝つきはどうであったか、などと被告人に対する答弁の補ひがあり、午後零時半一先づ休憩。

●「芸日」昭和三・一一・二八

或証人は有利に、或証人は不利

真犯人か否か謎の怪事件

広瀬仲居殺し公判

年増仲居殺しの犯人、広島市空鞆町NI義一(四〇)にかゝる、窃盗殺人事件陪審公判(夕刊つゞき)午後二時再開。

同事件が起つたその当夜(八月五日)午後十二時ごろ、匕首一本を何者にか盗まれたといふ、広島市鍛冶屋町金物商TS武士之助の証言に入り、匕首一本を盗まれたのは事実であるが、それが誰に盗まれたものやら判らぬ、人の話では四つ角のところに浴衣を着た大きな四十格恰の男が立つて居つたが、盗んだものはあれではなかつたらうかと云つてゐた、

と、義一の小男に似ず、大きな男であつたと有利な証言をなし、ついで同町の雑貨商でTS金物店と隣で、当夜あひくちを盗まれた前後の模様を知つてゐるといふ、TYカメ(四五)の証言に移る。

その晩は雨が降つて、近所も皆やすんで居り、それに私の眼が薄いのでよく判らなかつたが、十二時を少し廻つてゐた頃、緋の浴衣を着て居た男が、金物屋の前にうろくして居り、傘かステッキのやうなものを持つて居つたやうに思ふ、

この時裁判長より、その時その男が着てゐたといふ着物はこれではなかつたらうかと、緋の浴衣を示され、

雨の夜であつたからよくは判らなかつたが、たしか緋のやうであつた。

と、これまた被告に有利な証言をなし、ついで、殺されたOMハマヨが同居して居つたといふ、同市広瀬元町YMマサ(五四)の証人調に移り、

私のうちには、最初KYハルといふ者であるといふて来られました、その後OMハマヨが本名であるといふことを知りました。同人のもとには、KBKとかOMとか、そのほかHDといふ男が出入して、たまには泊つて帰ることもあり、これら三人のうちではKBKといふのが一番若くていゝ男であつた。こんなにハマヨさんが、多くの男を連れて来るので、余りそんなに多くの男を引ツ張り込んで、近所の手前も悪く、また風評が悪いからと注意したことがある。東の方の人で、髪をきれいに分けた大きな男が、四度ほど来て二度ほど約十分間位づゝあがつて行つて居つた。ところがその後で、ハマヨさんが言はれるのには、あの人は好かんからあの人が来られたら、居らんと云つて呉れと云つてゐた。

と、同事件とは重大な関係を有する事実を述べて、法廷の空気を彌が上にも緊張させ、この時森保弁護士をはじめ二弁護士から、矢継ぎ早に急所を突かれ、結局被告に有利此上なしの証言をなし、ついで同町のH Oタマ（六六）の証言に入り、

義一といふ人が来るが、それは厭ぢやがついて来て困る、寝るにも帽子をかづいてゐて頭が禿げてゐるから、

と、これはちつと不利な証言をなし、次で当夜殺されたO Mハマヨと連れ立って帰つてゐたといふ、生きた証拠の女髪結F Tサイの証言に入り、

当夜ハマヨを殺した男は、どんな男でどんなものをかぶつてゐたかは、暗かったので少しも分らなかつた。

と、有利此上なき証言をなし、次で同事件を取調た元西署の巡査部長三好方時の証言に入同事件は、本人の申立によつたもので、決して折檻などの誘導によつた自白ではない。と、同人のみ不利な証言をなし、こゝで五時三十分、十分間の休憩をなし、再会後Y N B 森之助氏の証言に入った（午後六時）。

●「芸日」昭和三・一一・二九夕刊

可愛さ余り憎さが百倍、ハマヨを殺したのだ

罪を逃がれんとしての否認

広瀬の仲居殺、樫田検事の論告

有罪か、無罪か、審理が進むにつれて、自分が殺したものではないと、どこ／＼までも否認する、年増仲居殺しの犯人、広島市空鞆町青物行商N I 義一「四〇」に係る事件は、十一人の証人中十人までは義一に有利な証言をなし、兇行当時の本八月六日の午前一時前後には、たしかに自分の家に寝てゐたのを見たといふ事実さえ判り、さては判官席は勿論、この難事件をどう判定するかといふ、最も興味の中心にある陪審員たちも、終始耳をそばたてて片言隻語も聞き洩らさじと緊張し、時には専門家でなくては気がつかないやうな重大な質問を發し、また、

弁護士も、有利なことへと、グン／＼突き込んで、その言葉を記録にとゞめさせやうとし、何ら事件に関係のない傍聴人らですら、我ことのやうに真に身を入れて聴き入るといった有様で、午後八時まで、誰一人として退廷するものはなかつた。前日において、すべての証拠調が済んでゐるので、廿八日午前九時四十分より、広島地方裁判所で開廷された第二回続行公判は、直に樫田検事の意見に入つたが、これに先だち同検事は、言葉を和げ被告義一に対しても、『あなたは私が調べて、これからは予審判事の調であると云つたのを記憶してゐますか』などゝたゞすとゝころがあり、しょんぼり佇立した被告に着席をゆるして、

徐ろに口を切り、

これから事実上法律上について意見を述べることにする、と前提し、

本年八月五日二時ごろ、私の枕もとにあった警察電話のベルがけたたましく響いた。それによると、六日午前一時ごろ広瀬神社の前で四十歳位の女が背後から刺されて即死してゐるとのみで、他に何ら判つてゐなかつたので、こんな事件には予て経験のある予審

判事にも来て貰ふことにし、私より後れて予審判事も現場に駆けつけられたのであります。屍体を検視し、更に香川医師の解剖の結果は、背中の傷が致命傷で肺臓の中に兇器の尖端が深くはいつて居り、そこに多量な血液が溢れて居って、この出血の為め死に致ったものであると云ふことがあった。当夜は雨がしよぼ／＼降って居ったので、

屍体を缶詰会社の軒下に移した。然るに、この際同事件のために幾多の端緒となった、鳥籠が転げて居った。被害者である女の身許は、佐伯郡で相当の家庭に生れて二度ほど縁付いたけれども、多情の為つひに二つとも破鏡の嘆に遭ひ、その後仲居などをして転々として居ったものであるといふことも判った。こんなことで、直ちに警察に行つて見ると、鍛冶屋町の金物商 T S 武士之助方の店頭にあった、七首（価格七円位）が盗まれてゐるといふことも判った。

屍体の傷と云ひ、盗まれたといふ七首とがその鋭利な点などから一致点を見出すことが出来るので、私達の神経は妙に緊張した。これより後、午前六時ごろに、広瀬神社附近の畑の中に、一つの新しい七首が投げ込まれてゐるのが、家人によつて発見されたので、岡山の医科大学の遠藤教授に御依頼して鑑定を致したのであります。それによると、渋のやうに黒くなつてゐるものは、人血に相違ないといふことが判った。こうなると、同七首こそ、被害者ハマヨを殺したものであることは、香川医師の検案書とびつたり符合し、要するに、T S 金物店の七首を盗んだものが、その犯人であるといふことが、時間その他の関係で次第に明白になつて来た。被害者は、その日 F T といふ

女髪結と相生傘で帰つて居つたところ、その瞬間に傘諸共グツと刺されたことは、後になつて検事の検証の際に判った。また、ハマヨが斬られた際のその浴衣のきずとも、これ

又びつたり一致する。当夜屍体となつたハマヨの懐中には、現金二円廿六銭がくしまはれて居つた。この点より、同事件は強盗の所為ではない、また同女は到つて淫奔な女であるといふことが明白になり、これ等の点より痴情の方面の捜査に着手し、N I 義一もその日真ツ先に容疑をかけられたが、的確な証拠が得られなかったので数時間の後返へされてしまつた。この外 O M、Y M、K B K などといふ、これ又痴情関係方面を片つ端から調べて見た。然るに、

事件は全く五里霧中となつてしまつた。その後、A N 某といふのも容疑者として挙げられたのであるが、これは強盗殺人といふ名のもとに行はれてゐるといふことであつたが、これは同事件には距離が遠いので突き離してしまつた。その捜査の結果、被害者の持つてゐた鳥籠が非常な有力な端緒となり、被告 N I 義一がハマヨと月十円で妾同様の関係を結んでゐる事実があり、女はそうでもないに男はゾッコン惚れ込んで、青物屋さんとしては相応な品を持つて行つて、歓心を買つて居つた。昨日、当法廷において元西署の三好巡査部長の証言にもあつたやうに、

被告の申立は、任意の供述で少しも無理がないと云つてゐる。同巡査部長の供述は、最も重大な証拠である。警察署における自白は、『どうも恐れ入ります。私は、ハマヨが無情であるから腹立しさの余り殺しました』と云つてゐる。その他、ハマヨが、夜戸をしめ出したこと、広瀬神社の前を通るのは何だか怖ろしいと云つてゐたことまでも、ちゃんと調書に載つてゐる。警察官は、小説家ではない、被害人が云ひもしないことをこしらへて書くやうなことはない。僅か五十銭のため、義一に対し、ハマヨは金がなければ来なくてもよいと言つて、言葉の行が／＼上、ハマヨから眼部を蹴られて眼をはらして

ゐたといふ事実がある。然るに、被告はこれは、

野球に行った際、ボールが当たったのであると云つてゐる。兇行の事実については、あの晩鍛冶屋町の金物屋で短刀を盗んで、広瀬神社の右の石のところに隠れて居り、一本の傘を二人でさして行く、その後からやつたと云つてゐる。また、ハマヨはその晩義一からハマヨさんと声をかけられたが、ハマヨはあなたとは連れだつて帰らぬ、この甲斐性なしがと罵つたので、腹立ちまぎれに傷位はつけてやらうと思つた、と云ふことになつてゐる。

かくの如き、総ての点に合致符合する調査は、決して誘導尋問の結果でない、と検事としての立場上、この点を特に力説し、

私は樫田検事である、これから予審にかけるから正直に申し立てをせなければならぬと云つたら、有難うございますと私を拝んだ、その際の取調に七月七日の晩にはふじやうがあるといふから、

尻を向けて寝たといふことであつた。また、女から甲斐性なしと云はれたことも自ら進んで云つて居る。それから兇器である短刀を示して、こんな鋭利なもので突けば死んでしまふではないかと云つたが、殺すといふやうな考へはなかつた、傷をつけてやらうといふ程度であつた、

と云つて居る。更に予審廷においても同様、少しも無理がなくきれいに殺意までも自白してゐるのに拘らず、公判といふ出る場所に出ればと云つて、準備公判から俄然供述を翻してゐるが、これは自己の罪跡をおほはんが為めであることは、これ又実に明かな事実である。

然るに、被告人が供述を翻へしたからとて、私は改悛の情がなきものであると、憎しみをもつて見るやうなものではない。兄弟が刑務所に面会に来る、こうなると、

両親のことなどを考へて、何とかして罪より逃れたいと悩む、これは人間として、またあり勝ちなことであると思ふ。然し、事実といふものは一つしかない。

と強く言葉をひき縮、更に争点となつてゐる証人の証言につき、一々微に入り細を穿つ意見をとろろみたくへ、

ぞつこん惚れ込んでゐる女から、日々にすげなくされるやうになつたので、可愛さ余つて憎さが百倍と、所謂嫉妬の結果、大それた犯罪を犯すに至つたものである。

と、約二時間半に亘つて極力有罪意見をこゝろみて、午前十一時五十五分、一先づ休憩に入る。

#### ●「芸日」昭和三・一一・二九

列席弁護士何れも、無罪なりと主張す

事件いよく怪奇を極める

広瀬の仲居殺し公判

(夕刊つゞき) 有罪か、無罪かの瀬戸際に立つて慎重審理を続けられてゐる、年増仲居殺しの被告、広島市空鞆町青物行商NI義一(四〇)に係る事件は、午後一時廿分再開。樫田検事は、更に有罪意見の論旨を進め、兇行現場その他時間の関係などを、陪審員をはじ



め関係者に徹底せしめるために、背の高い衝立やうのものに、

地図を詳しく描き、一々これを指さして、これ又くわしい意見を試み、斯ては同検事一流の恋愛哲学を振りかざして、これでもか之れでもか、と云はぬばかりに畳みかけ、

短刀を盗んだといふ窃盗の事実は勿論、惹いてはハマヨを殺害したといふ点についても明かである。つきましては、仏国にあるやうに感情をまげず、最も公平に最も慎重に判断していただき度い、

といふ、約三時間に亘る大意見をこゝろみ、これに対し、秦弁護士は、

法律の力も何もいらぬ、たゞ殺したか殺さぬかといふことを、判断していただければいゝのである。検事は、殺したといふ証拠をおあげになりましたから、私はそれとは反対に殺さないといふ証拠をあげるものである。

と前提して、

一体人権蹂躪といふものは、あるものかないものか、ごう問といふ事実が、あるかないか。これに就いては、和歌山県で、我々の

仲間の弁護士二人が殺された時の警察の調べの際に、実に惨酷な人権蹂躪問題があった。と、その実例をあげて論旨を進めつゝある時、裁判長は、この事件に関係のないものではなくて述べないやうにしていたきたいとの注意があり、同人権蹂躪問題については論旨をそらし、

被告がわきを見て居った時、三好部長からひどく怒られたので、どうも済みませんと云ったところ、『それ見よ、気がすっかりしたらうが』と云った。要するに、これが白状の緒となったものである。昨日三好部長が証人台に立った時、被告の頸のあたりに汗が

一ぱいにじみ、今にも問ひかけんとするの風であったから、自分は特に注意を促した次第である。

と警察の調べの矛盾不合理であったことを縷々論じたのち、

検事の意見を帳消しにし、ついで田坂弁護士と同様無罪意見の後、更に森保弁護士は、

世の中に殺しもしないものが、だん／＼白状した事実は、しば／＼ある。検事は、検事の立場上、ハマヨの体に刺されたところの刃は、畑の中に投げ捨てゝあつたものに違ひないと極論されましたが、それには当らぬところがある。短刀の血が正しくハマヨの血であるといふ鑑定がどこにある、被害者ハマヨと姉妹以上のつきあひをしてゐた女髪結のFTサヨが、偽証に問はれんとしてまで、かたきの立場にある被告義一のために利益の証言を為すといふことは、どう考へても考へられぬ。

と微細に亘り、極力無罪論をこゝろみて、一先づ休憩、午後六時閉廷。明日も続行の筈。

●「芸日」昭和三・一一・三〇夕刊

義一はハマヨを殺した、懲役八年求刑さる

陪審員は窃盗殺人を認む

広瀬の仲居殺し公判

検事は、有罪意見を縷々三時間に亘って、なるほどなアーとうなづかせ、これに対し、弁護士の方も、なか／＼まけてはをらず、老巧な森保弁護士をはじめ、秦、田坂の新進が、

これまた入り替はり立ち替はり約四時間に亘って、検事とは全然反対の立場から極力無罪意見をこゝろみて、これまた至極尤もだなアと感動させ、つひには陪審員をはじめ満廷すし詰の傍聴人を酔はしてしまひ、また判官席の背後に陣取つてゐた今村控訴院長をはじめ

南谷検事正、伊藤広島地方裁判所長、古森同検事正、森岡山地方裁判所長、水野鳥取裁判所長、菅波同部長判事、児玉松山地方裁判所部長判事

その他管内の各首脳部連を、熱心に傾聴させるといふ張り切つた場面を見せ、前夜のうちに結審の運びとなり、有罪か無罪かの判決を下されることになつてゐた、年増仲居殺し事件の被告、広島市空鞆町青物行商NI義一〔四〇〕に係る窃盗殺人事件は、大事に大事を踏む裁判所の立場上、これを更に一日延期せしむることとなり、廿九日午前十時から、引き続き広島地方裁判所宮脇裁判長、櫻田検事係で開廷された。裁判長は被告義一に対し、

昨日に引続いて審理をするが、今まで取調べられたことについて、何か申立をして置くことはないか、

と訊ね、『別に何もありません』と答へたので、『それでは陪審員各位に申します』

昨日、一昨日の両日に亘り、終日熱心に傾聴せられたことについては、敬意を表します。いよく各位の評議を煩はすに先だち、ちよつと注意申し上げることがある。

と前提し、弁護士の見解の中に、

『疑はしきものは、軽きによる』といふことがありますが、これは古来からの言ひ伝へであつて、決して法の精神でない。また、『百人の罪を逃がすより、一人の冤罪を罰するな』と云ふのも、これ又単なるたとへに外ならないから、陪審員各位は当法廷に現

はれた事実のみを基本として、最も冷静にまた公平に出でられなければならぬ。

とこゝで最後の釘をかく打つたのち、被告義一が犯したといふ公訴事実その他証拠、各証人の証言について、一々詳しくとき示し、更に争点となつてゐる時刻ならびに地理の点に及び、ついで検事の有罪意見、三弁護士の無罪意見などにつき、約一時間に亘る細心の説示をなし、その結果、

第一、NI義一は、昭和三年八月六日午前零時頃、広島市鍛冶屋町金物商TS武士之助方の店頭より匕首を盗みたるや。

第二、NI義一は、昭和三年八月六日午前一時頃、広島市広瀬町広瀬神社前の道路に於て、匕首を以てOMハマヨの背中を突き刺して、殺したるものなるや。

との問書を、陪審員に交付し、

これによつて、同事件の有罪か無罪かゞ決する基本となることであるから、最も慎重にまた冷静公平に、

と繰返して、いよく法律の民衆化たる陪審員の評議に入り、午前十一時四十分休憩。午後一時廿五分再開。

陪審員長より、裁判長に評議の結果の問書を提出したので、同裁判長より山本書記をして之を朗読せしめたが、その結果、

主問第一 然り

主問第二 然り

要するに、NI義一は、

本年八月六日午前零時ごろ、広島市鍛冶屋町金物店TS金物店の店頭から匕首一本を窃

取し、その匕首をもって、兇行の現場であった広島市広瀬町広瀬神社前の小暗いところに隠れ、当夜OMハマヨが女髪結のFTサヨと相合傘で帰途についてゐたのを、背後からグザツと突き刺して、即死せしめたものである、といふことが、

判定されたもので、山本書記によつて、この最も重大なる問書が朗読された瞬間には、法廷の空気がいやが上にも緊張し、『矢ツ張りそうかなア』と思はず口ずさませた。樫田検事は、同情ある論告の後、懲役八年を求刑した。判決は、廿日午後一時、言渡されるはず。

●「芸日」昭和三・一二・一夕刊

広瀬の仲居殺し、懲役八年判決

打ちしほれた被告NI義一が

メソくくと泣き出す

有罪か、無罪かの瀬戸際に立つて三日間、大事に大事を踏んだ年増仲居殺しの陪審公判は、陪審員の殺したものであるとの答申によつて、廿九日結審したので、いよくこれが運命を決せられることとなり、被告たる広島市空鞆町青物行商NI義一（四〇）は、廿日午後一時広島地方裁判所の陪審法廷に曳き出され、とどろく胸を抑へて、しづかに判決をまつた。

やがて、宮脇裁判長は、『被告人NI義一を懲役八年（求刑八年）に処す』と重々しい

口調で言渡し、これに対し、頭の禿けたむごくしいほど打ちしほれた義一は、この懲役八年といふ言葉に、思はず頭を垂れ、やがては男らしくもなく、めそくと泣きだした。

●「芸日」昭和四・一・一〇

年増仲居殺しが、陪審最初の上告審

来る二月十四日大審院第一部の

藤波裁判長係りで開廷

（東京発）陪審裁判に依る最初の申告申立てが、九日大審院に提出された。申告申立ては、窃盗殺人罪に問はれ、広島地方裁判所刑事部宮脇裁判長、樫田検事係りで審理の結果、昨年十一月三十日懲役八年を宣告された、広島市空鞆町□□青物商NI義一（三八）で、同人は禿頭で女にきらはれ、妻にも逃られ、久しく独身を続けてゐたが、たまくと知り合になつた鷹匠町SE飲食店に雇はれ中の酌婦OMハマヨに、金品を与へて情交關係を続けてゐたが、ハマヨが他に情夫を作つて、意の如くならなくなつた為め憤慨の結果、昨年八月六日深更鍛冶屋町TS金物店の店頭にあつた匕首を盗み、その匕首をもって翌朝広瀬神社鳥居前で、ハマヨの背後から斬り付けて即死せしめたものであるが、上告理由は、未だ申立て趣意書が届かないので不明であるが、大審院刑事第一部藤波裁判長係りの下に、来る二月十四日第一回弁論を開き、申告を受理するや否やを決定する事になつた。

●「芸日」昭和四・二・一六

問題になった裁判長の説示

陪審裁判の処女上告

各方面から重大視

(東京発) 陪審裁判に対する判決を不服として大審院に上告して来たものは、全国で計五件に

達したが、最初の陪審上告、広島市空鞆町□□青物商NI義一(三八)が昨年八月七日七首を盗み、OMハマヨといふ女を殺害した窃盗殺人事件は、広島地方裁判所で懲役八年を言渡されたものであったが、いよく来る三月一日、刑事一部藤波裁判長、三橋検事係、秦良一、森保祐昌の二弁護士人会で開廷されることは、既報の如くであるが、

陪審における処女上告して、法曹界並に一般から頗る注目されてゐた、問題の上告趣意書が、十二日午後大審院に到着し、裁判長並に検事の許へ、

廻付された。上告趣意書に挙げられた論点は、左の六項目であるが、今後の上告に対する指針ともなり、種々法律的に難かしい解釈の与へらるゝ陪審の重要な裁判であるが、殊にその趣意書の内容の争点は、陪審員の答申の根本をなすべき、陪審裁判長の説示に意見が加はつてゐるかどうかといふ重要性を帯びたものだけに、大審院の解釈並に判決は、頗るその結果如何を注目されてゐる。

上告趣旨の六項目を要約すると、左の如くである。

一、裁判長の説示が、弁護士の弁論を四点に亘つて反駁してゐる。これは、「説示中に意見が加はることで」、判決の結果に重大な影響がある。

一、証人SEとめの証言は、陪審法の定むるところによつて、証拠とすることは出来ないにも拘はらず、裁判長の説示中に、証拠として採用し、述べたことは不当である。

一、当然証拠となることの内容をば、その要領をさへも説き及んでゐないことの不法がある。

一、問題となるべき事実につき、被告の利益となることを避けたる事実あり。

一、本件は、殺人窃盗の併合罪だとして取扱つてゐるが、窃盗、殺人と各々別個の犯罪として取扱ふべく、一罪としての取扱ひでない旨を説示で述べねばならぬ。ところが、それがなされてゐない。

一、裁判長は、記録から予審調書だけを取外して、陪審員に交付し、その際予審における被告の陳述と公判廷に於ける被告の陳述が違つてゐることを強調し、陪審員に理解せしめやうとした。陪審法第八十二条には、陪審員に対し証拠物や書類を交付することを許してあるが、それは単に見せるためにするのであつて、読ませるためにすべきではない。裁判長は、此の際読ませるためやったのだから不当だ。

③「府中町の女髪結い殺し事件」昭和四・二・二〇判決

●「芸日」昭和四・一・一三夕刊

## 本年最初の陪審公判

### 府中町の殺人

芦品郡府中町生魚商NM岩吉が、痴情の結果、予て醜関係のあった同町なる女髪結を、病夫の目前で出刃庖丁を以て惨殺した事件は、その後尾道支部で予審終結有罪と決定したが、同人が殺意の点を否認してゐるので、法定陪審事件として広島地方裁判所に廻附されたので、同裁判所では、本年最初の陪審事件として同所の公判に附されるが、これが準備公判を、来る十八日宮脇裁判長、榎田検事、官選林飛弁護士列席で開かれることゝなった。

#### ●「芸日」昭和四・一・一九夕刊

女髪結殺し、殺意否認

### 陪審予備公判

芦品郡府中町青物商NM岩吉（五二）が、昨年十一月十九日午前十時ごろ、同町の女髪結NIツル（二八）を、その内縁の夫の面前で、刺身庖丁をもって斬りつけて惨殺した、法定陪審事件の公判準備は、十八日広島地方裁判所で、宮脇裁判長、榎田検事係、林飛弁護士列席、開廷された。

岩吉は、妻子がなく淋しい身の上であるので、予て被害者たるツルをわが子の如く愛し、ツルの方でも子供になつてゐると云つて居つたので、自分が晩酌をする時などは、いつ

も呼びに行つて、お酌をさせたりなどして居つた。然るに、岩吉が余りに執えうに呼びつけるので、其後余りに同人方に行かないやうになつたので、岩吉は昨年十一月十五日の夜、自分の家で御詠歌をやるから是非来るやうにと云つたが、同夜も来なかつたので、内心快からず思つて居つた矢先き、同月十九日午前十時ごろ、酒三合を呷つていゝ気持ちになつて青物行商から帰つて居つた折柄、ツルが内縁の夫たる病床のMM兼一におはぎを与へつつ睦まじく語つて居るのを見るや否や、着物の中に入れて居つた刺身庖丁を取り出し、病夫の面前で滅多斬りにし死に到らしめた事実で、当日岩吉が殺意を否認したので、二月十八日、被害者の内縁の夫たるMM兼一外数人を証人として喚問することゝなつた。

#### ●「芸日」昭和四・二・九

犯行現場を検証し、同所で証人を喚問

### 広島の本年初の陪審公判

#### 府中町の女髪結殺し

本年最初の陪審事件として、来る十八日広島地方裁判所で開廷される、芦品郡府中町青物行商NM岩吉（五三）に係る女髪結殺し事件につき、同地方裁判所の宮脇裁判長、河邊、本田両判事、榎田検事並に山本書記の一行は、開廷に先立だち犯行現場を实地に検証し、同時に同所において被害者の内縁の夫MM兼一、及びNGサノの兩名を証人として喚問す

べく、九日午前八時十二分広島駅発列車で、同地に出張、同日午後二時より開始することになった。

●「芸日」昭和四・二・一九夕刊

『殺意はなかった』と徹頭徹尾否認

府中町女髪結殺し

陪審公判開廷さる

予審では殺意があったと認め、被告人は殺すつもりではなかったといふ、芦品郡府中町大字□□の女髪結殺し青物行商NM岩吉(五三)にかゝる陪審公判事件は、十八日午前十時から広島地方裁判所で、宮脇裁判長、樫田検事、林飛弁護士列席、開廷。けふも、今村控訴院長をはじめ、伊藤所長、古森検事正以下多数その背後に陣取り、まづ抽籤によつて十二名の陪審員が選ばれたのち、樫田検事は、

被告人岩吉は、府中町大字□□□□□番地に住むMM兼一の内縁の妻NIツル(二八)が、病床に呻吟せる兼一につかゆることをあはれむと称し、昭和三年夏過ぎ頃より兼一夫婦を愛撫して居つたが、其後岩吉は屢自宅に呼び寄せ、なほツルが岩吉方に来訪せぬ時は粗暴の言動に出で、其態度が執えうであつたため、ツルは遂にこれを嫌悪し岩吉をうとんずるに至つた折柄、同年十一月十五日夜岩吉はツル方に到り、同人に対し御詠歌聴聞の爲め自分方に来るやうにと求めたが、ツルがこれを拒み、且つ同人の妹婿M

○芳夫はこの事を聞知し其場に到り、岩吉に対し暴行を加へたため、同人はツル等の仕打ちは従来の厚意に背くものであると思ひ憤怒、その機を窺ふうち、同月十九日午前十一時過頃、行商の帰途兼一方を窺つたところ、ツルが同家台所に居つたのを目撃したので、直ちに其場に到り携へてゐた刺身庖丁をもつて、ツルの前胸部、左乳房右側外八ヶ所の刺傷を加へ、因つて同人をして其場に於て、同日午後一時ごろ該刺傷による出血の爲め死亡するに到らしめて、殺害の目的を遂げたのである。

と公訴事実を述べ、これに対し裁判長から、『検事の只今云はれたことに間違ひはないか』と、まづ総括的の尋問を發せられ、

自分は、初めから殺すつもりでやつたものではなく、たゞいためるつもりであつたと、まづ殺意を否認し、

昨年の六七月頃、ツルが自分のところに来て、兼一の病氣はモウ駄目だからと医者が見離れたからと云つたので、自分が行つて見たところ、まだまめになりそうであつたから、その後滋養になるものとか、また三度の御飯とかを持って行つて面倒を見てやつた結果、メキ／＼よくなって来たやうだつた。

この時裁判長から、

殺されたツルは、お前の先妻によく似て居つたと云ふではないか。

と、漸く事件の中樞を触れ、

ツルは、死んだ先妻によく似て居り、あなたには子供がないから、私があなただの子供になつてやると云つたから、それを真にうけて、ます／＼同人を愛するやうになつた。

木綿盲目縞の上下を着て、一見好々爺に見へる岩吉は、備後なまり丸出しで、

私がツルをしちこく寄びにゆくから、それが為めツルが私を嫌ったやうにも思はれぬ。昨年十一月十五日の夜、ツルの妹婿の芳夫から殴られたことについては、ツル達のさし金であるとは思はなかったが、大変腹が立って、ただ芳夫一人を怨んだ。しかし、ツルに対しては何とも思はず、その後も以前と同じやうな心でつきあつてゐた。

かくて、いよく事件の核心に入り、

昨年十一月十九日午前十一時ごろ、行商の帰りにツル方の前を通つたところ、同人が台所のところに居るのが眼についたので、恰度その時刺身庖丁を持って居つたので、たゞ無我夢中でやったもので、刺したのも最初の一突きしか覺て居ない。

裁判長から、『始めはツルが可愛かつたが、ツルの妹婿の芳夫から殴られて以来、ツルが憎くて悪くて堪らなくなつたので、殺す氣になつたのではないか』と、痛いところを畳みかけられ、

決してそんなことはありません。

と徹頭徹尾否認し、当日酒氣を帯てゐたことは事実であると認め、正午一先づ休憩に入る。

### ●「芸日」昭和四・二・一九

被害者の母は、不利な証言

一通りの審理を終る

女髪結殺し陪審公判

夕刊既報——女髪結殺しの被告芦郡府中町字□□□□番地青物行商NM岩吉（五三）にかゝる陪審事件の公判は、（十八日）午後一時再開、岩吉の内縁の妻KMシナ（五六）の証人調に入り、

ツルを殺したのは、妹婿の芳夫から殴られたからであらうと思ふ。岩吉とツルの間には、別に色気はないやうに自分は思つてゐるが、男と女の事であるから、そのところはどうとも判らぬが、人の話には鹿の子も買つて遣り、活動にも連れて行き、内証で金も借してゐるといふから、

と、如何にも奥歯に物がはさまつてゐるやうな証言を為し、次で、岩吉と予て親交のある同町TD八三藏（五二）の証言に移つた。

岩吉がツルを口説いたといふことは聞いたことはないが、岩吉の内縁の妻のシナが大へんやきもちを焼くといふことは聞いたことがある。また、ツルからだまされた、ツルは自分の子になつてやると云つたのに、それが嘘だつた。自分は、日本一の馬鹿であると言つて、男泣きに泣いていた。酒は一升位も飲むが、自分から喧嘩を買ふやうなことはない。しかし、酒癖はよくない方である。

と、どちらかと云へば稍有利な証言をなし、ついで、同町のSOヨシノ（五〇）の証言に入り、今度はどちらともつかぬ証言をなし、終つて、同町IDナツ（五七）の証人調に入り、それより、被害者NIツルの実母MOマツノ（四八）の証言に入った。

ツルの家に岩吉さんが果物などを持って行つて下さつたといふことは聞いてゐたが、御飯とかお汁とかを持って行つてをたといふことは聞いたことはない。岩吉さんは、いづれも娘のところへ娘を呼びに来て、仕事なんかはほつて置いて来い、来なければ殴つて

やるぞ、など、乱暴なことを云ひ、恩を知らぬものは犬であると、私がツルの処に行つた時にも大変毒ついた、など、

さすがは肉親の親だけに、胸苦さを覚へるらしく、かすれる声をはげまして、不利この上なしの証言をなし、ついで、問題のツルの妹婿M O 芳夫（五一）の証人調に移り、これ又被告に不利な証言をなし、ついで、F I 九一、D I 俊夫の証人調をなし、これにて一通りの審理を終った。

●「芸日」昭和四・二・二〇

陪審員は殺意を認め

検事懲役十五年求刑

府中町の女髪結殺し

芦品郡府中町字□□□□番地青物行商N M 岩吉（五三）に係る、女髪結殺し事件の陪審公判は、（十八日）午後七時四十分再開。裁判長は、被告人の陳述、各証人の証言並に弁護人の意見により、一々噛んでふくめるやうな同事件の説示をなし、その結果、左の如き問書を提出した。

主問

一、殺意をもって殺したものであるか。

補問

一、殺害するの意思なく、刺傷を負はせ其出血により死に致らせたものであるか。

これに対し、陪審員は別室において、最も冷静に最も公正に評議をなし、主問第一に対し『然り』といふ答申をなし、結局殺意があったものであるといふことが明白になったので、榎田検事は情状論の後、懲役十五年を求刑し、午後十時半閉廷した。判決言渡しは、二十日午前十時。

●「芸日」昭和四・二・二一夕刊

女髪結殺し、懲役十三年

求刑より軽く

女髪結殺しの被告芦品郡府中町字□□青物行商N M 岩吉（五三）に係る陪審公判は、広島地方裁判所宮脇裁判長、榎田検事係、審理中であつたが、廿日午前十一時、懲役十三年（求刑十五年）との判決言ひ渡しがあつた。

④「落合村の恨みの放火事件」昭和四・三・二八判決

（注）本事件は、当初、「芸日」昭和四・一・一五夕刊において、「放火事件、頓に多く。県刑事課活動」と題して報道された。

●「芸日」昭和四・二・二三



落合村の放火未遂  
陪審予備公判

安佐郡落合村大字□農新宅セツ（四七）にかゝる放火未遂事件は、法定陪審事件として広島地方裁判所の公判に附され、之が準備公判を廿二日午後、宮脇裁判長、樫田検事係、開いたが、同人が事実を否認したので、三月十五日証人四名を喚問し、公判開廷することゝなった。

●「芸日」昭和四・三・一六夕刊

腹たちまぎれに放火した女

犯罪を認め寛大な処置を願ふ

陪審廷に初めて女

広島地方裁判所のあたらしい陪審法廷に、けふ始めて女の被告が立ち、宮脇裁判長から放火未遂事件の審理をうけた、憐れな事件があった。

広島県安佐郡落合村大字□日稼STセツ（四七）は、昨年一月ごろ居村のW玉市の妻から、糯米二升を買ふことにして、其前金として金四十銭を渡して置いたが、其後玉市の妻が数日の後入水自殺を企てたため、セツは玉市に対し前記四十銭の金を返して呉れ

るやうにと求めたところ、玉市は『お前のやうな貧乏人から金を借る筈はない、お前の方が自分の妻より借って居るのだらう』と悪罵して応ぜず、其後セツの娘から送って来た金十円の盗難に罹った際、又も玉市は他人の面前で『お前が五円も十円も盗まれる事があるものか、他人の金を取りでもせねばそんなことはない筈だ』とさんざん侮辱したので、セツは玉市に対し遺恨骨髓に徹し、此上は同人方を焼き尽して怨みを晴さうと、本年一月十三日午前八時頃、炭団火一個と木炭火数個を硝子罎に入れて、玉市が居宅と隣接せるFM鐵雄所有の木小屋に到り、其中に積んであった杉葉の中に、前記の炭団火を投げたため、同小屋内にあつた板戸及古畳各一枚の一部を焼いたが、玉市等によつて消し止めた事実で、

樫田検事が述べた公訴事実に対し、古びた木綿縞の袷に黒木綿の粗末な上張を纏ふた極貧そのもののやうなセツは、垢じみた手拭で顔をおほひ終始嗚咽の中に、

腹立ちまぎれのツイ出来心から、悪いことを致しました。

と陪審事件の被告にも似ず、最初から神妙に犯行を認め、

玉市が四十銭の金でも返へして呉れたなら、おたい夜に糯米の二升でも買ふて、子供たち餅でも搗いて食べさせうにと思つたら、胸が一杯になって、前後の弁もなく火をつけたのであります。

と声を立て、泣き崩れ、このほか病弱な夫の身の上、弟子や女中となつてゐる子供たちのあはれな境遇などを、ぼつり／＼と語り出し、この上は寛大な御処置をと、ひたすら哀願し、正午休憩した。

●「芸日」昭和四・三・一七夕刊

陪審員の答申は、被告に同情

落合村の放火未遂のセツに

検事は懲役三年求刑

安佐郡落合村大字□日稼S Tセツ（四七）に係る放火未遂事件の陪審公判は、昨報の如く、裁判長の説示の後、

主問一、

S Tセツは、W玉市に対する恨を霽らさんため、同人所有の靱を焼失せしめんとして、隣接せるF M鐵雄所有の木小屋に到り、納屋及住宅に延焼せしむる為め、該小屋一面に積重ねありたる枯松葉の中に、炭団並に木炭を入れ置きたるより、松葉等に燃え移り、板戸及古畳の一部を焼きたるも、他の発見消止むる処となり、放火の目的を遂げざりしものなるや。

補問一、

セツは、前記納屋の一部が職場にして、貞夫が現在するも計り難きことを知りながら、住宅外に納屋を焼毀する為め、放火を為したるも、他人の発見消止むる処となり、其目的を遂げざりしものなりや。

補問二、

セツは、納屋のみを焼毀するの意思にて、O D貞夫が右納屋の一部を職場とし現在する

やも計り難きことを知りながら、放火を為したるも、他の発見消止むる処となり、目的を遂げざりしものなるや。

補問三、

セツは、納屋のみを焼毀する意思にて、O D貞夫が右納屋に現在することを知らずして、放火をなしたるも、他人の発見消止むる処となり、其目的を遂げざりしものなりや。

との主問一補問三の問書を提出し、その結果、陪審員は補問三にのみ『然り』とし、その他に対しては何れも『然らず』との答申をなし、採択されて、被告に有利な結果となったので、樫田検事は情状論の後、懲役三年を求刑し、十五日午後十時閉廷した。判決は来る十八日。

●「芸日」昭和四・三・一九夕刊

放火犯人、懲役二年

落合村の哀れな女

二口目には『貧乏人の癖に』と侮辱されたのを怨むの余り、納屋に放火して米や麦を焼かんとした、安佐郡落合村大字□日稼S Tセツ（四七）に係る放火未遂事件の陪審公判は、広島地方裁判所で審理中であつたが、十八日宮脇裁判長より、懲役二年（求刑三年）との判決言ひ渡しがあつた。

⑤「竹原町の手柄の放火事件」昭和四・四・二七判決

●「芸日」昭和四・四・二六夕刊

放火したことは、さらさない

手柄が現したさに放火した

薄ノロ理髪士の公判

薄ノロの理髪屋、賀茂郡竹原町字□石□番地○T秀雄（二一）が、本年二月初旬ごろ旧節季の爲め、居村□部落の青年団員の一人として夜警に従事中、何とかして功名を樹てたいと思つてゐた矢先、二月六日午後九時ごろ、その詰所たる居村のYU武雄方に赴く途中、胡神社とYOケイ方との間の路地に落松葉を積重ねてをったことを想ひ出し、これに放火したうゑ他人に先んじて其火災を発見した如く装ひ、而して推賞を得んと、薄ノロらしい決心をなし、同落葉に放火する時はケイ方の住宅を全焼せしむるに到るべきことを認識しながら、予て携へてゐたマッチで該松葉に点火し其場を立去つた所、その火は同松葉よりケイ方の住宅の一部たる西南側壁板に燃え移り、幅約四尺高さ一間半を焼いて目的を果さなかつた放火事件の陪審公判は、廿五日午前九時三十分から、広島地方裁判所で宮脇裁判長、樫田検事係、中場弁護士列席、開かれた。

五尺足らずの小さい色の白い可愛い顔をした秀雄は、ケロリとして供述台に立ち、樫田検事が厳として述べた公訴事実を、『そんなことは全然やつた覚えがない。』とキツパリ否認し、

当夜七時頃自宅を出で、それからメリヤスなどを売つてゐるところで遊び、その後胡神社の附近で、近所の子供たちと隠れんぼをして約三十分ばかり遊び、そしてまたNH回漕店に行つて暫く遊んだが、時間はハッキリせぬ。

と裁判長の訊問に対しては、なかなか薄ノロらしくなく、その云ふことその述べるところは、ハッキリして筋道が通り、かくていよく火災発見の場に移り、

胡神社のところのYOケイ方の横の壁が燃えて居つたので、火事だ、火事だ、と叫びながら、早速この事を附近の人々に知らせ、一方自分は夜警詰所に馳つけて行つて、他の夜警の者を一緒に、再びやって行つたが、その時には既に消へてしまつてゐた。

と、どこまでも否認で押し通して、同十一時四十分、一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和四・四・二六

相変わらず放火を否認

警察で誘導訊問と述べる

竹屋町の手柄放火事件

賀茂郡竹原町字□理髪業○T秀雄（二一）にかゝる放火事件の陪審公判は、午前に引続き、午後一時十五分再開。徹底的に否認する秀雄につき、警察署での誘導訊問の有無をただし、

はじめは巡査から調べられ、その次には警部補さんから調べられた。その際、焼けたの

は壁板が少しばかりで、金にすると二、三円位のものであるから、お前が火をつけたと云ったら帰してやるから、と云はれるので、ほんとうに嘘でも自分をすれば帰して貰へるものと思つて、心にもないことを、たゞ警部補さんの云ふがまゝ、ハイ／＼と云ひました。

この時裁判長から、

お前は、実地検証の際には、ちゃんと火をつけた時と同じやうに様子までして、写真に撮らせてゐるではないか。

とグツと急所を突き込まれ、

警部補さんが、自分に云つた時と同じやうに云はないと、検事さんは罪をつける人だから重くつけられるぞと云はれたので、致方なく前に警部補さんに云つた時と同じやうなことを云ひました。

と、さも尤もらしい否認を続け、休憩の後、当夜かくれんぼをしてゐたといふ居村のYMヒデ子外十二名の証人調をなしたが、終らなかつたで、午後七時閉廷。廿六日も続行の筈。

●「芸日」昭和四・四・二七夕刊

手柄放火公判

三名の証人調べ

賀茂郡竹原町字□石□番地理髪職○T秀雄（二二）にかゝる放火の陪審公判は、前日に

引続き、廿六日午前九時三十分から、広島地方裁判所で、宮脇裁判長、樫田検事係、開廷。同村のNF貞雄ほか三名の証人調をなし、正午、一先づ休憩に入った。

●「芸日」昭和四・四・二七

検事有罪意見を述べ

手柄放火事件

賀茂郡竹原町字□□○T秀雄（二二）の放火陪審公判、第二日は、休憩の後、午後一時三十分再開。証人調の後、樫田検事は一時間半に亘り有罪意見をなし、これに対し、中場弁護士は無罪意見を述べた。

●「芸日」昭和四・四・二八夕刊

陪審員の答申で、手柄放火無罪

被告は放火したものでない

○Tは全く青天白日

青年団の一員として夜警に携はつてゐた際、お手柄顔がしたいばかりに、他人の家に火を放ち、これを逸早く発見して人々の推賞を買はんとしたといふ、賀茂郡竹原町字□石□

□番地理髪業〇T秀雄(二一)にかゝる陪審続行公判、第二日の廿六日は、すべての審理を終ったので、裁判長は説示の後、

『主問』 被告人〇T秀雄は、昭和四年二月六日午後六時頃、賀茂郡竹原町字□□Y〇ケイ方住宅と恵美須神社との間なる路地内に於て、右ケイ方住宅の壁板に接触して積重ねてある落松葉に放火するときは、火は右壁板に延焼してケイ方住宅を焼燃するに至るべきことを知りながら、マッチを以て右落葉に点火し其場を立去りたる為め、火は右落葉よりケイ方住宅の一部たる前記壁板に延焼して、其幅三尺四寸乃至四尺三寸高さ約一間半を焼燃するに至りたるものなりや。

『補問』 被告人〇T秀雄は、前記放火を為したるも、他人が消止めたる為、其火はケイ方住宅の一部たる壁板の前記部分を燻焦したるに止りたるものなりや。

との問書を交付し、これに対し陪審員は評議室にさがり、実に三時間余に亘つて慎重評議をなし、その結果、主問並に補問とも然らず(秀雄が放火したものではない)との答申をなし、裁判長は直に同答申を採択し、廿七日午前一時『被告人秀雄無罪とす』と厳として判決を宣告し、此時むねの鼓動を高鳴らせてゐた秀雄は、思はず頭をコクリとさげ、永い間焦燥と不安にとざされてゐた顔を晴やかに微笑して退廷した。

#### ⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」 昭和四・六・五判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和四・三・一四夕刊において、「三の庄に白昼強盗、難なく捕はる」と題して報道された。

#### ● 「芸日」昭和四・五・四

強盗傷人、公判準備

一部犯罪否認

本年三月十一日午後十時ごろ、御調郡三ノ庄町で通行人を一升徳利で殴りつけ、其ひるむに乗じて金時計及び錦紗兵古帯を強奪した、青森県生れ当時住所不定火夫HY金作(二一)にかゝる事件は、強盗傷人として、三日、広島地方裁判所で公判準備を行ったが、一部の事実を否認したらしく、陪審公判事件として、六月三日開廷されることになった。

#### ● 「芸日」昭和四・六・五

因島の強盗懲役三年

青森県東津軽郡蟹田村大字□田□□□番地、当時御調郡三庄町OS鉄工所因の島工場三庄分工場船舶渠内TK丸火夫事件、TK丸HY金作(二一)が、本年三月十一日午後十時三十分ごろ、御調郡三ノ庄町字□□の街路を通行中のMI半三郎(三二)と出あひ、一升瓶又は割木で同人を殴りつけて、同人の金時計及び錦紗兵古帯を強奪した事件の陪審公判は、三日、広島地方裁判所で開廷審理の結果、裁判長は『強盗傷人か』又は『単なる傷害か』との問書を出し、結局強盗といふことになり、検事は懲役三年六月を求刑した。判決

言ひ渡しは五日。

●「芸日」昭和四・六・六

三庄町の強盗判決

御調郡三庄町大字□□の街路で通行人に暴行を加へて、金時計及び錦紗の兵古帯を強奪した、青森県東津軽郡蟹田村大字□□、当時御調郡三庄町OS鉄工場三庄分工場ドック内TK丸火夫手伝ひHY金作(二二)に係る強盗傷人の陪審事件は、予て広島地方裁判所で審理中であつたが、五日、宮脇裁判長より懲役三年六月(求刑通り)との判決言ひ渡しがあつた。

⑦「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四・七・三〇判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和四・五・一八夕刊において、「女房を斬りつけ、自殺を図る。些細の事から喧嘩を始め、豊田郡木ノ江の惨劇」と題して報道された。

●「芸日」昭和四・七・三〇夕刊

公判廷の傍聴人、何れも涙す

美人を鼻にかける気儘女房を

斬つた男の陪審公判

緻容を鼻にかけて気儘気随に振舞ふ自分の妻に激怒の余り、カミソリで滅多斬りにして殺さうとした、豊田郡木ノ江町□□字□料理業MO好一(二九)にかゝる殺人未遂の陪審公判は、廿九日、広島地方裁判所で、宮脇裁判長、櫻田検事係、中場弁護士列席、開廷された。

好一とその妻マチヨとの仲が、兎角円満を欠き、マチヨがしばしば実家に帰り、離別さへ迫つたことがあり、本年四月中には無断で家出したことがあつたが、其都度仲裁者が来て、引続き同棲してゐたが、本年五月十六日午前十時過ぎごろ、好一が自宅で髯をそらんとしてゐた際、些細なことから口論をなし、その結果、好一はマチヨの態度に憤まんの情抑へ難く、同人を殺害せんと、直ちに携へてゐたカミソリをもって、マチヨの頭部、頸部などに十一ヶ所の重傷を負はせたもので、

気が弱い真面目そうな好一は、今更の如く裁きの前にワナ／＼と打ち震え、あふれ出る涙を新しいハンカチでおさへながら、

マチヨとの仲には、二人の女の子があり、長女の方はマチヨが不注意から海に落ちて死に、次女はマチヨがかんしゃくを起してほり投げた為めひどく頭を打ち、それが原因となつてつひにこの世を去つた。こんなことから、根が気儘で、そして短気なマチヨは、つひにヒステリーとなり、二人の仲は兎角円満を欠くやうになつた。その後、マチヨはしばしば無断で実家に帰り、本年の四月中にも家出して岡山あたりで仲居などをして居

つたのを、仲裁する人があつて連れ帰り、再び元のやうに同棲してゐた。然るに、本年五月十六日午前十時ごろ、わづかのことから言ひ合ひを初め、其際マチヨの態度に腹が立ったので、其時丁度カミソリを持って居たので、嚇となつて一度は斬つたが、其後は何度何処を斬つたかは知れない。しかし、聞くところによると、合計十一ヶ所であるといふことであるが、勿論それは自分が無我夢中に斬りつけたものであるが、決して殺すつもりでやったものではない。

と殺意を否認し、天折した二人の子供などのことを聞かれる度毎に、満廷の傍聴人に涙をしぼらせ、正午、一先づ休憩に入った。

●「芸日」昭和四・七・三〇

廣瀬広島県議の見事な陪審振

証人に出た被害者を訊問す

木ノ江の女房斬り

夕刊所報に憤慨の余り、気随気俚な妻をカミソリで滅多斬にして殺さんとした、豊田郡木ノ江町字□料理屋業MO好一(二一九)にかゝる殺人未遂事件は、午後一時再開。同事件の中心人物である、被害者マチヨの証人調にはいり、顔面その他に大きな傷痕の残つてゐる、一見ヒステリー性に見える同人は、

好一からはいつもいぢめられ、ある時の如きは裁縫用の焼ごての柄のところ、ひどく

殴られたことがあり、その他常に手荒いことをされて居った。

と、不利そのものゝやうな証言をなし、この時陪審員席から、

好一はいつも自宅で髯をそつて居たか、また髯をそる時にはカミソリを研いで居ったか、当日髯の前にカミソリを研いだやうな事実があるか、研いだとすればその時おどされたやうなことがあつたか。

と、裁判官でさえちよつと気がつかないやうなことをたづね、これに対しマチヨは、

髯は床屋でそる時もあり、また自宅でそる時もある、一定してはゐなかつた。当日カミソリを研いでゐる時には、別におどされたやうなことはなかつた。

と、当時の記憶を呼び起して、ぼつりくと述べ、この時、同陪審員は、更に、  
当日、好一は、髯をそらなければならぬやうに、のびて居ったか。

と、畳みかけの突き込むところがあり、

髯がのびてゐたかどうかは、ハッキリしない。

とあやふやになつたので、この時、裁判長はすかさず、

永く連れ添ふ夫の髯が、のびてゐたかどうかを知らないやうなものがあるか。

と、さも皮肉さうに詰よられ、結局、伸んでゐたとも、ゐないともハッキリせず。

この本ものゝ判官そのけの質問をこゝろみてゐた、陪審員は誰あらう——広島県会の万年暦として重宝がられ、一方議場において正々堂々の論陣を張つてゐる、老闘士、佐伯郡選出の県会議員廣瀬定太郎その人であつた。

かくて、マチヨのみは好一に不利な証言をなしたが、他の五名の証人は大体に有利な証言をなし、これに対し樫田検事は、

好一がカミソリを揮った最初の一刺しは覚えてゐるが、其後は無我夢中であるとの供述は、責任を回避せん為めの弁解に過ぎず、同人はカミソリを揮った瞬間、殺意を生じて、実に十一ヶ所、而かも人体の枢要部である頸部其他を滅多斬にしたものである。と、どこ迄も殺人未遂としての意見を述べ、これに対し中場弁護士は、同事件は、世間にまゝある夫婦喧嘩のどの過ぎたもので、殺意などは持つての外である。

と、単なる傷害意見を述べ、いよいよ最後のとゞめである、裁判長の説示に入った（午後九時）。

●「芸日」昭和四・七・三二夕刊

陪審員は殺意を認め、懲役三年の判決

檜田検事は懲役四年を求刑

木ノ江の女房斬り

兎角円満を欠いてゐた妻と口論の結果、かみそりで殺さんとした、豊田郡木ノ江町字□□料理業M O好一（二九）にかゝる陪審事件の公判は、二十九日、広島地方裁判所で、宮脇裁判長、檜田検事係、中場弁護士列席、開廷され、同裁判長は説示の後、

主問 被告人M O好一は、昭和四年五月十六日午前十時頃、広島県豊田郡木ノ江町字□□の居宅に於て、其妻マチヨに対し殺意を以て、所携のかみそりにて同人に斬付け、同

人の頭部、頸部右鎖骨部など十一ヶ所に創傷を加へたるも、マチヨが其場を逃避したる為め、殺害するに至らざりしものなるや。

補問 被告人M O好一は、前記日時場所に於て、所携のカミ刀を以て、其妻マチヨに斬付け、因つて前記の創傷を被らしめたるものなるや。

との問書を提出し、陪審員の評議の結果、主問に対して『然り』との答申をなしたので、検事は情状ならびに刑の量定論の後、懲役四年を求刑し、一方裁判長は合議の結果直に懲役三年を判決言ひ渡した。時に三十日午前一時。

⑧「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五・五・一九判決

●「芸日」昭和五・四・八

女給の殺人未遂、陪審裁判と決定

恋愛苦から情夫と無理心中

広島地方裁判所で開く

福山市寺町□□番地KD茂方女給O Zミツコ（二四）が、恵まれない家庭と恋愛苦のため、情夫を殺して自殺せんと、熟睡中の口中に硫酸を注ぎ込んだ、殺人未遂事件の公判準備は、七日、広島地方裁判所で小玉裁判長、北村検事係で行はれた。

ミツコは、数年前よりTG武一（三三）の情婦となつてゐたところ、昨年の夏頃から武一が家庭の事情でミツコとの関係を遠ざけんとするの素振りがあり、一方ミツコの方で



も絶縁されるものと思つてみた矢先き、ミツコの実母が死亡したため、病身の実父と実弟とを扶養しなければならぬ状態になり、その家庭が兎角面白くないやうになつたので、遂ひにミツコは、昨年十二月中旬頃武一を殺した上自殺をなさんと決意し、その後本年一月一日武一が年賀廻礼の帰途ミツコ方に立寄り、同夜同人と同きんするところとなつたので、ミツコは予て用意して居つた硫酸を武一の口中に注ぎ込んで、治療三週間を要する火傷を負はせ

た事実で、ミツコが極力殺意を否認し、

怪我をさすれば、自分のうちに四、五日泊めて、心ゆくまで介抱がしたかつたから、とのろけ混りの弁解をしたらしく、結局陪審事件として、近く開廷されることになつた。

●「芸日」昭和五・五・一七夕刊

離れやうとする恋人に、毒薬を吞ませた女給

陪審公判廷に過去の情事を

あつさりさらけ出す

はなれんとする男の心と、それと暗い家庭とに、一層のこと男を殺して自分もまたその後を追はんと、先、同きん中の男の口中に硫酸を注ぎこんだ、沼隈郡鞆町大字□□、当時福山市寺町□□番地KD茂方女給OZミツコ(二四)にかゝる殺人未遂の陪審事件公判は、十六日午前九時三十分から、広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係で開かれた。

大柄の錦紗のあはせに、フェルト草履を穿ち、白粉気さえないが、それでもスラリとした撫で肩に、髪をオールバックに束ねて、どことなく婀娜な所があり、型のやうな身分調の後、立会の樫田検事は、

ミツコは数年前よりTG武一の情婦となつて居つたところ、昨年夏ごろから武一は家庭の事情のため、ミツコから遠ざからんとして居つたので、ミツコは武一が自分との関係を断たんとしてゐるものであると邪推して過す折柄、ミツコの実母が同年十一月三日死亡し、これが為め病身の父と弟はミツコの手によつて養育せねばならぬ状態となり、家庭は兎角面白からざるところから、ついにミツコは、同年十二月中旬ごろ武一を殺害したうえ自殺せんと決し、其手段に用ひんが為め、

濃厚な硫酸を用意して居つたところ、偶々本年一月一日、武一が、年賀廻礼の帰途ミツコの許を訪れ同人と同きん中、同日正午過ころミツコは、其機会を利用して武一を殺害せんと、予て用意してゐた硫酸を武一の口中に注入したので、同人はこれに驚いて飛び起き、ミツコの手から硫酸を奪ひ取り、其場を立ち出でたので、武一の顔面、口腔内いん喉等に治療三週間を要する火傷を負はせたのみで、殺害の目的を遂げなかつたものである。

と公訴事実を述べ、かくていよいよ事実審問に入った。

武一と関係を結んで四、五日してから、武一に妻子があるといふことを知つた。しかし、昨年夏ごろから武一が別れやうとしてゐたといふやうな事実はなかつた。

と、女給一流の甘つたるい艶のある言葉で、事実を冒頭より否認し、

母が病気で死んだので、病父と弟とを養はねばならなくなつたことは事実であるが、そ

れが為め、武一を殺して自殺しやうと思つてゐたといふやうなことは、全然なかつた。と、さては厳肅な法廷で、艶なラヴシーンを展開させ、殺害の用に供しやうとした、硫酸の出所については、

あれは、予ねてから知つてゐたMYといふ洗濯屋から、昨年十二月二十五日に小さい瓶に三分の一ほど貰つて来たが、其の時には酢酸だとばかり思つて居つた。然るに、其後同月二十七日になつて、それが硫酸であるといふことが判つた。

同事件の争点となつてゐる殺意については、

硫酸といふ薬は、そんなにひどいものとは思つて居らず、たゞ腹をにがらすの程度だらうと思つて居たから、武一さんの口の中に入れる時にも、殺すつもりで入れたのではなく、腹をにがらして二、三日傍において、心ゆくまで介抱がしたかつた。

と、この時ばかりは、さすがに女給稼の女にも似ず、耳の根を真つ赤にしてヒヒツと苦笑した。

近代劇にでもありさうな、この罪の裁きを聴かんと傍聴席には、在広高等官婦人をもつて組織する広島婦人会の会員約三十名が、けふを晴と着飾つて、聞き耳を立てるなど、法廷は極度の緊張の中に華かな彩りを見せ、これでミツコに対する一応の事実調を終り、ついで同事件と最も密接の関係を有し、尚同事件のセン明の鍵をも握つてゐるかのやうな、ミツコの情夫福山市中霞町製綿業TG武一(三三三)の証人調に移つた。

ミツコとは六、七年前から関係を結んで居つたが、そのうちに、うちわが面白くないところから、別れやうかと思つたことは一度や二度でなく、最後にそんな気が起つたのは、昨年十一月ごろであつたが、実際のところは別れるつもりではなかつた。

今年の元日の午前十一時頃、ミツコのところに行つて寝て居つた時、何かウキスキーか何か爛をしたやうなものを、口の中に注ぎ込んだので、驚いて匆ね起きたが、それが硫酸であるといふことが判り、医者に走つて治療をうけた。その際、ミツコが死んではないと云つたやうであつた。

と、有利の上もない証言をなし、ついで同じ女給FI浅子の証言に入り、正午、一先づ休憩に入つた。

●「芸日」昭和五・五・一七

死の道づれに武一を選ぶ

榎田検事論告し、陪審員評議

女給の殺人未遂公判

(夕刊つゞき) 硫酸を睡眠中の情人の口の中に注ぎ込んで殺さんとした、福山市寺町AD食堂女給OZミツコ(二四)にかゝる事件は、休憩の後、午後一時再開。

ミツコの朋輩であつたといふ、福山市大黒町KY旅館の仲居FI浅子(二〇)、同市鍛冶屋町料理屋業HG良藏方仲居MM房江(二三)、及び同市霞町MY洗濯屋の小僧ID龍志(一六)、その他MK静子、被害者武一に応急手当を施したといふ医師KS静夫ほか三名の証人、ならびに鑑定人の証言の後、すべての審理を終つたので、榎田検事は、

ミツコは、犯罪の事実の一部を否認してゐるが、同事件の中心点とするものは、硫酸を一部分だけ口の中に入れて、腹痛を起させて二、三日、

自分の手許に置き度いといふのであるか、それとも愛する男とは到底添ひ遂げられぬ、家庭は兎角面白くないから、愛する男を殺して自分も死なうと、所謂無理情死を企てんとしたものであるが、ミツコの弁解が果して事実でありとすれば、傷害罪の程度である。然るに、硫酸といふ毒薬をブツかけて傷を負はず、これもまた傷害罪である。

と前提し、

ミツコは、裕かな家に育つたものではなく、鞆の漁師の娘として生れたもので、その家には病みの父と弟とが病床にやせ衰へてゐた矢先き、其杖とも柱とも頼むべき実母が病のためにこの世を去つてしまつた。その後のミツコは、今までとはクルリと變つて、つひには厭世觀をさゝ起すに到つた。これは、何人もが辿る一つの道程である。然し、愛人である武一は妻子があり、同人の妻も二人の仲を大いに理解し、自分が厭になつたら自分を

離縁して、ミツコと夫婦になつて呉れ、自分を離縁することが出来なければ、キツパリミツコと絶縁して呉れ。これは何人もが要求するところである。好きな男には思ふやうにあへない、たよりとする母は死んでしまふ、恋の爲めに盲目になつて、男女が悲劇に陥つてしまひ、この終局に何人もが選ぶべきものは無理心中である。ミツコが、愛するが故に二、三日自分の傍らに置いて心ゆくまで介抱して見たかつたといふのには、余りに念が入り過ぎてゐる、余りに冒険であり危険である。要するに、ミツコは愛する男とは思ふやうに逢へないのみか、頼りとする母は死んでしまつた。こんな大きな悩みから、

ついに厭世觀を起した結果、一層のことこの世を去りたい、しかし一人で死ぬのは淋しい、余りに心残が多いからと、その道伴れに武一を選んで、無理心中をしやうと意を決して、やつたものであると見なくてはならぬ。

と、

詳細にわたり、殺人未遂罪を強調し、これに対し米田（規）弁護士は、検事とは全然異つた立場から、傷害罪の意見を述べた。斯て、愈々裁判長の説示に入り、『ミツ子は武一を殺した上自殺する考へであつたか』の主問、及び『ミツ子は単に武一に傷を負はせる意りであつたか』の意味の問書を提出し、これに対し、陪審員は別室に慎重評議をした。時に午後八時。

●「芸日」昭和五・五・二〇

傷害罪で懲役一年

福山ADの女給

福山市寺町AD食堂の女給沼隈郡鞆大字□□OZミツコ（二四）にかゝる殺人未遂事件の陪審公判は、予て広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係、審理中であつたが、十九日、裁判長は陪審員の答申を採択し、単なる傷害罪として懲役一年（求刑二年）との判決言渡しがあつた。

⑨「福島町の実兄殺し事件」昭和六・三・一六判決

●「芸日」昭和六・三・一四夕刊

実兄殺しの罪を全部、酒になすりつける

福島町の実兄殺しNM豊三郎

けふ陪審公判を開廷

その職業からして殺伐な屠夫が、実兄と共に晩酌の後、さ細なことから口論をなし、その結果鋭利な肉切庖丁で斬りつけて、つひに死に到らしめた殺人事件の陪審公判は、十三日、広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係、森保、秦両弁護士列席、開かれた。

被告は、広島市福島町屠夫NM豊三郎（三九）とて、同人は独身生活をなし、食事のみは其隣家である実兄NM澤吉方でなして居ったところ、昨年九月九日午後六時ごろ、同家で澤吉と共に飲食し夕食を終った際、豊三郎が毎夜の如くめいていして非常に酒癖が悪しき為め、澤吉より早く帰るやうにと注意を促されるや、澤吉が食物を吝むものであると誤解して、

口論の末、一旦帰宅した後、殺意を生じ同人所有の肉切庖丁を携へて、同七時ごろ再び澤吉方に到り、同家の台所で同人の左腹部を同庖丁にて突き刺し、因って腸管破裂による急性腹膜炎を起さしめて、同月十日遂に同人を死に致らしめた。

と、いふ公訴事実で、荒い茶たて縞の丹前に黒木綿の帯をしめ口髯を貯へながら、樫田検事が陳述した前記公訴事実に対し、『あの通り、相違ありません』と、殺意を否認する被

告にもあるまじき、

意外な供述をなして、おろ／＼声になり、あの日は、あちらこちらで大変酒を飲んで居ったので、兄から意見されたことも、また兄に斬りつけたことも、少しも記憶せぬ。

と、すべてを酒の酔ひになすり、  
この事については、仮令死刑になっても、どうされても自分はちつともかまはないが、記憶しないことは、覚えてゐないと云ふより外はなく、自分は決して否認するものではない。

と、このところだけは男らしくキツパリ言ひはなち。これで、同人の一応の取調べを終り、ついで、兇行当日あちらこちらで酒を飲んだといふ、同町の洗湯兼日用品商M順一、その他兄澤吉の妻など九人の証人調べに入ったが、大体において何れも不利な証言をなし、正午、一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和六・三・一四

「殺意があつた」と検事が強調

福島町の実兄殺し陪審公判

樫田検事堂々と述ぶ

（夕刊続き）——口論の結果、実兄を屠牛用の庖丁で斬りつけて死に致らしめた、広島市福島町屠夫NM豊三郎（三九）にかゝる殺人事件の公判は、午後一時再開。午前中におけ

る証人九名のうち、残余の二名につき審理をなした後、榎田検事の意見に入り、酒飲みは、常に酒に事よせて、責任を酒に転嫁せしめやうとする傾向がある。これが、何等事件が発生しない際ならば、それで済むかも知れぬが、事苟も刑事事件となつて現れた以上、そんなボンヤリしたことではいかぬ。豊三郎は、酒飲みであり、当夜総てを合すると一升ばかり飲んでゐる。

而し、この酒は、同場席で飲んでゐるものではなく、所謂梯子酒式の飲み方であつて、豊三郎等の如き晩酌だけでも五、六合は平気でやる者には、この酒は何の潤ひにもならず、決して酔てい状態に陥つてゐなかつたものである。最後に実兄澤吉と共に晩酌したのは、各二合づゝ出し合せてゐるのだから、この酒でも、豊三郎は、二合五勺以上に飲んでゐない。兇行に使用した肉切庖丁の如きも、日頃置かない処に置いてゐたのを、即座に取つて来てグツと突き刺してゐる。之が、若し同人が云ふが如く酔つてゐたものなら、決して即座に取つて来られるものではない。この事実よりしても、当時の精神状態は、ハッキリしてゐたと見るより外はない。こればかりではない、附近のF H安吉といふ人のうちに、自首しなくてはなるまいと、相談してゐる事実がある。之でも、めいていして居つたと云はれ様か、当時同人は、これによつて見るも、常人の精神状態であつたといふことが明かである。これ等の事実及びやつてやると云つて、兇器を取りに行つた事実などから見ても、殺意があつたといふことは明瞭である。

と、声をはげまして殺人意思を強調し、これに対し、森保弁護士は同検事と正反対の立場から、秦弁護士は検事とは全然異なつた立場から、小南博士の鑑定書にもとづいて弁解をなした後、森保弁護士の傷害致死意見に入り、

犬や猫でさえ、同じ親の腹から生れたものは、咬み合つたりするやうなことはない。然るに、同事件の被告は人間である。普通以上に兄弟仲の睦じかつた二人である。検事は、金十銭といふ僅かな事ですら、それが原因となつて殺人事件が起ると云はれたが、それは場合が違ふ。たゞ足を踏んだから人を殺すなどゝ云ふやうなことは、断じてあるべきものでない。その足を踏んだ男が、以前に自分の女房を奪つたやうな男であつたならば、その足を踏んだことが、原因となつて、殺人事件といふやうな大それた事件が起ることがある。然し、日頃は非常に仲がよく、当日の如きも二人連れ合つて湯に入つて背中を擦り合つたやうな間柄にあるものが、兄を殺していい、死んでもかまはぬといふやうなつもりでやつたものである（など有り得ない）。

と、あくまで傷害致死意見を強調した。

●「芸日」昭和六・三・一五夕刊

「傷害致死罪」で懲役七年を求刑

陪審員の答申を裁判長採用

福島町の実兄殺し

広島地方裁判所における、広島市福島町屠夫N M豊三郎（三九）にかゝる実兄殺し事件の陪審公判は、十三日夜、榎田検事の殺人意見の後、森保、秦両弁護士の傷害致死の主張があり、これに対し、小玉裁判長は一時間の長きにわたり、被告、証人、検事、弁護人とそ

の供述並びに主張について説示をなし、その結果、『豊三郎は殺意をもって澤吉を突き刺したものであるか』、それとも『たゞ傷つける意思で刺して死にいたらしめたものであるか』との問書を、

陪審員に交付したので、陪審員は評議室にとどこもって、約一時間にわたり評議を凝らしたうえ、森保、秦両弁護士が主張した通り、『たゞ傷つける意思で刺して死に致らしたものである』との答申、即ち殺人ではなく傷害致死と認定したのであるが、裁判長がこれを採用したので、榎田検事は第二次弁論たる刑の量定に入り、

兄に対して済まぬから、自分は死刑に処せられてもいゝと、法廷に於ける豊三郎はそれまでに悔悟してゐる。また、自首しやうではないかと他人に相談してゐる。而し、従来同人の如き粗暴なる言動の者は、それをなさざるやうに戒しめることが必要である。酒を飲んで喧嘩をする、骨肉の肉を殺ぐといふやうな人間は、充分戒しめねばならぬ。同人は今衷心悔悟してゐるが、一旦死した兄は帰らぬ、その生命は取返へせぬ。その遺族、その妻はどうするか、七人の子供は如何。この罪状を償ふには、懲役七年が相当である。

と求刑し、これに対し、秦、森保両弁護士の減刑論があり、森保弁護士は、

豊三郎のやったことは酔狂である、刃物を持って暴れ廻ったその刃物が、過って触れたのであるから過失傷害致死であり、それならば、懲役七年は重きに過ぎる。現今は、決して報復の時代ではない。一日も早く真人間になさしめ、兄の霊を慰めることが、法の使命である。それには、半年なり一年なりで充分である。

と、熱弁大いにふるひ、午後十時廿分閉廷した。判決言渡しは十六日。

#### ● 「芸日」昭和六・三・一七

実兄殺しに懲役四年

直ちに服罪す

酒乱の結果、日頃仲のよかった実兄を、肉切庖丁で斬りつけて、つひに死に致らしめた、広島市福島町屠夫NM豊三郎（三九）に係る陪審公判は、十三日、広島地方裁判所で、小玉裁判長、榎田検事係り、森保、秦両弁護士列席、開廷され、陪審員の答申の結果、傷害罪と認定されたが、十六日、

豊三郎は、犯行当時酒精中毒のため、神心耗弱の状態にあつた。

と、いふ理由のもとに、懲役四年（求刑七年）との判決を言渡され、この時裁判長に対し、『直ちに服罪致します、上告も致しません』と、男らしくその場で上訴権を放棄した。

#### ⑩ 「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六・三・二八判決

（注）本事件は、当初、「芸日」昭和五・一一・二夕刊において、「僅か十銭の事から喧嘩、刺身包丁で刺殺す」と題して報道された。

#### ● 「芸日」昭和六・三・二八夕刊

僅か十銭から殺人、被告は殺意を否認

司法官夫人連が傍聴して賑ふ

段原町殺人陪審公判

穴のあいた十銭の白銅一枚、せい／＼素うどん二はいしか食へない、僅かな金のことから、かけ代へのない人の生命を奪った、大阪市此花区上福島中□丁目当時広島市段原町土木建築請負業YS金一方石工NG長造（二九）にかゝる殺人事件の陪審公判は、二十七日午前十時から、広島地方裁判所で、小玉裁判長係、檜田検事関与、森保、水田両弁護士列席、開かれた。これより先き、同事件を傍聴せんと、在広、司法官夫人二十余名が、装ほひ華やかに傍聴席の一角を彩るなど、厳かな法廷にも似ず、実に和やかなふん囲気である。陪審員の抽籤の後、裁判長は陪審員としての注意心得などを、ねん／＼に述べるところがあり、かくて檜田検事は、

長造は、昨年十月三十一日午後九時ごろ、金一方で飲酒酩酊しいし、同僚なるYI新吉と同人が金十銭を紛失したことから、口論となり、其際新吉より殴打されたので憤怒を燃やし、突如殺意を生じ、隠し持った出刃庖丁で、新吉の左胸部を突き刺して、殺害したものである。

と、厳として公訴事実を述べ、いよく審理に入り、

昨年十月廿一日は、勘定日であったが、自分は怪我をしたため長く仕事を休み、其間多額の負債を生じたので、当夜バクチを開帖して其てら銭を自分がもらふことになり、その際の賭場荒しに備へるために、出刃庖丁を懐ろにしてゐたものである。そして、同日

午後九時ごろから、YI新吉外数名と酒を飲み、その後で新吉が金十銭を紛失し、自分に対し、「お前が盗ったのではないか」と云ったので、「盗ったなら盗ったでいゝではないか、そんなにくどくど云ふな」と云ったところ、新吉が私を殴ったので、私は持つてゐた出刃庖丁を振り廻した。

この時、裁判長からそれならなぜ階下へおりなかつたか、と痛いところを畳みかけられ下へおりようと思つても、人が沢山居つておりられなかつたので、庖丁を振り廻したもので、新吉は、その庖丁にあたつて傷ついたもので、殺さうなどと云ふ大それた意思は、少しもありませんでした。

一見やさ男に見える長造は、聞き取りにくいまでの低声で、それでも身振手模様、表情たつぷりに、時々おえつをしながら、徹底的に殺意を否認し、これにて同人に対する一応の取調べを終了。

ついで、当夜惨劇の現場に居合せたといふ、広島市平塚町石工H一雄外数名の証人調べをなし、正午、一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和六・三・二八

殺す意志があつて殺害

檜田検事が峻烈なる論告をなす

段原町殺人事件公判

(夕刊つゞき) 広島地方裁判所における、NG長造(二九)にかゝる殺人事件の陪審公判は、廿七日午後二時再開、証人及び証調べの後、樫田検事の意見に入り、

被告は、正当防衛であると抗弁し、自分が振り廻した刃物の尖端が触れて、思はざる殺人事件が起きたものであると云つてゐるが、

検事は、殺す意志があつたものであるとして起訴したものである、随つて本件は過失傷害致死といふ議論は起らない。人の息を止めてしまはなければならぬといふ力強いことを思つてゐなくつても、腹部或は頭部などに刃物を突き刺す時は、事によつては死ぬかも知れぬ、死んでも構はぬといふ意思のもとに行はれたものならば、殺人として見るより外はない。前日から考へて考へ抜いた末、殺したものは殺人であるが、突嗟の間に刹那的に行はれたものは殺人ではないと云ふ観方は、過つた観方である。犯罪者が、一度法廷に起つと、社会から兎角同情されるものである。法廷において、被告人が悔悟して居り、如何にも、その態度がしほらしいといふので、同情した観方をして、事件を見誤つてはいけない。被告人は、相手に謝つて見たがどうしても肯かない、自分よりも体格のいゝ男が殴りかゝつて来たので、懷ろに持つて居つた刃物を取出して振り廻して居つた際、その尖端が相手に当つて死んでしまった、斯くの如く被告人が言ふが如くんば、同人の所為は正当防衛で無罪であるが、事實は全くこれに反してゐる。

と、証人の証言その他犯行の現場などを一々列挙して、殺人罪を強調し、これに対し、森保弁護士は、

とつさの場合には、この刃物で相手を刺せば、ひよつとしたなら死ぬかも知れぬ、とつさの場合などには、そんな呑気なことを考へる余裕は全然ない。若し、そんなことを考へて居つたものであるならば、こんな結果を生むやうな刃物は、ちゃんと窓から捨てゝゐる筈である。一体、喧嘩といふものは、止め方によつては、相手が往々怪我をすることがある。当夜、被告は相手になぐられたので、逃げればよかつたかも知れぬが、酒を一升近くも飲んでゐた被告としては、完全に逃げる事が出来なかつたに相違ない。正当防衛といふのは、逃げよと云つてゐるのではない。世の中は、逃げるより、かしこいことはない。逃げさへすれば、こんな刑事事件は起らなかつたのであらうが、而しそうばかり行くものではない。聞くところによると、被害者といふのは、酒を飲めば非常に乱暴な者で、現に被告になぐりかゝつて来たので、にげることは出来ず、それかといつて、見す見す危害を加へられるのに任せておくといふことは出来得るものではなく、時あたかも賭場荒しに備へるために出刃庖丁を懷ろにして居つたので、これを防がなければ、窮鼠猫をかむ的に振り廻したものである。

と、検事の意見を根底から反ばくして、正当防衛意見を述べ、これに対し、裁判長は約一時間にわたる説示をなし、其結果、『被告人は殺すつもりで突き刺したものであるか、それとも単に傷つけるつもりで振廻した出刃庖丁が当つて、その結果死に致したものであるか』との意味の問書を提出し、陪審員は別室なる評議室に退いて慎重評議するところがあつた。

●「芸日」昭和六・三・二九夕刊

陪審員の答申は、傷害致死罪



## 樫田検事は懲役七年を求刑

### 段原町殺人事件公判

僅か十銭のことから同輩を殺した、大阪市上福島中通□丁目、当時広島市段原町YS金一方石工NG長造(三〇)にかゝる陪審公判は、昨報の如く廿七日、広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係、森保、水田両弁護士列席、開かれ、説示の後、同日午後九時、裁判長は陪審員に対し、

主問 被告は、殺意を以て刺身庖丁でYIの左胸部を突刺し、内出血により死に致らしたものであるか。

補問 若し然らずとせば、被告は、殺意なくして兇器を以てYIの胸部を突刺し、内出血により死に致らしたものであるか。

別問 被告は、YIより不法に殴打され、其上窓際に押付けられ、正に蹴殺されんとしたため、自己の身体生命を防衛するため、止むを得ず前記の行為に出でたものであるか。

との問書を提出したので、陪審員は約一時間にわたり別室で慎重評議をこらした結果、補問に対して然りと答申したので、裁判長は直ちにこれを採択し、結局傷害致死となり、樫田検事は、第二次の情状並びに刑の量定論をなし、

被告は終始殺意を否認し、陪審員もこれを認め、この点は被告も満足であらう。同人は、酒の為に前後の意識を喪つてゐたと云つてゐるが、当廷に於て当時の模様を」と供述して居り、然かも其供述と証人等の証言とが可なり合致してゐる。この点から見ると、

当時意識を喪つてゐたとは云はれぬ。たゞ興奮の程度であつたと見るより外はない。被告が如何に改悛の情が顕著であらうとも、一旦死した被害者は帰らず、同一家は実に気の毒である。世の中には、一円五十銭を奪つた強盗にも、五年の刑を科してゐる事実がある。まして、人の命を失はしたといふことは、決して軽々に取扱ふべきものではない。万一、これが軽く罰せられることになれば、人の命は極めて危険なものであるから、他戒の意味においても、懲役七年位が穩当であらう。

と、求刑し、これに対し、森保、水田両弁護士の軽減論があり、午後十時三十分閉廷した。

懲役五年

判決言渡さる

NG長造にかゝる殺人事件は、前記の如く陪審員の答申の結果、傷害致死と認定されたので、廿八日午前十時、小玉裁判長は懲役五年(求刑七年)との判決言渡しをなした。

## ⑪ 「呉市の放火事件」 昭和九・三・一六判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和八・一〇・一において、「白昼、呉の大火、断水時間で出水が遅れたため、全焼十八戸に及ぶ」と写真二枚つきで報道された。

なお、この事件の陪審公判第一日目の記事が掲載された紙面は、見当たらない。

●「芸日」昭和九・三・一四夕刊

検事が法律的解釈を説明

呉市神田通り放火事件陪審裁判

被告は失火と弁明

呉市神田通り□丁目写真業M I雅留(三〇)にかゝる放火事件の陪審裁判、第二日目は、十三日午前九時半から、広島地方裁判所で、福田裁判長係り、和田検事立会、高橋弁護士および陪審員列席の下に開廷。第一日で、事実および証拠調べを完了したので、この日は劈頭、検事の意見陳述あり。検事は、公訴事実通り被告は生活に窮し、保険金詐取のため放火したるものであると認め、その法律的解釈を陪審員にも解るやうに、一時間余にわたって詳述、ついで、弁護士及び被告は、何れも失火であると弁解し、午後零時十分休憩。

●「芸日」昭和九・三・一四

呉の怪火は放火と認定

懲役十五年を求刑さる――

陪審公判の第二日目

広島地方裁判所における、呉市神田通り□丁目写真業M I雅留(三〇)にかゝる放火事件の

陪審公判、第二日目の十三日は、休憩後、午後一時十五分再開。福田裁判長より、約二時間半の長きに亘り、詳細なる説示の後、

主問『放火なりや』

補問『失火なりや』

との問書を提出し、これに対し、陪審員は約一時間の評議の結果、『主問然り』、即ち保険金詐取の目的で放火したものであるといふ認定をなしたので、和田検事は、

目貫の場所で、而かも早魘の時機を狙って、放火するが如きは、其罪軽からずと、懲役十五年を求刑した。

判決言渡は十六日。

●「芸日」昭和九・三・一七

放火写真屋、懲役十二年言渡し

三年振りに漸く判決

呉市神田通り□丁目写真業M I雅留(三〇)にかゝる放火事件は、三年振りの陪審公判として、十二日、広島地方裁判所で、福田裁判長、和田検事係り開廷されたが、十六日、懲役十二年(求刑同十五年)との判決言渡があった。

【資料四】 問書・説示

ここでは、①事件の「公訴事実の梗概」、「問」、「答申」、②事件の「公訴事実の梗概」、「説示案」、「問」、「答申」、および⑤事件の「公訴事実の梗概」、「説示案」を紹介する。

### ①「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三年一月二三日判決

「問書集」〔『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月。後に、司法省刑事局陪審係編『陪審問書集』、司法省刑事局・一九二九年に収録〕に収録された、「公訴事実の梗概」、「問」、「答申」は、次の通りである。

#### 1 公訴事実の梗概

被告人ハ昭和三年九月二十九日広島県沼隈郡□□村 I I 喜一方ニ於テ開催サレタル同村氏神八幡神社御輿昇慰勞宴ニ出席ノ上飲酒酩酊ノ末同村 U N 與一方ニ到リ同家ニ於テ M K 房一ト些細ナル事柄ヨリ口論ノ結果房一ヨリ罵言セラレタル為大ニ激怒シ同人ヲ殺害セント決意シ直ニ自宅ニ立帰り日本刀ヲ取出シ之ヲ携ヘテ再ヒ與一方ニ引返シ来リタルモ房一ノ所在不明ノ為該日本刀ヲ携ヘタル儘其行衛ヲ搜索中ノ折柄同村 S T 条次郎方南道路ニ於テ居村 S T 勘一カ被告人ヲ宥メテ之ヲ取押ヘント為シタル所被告人ハ当時酒氣ヲ帯ヒ且房一ノ所在ヲ確メ能ハサル為メ焦慮セル折柄ナリシ為メ勘一カ被告人ノ行動ヲ妨クルヲ快シトセス寧ヲ勘一ヲ殺害シテ其鬱憤ノ一部ヲ霽サント決意シ其ノ場ニ於テ所携ノ日本刀ニテ勘一二斬付ケ因テ同人ノ左頬部左口角横後方ヨリ左外聴道口耳翼中央ヲ横断セル長サ十三糎深サ二、五糎ノ切創及左頸部左上髪際ノ三個所ニ全治約三週間ヲ要スル切創ヲ蒙ラシメタルモ其場ニ於テ他人ニ避ケラレタル為同人ヲ殺害スルノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

#### 2 問

主問 一、被告人 S T 武夫ハ昭和三年九月二十九日 M K 房一ヲ殺害スル意思ヲ以テ沼隈郡

□□村ノ自宅ヨリ日本刀ヲ携帯シテ同村 U N 與一方其他ニ至リ房一ノ所在ヲ捜索シタルモノナリヤ

主問 二、被告人 S T 武夫ハ前同日 S T 勘一ヲ殺害スル意思ニテ前同村 S T 条次郎方南道路ニ於テ前記日本刀ヲ以テ勘一二斬付ケ因テ同人ニ全治約三十日ヲ要スル左頬部左口角横後方ヨリ左外聴道口耳翼中央ヲ横断セル切創及左頸部左上髪際ニ各切創ヲ蒙ラシメタルモ其殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ

補問 被告人 T S 武夫ハ S T 勘一ヲ殺害スル意思ナクシテ同人ニ対シ前記ノ所為ヲ為シ因テ前記切創ヲ蒙ラシメタルモノナリヤ

#### 3 答申

主問 一、然ラス

主問 二、然ラス

補問 然リ

### ②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年一月三〇日判決

1 『陪審説示集』(司法省刑事局・一九二九年一〇月)に収録された、「公訴事実の梗概」、「説示案」は、次の通りである。

#### (1) 公訴事実の梗概

被告人は十二三年前に妻帯したることあるも禿頭なる為妻に嫌はれ離別と為り爾来独身生活を続け来りたる所昭和三年五月十三日頃広島市□□町 Y M マサ方同居仲居業 O M ハマ

ヨと情交を結び其後同人に対し金品を贈与して関係を継続し居る中ハマヨは他に情夫を持ち被告を嫌悪するに至り被告人より金品を受けながら情交の要求に応せず被告人は悶々の情に堪へざる折柄同年八月五日深更ハマヨの稼業先たる同市□□町SE飲食店に到り戸外より窺ひたるにハマヨは他の男と酒間に嬉々せるのみならず情交を為せるか如き状況なるより被告人は嫉妬憤激の極ハマヨを殺害せんと決意し其の準備として同市□□町金物商TS武士之助方店頭より同人所有の匕首一本（証第七号価格約七円）を窃取し之を携へて前記SE飲食店に立帰りたる所ハマヨは既に同家を立て居るより其後を追ひ翌八月六日午前一時頃同市□□町HS神社鳥居前の路上に於て右匕首を以て同人の背部を突刺し右肺に貫通せる刺創一個を加へ同人をして之に基因せる内出血の為即死せしめ所期の目的を遂げたるものなり

(2) 説示案（公判調書写に依る）

裁判長は陪審に対し左の説示を為したり

公訴事実として予審終結決定書記載の事実を告げたり公訴事実中

被告人は十二、三年前に妻帯したることあるも禿頭の為妻に嫌はれ離別となり爾来独身生活を続け居りたる事及本年五月十三日の夜OMハマヨと情交関係を結び其後引続き情交関係を継続し居りたることハマヨに被告人以外に情夫のありたる事は被告人の認むる所にしてハマヨか外に情夫を持ちたる為被告人を嫌悪したりとの事実被告人より金品を受取りながら情交の要求に応せざる為被告人は煩悶し居りたりとの事実は被告人の争ふ所にして本年八月五日には被告人は父NI熊吉方にて夕食を為したる後午後十時頃迄同人方にてラヂオを聞き其後も雑談を為して午後十時過頃自宅に帰り就寝し翌六日午前四時頃市場に行く

迄は外出したることなしと陳述し従て本年八月五日の深更ハマヨか仲居を為し居るSE飲食店に到り戸外よりハマヨの挙動を窺ひ同人か二階にて他の男と情交せるか如き状況を認め嫉妬憤激の極ハマヨを殺害せんと決意し其準備としてTS武士之助方より同人所有の匕首一本価格七円のものも窃取しSE飲食店に行きたるもハマヨか既に同家を立て居りたるより其後を追ひ八月六日午前一時頃HS神社前道路上に於て右匕首を以てハマヨの背部を突刺し即死せしめたりとの事実は争ふ所なりと告げ

依て本件に付問題となるべき事実は

第一点 ハマヨか被告人の外に情夫を持ち被告人を嫌悪し被告人より金品を受取りながら情交の要求に応せざりし事実ありや否や

第二点 夫れか為被告人は煩悶して八月五日の深更ハマヨか仲居を為し居るSE飲食店に到り戸外よりハマヨの挙動を窺ひ同人か他の男と情交せるか如き状況を認め嫉妬憤激の極ハマヨを殺害せんと決意したるものなりや否や

第三点 被告人は其準備として同夜TS武士之助方店頭より同人所有の匕首一本価格七円のものも窃取したるや否や

第四点 右匕首を携へて右SE飲食店よりハマヨの帰るを追ひHS神社鳥居前路上に於て右匕首を以てハマヨの背部を突刺し右肺に貫通せる刺創一ヶを加へ同人をして之に基因する内出血の為即死せしめたるや否やの四点なりと告げ

証拠関係は公訴事実維持の証拠として

第一点に付

証人IOTAMAの当法廷に於ける証言にハマヨか殺されたるより十日位前ハマヨか自分に対

し被告人に来て貰はぬ様に云ふても附いて來るので困ると云ひたる故自分は義一は何処の人かと問ひたる処ハマヨは市場へ出る人であると云ひたるに依り市場へ出る人は気分か荒き故喧嘩をせざる様用心せよと云ひたりハマヨは尚被告人は寝る時も帽子を冠りて寝る故厭であるK B Kは温順にして綺麗なる男なる故気持が良いと云ひたる旨の供述

証人F Tサイの当法廷に於ける証言に本年六月頃ハマヨ方に行きたる処ハマヨはK B Kと云ふ男と一緒に朝食を為し居りたるか自分を見ると新聞にて顔を隠したり其後自分かハマヨ方へ行きたる際同人は被告人を嫌ひたと云ひたる故自分は嫌ひなら嫌ひの様にせよと云ひたり自分かS E方へ行きたる際被告人か勘定を為し居る隙に被告人と連合ふて歸るのか厭たと云ひて被告人を出し抜いて平素歸る道より異りたる道を通りて歸りたる旨の供述  
証人Y Mマサの当法廷に於ける証言に本年二月中よりハマヨに自分方の二階を貸して居るかハマヨの処へ出入りする男の内にてはK B Kか年か若く一番綺麗なる旨並に本年七月よりは被告人かハマヨの処へ泊りに來る事か前より少なくなりたる旨の供述

被告人の当法廷に於けるハマヨは自分と夫婦になりても良いか当分別れて居らう自分もハマヨか好きにて女房にしても良いと思ひたり本年五月十三日より後に現金三十円位と青物はハマヨか不自由をせぬ様に与へ又初物は親にも食はさぬ内にハマヨに与へ居りたる旨の供述

被告人に対する第一回予審調書中本年七月中旬頃より段々自分を嫌ふ様になり自分かハマヨ方に泊りても何とかかんと云ひて情交をさせぬ様になりたるも自分はハマヨに対する未練かありたる故時々青物等を持ち行き遣り居りたる処ハマヨは夫れは受取り尚色々の物を買ふて來いと註文したるも矢張り自分を嫌ひて情交をさせざりし或る夜自分はハマヨ方に行き今日は之丈けしか出来ぬと云ひて金を五十錢出したる処ハマヨは夫れ位の金は持つて來ぬか良いと申すに付自分は其金を取らんとしたるにハマヨは足にて自分の右の目を蹴りたる為自分は目か腫れて十日程も苦しみたる事あり夫れでもハマヨを諦める事か出来ず時々青物等を持ち行き遣り居りたるか其後本年八月三日の夜ハマヨを送りて同人方へ行き金を一円出したるに同衾させたるも障りかありとて怎うしても情交させず其翌朝自分か歸る時にハマヨは是れからは此方より呼出す迄來るなど冷淡なる事を申したる故自分はハマヨか自分より取れる丈けの物を取りて置き自分を棄てたるものと思ひ他に男か出來たるものならんと考へ腹か立ち仕方かなかりし旨の供述記載

被告人に対する第二回予審調書中予審判事より前回被告人か申したる事は相違なきやとの問に對して被告人の相違なき旨の供述記載を摘示し

被告人は当法廷に於て自分はハマヨと關係する様になりたる後同人か自分を嫌ふ様になりたる事なく又ハマヨに情夫のありたる事は承知して居りたるも夫れを気にしたる事なし自分分はハマヨと夫婦約束を為し居りたるも約束を為したるのみにてハマヨの生計費の全部を貢き居りたるものにあらざる故夫婦になる迄はハマヨか情夫を拵へても異存なきものなり自分は警察署に於て五日間も昼夜の別なく取調へを受けたる為身体か疲れたる為余儀なく虚偽の自白を為したるものなる処實際警察官か裁判所へ出たら此処にて云ひたる通りを云はねはいけぬと云はれたる故裁判所に出て虚偽の自白を為したる次第なるか自分は検事と予審判事との区別は知らざる旨の弁解の要旨を告げ

弁護人か被告人はハマヨと夫婦約束は為し居りたるも遊郭へ登楼したる男か娼妓と夫婦約束を為したるものゝ如く深きものゝあらざる旨並に被告人の予審に於ける自白は虚偽にし

て信を措くに足るべきものにあらざる旨主張したる弁論の要旨を告げ  
其証拠として被告人並にFTサイの当法廷に於ける供述の要旨を摘示し

第二点に付公訴事実維持の証拠として

被告人に対する第一回予審調書中八月五日の夜今一度ハマヨに会ふて見様と思ひ同夜十一時過頃SE飲食店の前迄行きたる処二階にてハマヨか誰れか客と愉快に騒ぎ居る声か聞へたる為中へは這入らず暫く外に立ち様子を見て居りたるに急に二階の騒ぎか静まり情交して居るか如き気配もあり間もなくハマヨか紙を持ちて便所へ行く所を見掛けたる為ハマヨか他の男と情交したるものと思ひむかむかとして同人を殺す考へに為りたる旨の供述記載当裁判所の検証調書中TSヒデ方(元SEトメ方)の階下の状況を外部より認め得べきや否やを検するに表入口の開き戸は摺硝子となり居り出入りの都度自動的に閉鎖する構造となり居るを以て表入口より室内を認むることを得ざるも表入口の南側の窓に建てある硝子戸の下部は七寸程普通の硝子となり居れるを以て其部分より覗けば屋内を認め得べく又階下の六畳の室の東側及西側の障子を明くれば同入方の便所を見通し得べく其他の地点よりは階下の状況を認むることを得ざる状態にあるも裏の出入口の戸を明くれば其処より便所を認むることを得次に右ヒデ方の表二階の障子を明けて外部より二階の状況を認め得べきや否やを検するにヒデ方の前面道路(但しヒデ方を中心として南北に六間の間)及SI仁十郎方前道路より東方に通する小路(但し道路の東端より東方三間の間)より二階の表座敷の内部を認むることを得べきも表二階に座せる人は窓の下部の壁に遮られて認むること能はず更に右ヒデ方の裏二階の障子を明けて外部より二階内の状況を認め得べきや否やを検するにヒデ方とYNB商店の作業場との間に存する幅員四尺の空地に立てはヒデ方の炊事場

の屋根(幅約四尺)と便所の屋根(幅約五尺)との間に設けある高さ六尺の土塀の上より二階の裏座敷内の一部を認むることを得べく更に又第四図の(ヲ)点より(ワ)点迄二十四尺の間に於て其何れの地点よりも二階の裏座敷内を認むることを得べき状況存す尤も二階の裏座敷に座せる人は窓の下部の壁に遮られて認むることを得ざる旨の記載並に右検証調書附屬第四図を摘示し

被告人の当法廷に於ける本年八月五日夜は十時過頃父NI熊吉方より自宅に帰り就寝したるものにして翌六日午前四時頃市場に行く迄は外出したる事なき旨弁解の要旨を告げ其証拠として証人NI常吉の当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜は十一時過頃母か被告人の処へ朝飯を持参し帰りて被告人は能く寝て居りたる故自分等も寝ようと云ひたる旨の供述尤もNI常吉は其事を母か帰りたる際に母より聞きたる様に供述したるか当職か何故其事を記憶して居るかと記憶の点を確めたる処母は其頃毎夜十一時半頃朝飯を被告人の処へ持ち行き居り其際には何時も被告人か寝て居りたる旨母か云ひ居りたる故八月五日の晩も同様なりしものと思ひたる旨申立更に八月六日に被告人か警察署に行きたる後母は昨夜被告人は寝て居ったにのうと云ひたる旨申立其供述を変更し居れる点

証人YD眞一の当法廷に於ける証言に自分は被告人と同じ長屋に住み居り本年八月五日の夜便所に行きて手を洗ひたる際被告人か自宅に寝て居るのを見たるか帰りて時計を見たる処十一時なりし旨の供述

証人YNB森之助の当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜はラヂオの放送か済みたる後十時過頃自宅より腰掛を持出しSE飲食店の南側の路次の入口の処にて十一時少し過頃迄涼み居たるか其間SE飲食店の外部より屋内の様を窺ひ居りたる者を認めさりし旨の供

述

証人HN松次郎の当法廷に於ける証言に本年八月五日の晩自分はSE飲食店の向ひのHT和一方の前の道路にて腰を掛け十一時半頃迄一時間許り涼み居りたるか其間にSE方の外部より屋内の様を窺ひ居りたる者を見さりし旨の供述を摘示し

第三点に付公訴事実維持の証拠として

証人TS武士之助の当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜は十一時頃就寝したるか午前一時頃東隣のTY方より呼起されたる故外に出て見たる処自分の店の陳列台の硝子か一枚砕けて居り価格七円の匕首一本無くなり居りたるか其鞘は証第八号にして残つて居りたり押収の証第七号の匕首は自分方に窃取せられたる匕首と思ふ旨の供述

証人TYカメの当法廷に於ける証言に本年八月五日の晩十二時十分ころ雨戸を締め外へ出て六枚ある雨戸を三枚締めたる時自分方の角にある電柱に縋りて自分方を見て居る怪しき男ありたるを以て自分方へ泥棒に這入りはせぬかと思ひ戸を一枚締めすに其男の方を見て居りたる処其男は東の方の相生橋の方へ行きたる故残りの戸を締めて家の中に這入り十分位したる頃ガチャンと音かしたるに付暫くして外へ出て見たるに西隣のTS方の店の陳列棚の硝子か壊はれて居りたる故TS方と呼起し同家の主人か起きて取調べたるに匕首か一本盗難に罹り居りたる旨の供述を摘示し

尚押収の証第七号の匕首をTS武士之助方に盗難に罹りたる匕首の鞘（押収の証第八号）に差せばピツタリと這入るに付其点に考量すべき点なりと告げ

検事は右窃盗犯人とハマヨを殺したる犯人は同一人にして被告人なりと主張したる意見の

要旨を告げ其点に付ては第四点に於て共通に証拠関係を説明する旨を告げ

第四点に付公訴事実維持の証拠として

証人FTサイの当法廷に於ける証言に本年八月五日の夜一時過頃OMハマヨとES飲食店を出て二人か一本の傘に這入りて帰る途中HS神社の東側飲食店より西へ五六間の処迄帰りたる際後ろより人の足音かしたる故自分は振向きて見たる処浴衣を着て番傘を差し尻騰けを為したる男か自分の方へ歩き来りHS神社鳥居前にてハマヨか差して居りたる傘を後ろより引張りたるを以て自分は驚き走りてAE缶詰製造所の処逃げたる際ハマヨはキャーと叫び自分の足元迄走り来りて倒れ即死したる旨の供述

予審判事の検証調書中KYハルの背部に着衣の上より鋭利なる兇器にて突刺したるものと認めらるゝ創傷一ヶ所ある旨の記載

証人YMマサの当法廷に於ける証言にKYハルはOMハマヨと云ふのか本名なる旨の供述  
司法警察官の検証調書中HS神社前通り踏切より北方約二十間の軌道東側なる広島市西□□町MM建一所有の新築家屋の邸宅内にて押収の証第七号の匕首一本を発見したる旨及匕首を発見したる場所はOMハマヨか殺されたる場所より約三十五間の距離ある旨並に該匕首には刃先より四寸位の間に新しき血痕附着し居りたる旨の記載

遠藤中節の鑑定書中該匕首に人血附着せる旨の記載  
香川卓二の鑑定書中KYハルの背部に一刺創ありて其の刺創は有刃の鋭器に抛りて生ぜしものなる旨の記載

を摘示し

窃盗犯人と殺人犯人とか同一人なりや否や及其犯人は被告人なりや否やの点に付

被告人に対する第一回予審調書中ハマヨの情交を為す様子を見届けたるは八月六日午前零時頃なりしと思ふか余りの事に腹か立ち同人を殺す考に付て其用意の為□□町T S金物店に吊しあるのを予て見て居りたるヒ首を取出す考へにて其附近へ行きたる処近所の女の人が戸を締めて居る様なりしより暫く其附近に立ち戸を締めるのを待ちT S金物店の硝子障子を右肘にて突破り鞆を抜きて吊しありたるヒ首一本を盗み出し拔身の儘之を懐に入れS E飲食店の処迄引返したる処折柄雨か降り居りたる為ハマヨはF Tサイと一本の傘を差しS E方を出て帰り居りたるより自分は其後を付け行き□□町H S神社鳥居前辺に行きたる時後ろよりハマヨちゃん待てと云ひたる処ハマヨは立止りたるかサイは一人にてA E缶詰製造所の所迄先へ逃けたり夫れ故自分はハマヨに対し一緒に下宿迄帰らうと云ひたるにハマヨはお前の様な甲斐性なしは嫌たと申したるに付自分は余り男を馬鹿にするものではないと云ひたるにハマヨは何にと云ひながら右足で私を蹴らんとしたる為私は愈腹か立ち同人を殺害する意を決し右ヒ首を右手に持つて傘の上よりハマヨの背中を目掛けて一突き突きたる所ハマヨはキヤーと叫び数間向ふへ走りA E缶詰製造所の前に倒たるに付同人が死したるものと思ひ其場を走りて自宅へ帰る途中にてヒ首を何処かの家の裏の空地の処へ投げ込み帰りたる旨の供述記載

被告人に対する第二回予審調書中予審判事より前回被告人か申立てたる事は相違なきやと問はれ相違なき旨の記載

F Tサイに対する予審調書中本年八月六日の午前一時頃と思ふ頃二人の客の帰りたる後ハマヨと相同傘にてS E方を出て帰る途中H S神社の前辺へ来りたる処後ろより足音かしたる故振り返りて見ると男か臀騰けに為りて来て居りたるかH S神社鳥居前辺へ行きたる時後ろより突然何も云はず自分等の傘に触るものかあり其機に傘か自分等の背中に付く様になりたるより自分は驚きて其場を逃げ出す時に一寸振り返りて見たら薄暗くて充分には判らざりしか後ろより来りて傘に触れたる男は薄鼠色の鳥打帽を着し居り恰好か被告人らしくありたり被告人は禿頭のため昼にても夜にても薄鼠色の鳥打帽を着し居る旨の供述記載を指示し

証人F Tサイの当法定に於ける証言に八月六日の午前一時過頃私等かH S神社前迄帰りたる際ハマヨか差して居た傘を後ろより引張りたる故私は吃驚して走ってA E缶詰製造所の処まで逃げて行くとき振向ひて見たるも傘を引張りたる男の顔は判からざりしなり予審判事に対し私か驚きて其場を逃げ出すとき一寸振向ひて見たら薄暗くて充分には判らざりしも後ろより来りて傘に触れたる男は薄鼠色の鳥打帽を冠って居り恰好かN I義一らしかりし旨申立たることなき旨の供述

証人T Yカメの当法定に於ける証言に自分か戸を締める時見たる男の着衣は紺の様な浴衣でありたりと思ふ旨の供述を摘示して弁護人か之を引用して本件の窃盗及殺人の犯人か被告人に非ざることの証拠と為したる弁論の要旨を告げ

尚一般の証拠としてS Eトメに対する予審調書証人Y G繁藏の当法定に於ける供述被告人の供述並に其他の各証人の証言中前掲以外の部分被告人及証人F Tサイに対する各予審調書中同人の当法定に於ける供述と重要な点に於て相違する部分、予審判事の検証調書及附属函面写真、司法警察官の検証調書及附属函面写真、当裁判所の検証調書及附属函面写真を示し且押収の証拠物全部を示したり



法律関係は

他人の物を窃取したる場合は窃盗罪にして十年以下の懲役に処することゝなり居り人を殺す意思にて殺したる時は殺人罪として死刑又は無期懲役若くは三年以上の懲役に処することゝなり居れるか人を殺す意思はなくとも此の刃にて斬付くれば或は死するかも知れずと云ふ認識の下に斬付け死の結果を得たるときは殺人罪として同様の処分を受くることゝなり居れり而して諸種の事情を参酌して右刑の範囲内に刑期を定むることになり居れりと告げ

主問として問書記載の事項を示し

陪審長互選及評議答申方法に付注意を与へ評議室に退き慎重審議し公平に評議し答申すへき旨を命し問書及記録中の被告人に対する第一、第二回予審調書証人F Tサイに対する予審調書鑑定人遠藤中節同香川卓二の各鑑定書及附属図面予審判事の検証調書及附属図面写真、司法警察官の検証調書及附属図面写真、当裁判所の検証調書及附属図面写真並に証拠物件中の証第一、七、八、十、十七、十九号を交付したり

2 「問書集」〔法曹会雑誌〕第七卷第一〇号、一九二九年一〇月。後に、司法省刑事局陪審係編『陪審問書集』、司法省刑事局・一九二九年に収録）に収録された、「公訴事実ノ梗概」、「問」、「答申」は、次の通りである。

#### (1) 公訴事実の梗概

被告人ハ十二三年前ニ妻帯シタルコトアルモ禿頭ナル為妻ニ嫌ハレ離別ト為リ爾来独身生活ヲ続ケ来リタル所昭和三年五月十三日頃広島市□□町Y Mマサ方同居仲居業O Mハマヨト情交ヲ結ヒ其後同人ニ対シ金品ヲ贈与シテ関係ヲ継続シ居ル中ハマヨハ他ニ情夫ヲ持

チ被告ヲ嫌悪スルニ至リ被告人ヨリ金品ヲ受ケナカラ情交ノ要求ニ応セス被告人ハ悶々ノ情ニ堪ヘサル折柄同年八月五日深更ハマヨノ稼業先タル同市□□町S E飲食店ニ到リ戸外ヨリ窺ヒタルニハマヨハ他ノ男ト酒間ニ嬉々セルノミナラス情交ヲ為セルカ如キ状況ナルヨリ被告人ハ嫉妬憤激ノ極ハマヨヲ殺害セント決意シ其ノ準備トシテ同市□□町金物商T S武士之助方店頭ヨリ同人所有ノ匕首一本（証第七号価格約七円）ヲ窃取シ之ヲ携ヘテ前記S E飲食店ニ立帰リタル所ハマヨハ既ニ同家ヲ立出テ居ルヨリ其後ヲ追ヒ翌八月六日午前一時頃同市□□町H S神社鳥居前ノ路上ニ於テ右匕首ヲ以テ同人ノ背部ヲ突刺シ右肺ニ貫通セル刺創一個ヲ加ヘ同人ヲシテ之ニ基因セル内出血ノ為即死セシメ所期ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

#### (2) 問

主問

第一、被告人N I義一ハ昭和三年八月六日午前零時過頃広島市□□町T S武士之助方店頭ヨリ同人所有ノ匕首一本ヲ窃取シタルモノナリヤ

第二、被告人N I義一ハ同六月六日午前一時過頃同市□□町H S神社前路上ニ於テ匕首ヲ以テO Mハマヨノ背中ヲ突刺シテ同人ヲ殺シタルモノナリヤ

#### (3) 答申

主問、第一、然リ

主問、第二、然リ

#### ⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二七日判決

1 『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）に収録された、「公訴事実の梗概」、「説示案」は、次の通りである。

(1) 公訴事実の梗概

被告人は知慮浅薄の者なる所昭和四年二月初旬頃旧年末の為居町〇I部落の青年団員の一人として其部落の夜警に従事中同年二月六日午後九時過頃夜警備員詰所たるYU武雄方に到る途中同所胡神社とYOケイ方住宅との間小路中に落松葉を積重ねありたることを想起し之に放火したる上自ら夜警に際し他人に率先して其火災を発見し之か推賞を得んと決意し同松葉に放火するときは、ケイ方住宅を焼燬するに至るべきことを認識しなから直に所携の燐寸を以て該松葉に点火し其場を立去りたる所其火は右松葉よりケイ方住宅の一部たる西南側壁板に類焼し遂に該壁板幅約三尺九寸乃至四尺三寸高さ約一間半を焼燬し因て放火の目的を遂けたるものなり。

(2) 説示案（公判調書写に依る）

裁判長は陪審に対し

本件に付検事主張の公訴事実として予審終結決定書記載の事実を告げ

之に対する被告人の弁解の要旨は

公訴事実を絶対否認し本年二月六日の夜十時過頃〇I部落のKM鶴三方より夜警の詰所たるYU武雄方へ行く途中YOケイ方と恵美須神社との間の路次にて火か燃え居るを自分か一番先に発見して火事しゃと叫びたる為其附近の人か出て来たりて火を消止めたる事実はあれとも自分は其路次に松葉のある事は其際には知らざりしものにして翌日現場に行き初めて其事実を知りたるものなり而して自分の警察官に対する放火の自白は全然虚偽にし

て警察官より自白を強要せられたる為止むを得ず虚偽の自白を為したるものにして検事並に予審判事に対して為したる放火の自白も亦虚偽なるものなりと主張するものなり

依て本件に付て事実上問題となるべき点は本件の出火は被告人か放火したるものなりや否やの点にありと告げ尚弁護人主張の要旨を告げ

法律関係は

刑法第百八条には火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物を焼燬したる者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に処する旨規定せり焼燬とは焼く考へにて又は場合に依れば焼ける事かあるかも判らぬと考へて放火したる結果建造物か独立して燃える程度に達したる場合を指称するものにして此の場合には本条に該当す而して放火したるも建造物か独立して燃焼する程度に達せざりし場合は放火の未遂となるものにして刑法第百十二条には同法第百八条に未遂罪をも処罰する旨規定せり

本件か果して焼燬の程度に達し居るや否やは特に評議せらるべき点なりと告げ  
証拠関係は

本件か検事主張の如き事実なりとせば放火の既遂となり弁護人の仮に主張する事実とせば放火の未遂となるものなるか本件放火の所為か果して被告人の所為なりや否や又其放火は既遂の程度に達し居るや否やを判断するに付ては犯行の原因動機犯行当時の模様行為の内容及其結果等を考察して之を決すべく之を決するには一に証拠に依るべく其証拠は当法廷に現はれたる被告人及各証人の供述並に先刻来証拠調の際解示したる各証拠書類並に証拠物件なりと述へ更に其各証拠の要領を説明し検事及弁護人の各主張の証拠の要領を一々摘示し証拠物件を示し懇切なる説示を為したり

2 『芸備日日新聞』(昭和四年四月二八日)および『中国』(昭和四年四月二八日)に掲載された「問」および「答申」によると、おおよそ次の通りである。

(2) 問

主 問

被告O T秀雄は、昭和四年二月六日午後九時過頃、加茂郡□□町字□□Y Oケイ方住宅と恵美須神社のとの間小路中に於て、右ケイ方住宅の壁板に接触して積重ねてある落松葉に放火するときは、火は右壁板に延焼してケイ方住宅を燃焼するに至るべきことを認識しながら、燐寸を以て右落松葉に点火し其場を立去りたるため、火は右落松葉よりケイ方住宅の一部たる前記壁板に類焼して、其幅三尺九寸乃至四尺三寸高さ約一間半を焼燬するに至りたるものなりや。

補 問

被告人O T秀雄は、前記放火を為したるも、他人が消止めたるため、其火はケイ方住宅の一部たる壁板の前記部分を燻焼したるに止まりたるものなりや。

(3) 答 申

主問、然らず。

補問、然らず。

【資料五】陪審制度実施の感想

広島地方裁判所において開かれた陪審公判の概要は、「問書集」、「説示集」、刑事判決

書ならびに「芸備日日新聞」、「中国新聞」などによると、左記二一件(①～⑩)の通りである。

事件	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
①	昭和3・11・23	殺人未遂 (殺人予備)	(答申「然らず」採択) 傷害・懲役1年 (懲役1年6月)	S T武夫 (19)	宮脇幸治 河邊義一 本田等	樫田忠美	石川正義
②	昭和3・11・30	窃盗殺人	窃盗殺人・懲役8年 (懲役8年)	N I義一 (36)	宮脇幸治 河邊義一 本田等	樫田忠美	森保祐昌 秦 良一 田坂戒三
③	昭和4・2・20	殺人	殺人・懲役13年 (懲役15年)	N M岩吉 (51)	宮脇幸治 河邊義一 本田等	樫田忠美	林飛隆善
④	昭和4・3・18	現住建造物 放火未遂	非現住建造物 放火未遂・懲役2年 (懲役3年)	S Tセツ (47)	宮脇幸治 河邊義一 高林茂男	樫田忠美	江藤直作
⑤	昭和4・4・27	放火	無罪	O T秀雄 (21)	宮脇幸治 河邊義一 高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎

⑥	昭和4・6・5	強盗傷害	懲役3年6月 (懲役3年6月)	HY金作 (19)	河邊義一 高林茂男	樫田忠美	永井 貢
⑦	昭和4・7・30	殺人未遂	殺人未遂・懲役3年 (懲役4年)	MO好一 (27)	宮脇幸治 本田 等 高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
⑧	昭和5・5・19	殺人未遂	傷害・懲役1年 (懲役2年)	OZミツヨ (22)	酒巻良一 高林茂男	樫田忠美	米田規矩馬
⑨	昭和6・3・16	殺人	傷害致死・懲役4年 (懲役7年)	NM豊三郎 (39)	小玉平太郎 數馬伊三郎 高林茂男	樫田忠美	森保祐昌 秦良一
⑩	昭和6・3・28	殺人	傷害致死・懲役5年 (懲役7年)	NG長造 (30)	梅原松次郎 高林茂男	樫田忠美	森保祐昌 水田謙一
⑪	昭和9・3・16	放火	放火・懲役12年 未決勾留60日算入 (懲役15年)	MI雅留 (29)	福田豊市 辻富太郎 近藤完爾	和田順之	高橋武夫

(注1) ②事件中、窃盗は請求陪審であり、陪審費用の三分の一は被告人の負担とされた。

(注2) ②③⑩事件は上告、②事件(弁護士秦良一・森保祐昌)は昭和4年5月3日破毀自判(懲役8年)、③事件は昭和4年5月22

日上告棄却、⑩事件(弁護士高橋武夫・三浦強一)は昭和9年6月14日上告棄却。

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第七卷第一〇号、法曹会・一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第三五卷第九号、日本弁護士協会・一九三一年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

ここでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された広島控訴院および広島地方裁判所の裁判官・検察官の感想と、前掲『法曹公論』に掲載された、広島弁護士会の弁護士の感想を紹介しよう。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものは、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法学セミナー』第三六卷第八号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

## 1 判事・検事の感想

### ①南谷知悌広島控訴院検事長「傍聴席より見たる陪審裁判」

陪審法実施記念号発行の機会に於て、私も在朝法曹の一人として、何にか意思表示をする義務ありと心得まして此拙文を綴りましたが、素より狗尾続貂の譏は、甘んじて受ける覚悟であります。

私は我国に於て、果して能く陪審法を運用して、其効果を顕はすことが出来るか如何か、聊か懸念に堪へなかつたのであります。然るに實際は、私の懸念を全然裏切りまして、美事に運用せられたのであります。蓋し数年に亙る、司法当局の宣伝が、相当行届きました為め、都鄙を通じて、陪審法の一般的概念が、国民の脳底に刻み付けられた結果、陪審員として選定せられ、裁判手続に参与することは、独り国民としての公義務を遂行すると云ふ觀念に止まらず、之を榮譽とし、且つ又今迄、堅く門戸を鎖された裁判手続に参与すると云ふ好奇心も幾分手伝つて、踴躍出頭すると云ふ好現象を呈したことに信じます。

而して陪審員は法廷に於て、何れも真摯熱心なる態度を持ち、長時間に亙るも少しも倦怠の色なく、終始緊張気味を以て審理の進行に注意を払ひ、事實の真相を掴まざれば止まざる底の意気込を示されたことは、真に敬服に値ひします。私は傍聴席より、具さに此の光景を目撃しまして、誠に感激に堪へなかつた次第であります。併し是れは単に心配して居つた様な弊害がなかつたと云ふ消極的成功丈で、翻て果して然らば積極的に国民全般の生活上に如何なる利益を齎したかと云ふに、私は遺憾ながら、格別何物もないと率直に答へたいと思ひます。只一つの功績として、見逃すことの出来ないのは、裁判所と国民との接近であります。

私は従来一般国民が、裁判所の事に余り冷胆で無関心であるのには実以て驚き入ると同時に慨歎に堪へなかつたのであります。然るに陪審法の制定に依り、国民が裁判手続に参与することになりました為め、陪審員を通して、国民との接触が頻繁になり、其結果国民の裁判に対する信頼が、一層厚くなるは勿論、是迄裁判所や検事局の事が分からなかつた為め、生じた所の誤解や疑惑も一掃せられ、益々司法の威信を發揮すること、確信致します。

次に陪審員の答申を見ますと、検事の意見と一致する場合と、一致せざる場合とがあります。一致せざる場合に於て、我々検事の立場から見ても賛成の出来ない理由が多々あります。尤も未必条件付殺人と傷害との区別、或は放火と器物毀棄との区別の如き、法律的解釈が、素人たる陪審員の脳裡に徹底せざることは、恰も医師の所謂心神喪失若は心神耗弱が、我々素人たる検事から見ても、到底承服出来ない場合があると同様で、是は決して無理でないと思ひます。成程裁判所は、陪審員の答申を採択して判決を下す場合が多く、不採択の結果、再陪審に付したのは、全国で纔に三四件に過ぎないのであります。併し之れあるが為めに、陪審員の事件に対する觀察が、常に正鵠に中れるものと論断することは出来ないであります。私は既に陪審制度を採用した以上は、万々一の場合を除き、悉く其答申を採用すべきもので、再陪審再々陪審は、陪審制度の本旨ではないと思ふのであります。縦し夫れが事実と違ふて居りましても、国民の参与に依りて清算せられ、被告人は素より国民も満足するのであると存じます。若し陪審員の参与に因りて絶対的真實を希望するものがあれば、夫れは単に希望するもの、夢想に過ぎないのであります。

私が今日迄の實際に徴すれば、陪審員の答申が、常に検事並に裁判官の啓蒙に役立つものとは信じ難いのであります。率直に云へば、陪審員の参与に依り、眞実発見の上に、幾許の援助を得たるか、否却て事實の真相を誤らるゝ危険の方が多くはあるまいかと存じます。適々専門家を裏切つて、事実の中ることがあつても、夫れは偶然であります。偶然の

適中に眩惑して、全幅の信頼を払ふことは、非常なる危険が伴ふものであります。専門の検事、専門の裁判官が、其の職司の本領として、多年経験を積み研鑽を累ねても、猶且つ眞実を捉ふることは難中の難で、容易の業ではありません。況や何等法律上の素養なき、而も何等裁判上の経験なき陪審員が、如何に法廷に於て、熱心に審理の進行に注意し、寸毫も油断なき精励振を發揮した処が元と是れ素人のみ。私は敢て陪審員の答申を軽視する訳ではありませんが、多年の経験率は、遺憾ながら、黒人たる専門家に遠く及ばないことを認めざるを得ないのであります。或る論者は曰く、黒人が余り其職業に捉はるゝと、却て判断を誤るものである。陪審員は法律には素人であるが、常識を持って居る。此常識は人間の実生活上に於て自然的心証を形作る。故に此常識は実験的眞実である。此常識に依りて事実を判断すれば決して間違はない。是が即ち陪審制度の根本觀念であると。此議論は徒に陪審裁判を価値付けんが為めの議論でありまして、私は容易に左袒することが出来ません。若し常識の判断で以て事実の真相が攫まるゝものなれば、天下是れより結構なことではないが、いざ紛糾錯綜せる事案に当面した場合に、単に実生活上に於ける自然的心証許りで、其真相を抉摘することは、頗る困難な問題で今更ら喋々を要せないことゝ信じます。畢竟陪審制度は、唯司法と云ふ国権の作用に、国民の参与を認めたと云ふ丈で、満足せざるを得ないのであります。

過去一年に亙る裁判の結果より見て、概して陪審員の評決が、軽きに傾きたることは掩ふべからざる事実であります。其結果被告人及び其周囲の人々が、陪審制度の有難味を痛感せられたことは勿論であります。是を以て一般国民の声として受取るのは早計であります。私は過去約一年の実蹟に鑑み、而も此制度の運用には、巨額の経費が伴ふことを

条件に入れて、一般国民が眞実此制度を何の程度迄感謝して居るであろうか、私が熱心に聴かま欲しきは、一切の利害関係を離れて、眞に自由の立場に居る国民の声であります。

## ②今村恭太郎広島控訴院長「感想」

陪審裁判が行はれて一番に我々が良き結果と考へることは国民が裁判事務に関与すること云ふことに付きまして、民衆が裁判というふことの意義を十分了解するに至る傾向のあることである。是が一番大きな結果と思はれる、其結果全般に裁判と云ふものは正義の活動に依る司直の府である、正義の殿堂であると云ふことを民衆が理解し随つて裁判に信頼することになる傾向のあるのは是が一番大きな結果と思ふのである。必らずしも其裁判自体が事実の真相に適合した裁判が出来るかどうかとは疑はしい。併しながら誤つて重き刑罰を科すると云ふやうなことは免かれ得る事実であります。更に進で微妙なる事実の真相を捕へて其判断をすると云ふやうなことに至つては此の制度が果して適當であるかどうかは疑義を免かれない。殊に此民衆の態度に付いて感ずることは、日本の陪審制度は純然たる抽籤主義で陪審員を選定することになって居る。此制度が実施前には存外不十分なる陪審員が出て来るのではないか、十分の能力のない者が判断するのではないかと云ふ懸念もあつたのでありますけれども、實際行つて見ると極めて陪審員たる人が其陪審員たる権利義務を行うに熱誠で眞面目であつて、自分の事業を犠牲にしても出頭して、闕席者などは極めて少ない。人柄も極めて醇朴であつて公正の判断をしやうと云ふ考を持つて居るものが多い。其点から言ふと我々の予想は裏切られて陪審員は相当に立派な成績を示して居る。之は新制度の爲めに極めて賀すべきことゝと思ひます。此趨勢を以てすれば民衆は漸々陪審員たる権利義務を十分理解するに至り裁判の眞義を諒解し裁判の信用を増すに至るだら

うと思ふ。裁判を受くる方の側から言つて此陪審制度を果して信頼して陪審の裁判を受けやうと云ふ氣風であるかと云ふと、今日も尚ほ成る可く普通裁判の方を受けやうとして居る、一般の民衆は陪審裁判を寧ろ危ないかのやうに感じて居る。危ないと云ふよりは控訴がでない一番限りだと云ふ所からどうも之を好まない。随つて法定陪審事件でも辞退が非常に多い、請求陪審は殆んど無いといつて宜しい。之は其日本国民性から出て來るのではないかと思ふのでありますが、どうも其郷党の人の前に顔を曝して裁判を受けることを日本人は嫌うらしい、それ故に陪審員の前で裁判を受けることを喜ばないやうなこともあるのではない、是れは陪審制度を主張し之は国民の要求なりと主張した説を裏切てをる様である。又今日迄の裁判が左迄不信用ではない、現在の裁判即ち陪審に依らざる裁判で相当満足であると思つて居るとも見られる。それから弁護士側よりも余り進んで陪審裁判を受けることを好んで居ない傾向が見へる。

さう云ふ訳で之は時代々々で段々変化して參るであらうが、実施当時の現況はさう云ふ有様である。結果の上から見ては必ずしも不良ではないが、今申上げた通り事實の真相にびつたり合うやうな裁判をし得るや否やというふことは疑ひがあるが、しかし誤つて重く罰すると云ふこともないことは利益があるに相違ないけれども、併し一面裁判と云ふものを民衆が理解し之を信用する程度が高まると云ふ上に非常に大なる効果を齎したものであるといつて宜い。其結果陪審法実施の結果は悪い結果であるといふことは出来なと思ふ。

裁判所の方から言ふと司法官が裁判に關与するに付て検事の捜査論告判事の審理及び裁判の方法も此陪審制度の実施により大に改まつて行かねばならぬ様になつたと思ふのであります。今日迄の通常の裁判に付ても審理の準備に訟廷に於ける審理の方法に十分に攻究を遂げ幾多の工夫を要する事は勿論でありますが、従來は此点は多少閑却され完全に審理の準備及び審理の方法等の攻究を尽されて居らぬ傾向がありますが、陪審法の実施により此点には全く新研究と工夫を要する事となり、此方面に新天地を開発しなければならぬと云ふことに為たのであります。是が為めに司法官が司法事務を扱う上に付いて全く新紀元をなして居るのである。之は裁判事務の上に非常に結構なことであつて、將來此方面にどれ丈の進歩發展を見るか分らぬが、兎に角従來余り重きを置かれて居らなかつた審理準備及び其工夫に就いては亦偉大なる変化進歩を見ることではなからうかと想像されるのである、之は民事事件に付ても改正民事訴訟法が行はれて矢張り同様にならうと考へるのであります。少くとも陪審制度の行はれた時に予審公判の審理の上に於て全く新しき一變化を來せることは疑ありません。恐らくは検事として捜索及び論告に於ては全く新しい攻究をしなければならぬことと思ひます。殊に陪審法廷に於ては裁判上の経験なく又法律上の智識を持たぬ陪審員をして其事実關係を理解して判断を為すに至らしむるは、判事の訊問も検事の論告も裁判長の説示も、之に副ふ様な考量を費さねばならぬと存じます。其何れか良く陪審員の心裏を支配すべきかは、判事の訊問及び説示と検事の論告の技倆其徳望如何に基因するものにて、判事も検事も充分なる攻究を遂げねばならぬ事であつて、此点よりするも洵に司法事務取扱上の一大革新期であると私は考へ居る次第である。

### ③伊藤久次郎広島地方裁判所長「陪審雜感」

広島地方裁判所に出頭したる陪審員は陪審法実施前一部の人々により懸念せられたるが如く陪審員として裁判所に出頭することを迷惑がるものは絶てなきものゝ如く見受けたる、只に迷惑がらざるのみならず陪審員として呼出を受けたることを以て頗る名譽とする

ものゝ如し、各事件共陪審員の欠席者少く而して多くは早朝より出頭し指定の時刻より遅れて出頭したるもの殆んどなし、服装に付ても一部の人々より見苦敷服装にて出頭するものあるにあらざやと懸念せられたれど何れも洋服若くは羽織袴にて出頭し見苦敷服装にて出頭したるものなし、中には平常、袴を使用することなき人なるべきが袴を風呂敷に包み携へ来り公判廷に入るに及んで着用したる人ありたり。

抽籤に漏れたる人に対し後日或機会に於て感想を尋たるに抽籤に漏れたることを頗る遺憾とする旨及他の抽籤に漏れたる人々も同様の感を懐き居たる旨申述たり。

公判廷に於ける陪審員の態度は頗る真面目にして熱心に傾聴し倦怠の模様なし陪審員の多くは要点らしき所は一々筆記し証人に対し訊問を求むる事項の如きは頗る適切のもの多し。

陪審員は各其地元へ帰りたる後何れも裁判の模様を詳細に知人に話し知人より順次其知人に伝へ自然に裁判の実情を世人に知らしむるに非常に効果あるものゝ如し、目下一般に考究せられつゝある証人出頭義務の宣伝の如きも陪審員をして、其関与したる陪審事件の実験によるも証人の出頭は事件の審理に欠ぐべからざるものにして若し呼出を受けたる証人にして出頭せざるときは事件の審理に非常なる差支を来すものなるを以て呼出を受けたる証人は万障を排して出頭するの必要あることを宣伝せしむるときは其の陪審員の実験上必要なりとするの宣伝に係るの故を以て世人をして証人として呼出を受けたる場合には万障を排して出頭せざるべからざることを知らしむるに非常なる効果あるべしと感したり。

陪審公判に於ては術語、又は難解の語を避け可成平易にして解り易き文言を用ひ陪審員をして能く筋道を会得せしむる様勉むるを必要と感したり、而して現場の模様は検証調書

附属の図面を拡大したるものを作成し置き之れにより訊問し若くは論告することは陪審員をして能く了解せしめ得べしと感したり。

陪審員は概して感情に捕はれ易く雄弁なる検事の論告よりも巧妙なる弁護士弁論よりも老練なる裁判長の説示よりも被告人の態度、陳述の模様、被害者又は被告の反対側に立つ証人の態度、陳述の模様により感情的に事実の判断を為すにあらざやと感したり。

或る機会に於て陪審員たりし人に感想を尋ねたるに検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示を俟たず証拠調、終了の時に於て既に意見定まり居りたりと述べたり、殺人、放火等の筋道簡單なる事件に於ては検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示を俟たず事実を判断する陪審員相当にあるにあらざやと感したり。

#### ④官脇幸治広島地方裁判所部長判事「陪審公判に於て注意すべき諸点」

我国司法制度に一新時期を画したる陪審法の施行せられてより茲に一周年を迎ふるに当り其実務に携はる吾人は種々なる尊き体験を得たと共に予期せざる幾多の困難なる問題に遭遇し斯法の円満なる運用を期するが為には更に大に努力を必要とするものあるを痛感す。

当裁判所に於ては陪審法施行以来昭和四年七月末迄の間に於て陪審公判を開廷したるもの七件にして評議の結果は殺人窃盜、殺人、殺人未遂、強盜傷人各一件は主問を肯定し殺人未遂一件は補問（傷害）を肯定し放火未遂二件の内一件は補問（公訴事実）に於て人の住宅を焼燬する為め媒介物と為したりと認めたる納屋のみの放火未遂）を肯定し其他の一件は主問（補問なし）を否定したるが裁判所に於ては孰れも其答申を採択して判決を言渡したり。



余は叙上の如き乏しき経験に基き茲に所感を披瀝するは僭越の誹を免れざるべしと雖左に其二三を摘録して先輩各位の叱正を乞はんと欲す。

第一、陪審費用の關係上公判は成るべく一日に終了するを可とするの説ありと雖も早朝より深夜半に至る迄審理を継続し陪審員の疲労を顧みず強て一日に終了せんとするが如きは大に考慮すべきことなり、陪審員の法廷に於ける態度は予想以上に真面目にして審理及弁論は微細の点をも漏らさざらんことに務むるの風あり、而かも陪審員の多数は斯る座席に慣れざるを以て終日陪審員席に座することは最も苦痛とする所なるが故に仮令休憩度数を多くして其疲労を緩和することに務むるも尚且夕刻に至れば大に緊張を欠ぐの感あり、斯る場合に強て最も重要な弁論及説示を為し評議を為さしむるが如きは適正ある措置なりと云ふを得ざるべし、須く事件の内容を精査し軽重難易に従ひ期日の指定を為さざるべからず。

第二、公判に喚問すべき証人の範囲に付ては、予審に於て訊問したる証人は成るべく之を喚問する方針をとるものと之に反し重要な証人に限り喚問し其他は成るべく調書を援用せんとするものとあり、其方針区々にして一定せざるの感ありと雖、公判に於て訊問する証人の数多きに過ぐるときは陪審員の脳裡を混乱せしむるの虞あり、而して調書の摘読は細心の注意を払ふも陪審員の脳裡に印象すること浅く其要点を捕捉すること難きを以て、公判に喚問すべき証人の範囲に付ては慎重の注意を要するものありとす。

第三、陪審員をして証人の供述する要点を捕捉せしむるが為めには、其訊問の順序並に各証人に対する訊問の内容に付き細心の注意を必要とす。

第四、陪審員は法廷に於ける被告人並に証人の態度に因り感情を支配せられ為めに正鵠なる評議を為すを得ざるの虞なしとせず、殊に被害者若くは捜査に従事したる警察官吏を証人として訊問する場合に於て、此等の証人の態度如何は陪審員の脳裡に影響すること甚大なるものあるを以て、此等の証人を訊問するに当りては被害者が被告人に対する反感により若くは警察官吏が職務に熱心なるの余不知不識の間に陪審員の感情を害するが如き態度に出でざらしむる様細心の注意を払はざる可らず。

## 2 弁護士感想

### ⑤ 早川六郎 (尾道)

施行尚早の感あり。努力と経費の割合に社会上に好影響の大ならざるを想ふ。

### ⑥ 佐藤芳松 (福山)

何分欧米での持て余した制度の真似た訳か更らに機敏なく、厄介扱ひにされつゝあるの感在之候。

### ⑦ 失名氏 (広島)

イ、陪審裁判辞退を被告人に強要する形跡あり。ロ、無用の長物視する以上は寧ろ廃止するに如かず、日本の裁判は公正摘実敢えて斯法を要せず。

### ⑧ 秦良一 (広島)

陪審法は陪審員の常識判断が中心を為さなければならぬ、然るに現行の如く裁情主義的関渉主義的では駄目である。陪審法を活かさんとせば一、説示の廃止、二、証拠書類中訊問調書は陪審員に交付せざることせねばならぬ。

⑨ 林美一（広島）

実績振はず、本制度は現時の我國民情に適せざるものと思料す。

⑩ 富島暢夫（広島）

理想としては存置可なるも実行としては功績覚束なし。

⑪ 佐藤五三（広島）

理論上の美名に拘泥し実際に合致せざる法規にして陪審無用なりとす。檢察制度の改善を計りなば日本の司法官は全然一任して裁判の公正を期すること挙げ得て遺憾なしとす。

⑫ 水田謙一（広島）

國民は一般に之を迷惑視し、被告人亦之を危険視す、改善するにあらずんば其成果を疑ふ。

⑬ 田坂戒三（広島）（小さな思出 陪審裁判の失敗）『会報』第三号、広島弁護士会・一九八二年八月

昭和二年陪審制度が執行されるに当り、広島では別棟の法廷が新築された。判事、検事、書記の席は従前通り雛壇にあつたが、弁護士席は左横、陪審員席は右横で対向して居り、被告人席は弁護人の前に、証人台は裁判長の正面下に設けられた。陪審裁判に期待を懸ける者、不安を持つ者相半ばしていたが、何しろ初の陪審裁判と云うので、当時の広島控訴院長今村恭太郎外地裁所長達多数が臨席傍聴された。事件の内容は、朦朧えながら大様次の如きものであつた（記録は戦災で焼失した）。

被告人は某料亭の調理師を勤めていたが、料亭の仲居某女と馴染み、夫婦約束をし小料理店を営むことを企て、その準備に小舗を探していたところ、彼女は秋風を吹かせるようになり、被告人が内々調べた結果若い好い客のあることが判かった。憤懣に堪えない被告人は、雨の或夜、彼女を詰問した挙句喧嘩となつた。彼女は飛出し、番傘をさして逃げた。被告人は、彼女が客の前にへ出れないよう傷付けてやろうと考え、出刃包丁を携え、追いかける後ろから刺した。女は転倒した。被告人は、彼女を病院へ運んだ。然し、翌朝死亡した。解剖の結果は、死因は出刃包丁による傷害のため出血多量とされていた。大先輩森保祐昌先生に従つて、私も弁護士席に着いた。この事件の特色は、被害者が死亡したのと喧嘩や夜雨中で刺傷の場を見たと言ふ証人が居ない点であり、被告人は、殺意を否認していた。

事実調の後、検事の殺意に因る旨の論告があり、弁護士は被告人等両者間には既に夫婦関係も生じ、小料理店経営の計画も樹てていた、彼女を病院に運んだのは被告人であることなど、殺意は無いと主張した。裁判長は（名を秘す）陪審員に対し、犯罪事実並に証拠を詳細に説示した後、殺意に因るものか否かの答申を求め、陪審員の合議を得るため暫時休憩を宣せられた。裁判長の説示中には、弁護士として納得でき難い点もないではなかつた。

再開の劈頭、右説示に対する弁護人の意見開陳を求めたが拒否された。答申書は「殺意に因るものである」とし、裁判所は之を受理された。万事休す。後は裁判所に対する情状論のみである。私は感じた。陪審員に対しては、裁判所、検事、弁護人に質疑を行う機会を与えるべきではなからうか。又弁護人に対しても、答申合議前に裁判長の説示に対する異議申立並に反論の機会を与えるべきではなからうか。

陪審員は、市町村の推薦による有識の素人であり、裁判長の説示を非常に重視したことには否めない。殊に答申を受理されるまでは、缶詰にされ外界との交通遮断、門外不出、常

時行動監視、先入感を持つ惧があるから新聞、ラジオは禁止、全く窮屈の極であろう。勿論合議の内容については箝口令、答申が裁判所の意見と喰違うときは、陪審遣り直しということもあつて陪審員はかなり疲労されていた。

後日の談であるが、「二度と斯う役を引受けるものではない」と或陪審員は洩らした由である。被告人は、「何かに素人どもに判るものか」と嘲笑し納得しないのである。期待は外れた。失敗に了った。俗人を裁判に陪え、事実認定の判断を求めることは、当時の世相には合わないと思えた。以来広島に於いては、陪審裁判を申立てた者は居なかつた。外国の陪審制度と日本の夫れと、又社会生活にもかなり隔たりがあつて、合理化が困難なのであろう。これから先、世代の変遷に伴つて、今後の研究課題ではなからうか。

(注1) 田坂弁護士は、②広瀬町の美人仲居殺し事件(昭和三年一月三〇日判決)の弁護人の一人である。この「小さな思出 陪審裁判の失敗」は、回想であるためか、事実関係が、新聞記事、説示、第一審判決、上告審判決に見える事実関係と大きく異なつて記憶されている。すなわち、田坂は傷害致死の主張をしたというが、実際は無罪を主張したのみで、傷害致死の主張はしていない。しかし、裁判長の説示(調書上は論告であるが、弁護人の弁護の後に行ったものである)に対して納得でき難い点があつたことは、上告審判決に見える弁護人の主張からうかがうことができる。

(注2) 「田坂戒三の履歴」追加

広島弁護士界少壮派の一異彩。元氣満々として機鋒甚だ鋭く、語調明晰にして、弁力に富み、一味俊敏の氣、眉宇の間に溢るゝ快活の好男子である。蓋し、意氣と云ひ、口氣と云ひ、才氣と云ひ、將又明瞭一段と冴へたる頭腦と云ひ、一朝風雲の機に会すれば、屹度目覚ましき飛躍をみせるであらう。

君は、高田郡刈田村の出身で、明治三十年十二月二日生れと云へば、当年丁度二十九歳の血氣盛りである。父は、田坂佐五郎氏で、家は代々庄屋を勤めた相当の家柄であつた。幼少より出来がよく、又頗る負け嫌ひで、長ずるに従ひ、聡明機敏の天性は、益々鋒鋷を露はした。或時、村の某より非常なる侮辱を受けて、無念骨髓に徹し、大に争つてみたが、結局有耶無耶に葬り去られた事があつた。畢竟、かゝる屈辱に甘んずるの余儀なきに至るのも、法律上の智識がない為め、権利の上に眠らねばならぬとあつて、爾來法律研究に志し、將來弁護士となつて、世の弱者の味方とならんと決し、森田卓爾の許に書生として住み込み、約五ヶ月間機敏に立廻はり、痒き所に手の届く程、自己の職務に忠実であつたから、森田も大に其才氣に感じたと云ふ。後、裁判所書記に在職し、閑あれば法律書を繙き、一心不乱に勉強し、屢々夜を徹した事さへある。其後、上京して日本大学に入ったが、成績優等で、而かも記憶力の強き、一度眼を通したものは決して忘るゝことなく、理解に明敏で判断に長じ、如何なる複雑なる難問も瞬時に解答して、教授や同級生を驚嘆せしめたものである。在学中、弁護士試験に応じ、受験人員二千八百八十四余名に対し、及第者二百六十二名中で三十番目の好成绩にてパスしたのである。何と其頭腦の明晰と才幹の澁刺たるるか窺はれるではないか。斯くて、弁護士資格をたる君は、益々法理の研究に熱中し、翌大正十二年四月日本大学を卒業し、前東京地方裁判所長(注、部長が正しい)として名判官の間へ高かりし、東京名川弁護士法律事務所に入りて、弁護事務の实地を見学した。刑事事件は、君が最も得意とする所で、民事は之に継ぎ、弁護頗る巧妙である。嘗て、二十六歳の時、宮城地方裁判所に於て民事事件の訴訟代理人となり、東京弁護士中の老練家某々二名を向ふに廻して弁論し、見事に勝訴して大に喝采を博した事もある。大正十三年六月、現所に法律事務所を開設し、至誠と勤勉とを標榜して、雪冤伸権の業務に従事し、広島弁護士界の活舞台に飛び出したのである。

君が幼少時代に受けた侮辱が、即ち今日弁護士となつた動機で、弱者の悲哀が深く、銘肝鑢骨されてゐる為めであるが、世の弱者に対しては一段の同情心を持つて、心の底から熱心に親切に世話をするから、日に月に名声を高めつゝある。態度も謙遜で、氣障高慢の点がなく、殊に才媛の聞えある令閨伊勢子夫人は、才色兼備の上に外交的手腕に秀でゝあるから、毫も内顧の憂なく、十二分に驥足を伸ばすことが出来やう。大に春秋を持つてゐる君の前途は、甚だ多望である。趣味は、法律の研究、読書、囲碁(藤木瀧溪・編『広島県人物評伝』続編、広島通信社・一九二五年四月)。

## 【資料六】司法省陪審宣伝並各地法況

1 「法律新報」昭和三年三月一五日

### ● 広島控訴院管内陪審法宣伝

去る四日岡山を皮切りに、聴衆殺到して熱狂的歓迎

岡山にて 友次特派員

司法省の陪審制度宣伝は、東京控訴院管内は随時行ふ外、本年一月以来のプログラムは、総選挙の爲め一ヶ月遅れとなつて、広島控訴院管内は本月初めから開始された。即ち、司法省から特派された一木司法書記官一行は、去る二日夜東京を出発し、三日岡山着、直ちに森岡山地方裁判所長、和田同検事正と会見、会場其他の準備に付き打合を爲し、四日の日曜日を期し、同地で最大講堂を有する西中山下深柢尋常高等小学校を会場とすべく、予て森所長の手に依り準備万端些の遺漏なく整頓し、加ふるに活動写真の宣伝行き届きたる爲め、開会前既に多大なる人気を呼び、市民の多数は陪審員資格者たると否とを問はず、時の到るを待つて居た。

当日定刻六時前から、会場指して犇々と詰め寄せる聴衆は堵をなして、入口の案内係は尽く面食ひ、忽ちにして満員縮詰の盛況で、優に三千五、六百名を收容したが、尚門前には堵を爲して、千余名の聴衆は空しく帰るもの、或は窓外より覗くもの等、黒山を築くの盛況であつた。開会前余興として「若人の血は躍る」と題する各種の運動競技、両国の川開、秩父宮殿下のアルプス登山等の実写を映写して聴衆を慰め、六時森所長の懇切なる開会の辞に次ぎ、

広島控訴院大原判事は、満場の拍手に迎へられて登壇、「陪審員の心得べき事項」の題下に、陪審の概念から説き起し、陪審の組織、陪審の資格を説明し、「陪審員となることは、名誉ある国民の義務である、と同時に尊き権利であるから、陪審員として呼出を受けたる場合は万止むを得ざる場合の外、出頭しなければならぬ」旨を説き、「斯種の公義務は、国民の公徳心に俟つべき所であるが、近年我國民の公徳は、著しく進歩して居ることは、曩きの総選挙に於て棄権者が極めて少かつたことに徴しても明らかであるが、而かも英国等の實際に比するときは、尚相当の進歩を要する点がある」と、ロンドン裁判所の実況を語り、陪審員に親切なる警告を發し、陪審員は如何なる場合に於ても、全然白紙の態度で良心に従ひ正しき判断を下し、以て裁判官を補助せねばならぬ旨を述べ。

次で、一木司法書記官は、「陪審制度の精神」と題し、先づ各地共本講演は非常に人気を呼んで居るが、当地に於ても「今日の如く多数熱心なる会衆を見たことは、陪審制度の前途甚だ多幸である」と如才なき挨拶を述べ、陪審制度の眞の精神は何処にあるか、裁判とは何であるかを説明して、「裁判は大きく云へば国を治め、天下を泰平ならしむる原動力である。裁判は正しきものを常に保護し、不正のものに対して制裁を加ふるのが目的であるから、裁判正しければ国力は増進し、国民は安んじて各自の業務に従事することが出来るが、裁判にして正しからざるときは、民力は衰へ国家は終に滅亡を来さなければならぬ」と、仏国王朝滅亡の実例を引き、更に「裁判は、裁判官といふ官吏のものではなく、国民のものである。国民の裁判であることは、陪審制度が仮に布かれなくても、其の理に変わりはないが、陪審制度が布かれた以上は、更に一層之を明瞭に認むることが出来る。斯様な次第であるから、国民の総てが郷土愛を有することが自然であると同様、愛国心のあ

ることも勿論であるから、裁判に対しても愛がなければならぬ。之れは、独り陪審員に選ばれたものばかりでなく、老幼婦女も共に此の裁判愛を心掛けて貰ひたい」、「立憲政治は、民意に問ふことを以て主眼とする。然るに、裁判に於てのみ、従来民意に問ふべき方法がなかったのであるが、陪審制度が布かれる以上、裁判に国民と論を反映せしむる時期が到来したのである。故に、其の与論は正しきものでなければならぬ。決して、感情に駆られて色眼鏡を以て見るやうなことがあつてはならぬ」と述べ、カイヨウ夫人の例を採つて、我国に於ては斯の如きは、到底容るべからざる旨を説明し、最後にアメリカ独立記念碑の前に於ける某国士の演説を引用して「政治は国民の政治である。国民の手に依つて行はるべきものでなければならぬ。陪審制度は、国民の陪審制度である。故に、国民の手に依つて行はれ、其の完璧を期せなければならぬと、雄弁滔々、聴衆を魅了した、大なる感動を与へて降壇。之より映画「屍は語らず」の映写に移り、多大なる興味と実際智識を与へて、午後十時終了した。

#### ●岡山管内に於ける一般法況と陪審法周知徹底の状況

森岡山地方裁判所長談

前橋の所長から岡山所長に栄転した森榮氏は、赴任以来鋭意事務の改善と陪審宣伝の爲め、日夜粉骨碎身の努力を続けて居るので、弁護士会からも非常の感謝の念を払はれて居る。氏は、同管内に於ける一般法況及陪審法周知状況に付き、左の如く語られた。

岡山地方裁判所は、民刑を通じ其取扱件数六大都市に亜ぎ、特に予審件数は東京、大阪、神戸に次ぐ件数を示し、全国希有の小作争議地なるが爲め、其調停事件も亦毎年数百件に上り、多忙を極めて居りますが、幸に今村控訴院長の御指導と当庁職員の勤勉努力に依り、

近時大に事件を整理し、其成績を挙ぐることを得、私が赴任当時とは其面目を一新し、勾留被告人の如きは著しき減少を見るに至り、大に悦んで居ります。斯る状態でありますので、陪審法施行の暁には、必ずや相当の陪審事件を取扱はねばならぬこと、思ひ、其準備に付格別の考慮と微力を尽して居りますが、今日迄に為し来たことの概要を申し上げますと、先づ検事局の各位と共同して、裁判所側の者も手分をなし、各地に出張民衆に対し、法の精神宣伝に勉め、大体岡山県下重要な地に於ける講演を終りまして、昨今は私が、専ら農閑の季節、常務の余暇を利用し、本年の陪審員候補者を各地に集め、親しく之と面接し、其訓育に勤め、既に七十有余所を済ませました。又、管内職員も其準備研究を怠らず、今村控訴院長指導の下に種々方策を立て、実施後遺憾なきを期して居りますが、其一方法として、事件を選定し準陪審事件と名付け、予審の取調は勿論、公判準備手続其他に付陪審法の精神を応用し、弁護士諸君にも特に同様の注意を払ひ準備に勉めて貰ひ、其事件に当らるゝことにして居り、其成績頗る良好、事件の進行を早め、被告人をして満足せしめ、事実の真相を得ることが出来る様であります。時には、当地の陪審員候補者に其事件と期日を通知し傍聴を為さしめ、予め審理の模様其他訴訟の気分を会得せしむることに努力して居ります。

#### ●賭博と農民の思想悪化が名物

和田岡山地方裁判所検事正談

本年一月大阪の次席検事から岡山検事正に栄転した和田良平氏は、赴任勿々議会の解散に逢着し、管内隈なき巡視、検事正会談等で、殆んど席暖まるの暇なく、大車輪の活動を続けて居る。従つて、未だ当管内の一般状況は殆ど判らぬと、予防線を張つて、次のやう

なお話があった。

今回の総選挙では、管内は違反事件は比較的少かったやうであるが、今日までに取扱った事件は約五十件、起訴したものが二十件位のものである。しかし、今尚捜査中のものあるから、今後も相当事件は出て来るものと思はれる。一体今度の選挙は、何処も同じことではあるが、余りに法律が細かく出来て居るので、取締る方も取締られる方も、容易のものではないが、一般に形式的の違反はなるべく注意位に止めて、検挙に最も力を注ぐのは、選挙の公正を害するもの、即ち実質的の金銭の授受、或は予約等であるが、而かも今度の選挙では、斯種のものも非常に巧妙になったやうで、例へば同じ買収にしても早く選挙人の手に渡せば暴露し易いと云ふので、或る元締が相当の期間握って居て、ほとぼりの冷めた頃授受しやう、と云ふやうなものが可なりあるらしい。之れは、容易に手が付けられない。併し、苟も其の形跡がある以上遅かれ早かれ発覚の時期は来るものと思ふ。

此の管内で特殊犯罪と見るべきものは、賭博である。賭博は昔から非常に多い所であるが、之も休日とか祭日に素人が手慰みにするものよりも、所謂博徒渡世の者が、到る所に居て、之れが常に横行するのである。賭博に関する法律が改正になって以来、大分足を洗って正業に就いたものがあると聞いて居るが、それでも他に比して非常に多い博徒に対する検挙は、自然峻烈にする必要があるが、併し徒らに数字を残すのみが能でないから、成るべく正業に就かしむるものは、それ／＼其の方法を講ずる方針である。

思想の方面から見ると、岡山は中国随一の悪化地である。小作争議の如きも、一時は非常に恐るべき状態であつたそうだが、今日では、争議も余り起らない、と云ふのは農民が熱し易く冷め易いと云ふのか、或は時勢に勝つて居るといふものが或土地で思想が高調に達して来ると、必ず其処には事件が起る、事件が起れば必ず団員が減少すると云ふ現象が、終始一貫して居るやうである。岡山に於ける小作争議の元祖は、藤田農場であるが、今は争議の中心が他に移つて居るやうである。つまり、ブローカーは常に新しい所を狙つて、新開拓をするのであるから、ブローカーの動く所に、常に中心が移動して行つて居るのである。

●岡山の誇りは法曹の一致団結

岡山弁護士会長 藤田和孝氏談

岡山弁護士会と裁判所は、従来非常に円満に一致融合して居たのであるが、昨年の司法官、弁護士会長合同で、原法相から提議された、司法官と弁護士との協議会が各地に出来、当岡山に於ても早速それが作られて、最早数回の協議会を開いて居るが、今年も去る一月に判検事、弁護士の懇親会を開き、今後尠くとも春秋二回の懇親会を開くことになつて居るから、兎角理屈張つた法律家から岡山丈けは、屁理屈は跡を絶つて居るものと云へるのである。その代り弁護士会ではとすることは、決して容赦せずドシ／＼申出でる。或時杯は、或判事が弁護士側の意に満たないと云ふので、早速所長に談判した所、所長も早速弁護士側の意を容れて善後所置を採つたことがあるが、之れは、常に在朝在野の法曹が、意思の融和を図つて居る証左で、他に對する特色として、誇るに足るべきことを確信して居る。かやうに官民の意思が一致しているから、事件の進捗も極めて順調に行つて居る。小作争議の如きは、大阪以西では岡山が一番起つたのであるが、当時は裁判所も非常に混雑したのであるが、之れには、裁判所の努力が一通りでなかつたために、比較的早く終熄し、今日では大抵は調停で纏りが付いて居る。此点は高松等とは較べものにならぬ程、県民の

理解も早く、裁判所の努力も感謝しなければならぬ所である。一方、弁護側からしても、小作争議の如き一種の社会問題に対しては、余程手加減をして掛り、決して峻烈な攻撃防禦はしない。此点は争議渦中にあるものも、理解して手ひどいことはしない。双方諒解の下に、当局の機宜を得た敏速な措置と相俟つて、今日では忌はしき問題は、今や殆んど跡を断つに至つたと云つても宜い位である。弁護士会の方も亦極めて円満である。目下岡山在住の弁護士は三十八人であるが、其の間には政党政派には、種々色分けも出来るが、弁護士会としては、何れも一致団結で異分子的の気流は全然ない。従つて、会長其他の役員選挙の如きも、年々殆ど満場一致で行はれ、又弁論の如きも常に協調して、時間の節約を図ることに務めて居る。之等が先づ、岡山弁護士会の誇りとする所である。

#### ●岡山の陪審模擬裁判

司法省の諒解の下に全国巡業中の月岡一樹の一行は、陪審模擬裁判劇「裁かるゝ日」の興業を為すべく、過般岡山市に來り、裁判所の諒解の下に藤田、小脇岡山弁護士会正副会長並に弁護士吉岡榮八氏等の斡旋に依り、去る九日より十一日まで三日間、岡山劇場に於て興業したが、裁判長は初日藤田和孝氏、二日目岡本佐市氏、三日目家本爲一氏等が任に當り、其他陪審員、判事、検事、弁護士等は何れも、各弁護士其の任に當りたる為、連日満員の盛況であつた。

## 2 「法律新報」昭和三年三月二五日

### ●広島控訴院管内

第二班 広島にて 友次特派員

広島控訴院管内陪審法宣伝は、既報の如く、去る四日、岡山市を皮切りとして行はれたが、其の後の概況は、左の如くである。

#### △津山

岡山地方裁判所管内津山町に於ける司法省陪審法宣伝は、去る五日午後六時から津山町朝日座に於て行はれた。会場は同地一流の場所であるが、惜むらくは定員千名と云ふのであるから、雪崩れ込む会衆は忽ちにして満員となり、辛ふじて千五百名を容れ、空しく帰つたもの千名の多きに達したことは遺憾であつた。開会前、例により数種の実写映画を観せ、六時半になると、岡山区裁判所赤堀監督判事が開会の辞を述べ、次で広島控訴院判事小原利文氏は「陪審員の注意すべき事項」(岡山に於けると同趣旨の講演)を為し、次で司法書記官一木輪太郎氏は「陪審制度の精神」(同上)なる題下に演了し、終りて、「屍は語らず」の映画を写して、観衆をして多大なる感銘を与へ、陪審法の概念を智得せしめ、十時過ぎ散会した。

#### △西条

一木司法書記官の一行は、津山の講演を了へて六日早朝津山を發し、岡山、高松を経て六日愛媛県西条町に到着した。之れより先き、西条町では境澤松山地方裁判所長、福岡同検事正、河崎監督判事、弁護士会員等の尽力で会場を定め、陪審員候補者に対しては一々案内状を發し、市内には要所々々に立看板を出す等、準備万端行き届き開会を待たれて居た。会場と定められた旭館は、同地第一等の常設館であるが、是亦定員千名と云ふので千五百名を収容して、他は空しく帰すの余儀なきに至つた。同町では、先づ同地在住の弁護士原田光三郎氏が開会の辞を述べ、次いで大原判事、一木書記官の講演があり、例に依る

活動写真の映写があつて、十時過ぎ散会した。同地は、可なり遠隔の地に居る陪審員候補者が、泊り掛けで来聴したものが相当多数あり、主催者側では斯の如き熱心の者には非常に感謝したのは、寧ろ当然のことである。

#### △松山

松山は、地方裁判所の所在地である。準備万端、西条のそれ以上に行き届き、市中では早くも人氣が沸騰して居た。講演会は、九日午後六時から杉山館で開かれたが、当日は此地方稀に見る豪雨であつたにも拘らず、聴衆は雨を侵して犇々と詰め寄せ、忽ちにして約三千人を容れ、満員札止の盛況を呈した。此の前日の八日は、久宮内親王殿下薨去あらせられたため、司法省では松山丈けは活動写真(注、「屍は語らず」)の映写を中止せしむべく命じたが、自発的御遠慮は八日丈と云ふことになつたため、九日は予定通り活動写真も映写することになつたので、主催者側も聴衆も大満足であつたことは無理からぬ所である。講演会は、松山弁護士会長野本半三郎氏の開会の辞に依つて始まり、一木書記官、大原判事の講演あり、境澤所長の閉会の弁で散会した。

#### △広島

日程としては、尾道を先に広島を後にする予定であつたが、行程の都合により、広島市を先づ行ふこととなり、広島では十一日午後六時から寿座で講演会は開かれた。同地は人口二十万、中国一の大都会であり、主催者側からは、全管内陪審員候補者には津々浦々まで案内状を出してあつたので、遠来の聴衆も相当多く、殊に日曜日であつたために、会場に参集するもの数知れず、漸くにして三千人を容れ、他は入場を謝絶するの余儀なきに至つた。伊藤所長の開会の辞に次ぎ、一木書記官、大原判事の講演並に活動写真の映写があ

つて、聴衆を頗る感動せしめて閉会した。

#### △尾道

尾道の講演会は、十二日午後六時から借樂座に於て開かれた。是れ亦忽ちにして千五百名を収容して満員となり、他は入場を謝絶した。此所は一木書記官一行の最終の講演場である。各地の例に依り、陪審員候補者多数の出席あり、一般の聴衆も頗る熱心に聴講した。中場監督判事の開会の辞、一木書記官、大原判事、同管内に於ける最後の熱弁を揮ひ、多大なる感動を与へ、午後十時過ぎ閉会した。

●証言義務の理解に最も努力して居る

#### 今村広島控訴院長談

広島に来てから恰度半歳になる。其間何をしたかつて、此の短期間に何も出来る訳はない。管内は一応巡視したが、たゞ岡山の奥の方に在る高梁丈けは、未だ行かない。その外は、全部巡視済みだから、一般事務の状況、人事行政等に就ても、其基礎的概念は得たつもりで居る。凡そ仕事と云ふものは、積極的に行らうと思へば、幾らでもあるものだが、之れに反して唯職務丈けを守つて居れば宜しいと云ふならば、現在の職務は誠に閑散である。管轄の面積こそ、東京の数層倍あるが、人の数から見れば全管轄を合して東京の地方裁判所位しかないので、人事の点から云つても、遊び半分でも出来ないことはない筈だが、私の性分として、さうもして居れないので、人事の方は昨年末の異動を一応済ましたから、其の後は事務の改善や陪審制度の宣伝に全力を傾注して居る。陪審法宣伝の方は、各地方裁判所長や検事正に一任して、万遺憾なく行つて居るから、此の方には自ら宣伝行脚の必要も差当りない訳であるが、而かも此の陪審法の宣伝は、直接陪審法の趣旨精神を



一般民衆に理解せしむると同時に、一般民衆をして裁判事務を理解せしむること、並に其の副産物とも云ふべき証言義務の理解に与つて、多大なる力のあるものであるから、此の機会を利用して民衆をして裁判事務を理解せしめ、証言義務の何たるかを徹底的に知悉せしむるに務むることは、一挙兩得の策であらうと思ふ。そこで、今陪審法実施の準備と共に、現に行ひ又は今後行はんとする、数種の計画を樹てゝ居るが、先づ其の第一としては、証人の呼出状には必ず証言義務に関する注意事項及証人の心得等を書き添へて出すこと、之れは私が着任以来、全管内区裁判所までも、全部実行することゝして居る。第二には、各裁判所の控室には必ず証言義務に関すること、証人の心得書を掲示せしむることゝし、現に全管内に実施して居る。第三には、証人を優遇する為めに証人の控所は、一般公衆控所以外に之を設けて、控室に充てることゝする方針であるが、之れは大体に於て完成し、未だ実行されない所は、今後に於て完成せしむる方針である。第四には、裁判所から出す封書の消印には証言に関する標語、例へば「証人となるは国民の重大義務」とか云ふ風のもの印刷する方針であるが、之れは目下準備中でまだ実施しては居ない。其他学生や団体の裁判所参観者に対しては、努めて裁判事務の内容とか、証人義務等の説明に力を注ぐやうに、私自身も努力し各裁判所の首脳者にも督励して居る。

司法官と弁護士との協議会は、昨年の司法官弁護士会長の会同で、私が主唱し幸に原法相の賛同を得て行ふ事になったが、広島控訴院では前々代の高橋君以来実際には行はれて居り、私も今から十年程前に、神戸に居た時代に主張し、一時行ったことがある位であるから、此の協議会は寧ろ広島が元祖とも云ふべき地であるから、最も熱心に行はれて居ることは勿論である。管内では今日までに既に三回開催して、三十八項目の協議事項を得て

居るが、裁判所側としては、四月一日管内の部長、予審判事の会同を行つて、之を附議し更に所長会議の議に附して、之を来るべき司法官会同に持ち出す段取りであり、其の前弁護士会長との会同も行ひたい方針である。

#### ● 検察事務としては極めて平凡の所

南谷広島控訴院検事長談

南谷検事長は、最近長崎検事長から広島へ栄転の人、今村院長とは之れで四度目の同所勤務の奇遇であると、官界の因縁やら三十余年の検察官生活を顧みて感慨深きものあると、しみぐと語り、

此方へ来てから、未だ日も浅いことだから、充分のお話しは出来ないが、管内を一巡して見た所に依れば、大部分は瀬戸内海に面した極めて平穏な気候であり、大なる山嶽もなく、大なる河川もなき為めか、人情も極めて穏やかである。裏日本の一部が管内になつて居るが、之れとて唯日本海に面して居ると云ふ丈で、気候風土共に表日本と大差はないのであるから、管内は一帶に穏やかな所であると云ふの外はない。従つて、検察事務の方面から見て、特色付ける程のものもない。思想界の方面でも、九州のやうに労働都市がない為めか、特段に吾々の方の注目するやうな問題は、極めて尠いやうである。唯、岡山、鳥取の方には、小作争議があつて、世人の注目を引くやうな事件もあるが、之れとて大局から見れば、大なる問題でもないから、先づ管内は極めて平穏なる区域と云つてよからう。一般検察事務の方針としては、各地方々に於ける風土人情に依り、時宜に適した処分を為すことが必要であることは、何処も変りはない。

#### ● 陪審員の色分け

当管内で本年度所要陪審員候補者は、千五百人を選定して居るので、吾々庁員は随時山間僻地まで出掛けて、候補者を集めて懇談的に陪審法の精神、趣旨を説明し、併せて注意事項等も十分に宣伝して居るので、大体に於て制度の何たるかは、判明したやうである。然るに、陪審員候補者は、固より抽籤の結果であるから、当管内に於ける当籤者を見るに智識階級としては、中学校教諭、商業学校長、会社重役、予備役将校等が主なるもので、他は商人、農民が大部分を占め、所謂非智識階級の人の方が多いのであるから、愈々陪審を組織することになると、相当骨の折れることは予め覚悟せねばならぬと思つて居る。殊に候補者の現在に於ける心理状態如何と云ふに、各地を巡回し候補者自らの告白する所或は伝聞する所に依ると、陪審員候補者となつたことを以て名誉とし、真に陪審を理解して居るものは、恐らく全数の半ばにも達しないやうで、他は其の重職に堪へ得るや否やを懸念して居るもの、或は斯る重任を授けらるれば迷惑であると窃かに考へて居るもの、甚しきに至つては、或る犯罪人の簇出する土地で当籤して居るものゝ如きは、若し陪審員に選ばれて法廷に出るときは、後が恐ろしいと畏怖して居るものさへあると聞いてゐる。陪審員の重任なることを知つて、それに堪へ得るや否やを懸念する人々は、真に正直の人で、所謂偽らざる告白であるが、又或る方面には斯る不安の念から、何とかして辞退する方法はあるまいかと考へて居る所へ、或人から辞任の事由の説明として例へば盲目だとか耳が遠いとかの事由があれば、予め辞退することが出来るとの説明を聞いて、私は実は耳が遠いのでから辞退すると云つた人もあるさうだが、それと云ひ、これと云ひ、何れも未だ陪審の趣旨精神が一般に知悉せられない結果であるから、此の趣旨徹底には今後一層の努力

を必要とする所である。

#### ●松山地方一般法況

##### 境澤松山地方裁判所長談

松山地方裁判所管内は、支部として大洲、西条、宇和島の三ヶ所、区裁判所が松山外五ヶ所、管内の総人口は二百十七万余人であるが、昭和元年（大正十五年）度に取扱つた事件は、民事々々に於ては管内新旧受総計三万二百二十四件、内既済二万八千二百八件、未済二千十六件で、前年に比較するときは、千六件の減少である。刑事々々に於ては、新旧受総計二千三百二十一件、内既済二千二百九十三件、未済二十八件で、前年度に比し百三十九件の増加である。民事々件としては、当管内特殊のものはないが、各種の事件が網羅されて居て、海上事件、山林事件、商取引に関する事件等何れも年々相当に多く取扱はれて居る。

殊に、近年香川県の余波を受けて、西条支部管内では、小作争議の事件が激増したことがあつた。今日では幾分減少して居るが、昨年のお如きは、約四百件の民事々件が起つて、今日尚繫属して居て、一部は判決、一部は調停に依つて解決したが、今尚大多数は繫属して居る。併し、新事件は其後起こらぬやうであるから、今後之以上激増することは恐らくあるまいと思ふ。唯小作争議は、労働運動の移動に従つて随時随所に起り得るものであるから、本管内に運動が盛になれば、従つて争議もより多く発生することは、亦数の免れざる所である。

刑事々件として、著しく他と異つて居ると思ふことは、当管内は殺人事件が非常に多いことである。殊に、昨年の如きは、尊属殺の多かつたことは、近年稀に見る所で、其の原

因が那邊にあるか、概括的に觀察することは出来ないが、要するに海岸一帯は殺伐の氣風が可なり伝統的にあるのと、一般に氣早で感情に激し易く、一時的の憤激の結果から起るものが最も多いやうである。土地の氣風としては、人情は極めて敦厚で、決して輕薄とか粗暴とかの特徴がある訳ではないのであるから、殺人罪の比較的多い原因は、概して計画的でなくして、一時的感情の激発に因るものである。

次に、放火も可成り多い方であるが、之れは海岸地方より山間部に多いのであるが、其の多くは財産上の争ひ、或は色情關係等が大部分を占めて居るやうである。之等の重大犯罪は、多くは事件の系統が單純であるのと、自白が多いから審理上には大なる困難のないことは、是れ亦土地の氣風を物語るものであらう。

当管内で最も殺伐の氣風に富んで居るのは八幡浜であるが、此処は人口約一万人の商業地で、従前から賭博の盛な所で、常に二派に派れて、親分の勢力争ひのある所であるが、之れが偶々過般の総選挙の結果、互に鎬を削った怨恨から選挙終了後間もなく、一方の親分たる兵頭派は他方の親分たる高橋弁護士方に夜間日本刀を携へて切り込み、即死三名重傷者五名を出した事件がある。此際、高橋君も腕を斬られて居るが、兵頭派の兇分五名は、目下予審中となつて居る。斯ういふ風で、八幡浜附近は折々大事件を起して居るが、要するに土地の氣風は概して氣早で所謂侠客風の人が多いものと思はれる。

其の外、知能犯たる文書偽造、詐欺横領の如きも相当多い方である。陪審法実施準備としては、不斷に検事局と共に庁員を挙げて努力して居るが、既に管内は残る隈なく一巡の説明を了して居る。当管内で陪審員候補者は、本年度は八百人を抽籤に依つて選定して居るが、実際に陪審に掛る数としては、一年三、四十件の予想をして居る。それは前にも云

ふやうに、法定陪審事件では自白が多く又辞退するものも相当あるらしいので、請求陪審を入れても恐らく正味三、四十件を出でまいと思はれるからである。

当管内の弁護士は、全部で三十三名であるが、松山市在住者は十二名に過ぎないのと、従来松山法曹会なるものがあつて、在朝在野の法曹は常に聯絡協調を保つて、極めて円満に行つて居た所へ、昨年来更に之を土台として司法官弁護士の協議会が設けられ、毎月一回茶話会を開き、又臨時に懇親会を開いて、事務の打合や双方の意思の融和を図つて居るから、裁判所と弁護士の間は一家団欒の如く、極めて円滑に行つて居る。弁護士諸君も凡てが、人格的に向上發展を図つて居るので、裁判所側としても、実に氣持よく弁護士諸君に接することが出来るのは、是れ亦当地の特色の一である。

●時間不勵行者は懲戒に附す

広島弁護士会長 香川秀作氏談

広島に於ける司法官弁護士協議会は、去る六日控訴院に於て、今村控訴院長、南谷検事長、伊藤地方裁判所長、阿部検事正、各部長、判事、弁護士等が出席して、第三回の協議会を開いたが、可決事項は何れも四月一日から実施することになった。今其の主なるものを挙げれば、陪審相当事件は、陪審の予行演習の意味に於て準備手続を勵行することとし、其の準備手続に於ては總ての証拠を提出し、公判に於ては証拠の申出なきやう努むることになった。次に、時間不勵行のことは、民事案件は控訴院と地方裁判所の開廷時間が競合する場合、控訴院を午前とし、地方裁判所を午後とすること、期日の指定は当事者双方協議の上為すこと、指定時間より一時間経過して当事者双方出廷せざるときは休止とし、一方出頭したるときは欠席判決を為すこと、刑事案件に付きては、呼出時間より一時間経過

するも弁護士出頭せざるときは、強制弁護に非ざるものは開廷すること等を可決して居るが、此の時間勵行の決議に付ては之を遵守せざるものは懲戒に附するの議も出て居るが、之は未だ可決には至らぬけれども、充分其の氣運には向つて居る。又、民事々々に付て、故障申立後の新期日は、相手方の単独変更を認むることになつた。次に、裁判所側の提案に係るもので、証書を真実に反して争ひたるもの及び顯著なる偽証、証人の不出頭等は告発を勵行すべき旨の議があるが、之れは裁判所が勵行することは、何等之を阻止する理由はないが、弁護士側としては直ちに同意し兼て居る。弁護士側の提案で、未決問題は執達吏の合同役場を分離するの件であるが、之れは次の協議会で更に論議される筈である。尚目下控訴院で、取纏め中の議案は頗る多数であるが、之れは 来月初旬開かるべき管内所長会議に附議される筈である。その所長会議の際は、各地の弁護士会長をも列席せしむべく提議中であるが、裁判所では弁護士会の旅費自弁等の関係から或は之を躊躇して居るやうに見受けられるが、左様なことは遠慮は要らぬから、是非弁護士会長の列席を希望して居る次第である。

●<sup>中国</sup>陪審宣伝行脚(上) 友次嶺南

出発の日は、春雨ならぬ氷雨がしとくと降つて居た。三月二日午後九時半、下関行急行は、ざわ／＼した東京駅を後に、一路目的地に向つて吾等を運んで呉れた。此の列車には、陪審法講演の爲め広島控訴院管内の中国、四国方面を受け持つ、一木司法書記官、町田属、活動写真技師、映画説明者の一行が陪審興行の爲め華々しく目的地に乗り込んで居るのであつた。

便所に行くべく歩いて居た私の後から、私を呼び止めるものがあつた。見れば児童教育

会の I 氏である。I 氏とは、今から八年前、氏が東武窯業株式会社の専務時代に会つてから、其の後は年賀状の交換位のもので、ついぞ親しく会ふ機会がなかつたものが、偶然にも此の列車の中で会はうとは、夢にも思はなかつたことである。八年前の私の顔も変わらぬものと見へ、I 氏の顔も特徴そのまゝに何等の変化がない。「これなら何処で会つても忘れないよ」と互に健康を祝福したことであつた。I 氏は、私が八年前に遠い寒い国に旅立つとき「馬のやうに元気に跳ね廻れよ」といつて、私を態々芝の馬肉屋に案内してしこたま馬肉を御馳走して呉れた親切者である。どうして忘れることができるものか。食堂から追ひ出されるまで、語り続けた。

琵琶湖付近で眼が醒めた。空は、綺麗に晴れた。雨上りの湖面は、鏡のやうに澄み切つてさゞ波さへもなく、三井寺の塔が、夢のやうに遙かな山腹に見へる。此の辺に住む平和な人の境涯が羨しく思はれるのは、今日に限つたことではない。I 氏とは、京都で別れを告げた。汽車は、西へ西へと進む。煤煙の都、港の街を素通りして、須磨、明石の風光を賞でつゝ、更に西に進んだ。今回の行は、岡山を振り出しに中国全体、四国の北部を一巡するので、私にとっては、可なりの重任である。

先づ、最初の目的地である岡山に着いた。岡山では、此の二十日から大日本勸業博覧会を開催するといふので、旧練兵場跡に壮麗な会場を建築中で、之は略ぼ完成して居る。市中は到る所、も早や博覧会気分が漂つて居る。鉄筋コンクリートや石造の三階、四階の建物がポツリ／＼古い都の瓦屋根の続く街の調和を破つて居るのが眼に映ずる。後楽園と、吉備団子より名物のない岡山が、「大日本」と銘打つた博覧会を開くのも、時の流れであらうことをしみ／＼と思はしめる。

岡山に於ける陪審講演と活動写真大会は、四日午後六時から深柢尋常高等小学校で開かれた。会場は、小学校の講堂としては、岡山第一と称せられる丈けに、頗る広大であり、設備も完全である。会場の入口には、森所長を始め庁員が懇切に、案内役を勤めて居るのも涙ぐましい感謝である。会場の正面には、犬養翁の「深根柢固」の大額が掲げられて居る。勿論校名に因んだ文句である。陪審員候補者は、二階に特別席を設けてあったが、後からく入場者が殺到するので見るく内に普通席との区別がなくなつて了つた。入場者は満十八歳以上の男女に限られて居たのであるが、婦人の聴衆も可なり多く、何れも熱心に講演を聴いて居たことは、一木書記官の言を借りて云へば「陪審の前途多幸なり」と云ふべしだ。

大原判事、一木書記官の講演は何れも固過ぎず、砕け過ぎず、而かも情理を尽したもので、余程低級な人にもよく意味を了解せしむるに足るものであった。講演を了つて、いよく「屍は語らず」の活動写真の映写に移ると、今までの聴衆は、観客に変わつて固唾を呑んだ。流石は日活苦心の映画丈けに筋もよし、出演俳優も洗練されたものである。たゞ写真が、時々切れるのと、説明者の説明が不充分なので、口の悪い岡山っ児をして、「只のものにろくなものはねえ」との秋声を、洩らさしめたことは悲哀であった。併し、岡山以後は技師も説明者も熟練して、斯ふした欠点がなかつたのは、何よりである。

津山も同様の盛会であつた。一行は之れから、四国に渡るのである。岡山から宇野線に乗り替へて、宇野から高松への連絡船に乗つたのは、六日の午後一時過ぎであつた。箱庭のやうな瀬戸内海の島々は冬枯の時を知らず、顔に松は濃緑を装つて生々繁茂して居り、段だらになつた麦畑は所々に菜種の花をちりばめて、もはや春の酣なるを告げて居る。

平家没落の屋島の古戦場を左に見て、高松の棧橋に上つた。何はともあれ、栗林公園を看過してはならぬとあつて、お先き真暗らだが、電車に飛び乗つた。幸ひその電車は、公園前を通るのであつた。電車を降りて公園に入ると、遠がに日本三公園の一と称せらるゝ丈けに、一木一石も由緒あり気に見へる。水に映る梅花は既に散りかけては居るが、まだ馥郁たる香りは強く鼻を刺激する。公園を一巡して後、屋島見物を勧められたが、時間の都合で割愛して、琴平行の列車に乗つた。

その日は、西条泊りの予定であつたが、何も見るものもない西条に二日の滞在は聊か苦痛である。殊に多度津から琴平までは、僅か三十分である。船で知り合になつた愛媛県庁のS氏に誘はるゝまゝに、今夜は琴平泊まりを決心した。琴平に着いたのは、彼是れ夜の七時であつた。山腹に臍ろに見へる金比羅神社は、南画に見る蓬萊山に髣髴たるものがある。途すがら両側の宿引がうるさく付き纏ふのを切り抜けて、S氏に伴はれて宿に落着いた。宿の婢の話では、此頃は年中一番閑なときだと云ふが、それでも三々五々の客は、可なり宿を賑はして居る。桜雲閣！、それは、私共の宿の名称である。勿論、その外に何屋何兵衛の別号のあるのが、斯うした名所の習はしで、此の家も桜雲閣は最近の名称で、桜屋何兵衛とかの旧名の方が通りが宜いさうである。

四国に第一歩を印した夜は、靜かに明けた。朝食前にお詣りを済まして、午前八時の列車に乗らうと云ふのだから、可なり忙しい。約二十町もあらうと云ふ石段を上り詰ると、眼下には青い麦畑と農家がパノラマのやうに展開される。朝日の光りを満身に浴び、神主の拍手を朗かに聞いたときこそは、人間は本能の蘇つて居た。

### 3 「法律新報」昭和三年四月五日

● 広島控訴院管内陪審法宣伝

第三班 安東特派員

△下 関

三月十一日夜東京を出発したる黒川書記官の一行は、十二日を以て尾道の講演を打切とした一木書記官の一行と同地に於て、映写機其他の引継ぎを了し、十三日広島控訴院検事村上常太郎氏と共に急行にて下関着、同夜は同地一泊、翌十四日は出迎の爲め出関したる矢崎山口地方裁判所長、杉本検事正等と共に、裁判所庁舎を視察したる上、村上検事は午後一時から同庁楼上に於て庁員初め特に警察官、憲兵等の爲めに欧米に於ける陪審制度視察を試みられ、弁護士の数も聴講した。村上検事は、先づ「陪審法の一部が既に実施せられ居る今日、陪審制度の良否如何を論ずるは、最早其時期ではない、苟も陪審法が実施せられる以上、之が完璧なる効果を収めることは吾々の今日最も意を用ひなければならぬところである。欧米人から見ても陪審制度には美点もあれば又弊害もある、しかしながら陪審制度に如何に羨むべき美点があるからと云つて、徒らに其美点のみを挙げたのでは、其美点に心酔して却つて其弊害を忘れることになるから、私は今茲に欧米人から見た陪審の弊害が果してどんな点に存するかを述べて、皆様の御参考に供し、将来成るべく其弊害から遠ざかられむことを望む次第である」と前提して、個人主義的物質文明を基礎とせる欧米の国民性と、家族制度を基礎とせる我国国民性との相違を述べ、我国には我国国民性に適応する陪審制度の發達を望む所以を説き、進で英米仏に於ける近年の陪審法改正の趨向、独逸に於ける参審制度、米國紐育、加奈陀、ポートルコ等に於ける実例を引き、最後に弊

害の最も大なる陪審員の義務回避に関する問題を力説して、大に警戒を与ふるところがあった。

次で、同夜の陪審法講演会は、同市大山劇場に於て開かれた。両三日前より主催者たる下関区裁判所後援者たる下関市役所、関門日々新聞等の広告宣伝方法の行届きたる爲め、開会前既に非常の人氣を引き、定刻六時前から会場目蒐けて轟々と押寄せる聴衆は忽ちにして場内に溢れ、其数無慮四千名と註せられたが、猶入場出来ずして門前堵を為す千余名の者は空しく帰途に着くの盛況を呈した。先づ二階堂監督判事の開会の辞に次で、広島控訴院検事村上常太郎氏は満場の拍手に向へられて登壇「陪審員の注意すべき事項」なる題下に、先づ裁判の本質より説き起して、陪審法は国民の名譽財産生命の保護を完ふする上に於て、最も適切確實なる制度なる所以を説き、英國陪審八百年來の沿革を略述したる上、我国に於ても愈此陪審制度を実施する以上、今に於て十分なる準備を為し置く必要あるはいふ迄もなく、司法省に於ても数年来海外に視察員を派し、国内に於ては隨時之が宣伝に努むる等殆ど其全力を尽くして余す処なき所以を述べ、次で西洋の陪審評決と日本の陪審評決とが、一方では裁判所を拘束し他方は裁判所を拘束せざる点、又一方は評決に全員一致を必要とするも他方は過半数にて事足る事等を挙げて彼我陪審法の相違を叙述し、結局英國ではジャスチースとは裁判の意味で、裁判官其人をもジャスチース誰々と呼称するほど、裁判に重きを措く所以を述べ、此裁判に關与する陪審員の義務と權利とは、兵役の義務と權利に次ぐ名譽ある者なれば、国民は大に之を尊重せざるべからずと教へ、それより陪審員の義務の迴避に対する嚴罰、請託に応ぜざる覚悟、冷静にして感情に支配せられざる用意、外部の影響に左右せられざる事、殊に我国人は兎角情實に流れ易い性向があるか

ら、是等の点に付ては殊に注意を怠らないことが緊要であると結んだ。

次で、黒川書記官は「陪審裁判と国民の覚悟」と題し、先づ陪審の性質より説起して陪審員たる者の資格要件、陪審員の仕事、其貴重なる権利と義務の本質を明かにし「犯罪は之を譬ふれば恰もバチルスの如きものである。此のバチルスが蔓延すれば社会に害毒を流し国家繁栄の基礎を危ふするに至るのであるから、国家社会を構成して共同生活を営む吾々国民は互に協力して此バチルスの蔓延を予防し以て日常生活の安定を計らなければならぬ。而して、陪審員は此のバチルスの性質を見定める医者如きものであり、従つて其任務の重大なることは言ふを俟たない処である」と極めて平易に陪審裁判の本質を説明し、最後に「昔の裁判は専ら行政官の手に依て行はれ、裁判と行政とは殆ど同一視されたのであるが、今日では立法、行政、司法の三権が分立して互に其領域を侵すことを許さず、裁判は専ら司法権の発動に依りて裁判官が之を為すことになって居るが、愈々来る十月から陪審裁判が行はれると、国民は刑事裁判の一部に陪審員として参与するの権利を付与せられのであるから、言はゞ裁判は国民自ら之を行ふと同じ事になるのである。而して、新制度は最初に踏出す第一歩が最も大切であつて、陪審制度の美果が収められるのも収められないのも、一に国民各自の用意と努力の如何に依るのであるから、此際国民は能く陪審裁判の真髓を体し、熱心誠実を以て其職務に膺るの一大覚悟を要求して止まないのである」云々と聴衆に大なる感動を与へて降壇。それより映画「屍は語らず」の映写に入り、多大の興味と実際知識を与へて、十時半終了した。

#### ● 下関の民刑事事件

下関区裁判所監督判事 二階堂富作氏談

下関は、山口地方裁判所管内では、事件の一番多い処で、区裁判所の刑事事件として最も特色のある犯罪は、営利誘拐罪である。これは、下関の土地が満鮮への渡航口又は九州の咽喉を扼して居るといふ点から見て、当然有得べき現象であらうと思はれる。又民事支部事件としては、一般商取引及び船舶に関する訴訟等が其多数を占めて居るが、之れ又海港地として当然の事であらう。其他区裁判所事件中最も特色のあるものとしては、強制執行異議事件、関税法違反事件なども可成りに多数を占めて居る。

陪審法宣伝に就ては、山口地方裁判所監督の下に陪審員候補者に対する直接指導等は講習的に各地に於て屢々之を行ひ、又弁護士会側でも時々模擬裁判などを催して、官民共同的に之が宣伝に努めて居る次第である。

#### 山口

黒川司法書記官、村上検事の一行は、矢崎山口地方裁判所長、杉本検事正等と共に、十五日朝下関を發し、予定の如く同日午後山口に到着、山口では数日前より講演会に関する準備怠りなく、市中の要所には立看板を出し、陪審候補者には案内状を發するなど、万般の手配行届いてゐた。十五日山口に一泊した黒川書記官の一行は、十六日山口地方裁判所、同区裁判所の庁舎及び目下建築中の陪審員法廷等を視察し、午後一時から地方裁判所楼上に於て、村上検事の欧米陪審裁判の視察談ありて後、六時より山口座に於て講演会は開かれた。例により轟々と押蒐けた聴衆は、定刻に至り既に三千五百有余名と注せられた。矢崎地方裁判所長開会の辞を述べ、次で村上検事、黒川書記官の講演があつて後、活動写真の映写に移り、聴衆に多大の感動を与へて、十時過散会した。

#### ● 山口地方裁判所管内状況

当裁判所管轄下に於ける人情は、概して未だに古の武士氣質の抜けない、といふのが其特色であらう。これは、維新の際に長州藩の頭したあの赫々たる武勳が一種の誇りとして今日迄残つて居る証拠で、大義名分を重んずるといふ美風が到る処に見られる。従つて、刑事事件の如きも他県など比較して割合に少く、縦しあつても、其性質が大に其趣を異にして居るやうである。殊に当山口町は、山陽本線から離れた商業学校や高等商業学校などの所在地であるだけに、県下の模範教育地として名高く、全県下が皆之に倣ふといふ土地柄故大に意を強ふするものがある。他の一面に於て、全県下の人々の貧富の程度も、其差比較的甚しからず、従つて生活上の脅威を受けて居らぬといふ点から見ても、刑事事件、民事事件共に、比較的其性質が悪くない所以であらうと思はれる。

ところが、近事憂ふべき現象として、農村方面に思想上の悪刺戟を受けて、小作争議が熾んになつた来た事である。尤も之は全県下に亘つての事ではなく、主として徳山、三田尻方面に限られた事態で、それは如何なる理由かといふに、該地方は御承知の如く、海外渡航者の熾に出る処であるから、外国思想にかぶれて帰つて来た、それ等の人々から煽動せられた無智の農民が結局農民組合など、聯絡を取り、小作人の権利を主張して地主に迫るといふところから来た現象と見られるのである。それも、当然の権利を主張するといふのならよいが、どちらかといふと過激に失する様な性質のものもあつて、裁判所でも大に之を憂ひ、目下出来るだけ調停に努めて居るが、其結果は極めて良好の方で、今後は最早大したことはあるまいと思ふ、目下徳山地方から田地何百町歩かに亘る永小作権存否の大事件が当裁判所に現はれて居るが、しかし此事件の性質は決して悪い方ではなく、其中調

停がつけば裁判所の方でも大に肩が卸るせると思つて居る。概して山口県人は、権利主張を固持するといふ方面には、寧ろ根強いところがあるやうに思へる。

当裁判所管轄下で事件の多いのは、下関を以て第一とし、次が岩国、山口といふ順序であらう。下関は、刑事第一審事件が非常に多く、民事事件は割合に多くない。本年度に於て全管轄中、予審を経た事件は概略百件で、其中下関が五、六十件、其余は山口、岩国を以て占めて居る。下関は、満鮮及び九州の咽喉を扼し、各国人多数入込み居る結果として、海外への営利誘拐罪又は輸出入、関税法違反などの罪が刑事事件中の多数を占めて居る。

当裁判所の陪審法廷も、昨年十一月から起工し、目下着々として進行中であるが、来る五月二十日頃迄には是非完成させたいと思つて居る。陪審員候補者に対する講演も所長、検事正と手を別けて最寄の区裁判所又は登記所々在地に於て、専ら其指導に當つて居るが、其成績も大に見るべきものがあるのを喜んで居る。陪審裁判が愈々実施せられて、果してどれだけの法定陪審事件、請求陪審事件があるかは、只今の処一寸予想はつかぬが、昨年度の予審を経た事件八十七件中、公判で自白した者三十六件及び其他自白したか自白せぬか分らぬ者五、六件を除き、結局陪審事件として法廷に現はれるものは、四十五、六件位であらうかと思はれる。云々

● 頼母子講事件の多い山口

山口区裁判所監督判事 細川兵一氏談

一昨年六月に鳥取から赴任して来たが、当地は御承知の如く、一般に保守主義、排他的に傾いた土地柄で、其割合に人情は純朴質実の美点に富み、従つて刑事などでも、予審に廻はる事件は極めて少ない。其反対に民事通常事件は、昨年度に千三百件以上もあり、区



裁判所としては、寧ろ事件の多い方であらう。

当区裁判所に現はれる事件中、其最も多くして又異彩を放って居るのは、頼母子講に関する民刑事事件である。頼母子講は、古より当地唯一の金融機関であるかの観があり、それが為め銀行事業の萎微として振はないのも、他の土地には到底見られない現象である。是等の点から見ても当地の人氣が如何に保守的に傾き、従って又商工業の如何に不振であるかを物語るに十分であらう云々。

●官民融和の山口

山口弁護士会副会長 小河虎彦氏談

当地には、目下十二人の弁護士が居ります。下関の二十二名に比して、少い観があります。しかし直に地方裁判所々在地だけに、下関、岩国、萩等からは云ふに及ばず、遠くは九州、広島、岡山地方から弁護士の来往は熾んなので、弁護士控室は御覽の通りいつも賑やかです。当地としては、結局在住弁護士十二人で十分間に合つて行ける次第です。

当地の人氣は、一体に穏かであります。刑事事件としても兇暴性を帯びた犯罪事件は至つて少く、又商工業不振の土地柄だけに、民事事件としても目立つて大きな事件といふものはありません。只一つ喜ぶべき現象は、前申した如く、弁護士の数が少ないので、弁護士相互の間は云ふに及ばず、裁判所と弁護士会との間も意志の疎通が円満に行はれ、従来面倒な問題などの起つた例は一つもない事です。

△浜田

山口の講演を了つた黒川書記官の一行は、翌十七日朝山口発、午後二時四十分浜田に到着、直ちに区裁判所に入りて庁舎の視察を為し、午後六時から末広座に於て講演会を開い

た。聴衆約二千五百名、勝井監督判事の開会の辞、村上、黒川両氏の講演ありて、活動写真の映写に入り、盛会裡に十時過ぎ散会した。

△松江

松江の講演会は十九日午後六時から松江座に於て開会、聴衆三千四、五百人を算し、陪審員候補者の大部分来会した。大脇松江弁護士会長の開会の辞、黒川、村上両氏の講演並に活動写真の映写、菅原松江地方裁判所部長の閉会の辞を以て閉会した。黒川書記官の一行は同夜松江に一泊、翌二十日午前米子に向け出発。

●松江地方裁判所管内状況

松江地方裁判所長 白井清左衛門氏談

私は、一昨年以來当地に在勤して居ります。当地方裁判所管内の最近に於ける特殊の事件としては、矢張り小作争議を挙げねばなりません。此小作争議は、大正十一年頃から起つた事で、主として鳥取県米子市に接した部分に多いのであります。当裁判所でも、其調停方針には最も意を用ゐたところでありまして、最近には余程緩和して来た傾向が見えます。

小作争議の起る土地の人は、元來が純朴なのであります。何分にも組合を背景とした一部の人の煽動に乗つたのが抑々の始りで、一時は争議ブローカーを非常に尊敬した時代もありましたが、それもホンの一時的現象で、昨今では小作人側から自覚した結果、最早それ等ブローカーの甘言に乗せらるゝ者もなくなり、寧ろ裁判所側の取つた調停方針に対し、感謝の意を表して居る者もあるといふ有様です。従つて、小作争議もこれ以上發展する様なことは、あるまいと思ひます。

当地方の人氣は、一体に穩和の方で、殺伐性を帯びた犯罪事件などは、極めて少い方です。従つて、たとへ陪審裁判が行はれる様になつても、陪審法廷に現はれる事件の数は多くて一年三十件あるかなし位の予定で居ります。陪審員候補者に対する講演は、其銘々に通知を出し、随時之を各地で行つて居りますが、候補者は万障繰合せて之に出席するのを常とし、中には自から進んで、いろ／＼の質問を出し、その返答を得て満足を現はして居る者もあります。

● 犯罪率の極めて少い松江地方

松江地方裁判所検事正 藤井建一氏談

私は、長崎控訴院の次席検事から当地へ転任して丸二年半在勤して居ります。当地方の状況として、別に申上げる程の事ありませんが、島根県人は低いながらも一般に生活の安定を得て居るので、犯罪の率は極めて少ない方でありませう。特殊の犯罪としては、墮胎罪の多い事で、これは古来よりの風習の然らしめた結果でありませうが、其原因はしかと申上げ兼ねます。一般から申しますと、出雲の方面は知能犯が多く、石見の方面は殺伐の犯罪が多いといふ傾向があります。

小作争議の刑事事件として現はれるのは、主として鳥取県西部に隣する部分に多いやうで、目下予審中のものも二、三件あります。其他執達吏の強制執行を妨害する犯罪も可成り多い様であります。概して管内に於ける犯罪は、前申した通り、其數に於ても其性質に於ても余り大した事はないと申してよいのであります。

● 特殊の犯罪は墮胎罪

松江弁護士会長 大脇熊雄氏談

松江地方裁判所管内の弁護士としては、目下松江に十九人、浜田に五人、今市に一人、益田に二人都合二十七人居ります。事件も至つて閑散の方で、別に之といふ程の事ありません。裁判所と弁護士会との間は到つて円満に協調が行はれ、従来来何一つ面倒な問題など起つたことはありません。開廷時間なども、相互の申合せに依り、呼出時間から余り待たされる事なく、順番に行はれて居る様な次第で、非常に喜ばしい事と思つて居ります。

当地方特殊の犯罪としては、墮胎罪の多い事です。昔から、貧乏人が子供三人以上を育てるのは、馬鹿の骨頂だなどといふ言ひ慣はしがあつて、此風習を馴致したのであります。うが、考へて見れば実に何とも情けない次第であります。而かも、之れが馴合夫婦の間に行はれるばかりでなく、歴キとした法律上の夫婦間にも行はれるといふに至つては、一層嘆はしい事と云はねばなりません。しかし、其事情を汲取つて見れば随分中には悲惨の境遇が然らしめたものもあつて、結局は執行猶予になる事件が其多數を占めて居るのも又止むを得ない次第であります。

△ 米子

米子は鳥取地方裁判所の管轄で、区裁判所の所在地である。山陰道唯一の商工業地として名高く、昨年四月を以て市制が布かれ、山陰道で電車の走つて居る町は此処ばかりと聞く。講演会は、同市昭和劇場に於て二十日午後六時から開かれた。聴衆約三千五百名と注せられ、例に依り黒川書記官、村上検事の講演、活動写真の映写ありて、十時過散会した。

△ 鳥取

黒川書記官、村上検事の一行は、米子より篠田地方裁判所長、浦川検事正と共に、二日鳥取着、篠田所長の案内にて裁判所庁舎、陪審法廷建築の模様等を視察し、同日午後

六時より同市戎座に於て、講演会を開いた。例に依り、犇々詰掛けた聴衆は三千五百有余名を算し、定刻には既に満員、入場拒絶の盛況を呈した。先づ、篠田所長の開会の辞に次で、村上検事、黒川書記官の講演あり、右終つて活動写真「屍は語らず」の映写に移り、最後に浦川検事正の閉会の辞を以て閉会した。此日、陪審員候補者の殆ど大部分は来会し、講演当局者側に於ても、非常の満足を表してゐた。

●鳥取地方裁判所管内状況

鳥取地方裁判所長 篠田嘉一郎氏談

鳥取県は、人口五十万に満たない小県でありまして、民刑事事件の如きも他県に比較すれば少数なるを免れませんが、裁判所としては配置職員の寡少なるが為めに、其の一人担当の歩合は敢て他の裁判所と異るところはありません。殊に両三年以来、県下各地に農民組合を背景とする小作争議が台頭し、訴訟に調停に逐次事件増加するの傾向があるので、今後の成行には深甚の注意を払ひ居る次第であります。

陪審法実施準備に関しては、広島控訴院管内の各地方裁判所は、今村院長の激励の下に互に協調を保ち、制度の宣伝に法の研究に将又実際の運用上にも、不断の努力を続けつゝある次第であります。当裁判所も、一昨年以來検事局と協同し、弁護士会及び県当局にも依頼して県下全体に亘り民衆に対し法の精神を宣伝し、陪審員候補者に対しては、之を最寄りの区裁判所又は登記所々在地に集め、専ら私が面接して其指導の任に当り、又刑事事件の審理に付ては現行刑事訴訟法の許す範囲内に於て陪審法の精神を応用して、同法実施後に於ける執務上の習熟を図つて居る次第であります。

当裁判所と弁護士会とは、従来極めて円満融和の關係にありまして、特に協議会等を組織する程の必要を認めて居りません。随時相互に懇談して、訴訟の進行、事務の刷新及び法の研究等を為し居る次第であります。

●小作争議で忙しい鳥取地方裁判所

鳥取地方裁判所部長 山崎勝嘉氏談

私は、一昨年の夏東京地方裁判所から転任して参りました。当地方の主なる事件と申しますれば、矢張り小作争議に指を屈しなればなりません。小作争議は、岡山地方の熾んな時代からボツ／＼当地方にも起り始めまして、東伯郡地方が其本拠地たる観がありました。今年鳥取地方にも可成りに行はれた様であります。何れも皆労農なり日労なりの支部長なるものが、農民を煽動して所謂不納同盟なるものを形成し、地主に対抗するのであります。昭和二年度だけで全管下の小作争議が三百二十四件、其中鳥取だけで百九十四件ありましたが、本年度は鳥取だけで八十六件に減じて居る次第あります。裁判所も小作争議の調停には、最も力を尽して居るのでありますから、或特殊な事情のない限り之以上小作争議の殖へする事はあるまいかと思つて居ります。

鳥取県と申ししても、元來因幡地方は人気の至つてよい処でありまして、伯耆の方面になると寧ろ殺伐性の犯罪事件が多いのであります。たとへば、殺人放火などいふ犯罪は主として伯耆地方から現はれ、現に昨年から本年にかけ無期懲役に処せられた犯人が三人もあつたといふ様な次第です。陪審法廷に現はれる事件数は、今の処一寸想像はつき兼ますが、今日迄の統計から推察すれば、全管内を通じて一年約四十件以上には出でまいか

と思つて居ります云々。

### ●山林訴訟の多い鳥取

鳥取弁護士会長 君野順三氏談

鳥取には目下九人の弁護士が居ります。事件もさう忙しいという方ではありません。当地方には、山林訴訟が可成りに多くあり、事件の性質として検証の必要がありませんが、而かも冬十一月から翌春三月迄は気候の関係上、此の検証が出来ないで事件は自然中止の姿となります。四月頃から漸く検証に出懸ける様な始末で、山林事件は従来兎角延滞を免れなかつたのでありますが、しかし山崎部長の赴任せられてからは、其努力に依て古い事件も大方は片付き、目下殆ど総ての事件に停滞を見ない様になりましたのは、大に喜ばしい事と思つて居ります。

鳥取市は、人気の至つてよい処であります。何分水害の甚しい場所柄とて、工業は起こらず、不景気は数年来持越しの有様で、殆ど閉口の外はありません。しかし、目下内務省の直轄で千代川改修工事が着々として進められて居るから、数年後完成の暁には、鳥取市も大に面目を一新して、商工業の急速なる勃興を見る事が出来やうかと思ひます。物産としては、僅かに因幡紙が全国各地へ輸出されて居る外、目下の処之れといふ物はあります。

近來不景気の為め、区裁判所事件が増加し、非常に多忙を極めて居る様です。頼母子講事件なども可成りにあり、夜逃げ訴訟なども往々耳にする処であるが、此際銀行も大に警戒を加へて居るので、不景気風は益々荒れずさんで居る様な有様です云々。

### ●中国陪審宣伝行脚(中) 友次嶺南

高松から松山に至る鉄道の沿線は、実に美田良畑が続いて居る。水田は、尽く二毛作で、今は麦の新芽が四、五寸の長さに延びて、農家はその手入れに忙しさうである。汽車の窓から最も強く旅人の眼をひくものは、紫や海老茶色の恰度事務服のやうな華やかな色合の上衣を着て、首まで濃化粧をした若い女が、野良に働いて居る姿である。中には、立派な乳母車が田圃の畦に置かれて、小児が幌の中に寝て居るものも眼に付く。此の辺の農家は、一般に構造も外觀も相当に整つて、東北地方や北海道に見るやうな見すばらしい農家は、一軒も見当たらず。而かも、其の大部分が小作人であると聞いたとき、農民党が逸早く此地方に着目したことが、余りにも当然であることに首肯かしめる。

小作争議は、今や讃岐の国境を越へて、伊予に延焼し、西条地方裁判所支部は、一昨年辺りから遽かに争議事件の為に忙殺されたが、今日では稍々下火になつたといふことである。しかし、それは決して争議が終熄したのではなくして、何かの事情で一時的に止して居るものに相違ない。斯うした豊饒の地で、而かも人智が進んで居るとすれば、自作農が少い限り、争議は西に向つて漸進するものと見るの外はない。

殊に、西条地方裁判所支部河崎監督判事の話によつて見ても、此の地方の農民は、非常に法律智識に富んで居て、大抵の家に六法全書が備へ付けられて居る位であるから、権利思想の發達して居ることは、想像するまでもないことである。此の地方の農民が法律智識に富み、権利思想が發達して居ることは、寔に結構なことであるが、それを悪用して権利を濫用し、社会を攪乱するに至つては、之れは悲しむべきことである。小作争議は暫く措き、河崎監督判事に話によると、東部伊予の刑事事件は非常にこんがらがったものが多く、殊に智能犯に至つては、至れり尽せりの犯罪があり、民事事件にしても少し大きい事件

になると、きつと細工が加へられて居ることである。人智の發達する反面に於て、必ず余弊を生ずるは、独り此の地ばかりではないが、比較的生活に余裕のある農民が既にさうであるとするれば、法律の生鬻りの弊はこゝに至つて極まりと云ふべきだ。

西条の裁判所は、街の中核から一寸離れた所にある。一見して寺かと思はれるやうな門をくゞると、玄關に至る敷石の両側には余程年代を経たらしい、しかも丈の低い臥龍式の松が幾本となく植へられて居る。此の松は、此の地方でも有名なものであることは、後から河崎監督判事が態々案内されての説明であつたが、素人眼にも余程見事なものである。松の旧きを一の誇りとする西条の裁判所、常春のやうな氣候に恵まれ、海辺は白砂青松、山は青く、水は清く、海に、陸に産物の豊かな、平和なるべき伊予の一隅にも、生活の闘争、物質文明、思想変遷の荒波が襲つて、民事、刑事共に醜い浮世絵を展開して居ることは、是れ亦時代を物語るものであらう。

西条裁判所は、元は判事の定員四名であつたが、現在では監督判事河崎津賀次氏、清水胤治、蓮沼重雄の両判事の三人に減ぜられ、其中予審に一人廻つて居る所へ、民刑隔日の開廷であるから、裁判所の構成に支障を生ずるので、開廷日を定めて松山から一人宛の応援が出張すると云ふ節約振りである。弁護士は、石田今治、原田光三郎、渡邊啓太、近藤繁太郎、白石小平の五氏丈け。それに、検事の山根作氏を加へて判検事、弁護士は一家水入らずの觀を呈して居る。而かも、弁護士の三人までは狭い道路を距て、裁判所の正門前に事務所を構へて居り、他の二名も遠くとも半町と離れて居ないので、開廷のときは、廷丁が「××さん開廷しますよ」と玄關から怒鳴れば「オーイ」と答へて出廷すると云ふ簡便さ、悉くが此の調子で行つて居るのは、羨しい限りである。

松山に着いた。松山は三百年の歴史を誇る松山城が市の中心に屹立して、今も昔の佛に旧幕時代の城下を偲ばせて居る県庁と、裁判所とは相並んで城山の麓に赤煉瓦の宏壯を競つて居るものゝやうである。尤も県庁は、目下改築中で落着きがないが、裁判所は、大正七年頃の好景氣時代に僅か五万円足らずで出来たと云ふ、赤煉瓦の二階建て神戸の裁判所を少し小規模にしたものらしい。好景氣時代に五万円足らずで、よくも之れ丈のものが出来たと不思議に思はれるのも道理、当時請負人は物価が暴騰したので、保証金を抛げて兜を脱いでも、尚完成後の損害の幾分にも当らないと云ふのを、莫大な損害を忍んで完成したと云ふ美談付きの建物である。目下陪審法廷と其の宿舍は、半ば完成して居る。木造だが、周囲の構造は赤煉瓦と同様の模様にし、四月中旬には完成の予定であると云ふから、之れが完成後は、更に一層建物の宏壯を誇り得るであらう。

松山に来て、松山に泊るのは愚の骨頂、泊りは道後に限る。とは愛媛県庁のS氏の教へる言葉であつた。停車場から電車で約十分で行ける道後は、成る程旅の疲れを休めるには屈強の所である。と期待したのは私ばかりではない。その期待に反したか、どうかは別として、聊か失望したのは、道後の温泉は内湯でなく、共同浴場であることであつた。しかも、浴場は三ヶ所に分かれて居て、八階級に派れて居るといふ。即ち、二銭の沸し湯から四十銭の休憩場付浴場まで、其の設備と待遇を異にして居るのである。先づ、二銭とか五銭の湯には土地のもの以外は入らぬとして、普通浴場客の入るのは十銭、二十銭、四十銭と三階級に分れた浴場である。曰く「養生の湯」曰く「神の湯」曰く「靈の湯」、之れは十銭乃至四十銭の浴客を容るべく、一軒の家の内に区画されて居る。そして、其の代金の異ふ毎に、待遇と設備が異つて居ることは勿論である。湯宿の待遇や設備、四国の風光に

は何等不満はないが、雨の降る日に傘さして、手拭提げて湯に通ふ浴客は、風情と云へば風情であらう。しかし、一晚、二晩の旅の垢を流す客には、不便至極である。況んや、一軒の家の中で階級を三段に分つて、斯く待遇を別にするに至つては、温泉気分も何もあつたものではない。しかも、之れが町當だと聞いては、寧ろ恐怖を感じざるを得ない。

#### 4 「法律新報」昭和三年四月一日

● 中国四国陪審宣伝行脚 (下) 友次嶺南

松山では、恰も久宮内親王薨去の報に接したときで、号外の鈴の音に全市は遽かに暗雲に閉ざされた。当日は、国民は自発的に謹慎の意を表して、鳴物禁止のことになったが、その余波は陪審宣伝にも影響した。その日の午後四時頃、裁判所では一木書記官の一行を迎へ、あす(九日)の講演会の準備の真最中、突如、司法省から「活動写真中止せよ」の電報が届いた。驚いたのは、境澤所長と福岡検事正とで、管内の遠近を問はず、陪審員候補者には悉く案内状を出してある。それを、今更ら取消す訳には行かず、と云つて講演丈けでは、嘘の案内状を出したことになる、と両長官は鳩首凝議して、善後策を講じたのであつた。しかし、それは後になつて、興業物とか鳴物禁止は、当日丈けと判つて、両長官が胸を撫で下ろしたのは、数時間後であつた。斯くて、松山の講演会は無事に終了したのは芽出たし々々。

松山裁判所管内に於ける犯罪状況を聞くと、昨年中に於て、殺人六十四件、放火十八件、強盗十三件、窃盗三千三百十五件、詐欺、恐喝二千七百七十六件、横領千四百七十六件、傷害五百九十六件、賭博五百四十九件、その他二千九百四十件、合計一万二千百十八件で、

之を前年に比すれば一千百十九件の増加であるが、之は不景氣の結果と見られて居る。

松山管内が、比較的殺伐の氣風に富んで居ることは、境澤所長の談話として別に紹介したが、此の数字を見ても、他の犯罪に比して殺人、傷害が多いことは、一見して明かである。そして、之等犯罪の中で、法定陪審事件となるものを見ると約百件近い数になるが、其の中で自白するもの、陪審を辞退するもの等があるから、松山地方裁判所で陪審に掛ける数は結局、請求陪審を見込んで三、四十件見当と見られて居る。そして、本年度の陪審員候補者は八百人選定してあると云ふが、一事件に就て三十六人宛呼出すものとすれば、仮に三十件としても、千二百人を要するから、一年に二度以上呼出される陪審員が約五百名ある訳である。果して、予想通りの陪審事件があるか何うかは不明であるが、若し三十件も四十件もあるとすれば、慥かに陪審員の不足を告げる訳である。

松山を辞して、広島に向つた。船は省船ではないが、設備はなかく整つて居る。その日は、此の地方では稀だと云ふ時化にぶつつかつた。三百噸級の船は、木の葉のやうに波に翻弄され、瀬戸内海の波位と高を括つて居た私は正に面食つた。二時間余りと云ふものは、時化と寒さに不快の時を過したが、船が音戸が瀬戸を過ぎると風は強いが波は少しもなく、呉軍港の艦隊の威風を眺めながら熱い茶を啜つた。

広島では、先づ今村控訴院長に敬意を表した。その日は、陸軍記念日で、偕行社に招待されて居ると云ふので、極めて短時間の会見であつたが、院長の談話は可なり豊富であつた。曰く、事務行政の問題、曰く人事行政の問題、証言義務の理解、証人の優遇、法曹協議会のこと、陪審法の普及等、話題は次から次へ展開された。「広島地方は氣候も良い、景色も良い所だが、凡てが小さくて雄大の氣分は毛頭ない所で、極めて平々凡々と云ふ外

はない。こんな所へ引つ込んで隠居でもして居るつもりで居れば宜い、と云つたら、広島はそんな暇な所ではないと、土地の人から叱られましたよ」、之れは院長が赴任勿々の時の述懐談だ。「控訴院管内と云つた所で、人の数は東京の地方裁判所丈の数しかないのだから、お座なりの仕事丈けして居れば楽なものです、さうも行きませんしね、行り出せば仕事はいくらもあります。今は恰度仕事を始めたばかりの所ですから、今度どしく進行するつもりです」と意気込みを見せ、証言義務の理解に関する国民への警告の段になると、一抹の昂奮さへ院長の顔に現はれて来た。話は尽きないが、時間に制せられて辞去した。

南谷検事長にもお目に掛つた。南谷氏は十数年前の私の恩師である。氏が東京の検事正時代にお目に掛つて以来、ついお目に掛る機会がなかった。しかし、その風貌も元氣も昔のそのまゝであることは、非常に愉快を感じた、「大分白くなりましたよ鬢髪が……」とつるりと頭を撫で「しかし斯ふして三十数年も無事に元氣で、御奉公出来ることは何よりの幸福と自負して居ります。友人連中の中には、大分亡くなった人もあります。左様、私は明治三十一年の卒業ですが、同期生として健在で居るのは、山内確三郎、西川一男、矢追秀作、長谷川榮太郎（福岡所長）、三井元次（少年審判官）の諸君くらいのもです。考へて見れば、心細い次第です」と謙遜されるが、どうして／＼その元氣で、その若さで悲観は絶対御無用と御慶びを申上げて置く。

今度の中国、四国方面の行では、こうした散漫な断片の見聞は山ほどあるが、之を尽く拾ひ集めることは、読者諸君の御迷惑を察して、差控へることとする。唯茲に各所で、各方面から聞いた、陪審宣伝に関する世評を一括して、主催者側にも、陪審員候補者諸君

にも参考に供したい。

それは、先づ第一に裁判所側も弁護士側も、陪審法の実施が果たして甘く行はれるか何うかを、頗る憂慮して居ることである。而かも、実際に於て裁判所、検事局、弁護士会が殆ど申合せたやうに、心中では同法の実施を歓迎して居らぬことが、遺憾ながら覗はれるのである。所謂厄介な法律、無駄な手続、陪審員の未自覚等は、各地共異口同音に唱へられて居る、偽りのない声らしく感ぜられる。就中、或る土地の弁護士会の如きは、陪審法自体を全く厄介物視して、今度の講演会に於て裁判所、検事局に協力しないものさへあつたことは、甚だ遺憾である。それが、若し法自体に対する不安或は反感であるとすれば由々しき大事である。仮りにさうでないとしても、率先して宣伝の任に当るべき弁護士会が会としての行動を避けることは、弁護士の立場を無視したことにもなる。何れにしても、裁判所、検事局、弁護士会等が、お義理一片で宣伝して居るものとすれば、宣伝の効果は大なるを望まれないのは当然である。陪審員にしても、「迷惑」の予断を以て之に莅んで居るものが、殆んど大部分であることも疑はれない事実である。之等は、先づ考へなければならぬことである。

以上

（追補）平成三〇年七月二三日 増田修記

本稿は、「広島における陪審裁判」『修道法学』第二九卷第二号・二〇〇七年二月二八日発行、「広島における陪審裁判（二）」『修道法学』第三〇卷第一号・二〇〇七年九月三〇日発行）および「広島における陪審裁判（三）補遺」『修道法学』第三四卷第一号・

二〇一一年九月三〇日発行）を合冊した。そして、「四 広島における陪審裁判の実際・4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の関歴」を増補し、副題を改めて、広島控訴院間内で行われた陪審裁判に関する資料集中の第一編であることを明示した。